

特許庁委託 平成 2 1 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ロシア、中南米及び中東における知的財産権制度 及びその運用状況に関する調査研究報告書

平成 2 2 年 3 月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

A I P P I ・ J A P A N

**ロシア、中南米及び中東における知的財産権制度
及びその運用状況に関する調査研究報告書**

平成 22 年 3 月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

A I P P I ・ J A P A N

はじめに

特許庁委託の平成 21 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業は、産業財産権制度を経済・社会の変化、特に国際化の急速な進展に適応させるために、一歩先を予測して制度に影響を与えると考えられる諸問題を探り上げ、これに関する世界の主要各国の現状と動向を調査する。併せて、現在の世界の制度に対して、国際調和の観点からより望ましい制度を実現させるための施策作りの資料とする事を目的としている。

近年、豊富な天然資源を背景に目覚ましい発展を遂げつつある国・地域であり、我が国企業が、既に進出している、あるいは今後、進出が予想されるロシア、ラテンアメリカ、湾岸協力会議（GCC）諸国（通称、湾岸諸国）等の国々の知的財産保護の状況については、それらの運用も含めて必ずしも十分な情報を得られている状況にはない。そこで、本調査研究では、上記の地域・国々における知的財産保護の制度と運用に関して、広範囲な項目を調査し、全体像を把握することが出来るようにすることとした。

本報告書では、序において本調査研究の背景、課題、調査項目、本調査の実施方法を、本編では、各国の概況と知的財産保護制度、各国が締結している地域統合協定、自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）等における知的財産条項の概要、国際条約と各国法との整合性（パリ条約、TRIPS 協定、特許協力条約（PCT）、特許法条約（PLT）、商標法条約（TLT））に加えて、各国の知的財産政策、審査の実態、模倣対策の概況等をまとめた。さらに、PCT 関連の国際調査機関（ISA）であるロシアと、ブラジルについては、ISA としての審査の状況をまとめた。また、我が国企業による、これらの国に対する進出状況、特許・商標の出願状況等、及び、我が国政府の国家戦略等を、アンケート、公開情報および統計データ等を使用してまとめた。

最後に、本調査研究にご協力を頂いた各国法律事務所の関係各位にこの場を借りて御礼を申し上げたい。

平成 22 年 3 月

社団法人 日本国際知的財産保護協会
国際法制研究室
主任研究員 鈴木 康司
研 究 員 浜野 元昭
室 長 岩田 敬二

目次

	頁
はじめに	
序	
1 . 調査研究の背景 -----	i
2 . 本調査研究における調査課題 -----	i
3 . 本調査の実施方法 -----	ii
(各国・地域の協力先) -----	iii
1 調査対象国等の概要	
概要 -----	1
各国の概況一覧 -----	21
条約別加盟一覧 -----	23
2 調査対象国等の知的財産保護制度	
2 . 1 各国・地域の知的財産保護制度 -----	25
(1) ロシアの知的財産保護制度 -----	25
(2) ブラジルの知的財産保護制度 -----	30
(3) メキシコの知的財産保護制度 -----	37
(4) ペルーの知的財産保護制度 -----	44
(5) チリの知的財産保護制度 -----	53
(6) GCC 特許庁の特許保護制度 -----	59
(7) バーレーンの知的財産保護制度 -----	61
(8) クウェートの知的財産保護制度 -----	64
(9) オマーンの知的財産保護制度 -----	68
(10) カタールの知的財産保護制度 -----	73
(11) サウジアラビアの知的財産保護制度 -----	75
(12) アラブ首長国連邦の知的財産保護制度 -----	80
2 . 2 調査対象国の知的財産制度比較表 (日米欧・インド・中国含む) -----	85
2 . 3 伝統的知識・遺伝資源・フォークロア -----	97
3 二国間協定等の概要と国際条約・協定との整合性	
3 . 1 二国間協定等の概要 -----	103
3 . 2 国際条約・協定との整合性 -----	119
(1) パリ条約との整合性 -----	119
(2) TRIPS 協定 (第二部) との整合性 -----	129
(3) 特許協力条約 (PCT) との整合性 -----	147
(4) 特許法条約 (PLT) との整合性 -----	157
(5) 商標法条約 (TLT) との整合性 -----	163
4 調査対象国等のその他の知的財産関連	
4 . 1 各国等の知的財産政策、審査・審判・模倣品に関する運用実態 -----	171
4 . 2 ロシア・ブラジルの国際調査機関としての実態 -----	199
4 . 3 調査対象国等に対する我が国の国家戦略 -----	203
4 . 4 産業財産権取得状況 -----	209
5 . 企業に対するアンケート -----	219

序

1. 調査研究の背景

ブラジル及びロシアは BRICS 諸国の一角として、近年特に急激な経済発展を遂げており、我が国産業界からの関心も高い。そして、これらの国の知的財産権制度について十分な情報を得ることが、我が国企業が適切な事業展開を行う際に不可欠であると考えられる。

また、我が国とペルー、チリ、メキシコ等のラテンアメリカ諸国や湾岸協力会議（GCC：加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の6ヶ国）加盟諸国との間では近年、自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の締結交渉などを通じて、その関係を急速に近づけている。しかしながら、当該諸国等の知的財産保護制度に関する情報は、言語の問題もあって（例えばこれらの国の公用語はロシア語、ポルトガル語、スペイン語、アラビア語等であり、我が国ではこれらを理解できる人の割合が、英語の場合と比べて極端に少ない）、情報の入手が困難である。また、これらの国の知的財産庁もホームページを開設する等で、情報発信に努めてはいるが、法・規則（出願マニュアル、審査便覧等を含む）に関する情報や出願等の情報については、先進各国等のそれらの情報と比べて必ずしも十分ではない。

そのため、本調査研究では、これらの情報を入手して、先進諸国との比較を含めた検討を行うこととした。

2. 本調査研究における調査課題

（1）調査課題

産業財産権関連法・規則を分析、その解説を作成すると共に、我が国の産業財産権制度及び各国際条約との比較研究を行う。また、知的財産保護制度の運用状況等について調査を行い、調査研究結果を報告書にまとめる。

（2）調査対象国・地域

調査対象国・地域はロシア、ブラジル、ペルー、チリ、メキシコ、GCC、及びGCC加盟国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）。報告書の中では、地域別で表現する場合は、ロシア、ラテンアメリカ、湾岸諸国と表現する。

（3）調査項目

調査対象国等の産業財産権関係法制度（法令、規則、ガイドライン等）の調査、及び日米欧、BRICS 諸国の法制度との比較

調査対象国等の GRTKF（遺伝資源、伝統的知識、フォークロア）等に関する法制度、及びその運用状況

調査対象国等の各国際条約との関係

（ ）WTO・TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）、パリ条約、特許協力条約（PCT）との整合性

（ ）商標法条約（TLT）特許法条約（PLT）との整合性

調査対象国等が各々締結している二国間協定等（EPA、FTA、地域統合協定）における知的財産関連条項

調査対象国等の各知財庁における審査・審判に関する運用・実務
調査対象国等における知財関連訴訟の状況
調査対象国等における模倣品被害及びエンフォースメントの状況
調査対象国等の政府による知財関連政策
ロシア及びブラジルの各知財庁の国際調査機関 / 国際予備審査機関としての実態
調査対象国等に対する我が国政府の国家戦略
調査対象国等に進出する我が国と外国企業の知財に関する動向・問題意識
調査対象国等に出願等を行う我が国出願人の動向・問題意識

3 . 本調査の実施方法

(1) インターネット及び、刊行物、AIPPI の蓄積データによる調査

WIPO、WTO、各国の知的財産庁、各国の法律事務所・知的財産事務所、知的財産関連団体、知的財産ニュース等を、調査項目を念頭に置いて調査した。

(2) 各国・地域への質問状

上記の調査により不明であった点を質問表にまとめ、国、地域の代表的な知的財産事務所・法律事務所に送付し、その回答を入手した。回答が不明な点については、更に再質問状を送付して回答を得るように努めた。

(3) 企業へのアンケート

我が国企業と海外企業について、出願件数、業種のバランスを考慮して選択し、アンケートを送付して、出願実態（出願国数と出願国、理由、出願ルート）、産業財産権の情報収集方法、調査対象国における問題点等を収集し、分析した。

[各国・地域の協力先]

No	国・地域名	氏名・肩書き等 (事務所名) Office URL
1	ロシア	Dr. Aleksey V. Zalesov, Head of legal Dept. (Sojuzpatent, LLC) http://www.sojuzpatent.com/about.asp?eng=1
2	ブラジル	Mr. Peter Dirk Siemsen, Advogado (Dannemann Siemsen Bigler & Ipanema Moreira) http://www.dannemann.com.br/ ----- Mr. Luiz Leonardos, Partner (Momsen, Leonardos & Cia.) http://www.leonardos.com.br/english/default.asp
3	メキシコ	Mr. Eugenio Perez P. (Uhthoff, Gómez Vega & uhthoff, S.C.) http://www.uhthoff.com.mx/ ----- Mr. Roberto Arochi, Partner (AROCHI, MARROQUÍN & LINDNER, S.C.) http://www.aml.com.mx/
4	ペルー	Ms. Arana Courrejolles Maria del Carmen, Attorney at Law (Estudio Colmenares) http://www.colmenares.com.pe/
5	チリ	Ms. Gabriela Paiva Hantke, ABOGADO (ESTUDIO PAIVA & CIA) http://www.paiva.cl/
6	GCC 諸国: バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦	Mr. Motasem H. Abu-Gazaleh, Executive Director (Abu-Gazaleh Intellectual Property = AGIP) http://www.agip.com/default.aspx?&lang=en ----- Mr. Sunil Jose, LLM, Director, Intellectual Property Division (Al Adwani Law Firm) http://www.aladwanilawfirm.com/

1 . 調査対象国等の概要

概要

1.1 ロシア¹

(1) 概況

ロシア（ロシア連邦）は、世界最大の国土をもつ国であり、人口は、世界第9位（ちなみに日本は第10位、2008年²）である。モスクワ（首都・1,034万人）、サンクトペテルブルク（458万人）、ノボシビルスク（西シベリア、138万人）が三大都市である。



ロシアは今回の調査対象国でもあるブラジルと共に BRICs の一角を担っているが、これらの諸国の共通点として、

広大な国土、人口、石油・鉱石等の豊富な資源を持っている事が挙げられる。例えば、ロシアの石油産出量はサウジアラビアに次いで、世界第二位であり、その他にも天然ガス（世界2位）、石炭（世界6位）となっている。なお、レアメタルの一つであるニッケルについては世界一の産出量（世界の約17%）を誇っている。

一人あたりの名目 GDP（2008年）は1999年比で約9倍と大きな伸びを達成しているが、経済全体が石油に大きく依存しているため、原油価格の影響を受けやすい構造でもある。

日本との貿易関係については、日本からロシアへの輸出は5年間で約9.3倍、輸入が3.1倍と関係を深めている。

ロシアの概況データ（外務省 HP・地域情勢・各国より）

面積	人口	言語	主要産業	GDP	一人当たり GDP
約1,707万平方キロメートル（日本の45倍）	1億4,190万人 （2009年1月）	ロシア語 （公用語）	（工）鉄鋼業、機械工業、化学工業、繊維工業 （鉱）石油、天然ガス、石炭、鉄鉱石、金、ダイヤモンド	1兆6,765.9億ドル（名目） [2008年]	11,807ドル（名目） [2008年]
日本との貿易（貿易動向データベース等）					
（イ）貿易額（2008年、通関ベース）			（ロ）主要品目		
対日輸出 104億2,914万ドル			対日輸出：原油および粗油、非鉄金属、石炭、魚介類、木材		
対日輸入 185億8,440万ドル			対日輸入：乗用車、建設・鉱山用機械、バス・トラック、荷役機械、ゴム製品		

(2) 知的財産制度

ロシアの管轄官庁はロシア知的所有権・特許・商標連邦庁(ROSPATENT)である。

¹ 地図の出典：外務省 HP の各国・地域情勢の地域別インデックス。

² 総務省統計局の統計データ、世界の統計、第2章 人口による。2006年。

ROSPATENT の電子化状況について、商標登録出願のみ審査経過がオンライン閲覧できる³他、その他のデータベースが完備されつつある。また、日本国特許庁とROSPATENT は平成 21 年 4 月 21 日の長官会合での合意を受けて、特許審査ハイウェイ試行プログラムを平成 21 年 5 月 18 日より実施している。

・法律

民法典第 部(2008 年 1 月 1 日施行)第 69 章から第 77 章(第 1225 条～第 1551 条)が最新の知的財産法に相当する。

ロシアの知的財産の保護に関する規定は、1992 年に発明、実用新案、工業意匠がロシア連邦特許法に規定され、1992 年から 1993 年にかけて、商標・役務商標、原産地呼称の保護、コンピュータプログラムとデータベースの保護、集積回路の保護、動植物の品種の保護、著作権及び関連する権利がロシア連邦法として追加された。

その後 2003 年 2 月 7 日に発明、実用新案、工業意匠の保護が改正(改正ロシア連邦特許法、2003 年 3 月 11 日施行)され、商標・役務商標、原産地呼称の保護も 2002 年 12 月 11 日に改正(改正ロシア商標法、2002 年 12 月 27 日施行)さらに、著作権および著作隣接権の保護が改正(改正ロシア連邦法)された。

2008 年 1 月になって、これらの独立法は民法典第 部として集約された。その目的は以下と説明されている。

- ・ 知的財産権にかかる規定の一本化
- ・ TRIPS 協定、ベルヌ条約等の国際協定の要件考慮
- ・ 知的財産権の侵害に対する規定の追加
- ・ 知的活動成果の利用手続の一本化

・出願状況

表 特許・商標・意匠出願件数推移(2001-2008 年、WIPO 統計)

種別	年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許	出願件数	34,090	33,308	34,870	30,190	32,253	37,691	39,439	41,849
	(非居住者)	9,313	9,596	9,901	7,205	8,609	9,807	11,934	14,137
商標	出願件数	53,096	43,494	35,091	40,611	47,222	52,867	57,346	57,165
	(非居住者)	4,508	5,891	5,426	7,088	7,926	8,828	10,372	10,350
	マドプロ	8,787	8,324	9,021	9,952	12,836	14,450	15,472	16,791
意匠	出願件数	2,544	2,344	3,104	3,453	3,917	4,385	4,823	4,741
	(非居住者)	438	545	806	1,132	1,401	1,758	2,81	2,355

³ http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/industrial_property/brands_and_points/
(最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日)

⁴ 民法典第 69 章、共通規定、第 70・71 章: 著作権・著作隣接権、第 72 章: 特許・実用新案・意匠特許権、第 73 章: 品種改良に係る権利 (rights to an achievement of Breeding) - 種苗法
第 74 章: 半導体集積回路の回路配置、第 75 章: 営業秘密、第 76 章: 商号・商標及び原産地呼称、第 77 章 知的活動の成果の利用に関する権利

[中南米・ラテンアメリカ]

中南米の調査対象国⁵



1.2 ブラジル

(1) 概況

ブラジル（ブラジル連邦共和国）の国土面積は中南米第一で、世界でもロシア、カナダ、米国、中国について5番目となっている。人口は世界第5位であり、若年層が多いという特徴を持っている。首都のブラジリア（リオデジャネイロから1,200kmの内陸に計画的に作られた都市、人口は約2.2百万人、2000年）に加えて、サンパウロ（人口はブラジル一であり、10.4百万人で、金融センターの中心）、リオデジャネイロ（人口は6百万人で文化の中心）が代表的な都市である⁶。前述のように、ブラジルはロシア、インド、中国と共にBRICs諸国と呼ばれている。

ブラジルは、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイの参加国と共に南米南部共同市場（MERCOSUR：Mercado Comun do Sul）を形成しており、その安価な労働力と豊富な天然資源により、2008年度の国内総生産（GDP）で世界第10位⁷と南半球および南アメリカの国家の中で最大の経済規模を有している。製造業の中では重工業、特に航空産業が盛んで、国策会社のエンブラエルは現在、世界中の小型ジェット機市場の半分近いシェアをもっている。

また、ブラジルには海外で最大の日系人社会（150万人）があり、活発な要人往来

⁵ 地図の出典：外務省 HP の各国・地域情勢の地域別インデックス。外務省が表示している国名を使用した。

⁶ サルヴァドル・デ・バイーア歴史地区、イグアス国立公園他、世界遺産が17件ある。

⁷ 出典：IMF 統計

等もあって、我が国とは伝統的に強い友好関係を維持している。日本からブラジルへの輸出は5年間で約3.1倍、輸入も約3.1倍となっており、日本の輸入超過となっている。

なお、ブラジルは南北アメリカ大陸で唯一のポルトガル語圏の国であり、世界最大のポルトガル語使用人口を擁している。

ブラジルの概況データ（外務省 HP・地域情勢・各国より）

面積	人口	言語	主要産業	GDP	一人当たり GDP
851.2 万 （日本の 22.5 倍）	1 億 9,400 万人 （2008 年 国連統計）	ポルトガ ル語 （公用語）	製造業、鉱業（鉄鉱石他）、農 牧業（砂糖、オレンジ、コーヒ ー、大豆他）	1 兆 3,335 億ドル [2008 年]	7,043 ドル [2008 年、 IMF]
日本との貿易（貿易動向データベース等）					
（イ）貿易額（2008 年） 対日輸出 9,433 億円 対日輸入 6,132 億円			（ロ）主要品目 対日輸出：鉄鉱石、アルミ、コーヒー、合金鉄等 対日輸入：自動車部品、自動車、化学品、コンピュータ部品 等		

（２）知的財産制度

ブラジルの所管官庁は開発産業貿易省(Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior) 所管の国家工業所有権院 (INPI: Instituto Nacional da Propriedade Industrial) であり、リオデジャネイロにある。INPI の電子化状況には電子支払いと商標の電子出願があり、2006 年より稼働している。

また、ブラジルは PCT の国際調査機関 (ISA) としてみとめられ、2009 年 8 月より運用を開始した。

・法律

2001 年 2 月 14 日法律第 10.196 号により改正された 1996 年 5 月 14 日法律第 9.279 号が最新の知的財産法であり、この中には商標、特許、実用新案、意匠、原産地表示、地理的表示に関する保護が規定されている他、反不正競争についての規定も含まれている。

また、ブラジルの特許制度の中には強制実施権の規定があるが、2007 年 5 月にブラジルで初めての強制実施権が anti-HIV drug (Efavirenz) に対して付与されている。

・出願状況

表 特許・商標・意匠出願件数推移（2001-2008 年、WIPO 統計）

種別	年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許	出願件数	17,204	16,022	17,704	19,272	20,005	24,074	未公表	未公表
	（非居住者）	13,381	12,657	14,015	15,314	16,100	20,264	未公表	未公表

商標	出願件数	101,617	94,311	95,581	94,026	99,098	94,669	105,320	119,841
	(非居住者)	16,519	13,275	未公表	未公表	15,981	17,842	未公表	21,973
意匠	出願件数	3,766	4,292	4,998	4,926	6,475	5,929	2,875	2,761
	(非居住者)	875	876	989	1,189	1,678	1,947	未公表	951

1.3 メキシコ

(1) 概況

メキシコ（メキシコ合衆国）には、古代アステカ文明の中心地があり、古代都市のテオティワカン、チチェン・イツァ等の世界遺産が 27 件ある。国土面積は中南米において、ブラジル、アルゼンチンについて三番目である（世界で 15 番目）。人口は世界第 11 位である。

首都のメキシコシティ（人口は世界一で約 18.2 百万人、2008 年）に加えて、グアダハラ（人口は 3.8 百万人、古都であり、西洋の真珠とも呼ばれる都市）、モンテレー（人口はグアダハラとほぼ同等。比較的米国の国境に近く外資系の工場が多い）等が代表的な都市である。

メキシコの国内総生産（GDP）は世界第 13 位（2008 年）であり、中南米においてブラジルに次ぐ規模となっている。メキシコには油田が多くあり、石油が大きな外貨獲得源になっている。また、銀やオパールの産地として有名であり、水産業や観光業、製塩やビールが大きな外貨獲得源である。さらに、自動車や製鉄、家電製品の生産も盛んに行われている。

メキシコは、米国、カナダとの間で北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）を締結している他、経済協力開発機構（OECD：Organization for Economic Co-operation and Development）、アジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）の構成国ともなっている。

北米自由貿易協定（NAFTA）が発効した当時は、その安価な労働力を生かして米国やカナダ向けの自動車や家電製品の生産が増加したが、経済の対米依存度が増えすぎたため NAFTA 加盟国以外との経済連携を進めている。

日本とは、伝統的に友好関係を維持しており、2005 年に日墨経済協定が発効された。日本からメキシコへの輸出は 5 年間で約 2.7 倍、輸入は約 2.2 倍である。

メキシコの概況データ（外務省 HP・地域情勢・各国より）

面積 (平方キロメートル)	人口	言語	主要産業	GDP	一人当たり GDP
197 万 (日本の 5.3 倍)	1 億 420 万人 (2006 年 世銀)	スペイン語 (公用語)	砂糖、セメント、石油精製、ガラス、製紙、繊維、化学、鉄鋼	1 兆 865 億 ドル [2008 年]	10,235 ドル [2008 年、名目、 世銀]
日本との貿易（貿易動向データベース等）					

(イ) 貿易額 (2008 年、IMF) 対日輸出 3,824 百万ドル 対日輸入 9,948 百万ドル	(ロ) 主要品目 対日輸出：豚肉、銀、医療用機器、乗用自動車、モリブデン鉱、自動車座席用皮シート 対日輸入：車体部品・アクセサリ、乗用自動車、テレビ・ラジオ部品
--	--

(2) 知的財産制度

メキシコの管轄官庁は、経済省 (Secretaría de Economía) 所管のメキシコ産業財産権庁 (IMPI: Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial) である。IMPI の電子化状況として、費用の支払システム (PASE: Portal de pagos y servicios electrónicos) 商標・特許の手続、特許・商標公報の閲覧システム (SIGA: Sistema de Información de la Gaceta de la Propiedad Industrial) 登録意匠・商標の検索システム (VIDOC: Visor de Documentos de Propiedad Industrial) と商標の出願システム (Solmarnet: Sistema de Captura de Solicitudes de Registro de Marca, Aviso y Nombre Comercial por Internet) の稼働が報告されている。

・法律

メキシコの最新の産業財産法は、"Decree of December 6, 2005, amending and supplementing various provisions of the Industrial Property Law" により最終改正された 1991 年 6 月 25 日法律 (2006 年 1 月 26 日施行) であり、この中には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、原産地呼称、及び集積回路の保護が規定されている。なお、同法は制定後 1997 年、1999 年、2003 年、2005 年および 2006 年の 5 回の改正が行われている

最近の三回の法改正の概要

・ **2003 年改正法** (2004 年 1 月 27 日施行、Decree of October 7, 2003, amending Article 77 of the Industrial Property Law)

深刻な病気に対する国家緊急事態時の強制実施権についての規定が追加された。(産業財産法第 77 条の一部)

・ **2005 年改正法** (2005 年 7 月 17 日施行 Decree of April 19, 2005, amending and supplementing various provisions of the Industrial Property Law)

工業所有権庁の権限の改正：周知商標の効力に対する宣言を出すことなど小改正(第 6 条 3 項の一部、第 5 条 5 項の一部、第 90 条 XV 項)

ライセンサとライランシー間の規定の詳細化 (産業財産法第 142 条)

行政的宣言 (無効・消滅・取消・行政的違反) の請求 (産業財産法第 190 条) の場合の証拠の提出について、庁のアーカイブを利用できる場合は、そのファイルを指定するのみで良い等が追加

無効受理後の手続 (産業財産法第 193 条)

不法行為：第 142 条に言及した情報をフランチャイジーに提供しないこと。(産業財産法第 213 条 XXV.) 識別記号の組合せ、製品または役務を認識させる要素・イメージを操作して、混同を引き起こすこと、またはその使用により、公衆を欺き、混同させる場合 (産業財産法第 213 条 XXVI.)

・ **2006 年改正法** (2006 年 1 月 26 日施行、Decree of December 6, 2005, amending and supplementing various provisions of the Industrial Property Law)

目的追加（産業財産法第2条）

(V) 特許、実用新案、工業意匠、商標及び広告スローガンの登録の規制と許容、商号の公示、
原産地呼称保護の宣言、及び業務上の秘密の規制を通して工業所有権を保護すること

(VI) 工業所有権を侵害し又は工業所有権に関する不当競争を形成する行為を防止し、またその
ような行為に対する制裁及び刑罰を規定すること

(VII) フランチャイザのすべてのフランチャイジーに対する差別的扱いをなくすこと等、フラン
チャイズのメンバ間の法的確実性の構築

・出願状況

表 特許・商標・意匠出願件数推移（2001-2008 年、WIPO 統計）

種別	年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許	出願件数	13,565	13,062	12,207	13,198	14,435	15,505	16,599	16,581
	（非居住者）	13,031	12,536	11,739	12,633	13,851	14,931	15,970	15,896
商標	出願件数	61,488	56,237	53,724	58,553	63,899	69,781	83,216	84,287
	（非居住者）	21,252	18,473	18,961	20,239	22,219	24,620	28,606	27,695
意匠	出願件数	1,752	1,977	1,982	2,457	2,777	3,023	2,882	3,181
	（非居住者）	973	1,208	1,162	1,555	1,790	1,982	1,939	1,993

1.4 ペルー

（1）概況

ペルー（ペルー共和国）は 16 世紀までは当時の世界で最大級の帝国だったインカ帝国の中心地である。その後、スペインに征服されたが、独立後は大統領制を敷いている。クスコ市街、マチュ・ピチュの歴史保護区、ナスカとフマナ平原の地上絵等、10 件の世界遺産がある。

ペルーの国土面積は中南米において、ブラジル、アルゼンチン、メキシコについて四番目である（世界で 20 番目）。人口は世界第 36 位（2006 年推計値）であり、首都であるリマの人口は、約 5.7 百万人（中南米で 7 番目）である。

ペルーの国内総生産（GDP）は、世界第 54 位（2008 年度）であり、中南米において、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、コロンビア、チリに次ぐ規模となっている。

ペルーでは銅・鉛・亜鉛・銀・金などの鉱業が盛んであり、特に銀は世界第 2 位の産出量を誇る。また、石油やガスなどの天然資源も産出している。なお、ペルーは水産業も盛んであり、中華人民共和国に次いで世界第 2 位の漁獲高を誇っている。

ペルーは、ボリビア、コロンビア、エクアドルとの間でアンデス共同体（CAN：Comunidad Andina）を形成している⁸他、アジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）および南米諸国連合（UNASUR：Unión de Naciones Suramericanas）の構成国でもある。

我が国との関係においてペルーは、1873 年に中南米では最初に外交関係を結び、1899 年には、日本人が南米大陸で初めて同国に移住しており、中南米の中でも特に緊密かつ友好的な二国間関係が維持されてきた。特に、ペルーの鉱物資源や農水産物資源は資源の乏しい我が国との間で、経済的補完関係にあり、同国の安定的な発展は

⁸ 2006 年までベネズエラもアンデス共同体の加盟国であったが、現在は脱退している。

伝統的な友好関係にある我が国にとって重要な意義がある。なお、諸外国が行った対ペルー援助では、2000 年までは我が国が第 1 位であり、2001 年以降も引き続き我が国の ODA 拠出主要国の一つとなっている⁹。

日本からペルーへの輸出は 5 年間で約 4.2 倍、輸入は約 4.9 倍である。ペルーは、資源国であり、我が国の輸入超過基調となっている。

ペルーの概況データ（外務省 HP・地域情勢・各国より）

面積 (平方キロメートル)	人口	言語	主要産業	GDP	一人当たり GDP
129 万 (日本の 3.4 倍)	2,850 万人 (2008 年 世銀)	スペイン 語、ケチュア 語、アイマラ 語(公用語)	建設業、商業、鉱業、製造業、 農牧畜産業、水産業	1,274.8 億万ドル [2008 年、名 目]	4,453 ドル [2008 年、 名目]
日本との貿易（貿易動向データベース等）					
(イ) 貿易額 対日輸出 2,236.8 百万ドル 対日輸入 548.5 百万ドル(2007 年、財務省)			(ロ) 主要品目 対日輸出：銅、魚粉、銀、亜鉛 対日輸入：自動車、タイヤ、鉄鋼		

(2) 知的財産制度

ペルーの管轄官庁は、競争防止及び知的財産権庁 (INDECOPI: Instituto Nacional de Defensa de la Competencia y de la Protección de la Propiedad Intelectual) である。なお、2009 年 6 月 6 日には PCT への加盟が発効している。

・法律

先に述べたように、ペルーはアンデス共同体の加盟国であるので、その国内制度はカルタヘナ協定 (Cartagena Agreement) 委員会の決定に拘束されることとなっており、産業財産権についても共同体内の法制度を統一することを目的とした決定第 486 号 (Common Intellectual Property Regime、2000 年 12 月 1 日施行) が適用されている。なお、この決定第 486 号は、決定第 689 号¹⁰ (2009 年 1 月 1 日、ペルーで有効) により追加事項が定められている。決定第 486 号の中には特許権、実用新案権、意匠権、商標権に加えて、集積回路の回路配置、地理的表示、および営業秘密の保護と不正競争の防止が規定されている。

加えて、ペルー国内で決定を補完する位置づけの法令第 1075 号が 2009 年 2 月 1 日に発効された¹¹。この法律で主に TLT (2009 年 11 月 6 日加盟) に関連した事項が多いが、知的財産権全般にわたっている (決定第 486 号の追加的位置づけとなってい

⁹ 在ペルー日本国大使館 HP より。http://www.pe.emb-japan.go.jp/jp/proyectos_coop.htm (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)

¹⁰ Adaptation of certain articles of Decision 486

出典：http://iptango.blogspot.com/2008/08/new-andean-decision-689.html (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)

¹¹ アンデス協定加盟国は国内法を定めることなく、決定をそのまま国内で適用することが可能であるが、ペルーの場合は決定を実施するために必要な国内規則等を制定している。

る)。

なお、ペルーでは遺伝資源へのアクセス手続に関する決定第 391 号 (Common Regime on Access to Genetic Resources) 及び 2002 年 8 月 10 日公布の生物資源に関する先住民共有の知識の保護制度に関する法律第 27811 号 (The Law that Establishes the Protection Regime for the Collective Knowledge of Indigenous Peoples Relating to their Biological Resources) 等の規定が適用されており、ペルーの特許制度に影響を及ぼしている。

決定第 689 号の追加事項の要点 (米国との FTA 締結に対応した追加事項が定められている。)
(第 9 条)特許、実用新案、意匠および商標の優先権主張 - 2 ヶ月を超えない回復手続期間
(第 28 条)特許出願明細書の発明技術の記載義務の開示条件のうち、出願人が当業者に過度の負担となるような試験を要求しない。
(第 34 条)特許出願明細書の補正に関して、スペイン語への翻訳における本文やクレームの脱落は、新規事項であっても基礎出願に含まれている場合は発明の拡張とは判断しない。
(Chapter V, Part II (Patent of Invention)) 医薬品およびその製造について特許庁手続きによる遅延に関連して、出願から 5 年もしくは審査請求期間から 3 年の権利期間延長
(第 53 条)ボラー条項 (専ら薬品又は医療機器に係る行政認可に必要な情報を取得及び提供するために、特許薬品又は特許医療機器を製造、使用、輸入する行為、及び他人がそのために特許薬品又は特許医療機器を製造、輸入しかつ販売する行為に対して、特許権の効力が及ばない。)
(第 138 条)商標出願において多区分 (マルチクラス) 指定出願を認める
(第 140 条)方式不備などによる出願権の喪失が生じないよう一定の追加手続き期間の設定
(第 162 条)商標ライセンス登録義務緩和(optional)
(第 202 条)善意による商標登録もしくは出願、また著名標章との誤認混同があることによる原産地表示の保護不可
(Chapter III, Title XV)水際対策による権利行使の強化

・ 出願状況

表 特許・商標・意匠出願件数推移 (2001-2008 年、WIPO 統計)

種別	年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許	出願件数	1,010	869	924	823	1,020	1,271	1,359	1,535
	(非居住者)	974	840	892	785	993	1,232	1,331	1,504
商標	出願件数	13,903	14,085	13,888	14,976	18,821	19,956	21,645	24,825
	(非居住者)	6,963	6,049	5,661	6,309	8,353	8,538	8,867	9,845
意匠	出願件数	181	166	177	206	227	238	219	1,221
	(非居住者)	84	90	75	145	164	175	160	581

1.5 チリ

(1) 概況

チリ(チリ共和国)の国土面積は中南米において、七番目である(世界で 27 番目)。チリの特徴として、その国土が南北に細長く、北から南までの総延長は約 4,630km あることが挙げられ、気候的にも、多様性という言葉をもって語るに相応しい自然環境を誇る国であり、ラテンアメリカの国の中では、比較的、質実剛健、勤勉かつ島国的な一面を持つと言われている。

人口は、中南米において、七番目である(世界第 44 番目)。首都は、サンティアゴ・チレで 5.9 百万人(ペルーのリマとほぼ同規模)。ラパ・ヌイ国立公園等、世界遺産

も 5 件ある。また、チリは、アジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）の構成国でもある。

チリの輸出品目の第一位は世界一の生産量を誇る銅であり、第二位は農業関連製品である。最近では、各地で産出される良質なワイン、サーモン、木材パルプの輸出が開始されている。なお、レアメタルの一つであるリチウムは世界産出量の 44%と世界一となっている。

我が国との間では、修好 100 周年となる 2007 年に、これまでの関係を更に一步前進させるため、経済連携協定（EPA）が発効した¹²。日本からチリへの輸出は 5 年間で約 4.7 倍、輸入は約 3.0 倍となっており、輸入超過であるものの絶対量としては横ばい傾向である。

チリの概況データ（外務省 HP・地域情勢・各国より）

面積 (平方キロメートル)	人口	言語	主要産業	GDP	一人当たり GDP
75.6 万 (日本の約 2 倍)	1,659 万人 (2007 年 世銀)	スペイン語 (公用語)	鉱業、商業、農業、農産加工業	1,694 億ドル [2008 年、名 目]	10,124 ド ル [2008 年、名目]
日本の貿易（貿易動向データベース等）					
(イ) 貿易額 対日輸出 72.5 億ドル [2007 年] 対日輸入 15.9 億ドル [2007 年] (出典：チリ中銀)			(ロ) 主要品目 対日輸出：銅鉱、モリブデン鉱、さけ・ます、豚肉、 ウッドチップ 対日輸入：自動車、電気・一般機械 (出典：チリ中銀)		

(2) 知的財産制度

チリの管轄官庁は、これまで経済開発及び再開発省の工業所有権部（DPI）であったが、2009 年 1 月 1 日に新たにチリ産業財産権庁（INAPI：Instituto Nacional de Propiedad Industrial）が設立され（設置法は法律番号 20,254、2008 年 4 月 14 日）、人材の拡充やシステムの更新が行われている。また、2009 年 6 月 2 日には PCT への加盟が発効した。

・法律

チリの最新の産業財産法は、法律 No.20.160 によって改正された法律 No.19,039（2007 年 1 月 27 日施行）である。法律第 19.039 号は 1991 年 9 月 30 日に施行されたものであるが、TRIPS に適合させるために、法律 No.19.996 による改正が行われた。この改正では、従来からの特許、実用新案、産業意匠及び商標に加えて、集積回路の回路配置、地理的表示・原産地呼称および営業秘密の保護が追加された。さらに、法律 No.20.160 による改正では 1) 商標に音を追加、2) 特許・実用新案のグレースピリオドを 6 ヶ月から 12 ヶ月に変更などが行われている。

なお、商標法条約については批准するための法案が審議中であり、また、1978 年

¹² 在チリ日本国大使館 HP より。http://www.cl.emb-japan.go.jp/index_j.htm（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

改正の UPOV 条約についての批准のための法案が審議中である。

・出願状況

表 特許・商標・意匠出願件数推移（2001-2008 年、WIPO 統計）¹³

種別	年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許	出願件数	2,750	2,538	2,405	2,867	3,007	3,215	未公表	未公表
	（非居住者）	2,504	2,147	2,076	2,485	2,646	2,924	未公表	未公表
商標	出願件数	40,825	39,417	39,275	38,870	44,136	41,437	44,320	未公表
	（非居住者）	12,648	10,672	10,473	9,703	11,129	12,078	13,473	未公表
意匠	出願件数	327	358	272	336	335	404	219	342
	（非居住者）	266	302	203	265	265	310	160	258

1.6 湾岸協力会議（GCC : Gulf Cooperation Council）

（1）概要

湾岸協力会議とは、中東・アラビア湾岸地域における地域協力機構（正式名称は Cooperation Council for the Arab States of the Gulf（湾岸アラブ諸国協力会議、CCASG））を指しており、1981 年 5 月 25 日に設立され、本部はリヤドである。加盟国は、バーレーン・クウェート・オマーン・カタール・サウジアラビア、アラブ首長国連邦の 6 カ国であり、イラン及びイラクはアラビア湾に面しているが湾岸協力会議には加盟していない。

湾岸協力会議の主要な目的は、通貨同盟の設立、経済・軍事協力、地球温暖化への対応等幅広いものとなっている¹⁴が、共通通貨「ハリージ（Kahaleeji）」の導入についてはサウジアラビアの力が強くなりすぎると警戒している国もあり、実現していない。

（2）知的財産制度

1992 年にアブダビで開かれた GCC 首脳会議で承認された GCC 特許規則（GCC Patent Regulation）及び GCC 特許庁憲章（Statute of the GCC Patent Office）に基づいて 1998 年に GCC 特許庁が設立された。本部はサウジアラビアのリヤドにある。なお、GCC 特許規則の改正が行われており、改正規則が 2000 年 8 月 16 日に発効した。

GCC 特許庁を構成する 6 ケ国の内、カタールについては有効な国内特許制度が発効していないので、カタールで有効な特許権を獲得するためには GCC 特許庁に出願する必要がある。ただし、GCC 特許庁は PCT で指定できる広域官庁としては認められていないので、我が国の出願人が GCC 特許庁への出願を行う場合には、PCT 経由ではなく、例えばパリ条約の優先権を用いて直接出願する必要がある。また、クウェートも実務上、審査および付与を行っていないので、クウェートで有効な特許を取得するためには、GCC 特許庁に出願した方が良く、と考えられる。

なお、GCC 特許庁の所管は特許のみであり、商標については各国でそれぞれ商標

¹³ 2008 年は WIPO の HP では、未公表である。

¹⁴ 2009 年 12 月の第 30 回首脳会議でのコミュニケより。

権を取得する必要がある。域内の商標制度を統一するための統一商標法が制定され、現時点でサウジアラビア、アラブ首長国連邦およびカタールが採択しているが、この統一商標法は、単に制度の統一を目的とするにとどまっており、広域商標庁の設立は目的とされていない。

・出願状況

表 特許出願件数推移（2000-2007 年、GCC 統計データより）¹⁵

種別	年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
特許	出願件数	635	687	622	722	1,037	1,465	1,920	1,852



1.7 バーレーン

(1) 概況

バーレーン(バーレーン王国)は、バーレーン島を主とした島々からなる国である。国土面積は、GCC 加盟国の中で最小(世界で 147 番目)であり、首都はマナーマである。

バーレーンは、近年、脱石油を目指して、中東のビジネスの拠点、金融センターを目指してインフラ整備を進めている。石油精製やアルミ精製、貿易、観光などの新規事業も積極的に展開し、また、外国資本が多数進出している。

整った情報・通信システム、湾岸地域の金融都市としての政策、オフショア¹⁶免税など良好な環境に加え、宗教的寛容度が高いことから地域展開の拠点として、金融・商社を中心に日系企業が進出している。2009 年 9 月末時点の日系企業数は 15 社である。

¹⁵ http://www.ngb.co.jp/ip_articles/detail/444.html (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日)

¹⁶ オフショアとは、外国の投資家や企業の資産管理を受け入れる金融機関や市場を指す。おおむね租税回避地と同義語として使用される。

バーレーンの貿易相手国として日本の地位は高く、輸出品目としては石油製品、アルミが中心であり、輸入品目としては自動車、家電を中心とした工業製品が主体となっている¹⁷。日本からバーレーンへの輸出は 5 年間で約 2.6 倍、輸入は約 2.4 倍である。輸出超過となっている点は、他の石油産出国にはない特徴がある。

バーレーンの概況データ（外務省 HP・地域情勢・各国より）

面積 (平方キロメートル)	人口	言語	主要産業	GDP	一人当たり GDP
720 (奄美大島とほぼ同じ)	104.7 万人 (2007 年 9 月現在)	アラビア語 (公用語)	石油精製、アルミニウム精錬、サービス業（金融、観光等）	約 210 億ドル(2008 年推計、名目)	27,247 ドル(2008 年推計、名目)
日本の貿易（貿易動向データベース等）					
(イ) 貿易額 対日輸出 約 429 億円 対日輸入 約 968 億円 (2008 年、財務省貿易統計)			(ロ) 主要品目 対日輸出 石油製品、アルミ製品 対日輸入 自動車、機械製品		

(2) 知的財産制度

バーレーンの管轄官庁は、商工省であり内部部局の知的財産部局（Ministry of Industry and Commerce / Directorate of Industrial Property）が担当部署である。所在地は首都のマナーマ（Manama）である。バーレーンは 2007 年に PCT に加盟している。

・法律

現在の特許・実用新案法は 2006 年法律第 14 号により改正が行なわれ、2006 年 6 月 1 日に発効したものである。この法律は 2001 年法律第 19 号による民法に関連した改正、2002 年法律第 46 号による刑法に関連した改正、2005 年法律第 19 号による PLT に関連した改正、そして、同年の法律第 44 号による PCT に関連した改正を経ている。

最新の商標法は 2006 年法律第 11 号により改正され、2006 年 6 月 1 日に発効したものであるが、この法律も 2004 年にニース協定に関連した改正、2005 年にマドプロに関連した改正が行われている。

最新の意匠法は 2006 年法律第 6 号である。

前述のように、バーレーンは GCC 加盟国であるので、GCC 特許庁で付与された GCC 特許もバーレーン国内で有効である。

・出願状況

表 特許・商標・意匠出願件数推移（2001-2008 年、WIPO 統計）

種別	年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許	出願件数	40	59	38	3	未公表	未公表	未公表	未公表

¹⁷ 在バーレーン日本国大使館の HP。http://www.bh.emb-japan.go.jp/japan/relationship.htm（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

	(非居住者)	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表
商標	出願件数	2,342	2,378	2,558	2,793	3,334	4,851	6,312	6,116
	(非居住者)	2,165	2,089	2,176	2,493	3,011	3,169	3,627	2,927
	マドプロ						1,271	2,345	2,686
意匠	出願件数	20	32	36	46	未公表	未公表	未公表	未公表
	(非居住者)	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表

1.8 クウェート

(1) 概況

クウェート(クウェート国)は、立憲君主制の国家で、イラクとサウジアラビアに囲まれたペルシア湾に面した国である。国土面積は、GCC 加盟国 6 ヶ国の中で、4 番目(世界で 120 番目)であり、人口は、3.0 百万人(世界第 135 位)¹⁸である。クウェートの首都は、クウェートシティである。

クウェート経済は、他の GCC 諸国同様、石油依存経済(石油埋蔵量は世界第 4 位)ということである。輸出総額の 90%、国庫歳入の約 80%および GDP の約 50%を石油収入が占めている。クウェートは、石油収入のほとんどを国の工業化に注ぎ込むというような政策は採っておらず、必要経費を除いた余剰資金を海外に投資、運用しており、また耐久消費財や生活物資の多くを輸入に頼っている。

クウェートの社会福祉水準の高さは世界でも群を抜いており、いまだに公共の医療施設の医療費と学校の教育費は無料のままである。その他、電気、水、電話料金なども政府の補助金制度により低く抑えられている¹⁹。

クウェートの概況データ(外務省 HP・地域情勢・各国より)

面積 (平方キロメートル)	人口	言語	主要産業	GDP	一人当たり GDP
17,818 (四国とほぼ同じ)	344 万人 (2008 年末)	アラビア語 (公用語)	石油 原油確認埋蔵量 1,040 億 バレル(2009 年 1 月)	約 1,113 億 ドル(2007 年、名目)	38,925 ドル(2007 年、名目)
日本との貿易(貿易動向データベース等)					
(イ) 対日貿易額 対日輸出 15,197 百万ドル 対日輸入 2,086 百万ドル (2008 年、財務省統計)			(ロ) 主要品目 対日輸出 原油、石油製品 対日輸入 自動車、一般機械、電気機器		

(2) 知的財産制度

クウェート管轄官庁は、商工省であり、内部部局の特許・商標局(Ministry of Commerce and Industry/ Patent & Trade Marks Department)が担当部署である。

¹⁸ 国際連合経済社会局人口部作成の『世界の人口推計 2008 年版』データによる 2009 年の推計人口。

¹⁹ 在日クウェート大使館 HP より。http://kuwait-embassy.or.jp/economy_01.shtml

所在地は首都のクウェート市である。

・法律

最新の特許・意匠法は2001年法律第3号により改正された1962年法律第4号(2001年1月14日施行、特許、実用新案、意匠が含まれる)である。

最新の商標法は2001年法律第1号により改正された1980年法律第68号(2001年1月14日施行)(商標のみの独立法)である。

・出願状況

特許・商標・意匠の出願件数については、公表されたデータが取得できなかった。

1.9 オマーン

(1) 概況

オマーン(オマーン国)は絶対君主制国家で、アラビア半島の東南端に位置し、アラビア海に面する。オマーンの国土面積はGCC加盟国において、サウジアラビアにつぐ二番目(世界で48番目)の大きさである。人口は、GCC加盟國中4番目で、首都はマスカットである。

オマーンの産業の中心は原油生産で、天然ガスも産出する。さらに、地理的な関係で、東アフリカ・中東・ペルシア湾岸・インドを結ぶ航路をおさえており、南部のサララには経済特区や大きなコンテナ港が設置されている。

オマーンは古くから海洋国家として広く諸外国と交易を行ってきた歴史があるが、王室を持つ国家として、皇室のある我が国に対しては親近感を持っているといわれている。さらに、近年の急速な発展過程の中で、経済先進国であり、文化を尊重する日本を模範としてとらえ、我が国を国家建設の手本の一つとしているなど、当国の対日意識は良好である²⁰。

オマーンの概況データ(外務省HP・地域情勢・各国より)

面積 (平方キロメートル)	人口	言語	主要産業	GDP	一人当たり GDP
31万 (日本の約4分の3)	274万人 (2007年)	アラビア語 (公用語)、 英語も広く 通用する	石油関連業、農漁業、銅鋳業 原油確認埋蔵量56億バレル (2006年)	405億ドル (2007年 IMF推定 値)	15,412ドル (2007 年IMF 推定値)
日本の貿易(貿易動向データベース等)					
(イ)対日貿易額(単位:億円) 対日輸出 4,210億円 対日輸入 2,960億円 (2007年財務省統計)			(ロ)主要品目 輸出 原油、インゲン豆、天然ガス 輸入 自動車、家庭用電気器具		

²⁰ 在オマーン日本国大使館HPより。

http://www.oman.emb-japan.go.jp/japanese/4-004culture_j.htm (最終アクセス日:2010年3月16日)

(2) 知的財産制度

オマーンの管轄官庁は、商工省の知的財産部(Ministry of Commerce and Industry / Intellectual Property Department)が担当部署である。所在地は首都のマスカットである。

オマーンは、2001 年に PCT (特許協力条約) に加盟している。

・ 法律

最新の産業財産法は 2008 年法律第 67 号 (2008 年 12 月 17 日施行) であり、この中には特許、実用新案、意匠および商標に関する規定に加えて、地理的表示、不正競争の防止等や権利行使に関する規定が含まれている。同法の施行により、それまでの特許法 (2000 年法律第 82 号、2000 年 9 月 23 日施行) 意匠法 (2000 年法律第 39 号、2000 年 5 月 21 日施行) および商標法 (2005 年法律第 62 号、2005 年 7 月 16 日施行) は失効している。

2008 年法 (2000 年特許法との違い)

特許

- 1) 出願公開制度の導入
- 2) コンピュータプログラム、登録可。(従来、著作権法でも保護可)

商標

- 1) 立体商標追加
- 2) 異議申立期間の延長 → 60 日から 90 日に
- 3) 不使用による取消の不使用期間 → 5 年から 3 年に

産業財産権法の構成 :

特許 (第 2 条 ~ 第 14 条) 実用新案 (第 15 条 ~ 第 18 条) 意匠 (第 19 条 ~ 第 26 条) 集積回路配置 (第 27 条 ~ 第 35 条) 商標 (第 36 条 ~ 第 47 条 , 商号も含まれている。) 地理的表示 (第 48 条 ~ 第 59 条) 不正競争防止 (第 60 条 ~ 第 65 条) 権利行使 (第 66 条 ~ 第 93 条 , 水際対策含む) 総則 (第 94 条 ~ 第 100 条)

・ 出願状況

表 特許・商標・意匠出願件数推移 (2001-2008 年、WIPO 統計)

種別	年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許	出願件数	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表
	(非居住者)	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表
商標	出願件数	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	118	1,847
	(非居住者)	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表
	マドプロ	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	118	1,847
意匠	出願件数	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表
	(非居住者)	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表

1 . 1 0 カタール

(1) 概況

カタール (カタール国) は、アラビア半島東部のカタール半島のほぼ全域を領土とする半島の国で、ペルシア湾に面している。

カタールの国土面積は GCC 加盟国 6 ヶ国中 5 番目（世界で 126 番目）であり、人口は GCC 加盟国中 3 番目である。首都はドーハ。

カタールの経済は石油と天然ガスに依存しており、輸出の大半が石油・天然ガス及びその関連製品で占められている。しかしながら最近（2004 年）は、ドーハに科学技術パークを開いて世界中から技術関連企業を招致し、さらに、アラブ首長国連邦、カタール、バーレーンと同様に国際金融センターの建設を進める等、脱石油の動きが進められている。

我が国との関係では、2009 年 11 月 19 日、日・カタール合同経済委員会第四回会合が開催され、二国間投資協定及び現在交渉中の日・GCC（湾岸協力理事会）自由貿易協定を通じて、日本とカタール及び日本と GCC 諸国全体との経済・ビジネス関係の一層の強化に資することが期待されていることを確認し、両協定の早期締結の重要性が共有された²¹。

カタールの概況データ（外務省 HP・地域情勢・各国より）

面積 (平方キロメートル)	人口	言語	主要産業	GDP	一人当たり GDP
11,427（秋田県よりもやや狭い）	約 160 万人 （2009 年、カタール統計庁）	アラビア語 （公用語）	石油(確認埋蔵量：約 273 億バレル)、天然ガス （2008 年 / BP 統計）	約 1,023 億ドル（2008 年 / IMF）	93,204 ドル （2008 年 / IMF）
日本との貿易（貿易動向データベース等）					
(1) 貿易額 対日輸出 26,233 百万ドル 対日輸入 2,010 百万ドル (2008 年、JETRO)			2) 主要品目 対日輸出 石油、LNG 対日輸入 車両、ポンプ、電力用ケーブル		

（２）知的財産制度

カタールの所管官庁は、これまで経済商業省であったが 2009 年 8 月に法務省（Ministry of Justice）に移管された²²。直接の担当部署は商標局（Trade Marks Office）であり、所在地はドーハ。

カタールの特許法（実用新案を含む）は 2006 年法律 30 号が発効しているが、施行規則が未だ発効してないため、実質的には制度として運用が開始されていない。このため、カタールで有効な特許権を得るためには GCC 特許庁へ出願して GCC 特許を取得する必要がある。

・法律

最新の特許法は 2006 年法律 30 号（2006 年 8 月 17 日施行）であるが、前述のように施行規則等が未整備であるため、運用は開始されていない。

²¹ 外務省 HP より。http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/quatar/visit/0911_ka.html（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

²² Sultan Al Abdulla & Partners newsletter, August. 2009

カタールの最新の商標法は 2002 年法律第 9 号「商標・商号・地理的表示とひな型・産業意匠に関する法律」であり、商標に加えて意匠、地理的表示等の規定も含まれている。

なお、2007 年 18 号政令で GCC 統一商標法を採択との情報があり、これに伴って上記商標法が改正される可能性がある。

・出願状況

特許・商標・意匠の出願件数については、公表されたデータが取得できなかった。

1.1.1 サウジアラビア

(1) 概況

サウジアラビア（サウジアラビア王国）は、サウード家を国王に頂く絶対君主制の国家で、国土面積は GCC 加盟国中最大であり、世界でも 12 番目の国である。人口も世界第 11 位であり、GCC 加盟国の中で一番多い。サウジアラビア西部にはイスラム教の 2 大聖地であるメッカとマディーナがある。首都のリヤドに加えて、ジッダ、メッカ等の都市が有名である。

我が国とサウジアラビア間の経済技術協力は、1957 年 12 月にアラビア石油株式会社がサウジアラビアとクウェート間の中立地帯沖合の石油開発利権を獲得したことにより開始された。アラビア石油は 40 年間にわたり安定した操業を継続したが、2000 年 2 月にサウジアラビア政府との協定が終了している。しかしながら、サウジアラビアにとって我が国は輸出入ともに常に第 1 位か 2 位を占める重要な貿易相手国となっている。さらに、日本・サウジアラビア合併事業として医薬品、カーエアコンの製造、淡水化、発電プラントの据付、運転、メンテナンス、補修改造等多くの案件が実施されている²³。

我が国からサウジアラビアへの輸出は、2008 年までの 5 年間で約 2.1 倍、輸入は約 3.5 倍である。我が国の輸入超過基調は、他の原油輸出国と同様に継続している。

サウジアラビアの概況データ（外務省 HP・地域情勢・各国より）

面積 (平方キロメートル)	人口	言語	主要産業	GDP	一人当たり GDP
215 万 (日本の約 5.7 倍)	2,400 万人	アラビア語 (公用語) 英語	石油(原油生産量 1,041.3 万バレル(2007 年 BP 統計))、LPG、石油化学	4,675 億ドル (2008 年)	18,855 ドル (2008 年)
日本との貿易(貿易動向データベース等)					
(イ) 貿易額 (2008 年)			(ロ) 主要品目		
対日輸出 52,917 億円			対日輸出 原油、石油化学製品、LPG		
対日輸入 8,140 億円			対日輸入 機械機器(自動車、電気機械)、金属		

²³ 在日サウジアラビア大使館 2004 年 3 月発行「サウジアラビア王国伝統ある若き近代国家」第 7 章 日本・サウジアラビア両国関係より

（２）知的財産制度

サウジアラビアの所管官庁は特許と商標で異なり、特許についてはアブドゥラジズ王科学技術都市（KACST：King Abdulaziz City for Science and Technology）であり、KACST 内の特許総局（General Directorate of Patents）が担当部署となっている。

商標の所管官庁は商工業省（Ministry of Commerce and Industry）であり、国内取引局商標部国内取引総局（General Directorate of Internal Trade, Trade Mark Section, Department of Internal Trade）が担当部署となっている。

何れのオフィスも首都のリヤドにある。

・法律

現在の特許・意匠法は 2004 年 7 月 17 日の国王命令第 M/27 号であり 2004 年 9 月 26 日に施行された。この法律には特許に加えて、集積回路の回路配置、植物品種及び工業意匠の保護が含まれている。なお、サウジアラビアには実用新案制度は設けられていない。

現在の商標法は 2002 年 8 月 7 日国王命令第 M/21 号であり、2003 年 3 月 1 日に施行されている。

・出願状況

表 特許・商標・意匠出願件数推移（2001-2008 年、WIPO 統計）

種別	年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許	出願件数	729	613	543	476	493	538	770	未公表
	非居住者	683	552	487	395	374	419	642	未公表
商標	出願件数	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表
	非居住者	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表
意匠	出願件数	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表
	非居住者	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表

１．１２ アラブ首長国連邦

（１）概況

アラブ首長国連邦は 7 つの首長国（アブダビ、ドバイ、シャールジャ、アジュマーン、ウム・アル、フジャイラおよびラアス・アル）からなる連邦国家である。アラブ首長国連邦の国土面積は GCC 加盟国 6 ケ国の中でオマーンについて 3 番目（世界で 87 番目）であり、人口は、GCC 加盟国の中で三番目に多い。アラブ首長国連邦の中では、アブダビが最大の面積、人口、収入を持ち首都もアブダビとされているが、アラブ首長国連邦の最大の都市はアブダビではなく、ドバイである。

アラブ首長国連邦の GDP の約 40%が石油と天然ガスで占められ、日本がその最大の輸出先である。原油確認埋蔵量は世界 5 位、天然ガスの確認埋蔵量は、世界の 3.5%を占める。一人当たりの国民所得は世界のトップクラスである。近年は、脱石油依存を掲げて、中東における金融と流通、観光の一大拠点となることを目標にしている。

日本からアラブ首長国連邦への輸出は、2008 年までの 5 年間で約 3.0 倍、輸入は約 3.3 倍である。

アラブ首長国連邦の概況データ（外務省 HP・地域情勢・各国より）

面積 (平方キロメートル)	人口	言語	主要産業	GDP	一人当たり GDP
83,600	477 万人 (2008 年)	アラビア語 (公用語)	石油	2,531 億ドル (2008 年、経済省)	53,110 ドル (2008 年)
日本との貿易（貿易動向データベース等）					
(イ) 貿易額 対日輸出 464.2 億ドル 対日輸入 107.9 億ドル (2008 年、JETRO 貿易統計)			(ロ) 主要品目 対日輸出：石油、ガス、金属類 対日輸入：輸送機器、機械類、家電等電化機器、鉄鋼		

(2) 知的財産制度

アラブ首長国連邦の管轄官庁はアブダビにある経済省（Ministry of Economy）であり、産業財産権局（Industry Property Department）が特許・意匠を、商標局（Trade Marks Department）が商標を担当している。なお、特許出願はドバイ分所でも受理されている。アラブ首長国連邦は 1999 年に PCT に加盟している。

・法律

現行の特許法は 2006 年連邦法第 31 号（特許・意匠法）によって改正された 2002 年連邦法第 17 号（特許・意匠法）である。この法律には特許に加えて実用新案と意匠についての規定が設けられている。なお、2006 年の改正は管轄省庁の変更（Ministry of Finance and Industry → Ministry of Economy）に伴う改正であって、その他の条文には変更がない。

現行の商標法は 2002 年連邦法第 8 号商標法（2001 年 7 月 31 日改正施行）であるが、2007 年 UAE 連邦法第 52 号によって GCC の統一商標法を採択したので、今後改正がおこなわれるかもしれない²⁴。

・出願状況

特許・商標・意匠の出願件数については、公表されたデータが取得できなかった。

²⁴ アラブ首長国連邦での商号登録については、全ての首長国で事業を行うためには連邦としての登録ではなく、各首長国において登録しなければならないとの報告が GLOBALMARK 社から出されている（<http://www.globalmarks.co.jp/pdf/94.pdf> 最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）が当該報告の中で「UAE には連邦知的財産法の施行の責任を負う連邦機関が無い」と報告されている。

各国の概況一覧（出典：主として、外務省各国・地域情勢、JETRO 国・地域別情報(J-FILE)）

	CC	国名	面積 (平方キロメートル)	人口	言語	主要産業	GDP	一人当たり GDP
1	RU	ロシア (Russia)	約1,707 万 (日本の45 倍)	1 億4,190 万人 (2009 年1 月)	ロシア語 (公用語)	(工)鉄鋼業、機械工業、化学工業、繊維工業 (鉱)石油、天然ガス、石炭、鉄鉱石、金、ダイヤモンド	1兆6,765.9 億ドル* [2008 年]	11,807 ドル* [2008 年]
2	BR	ブラジル連邦共和国(Federative Republic of Brazil)	851.2 万 (日本の22.5 倍)	1 億9,400 万人 (2008 年国連統計)	ポルトガル語 (公用語)	製造業、鉱業(鉄鉱石他)、農牧業(砂糖、オレンジ、コーヒー、大豆他)	1兆3,335 億ドル [2008 年]	7,043 ドル [2008 年、IMF]
3	MX	メキシコ合衆国 (United Mexican States)	197 万 (日本の5.3 倍)	1 億420 万人 (2006 年世銀)	スペイン語 (公用語)	砂糖、セメント、石油精製、ガラス、製紙、繊維、化学、鉄鋼	1兆865 億ドル [2008 年、メキシコ国家統計地理情報局]	10,235 ドル [2008 年、名目、世銀]
4	PE	ペルー共和国 (Republic of Peru)	129 万 (日本の3.4 倍)	2,850 万人 (2008 年世銀)	スペイン語、(公用語) ケチュア語、アイマラ語	建設業、商業、鉱業、製造業、農牧畜産業、水産業	1,274.8 億万ドル* [2008 年]	4,453 ドル* [2008 年]
5	CL	チリ共和国 (Republic of Chile)	75.6 万 (日本の約2 倍)	1,659 万人 (2007 年 世銀)	スペイン語 (公用語)	鉱業、商業、農業、農産加工業	1,694 億ドル* [2008 年]	10,124 ドル* [2008 年]
6	BH	バーレーン王国 (Kingdom of Bahrain)	720 (奄美大島とほぼ同じ)	104.7 万人 (2007 年9 月現在)	アラビア語 (公用語)	石油精製、アルミニウム精錬、サービス業(金融、観光等)	約210 億ドル* (2008 年推計 / IMF)	27,247 ドル(2008 年推計 / IMF)
7	KW	クウェート国 (State of Kuwait)	17,818 (四国とほぼ同じ)	344 万人 (2008 年末)	アラビア語 (公用語)	石油 原油確認埋蔵量 1,040 億バーレル(2009 年1 月)	約1,113 億ドル* (2007 年、クウェート中銀)	38,925 ドル(2007 年、クウェート中銀)
8	OM	オマーン国 (Sultanate of Oman)	31 万 (日本の約4 分の3)	274 万人 (2007 年)	アラビア語(公用語)、 英語も広く通用する	石油関連業、農漁業、銅鉱業 原油確認埋蔵量 56 億バーレル(2006 年)	405 億ドル (2007 年 IMF 推定値)	15,412 ドル(2007 年 IMF 推定値)
9	QA	カタール国 (State of Qatar)	11,427 (秋田県よりもやや狭い)	約160 万人 (2009 年、カタール統計庁)	アラビア語 (公用語)	石油(確認埋蔵量：約273 億バーレル)、天然ガス (2008 年 / BP 統計)	約1,023 億ドル (2008 年 / IMF)	93,204 ドル (2008 年 / IMF)
10	SA	サウジアラビア (Kingdom of Saudi Arabia)	215 万 (日本の約5.7 倍)	2,400 万人	アラビア語 (公用語) 英語	石油(原油生産量1,041.3 万バーレル(2007 年BP 統計))、LPG、石油化学	4,675 億ドル (2008 年)	18,855 ドル(2008 年)
11	AE (UAE)	アラブ首長国連邦 (United Arab Emirates)	83,600	477 万人 (2008 年)	アラビア語 (公用語)	石油	2,531 億ドル (2008 年、経済省)	53,110 ドル(2008 年)

GDP (Gross Domestic Product) = "国内"総生産

* 名目 GDP=GDP は市場価格をベースに推計されるため、物価の変動の影響を受ける。物価変動の影響を排除して推計した GDP を実質 GDP といひ、排除しないものを名目 GDP という。

	国名	総貿易額	主要貿易品目	主要貿易相手国	日本の貿易 (貿易動向データベース等)		日本からの直接投資	在留邦人数
1	ロシア	(1)輸出 4,718 億ドル (2)輸入 2,920 億ドル (2008 年)	(1)輸出：石油、石油製品、天然ガス、鉄鋼、機械・設備 (2)輸入：機械・設備、自動車、食料品、医薬品 (2008 年)	独、蘭、中国、伊、ウクライナ、ベラルーシ、日本、米国、ポーランド (2008 年)	(イ)貿易額(2008 年、通関ベース) 対日輸出 104 億 2,914 万ドル 対日輸入 185 億 8,440 万ドル	(ロ)主要品目 対日輸出：原油および粗油、非鉄金属、石炭、魚介類、木材 対日輸入：乗用車、建設・鉱山用機械、バス・トラック、荷役機械、ゴム製品	-	2,159 人 (2009 年度速報)
2	ブラジル	(1)輸出 1,979 億ドル (2)輸入 1,731 億ドル (2008 年、ブラジル中銀)	(1)輸出：工業製品(完成品、航空機、乗用車、自動車部品等)、一次品(鉄鉱石、原油、大豆) (2)輸入：化学・医薬品、鉱産物、輸送用機器、産業用機械、事務・科学用機器、燃料及び潤滑油	(1)輸出：米国、アルゼンチン、中国、蘭、独、日 (2)輸入：米国、中国、アルゼンチン、独、ナイジェリア、日本 (2008 年)	(イ)貿易額(2008 年) 対日輸出 9,433 億円 対日輸入 6,132 億円	(ロ)主要品目 対日輸出：鉄鉱石、アルミ、コーヒー、合金鉄等 対日輸入：自動車部品、自動車、化学品、コンピュータ部品等	5.01 億ドル (2007 年、ブラジル中央銀行)	60,770 人 (2008 年 10 月)
3	メキシコ	(1)輸出 2,913 億ドル (2)輸入 3,086 億ドル (2008 年メキシコ国家統計地理情報局、FOB)	(1)輸出：機械類、自動車、原油、衣類、鉄鋼 (2)輸入：機械類、自動車、金属製品、有機化合物、プラスチック	(1)輸出：米国(約 80%)、日本(0.54%) (2)輸入：米国(約 42%)、日本(5.97%)	(イ)貿易額(2008 年、IMF) 対日輸出 3,824 百万ドル 対日輸入 9,948 百万ドル	(ロ)主要品目 対日輸出：豚肉、銀、医療用機器、乗用自動車、モリブデン鉱、自動車座席用皮シート 対日輸入：車体部品・アクセサリ、乗用自動車、テレビ・ラジオ部品	315 億円 (2008 年、315 億円、財務省統計)	6,046 人 (2009 年度速報)
4	ペルー	(1)輸出 315.29 億ドル (2)輸入 284.39 億ドル (ペルー中銀)	(1)輸出：銅、金、繊維製品、魚粉 (2)輸入：工業用中間財、燃料・潤滑油、工業用資本財(2008 年、ペルー中銀)	(1)輸出：米国、中国、スイス、カナダ、日本、チリ (2)輸入：米国、中国、ブラジル、エクアドル、アルゼンチン、コロンビア、日本、チリ(2008 年、ペルー中銀)	(イ)貿易額 対日輸出 2,236.8 百万ドル 対日輸入 548.5 百万ドル (2007 年、財務省)	(ロ)主要品目 対日輸出：銅、魚粉、銀、亜鉛 対日輸入：自動車、タイヤ、鉄鋼	7.85 億ドル (2004 年度末までの累計、財務省)	3,020 人 (2009 年度速報)
5	チリ	(1)輸出 683.0 億ドル (2)輸入 438.4 億ドル (2007 年 チリ中銀)	(1)輸出：銅、モリブデン、木材・チップ、サクマ、メタノール、果物、魚粉 (2)輸入：石油・石油製品、輸送機器、通信機器、金属製品、天然ガス、化学製品	(1)輸出 中国、米国、日本、蘭、韓 (2)輸入 米国、中国、ブラジル、アルゼンチン、韓国、ペルー	(イ)貿易額 対日輸出 72.5 億ドル [2007 年] 対日輸入 15.9 億ドル [2007 年] (出典：チリ中銀)	(ロ)主要品目 対日輸出：銅鉱、モリブデン鉱、さけ・ます、豚肉、ウッドチップ 対日輸入：自動車、電気・一般機械 (出典：チリ中銀)	18.7 億ドル (2007 年までの累計)	1,170 人 (2009 年度速報)
6	バーレーン	(1)輸出 191.7 億ドル (2)輸入 156.4 億ドル (2008 年、政府発表推計)	(1)輸出：石油、アルミニウム製品、石油化学製品 (2)輸入：原油(精製用)、車、電気製品、機械・輸送機器、アルミナ(2004 年)	(1)輸出 アラブ諸国、アジア(うち日本 4%)、米国 (2)輸入 アジア(うち日本 6%)、ヨーロッパ、アラブ諸国、米国、オセアニア(非石油部門のみ、2004 年)	(イ)貿易額 対日輸出 約 429 億円 対日輸入 約 968 億円 (2008 年、財務省貿易統計)	(ロ)主要品目 対日輸出 石油製品、アルミ製品 対日輸入 自動車、機械製品	-	220 名 (2009 年 1 月)
7	クウェート	(1)輸出 870 億ドル (2)輸入 249 億ドル (2008 年、クウェート計画省)	(1)輸出 石油、石油製品 (2)輸入 車両、電気機器、機械類	(1)輸出 日、韓、台湾、シンガポール、米 (2)輸入 米、日、独、サウジアラビア、中国 (2006 年)	(イ)対日貿易額 対日輸出 15,197 百万ドル 対日輸入 2,086 百万ドル (2008 年、財務省統計)	(ロ)主要品目 対日輸出 原油、石油製品 対日輸入 自動車、一般機械、電気機器	-	198 人 (2008 年 10 月)
8	オマーン	(1)輸出 247.6 億ドル (2)輸入 160.2 億ドル (2007 年 国家経済省)	(1)輸出 石油、LNG、ライム、小麦粉、デーツ (2)輸入 機械機器、食料品	(1)輸出 中国、タイ、日本、韓、台湾 (2)輸入 UAE、日本、印、米、独、韓、中国、英(2007 年、国家経済省)	(イ)対日貿易額(単位：億円) 対日輸出 4,210 億円 対日輸入 2,960 億円 (2007 年財務省統計)	(ロ)主要品目 輸出 原油、インゲン豆、天然ガス 輸入 自動車、家庭用電気器具	26 億円 (2004 年までの累積・財務省統計)	131 人 (2007 年 10 月)
9	カタール	(1)輸出 55,727 百万ドル (2)輸入 27,900 百万ドル (FOB)(2008 年ノカタール統計庁)	(1)輸出 石油、天然ガス、石油化学製品 (2)輸入 機械類、鉄鋼、輸送機器 (2008 年ノカタール統計庁)	(1)輸出 日、韓、シンガポール (2)輸入 日、米、独	(1)貿易額 対日輸出 26,233 百万ドル 対日輸入 2,010 百万ドル (2008 年、JETRO)	2)主要品目 対日輸出 石油、LNG 対日輸入 車両、ポンプ、電力用ケーブル	3 億 9 千 100 万ドル (2004 年度末迄の累計)	1,123 人 (2009 年 10 月)
10	サウジアラビア	(1)輸出 2,340 億ドル (2)輸入 901 億ドル (2007 年、通貨庁)	(1)輸出 原油、石油製品、LPG (2)輸入 自動車、機械機器、食料品、建設資材、繊維製品	(1)輸出 日、米、韓国、中国 (2)輸入 米、中国、独、日 (2006 年、通貨庁)	(イ)貿易額 対日輸出 52,917 億円 対日輸入 8,140 億円(2008 年)	(ロ)主要品目 対日輸出 原油、石油化学製品、LPG 対日輸入 機械機器(自動車、電気機械)、金属	-	1,092 人 (2007 年 10 月)
11	アラブ首長国連邦	(1)輸出 2,033 億ドル (2)輸入 1,532 億ドル (FOB)(2008 年、経済省)	(1)輸出 原油、天然ガス、原油製品、再輸出品(電化製品等) (2)輸入 自動車、機械、電化製品	(1)輸出 日、韓国、印、イラン、タイ (2)輸入 中国、印、米、独、日 (2008 年、IMF レポート)	(イ)貿易額 対日輸出 464.2 億ドル 対日輸入 107.9 億ドル (2008 年、JETRO 貿易統計)	(ロ)主要品目 対日輸出 石油、ガス、金属類 対日輸入 輸送機器、機械類、家電等電化機器、鉄鋼	-	約 3,500 人 (2009 年 10 月)

FOB：Free On Board (買主が手配した本船に、約定品を積み込むまでの費用と危険を売主が負担する貿易の受渡形態の 1 つ。)

条約別加盟一覧

国名	(略号)	WTO	WIPO	CBD	UPOV Convention	Berne Convention	Brussels Convention	Madrid (Source)	Nairobi Treaty	Paris Convention	Patet Law Treaty	Phonogrames Convention	Rome Convention	SingaoPRE Treaty	Trademark Law Treaty	WCT	WPPT
		世界貿易機関 (知的所有権の 貿易関連の側 面に関する協 定-TRIPS協 定)	世界知的所有権 機関を設立する 条約	生物の多様性に 関する条約	植物の新品種の 保護に関する国 際条約	文学的及び美 術的著作物の 保護に関する ベルヌ条約	衛星送信され る番組伝送信 号の伝達に関 するブリュッ セル条約	虚偽の又は誤 認を生じさせ る原産地表示 の防止に関す るマドリッド 協定	オリンピッ ク・シンボル の保護に関す るナイロビ条 約	工業所有権の 保護に関する パリ条約	特許法条約 (PLT)	許諾を得ない レコードの複 製からのレ コード制作者 の保護に関す る条約(ジュ ネーブ条約)	実演家、レ コード製作者 及び放送機関 の保護に関す る国際条約	商標法に関す るシンガポー ル条約	商標法条約 (TLT)	著作権に関す る世界的所 有権機関条約	実演家及びレ コードに関す る世界的所 有権機関条約
ロシア	RU		26-Apr-1970	05-Apr-1995	24-Apr-1998	13-Mar-1995	20-Jan-1989		17-Apr-1986	01-Jul-1965	<i>12-Aug-2009</i>	13-Mar-1995	26-May-1995	<i>18-Dec-2009</i>	11-May-1998	<i>05-Feb-2009</i>	<i>05-Feb-2009</i>
ブラジル	BR	1 Jan. 1995	20-Mar-1975	28-Feb-1994	23-May-1999	09-Feb-1922		3-Oct-1896	10-Aug-1984	7-Jul-1884		28-Nov-1975	29-Sep-1965				
メキシコ	MX	1 Jan. 1995	14-Jun-1975	11-Mar-1993	09-Aug-1997	11-Jun-1967	25-Aug-1979		16-May-1985	07-Sep-1903		21-Dec-1973	18-May-1964			06-Mar-2002	20-May-2002
ペルー	PE	1 Jan. 1995	04-Sep-1980	07-Jun-1993		20-Aug-1988	07-Aug-1985			11-Apr-1995		24-Aug-1985	24-Aug-1985		<i>06-Nov-2009</i>	06-Mar-2002	18-Jul-2002
チリ	CL	1 Jan. 1995	25-Jun-1975	09-Sep-1994	05-Jan-1996	05-Jun-1970			14-Dec-1983	14-Jun-1991		24-Mar-1977	05-Sep-1974			06-Mar-2002	20-May-2002
バーレーン	BH	1 Jan. 1995	22-Jun-1995	30-Aug-1996		02-Mar-1997	01-May-2007			29-Oct-1997	15-Dec-2005		18-Jan-2006		18-Mar-2007	15-Dec-2005	15-Dec-2005
クウェート	KW	1 Jan. 1995	14-Jul-1998	02-Aug-2002													
オマーン	OM	9 Nov. 2000	19-Feb-1997	08-Feb-1995	<i>22-Oct-2009</i>	14-Jul-1999	18-Mar-2008		26-Mar-1986	14-Jul-1999	16-Oct-2007				16-Oct-2007	20-Sep-2005	20-Sep-2005
カタール	QA	13 Jan. 1996	03-Sep-1976	21-Aug-1996		05-Jul-2000			23-Jul-1983	05-Jul-2000						28-Oct-2005	28-Oct-2005
サウジアラビア	SA	11 Dec. 2005	22-May-1982	03-Oct-2001		11-Mar-2004				11-Mar-2004							
アラブ首長国連邦	AE	10 Apr. 1996	24-Sep-1974	10-Feb-2000		14-Jul-2004				19-Sep-1996			14-Jan-2005			14-Jul-2004	09-Jun-2005

国名	(略号)	Budapest Treaty	Hague Agreement	Lisbon Agreement	Madrid (Mark)	Madrid Protocol	PCT			Locarno Agreement	Nice Agreement	Strasbourg Agreement	Vienna Agreement
		特許手続にお ける微生物の 寄託の国際承 認に関するブ ダペスト条約	意匠の国際登録 に関するヘーグ 協定	原産地名称の保 護及び国際登録 に関するリスボ ン協定	標章の国際登録 に関するマド リッド協定	標章の国際登 録に関するマ ドリッド協定 に関する議定 書	特許協力条約	(自国指定)	(広域指定)	工業意匠の国 際分類を確立 するためのロ カルノ協定	標章の登録の ための商品及 びサービスの 国際分類に関 するニース協 定	国際特許分類 に関するスト ラスブール協 定	標章の図形要 素の国際分類 を制定するた めのウィーン 協定
ロシア	RU	22-Apr-1981			01-Jul-1976	10-Jun-1997	29-Mar-1978	○	○	15-Dec-1972	26-Jul-1971	03-Oct-1976	
ブラジル	BR						09-Apr-1978	○				07-Oct-1975	
メキシコ	MX	21-Mar-2001		25-Sep-1966			01-Jan-1995	○		26-Jan-2001	21-Mar-2001	26-Oct-2001	26-Jan-2001
ペルー	PE	<i>20-Jan-2009</i>		16-May-2005			<i>06-Jun-2009</i>	○					
チリ	CL						<i>02-Jun-2009</i>	○					
バーレーン	BH					15-Dec-2005	18-Mar-2007	○			15-Dec-2005		
クウェート	KW												
オマーン	OM	16-Oct-2007	<i>04-Mar-2009</i>			16-Oct-2007	26-Oct-2001	○					
カタール	QA												
サウジアラビア	SA												
アラブ首長国連邦	AE						10-Mar-1999	○					

* 斜体文字の部分は、2009年に新たに加盟。

2 . 調査対象国等の知的財産保護制度

2.1 各国・地域の知的財産保護制度

(1) ロシアの知的財産保護制度

2008年1月1日施行の民法典第 部(第69章から第77章:第1225条~第1551条)に知的財産保護のための規定がある。

1) 特許

出願

- ・ 出願人資格(民法典第1357条2項): 発明者及び承継人(自然人、法人)。
- ・ 現地代理人の必要性及び代理人の資格(民法典第1247条2項、3項): 要。ロシアに居住しない出願人は、代理人として特許弁護士を選任しなければならない。
- ・ 出願言語(民法典第1374条): ロシア語。

公開

出願公開制度の有無(民法典第1385条1項): 有。出願日から又は優先日がある場合は最先の優先日から18ヶ月後に公開される。

実体審査

- ・ 実体審査の有無とその内容(民法典第1386条2項): 有。発明の新規性及び進歩性の評価を行う際の比較対象となる技術水準を決定するための情報サーチ、不登録対象でないかの確認を行う(民法典第1386条、第1387条)。
 - 新規性の判断基準(民法典第1350条2項): 内外国公知、内外国刊行物。技術水準は、発明の優先日より前に世界において一般的に利用可能になっている任意の知見を包含し、技術水準として知られたものでなければ新規である。
 - 進歩性の判断基準(民法典第1350条2項): 技術的専門家にとって技術水準から明らかとなるものでなければ発明的水準を有する。この場合、進歩性があると判断する。
- ・ 審査請求制度の有無(民法典第1386条1項): 有。審査請求は、出願日から何人も3年以内に行なわなければならない。
- ・ 優先審査制度及び早期審査制度: 無。
- ・ グレースピリオド(民法典第1350条3項): 有。発明者、出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による発明に関する情報の開示日から6ヶ月以内。
- ・ 不登録対象(民法典第1349条4項、第1350条5項、6項):

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 発見、並びに科学理論及び数学的方法に関する発明(2) 製品の外観のみに関する提案で、美的要件を満たすためのものに関する発明(3) 遊技、知的活動又は事業活動の規則及び方法に関する発明(4) コンピュータ・ソフトウェアに関する発明²⁵(5) 情報の提示に関する発明(6) 植物品種及び動物種に関する発明(7) 集積回路の回路配置に関する発明(8) 公序良俗に反する発明(9) 人間をクローニングする方法 |
|---|

²⁵ コンピュータ・プログラムそのもの、ビジネス方法、それ自体は不登録対象であるが、ある条件下で、特許として認められる。(特許庁委託「コンピュータ・ソフトウェア関連およびビジネス分野等における保護のあり方」より)

(10)人間の胚細胞の遺伝子を変更する方法 (11)人間の胚の工業的利用及び商業的利用
--

異議申立・無効請求

- ・異議申立制度の有無：無
- ・無効審判制度（民法典第 1398 条 2 項）：有。利害関係者は、ROSPATENT の特許紛争解決機関（the chamber for patent dispute）に対して請求することができる。
特許権の存続期間及び起算日（民法典第 1363 条 1 項、2 項）：出願日から起算して、発明特許は 20 年の期間について付与日から効力を有する。ただし、医薬品は最大 5 年延長可能。
実施義務（民法典第 1362 条 1 項）：有。特許付与日から 4 年。この間の不実施は、強制実施権設定の対象となる。

2) 実用新案

特許法中で規定されているので、特許と異なる点と重要点のみ記載する。

言葉の差違（出願人資格等）：特許では発明者とされているが、実用新案では考案者とされている。

実体審査の有無（民法典第 1390 条 1 項、2 項、4 項）：無。実用新案登録出願は方式審査のみで登録される。ただし、出願人又は第三者は、クレームされている実用新案に関する先行技術調査の実施を請求することができる。

新規性の判断基準（民法典第 1351 条 2 項）：内外国公知、内外国刊行物。技術レベルにおいて必須特性の全体が新規であることと規定されているが、上述のように新規性に関する実体審査は行われないので、新規性のないものが登録となる可能性もある。

グレースピリオド（民法典第 1351 条 3 項）：有。考案者、出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による発明に関する情報の開示日から 6 ヶ月以内。

審査請求制度：無。

存続期間及び起算日（民法典第 1363 条 1 項）：出願日から 10 年。ただし請求により 3 年延長可。

実施義務（民法典第 1362 条(1)）：実用新案権の発効日から 3 年。この間の不実施は、強制実施権設定の対象となる。

3) 商標

商標法の保護対象（民法典第 1477 条 2 項、第 1492 条 5 項）：商品、役務、団体標章。

商標の種類（民法典第 1482 条）：文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標。

出願人資格（民法典第 1492 条 1 項）：商標を使用する者及び承継人（自然人、法人）。

現地代理人の必要性（民法典第 1247 条 2 項、3 項）：要。

権利付与の原則（民法典第 1483 条 6 項 1 号、2 号）：先願主義。

本国登録要件：無。

出願言語（民法典第 1492 条 6 項）：ロシア語。

商標権の存続期間及び起算日（民法典第 1491 条 1 項、2 項）：出願日から 10 年。
10 年を単位として更新できる。

不登録対象（民法典第 1483 条）：

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 識別性を有しない標章(2) 普通に使用されている符号及び用語からなる標章(3) 商品の種類、品質、数量、特性、機能若しくは販売の場所及び時期を表わす標章(4) 商品の性質に起因する形状から構成されている標章(5) 国の紋章、旗章又は記章、国の公の名称、国際政府機関の記章、略称又は正規の名称、監督用又は証明用の公の記号、分析標識又は印章、勲章その他の名誉の記章を構成する記号又は表示、又はこれらの記号又は表示と類似する記号又は表示、これらの記号又は表示が権威ある当局又は所有者の許諾を得て、未保護の要素として組入れられた標章(6) 商品又はその商品の製造者に対し、不正確な又は需要者に誤認をさせるおそれのある記号又は表示の標章(7) 公序良俗に反する標章(8) ロシア連邦の人々の文化遺産又は世界の文化又は自然遺産の特に貴重な物体の公式名称及び像、又はコレクション又は基金に保管された文化的価値のある像と同一の、又はこれらに混同を生じさせるほどに類似する標章(9) ロシア連邦が締約国である国際条約に基づいて、当該条約の締約国の 1 においてその領域を原産地とし(当該国の地理的国境内で生産され)、主としてその原産地により決定される独特の品質、名称その他の特性を有するぶどう酒又はアルコール飲料を識別する標識として保護されている要素を表わす、又は取入れる標章 |
|---|

防護標章制度の有無：無。

周知商標制度の有無（民法典第 1508 条）：有。周知商標登録制度があり、登録簿がある。

一出願多区分制度の有無（民法典第 1492 条 3 項 3 号）：有。

実体審査の有無（民法典第 1499 条 1 項）：有。

審査請求制度の有無：無。

優先審査・早期審査の有無：無。

出願公開制度の有無：無。

異議申立制度の有無：無。

無効審判制度の有無（民法典第 1512 条、1513 条）：有。

不使用取消制度の有無（産業財産権法第 1486 条 1 項）：有。登録日から 3 年間使用していないときは、その取消しを請求することができる。

商標分類：国際分類（ニース分類）。

図形要素の分類：国際図形分類(ウィーン図形分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)。

4) 意匠

出願人資格（民法典第 1357 条 2 項）：創作者及び承継人（自然人、法人）。

現地代理人の必要性及び代理人の資格（民法典第 1247 条 2 項、3 項）：要。

出願言語（民法典第 1374 条 2 項）：ロシア語。

意匠権の存続期間及び起算日（民法典第 1363 条 1 項、3 項、4 項）：出願日から 15 年。この期間は、10 年を超えない期間だけ延長できる。

新規性の判断基準（民法典第 1352 条 2 項）：内外国公知、内外国刊行物

グレースピリオド（民法典第 1352 条 4 項）：有。創作者、出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による意匠に関する情報の開示日から 6 ヶ月以内。

不登録対象（民法典第 1352 条 5 項）

- | |
|--|
| (1) 物品の技術的機能のみから特定される意匠の創作
(2) 建築物（小さな建築構造物は除く）及び産業上、水圧技術上及び他の動かない構造物に関する意匠の創作
(3) 印刷物それ自体に関する意匠の創作
(4) 液体、ガス及び乾燥した物質のような安定していない形状のものに関する意匠の創作
(5) 公序良俗に反する意匠の創作 |
|--|

実体審査の有無（民法典第 1352 条 5 項）：有。

審査請求制度の有無：無。

部分意匠制度の有無：無。

関連意匠制度の有無：無。

組物の意匠制度の有無：無。

意匠分類：国際分類（ロカルノ分類）を採用している。

出願公開制度の有無：無。

秘密意匠制度：無。

異議申立制度：無。

無効審判制度（民法典第 1398 条 1 項）：有。無効は、特許庁に対して請求することができる。

登録表示義務：無。

5) 地理的表示

ロシアの民法典の第 1516 条から第 1537 条では原産地呼称（Designation of the Place of Origin of Goods）が規定されている。原産地呼称の定義として文字標章に限定されること、及び、人的要因による表示も許容される点が TRIPS 協定の地理的表示の定義とは若干異なっている。原産地呼称はロシア特許庁に登録出願し、方式審査と実体審査の後に登録される。原産地呼称の使用は登録者ではなく許可された第三者に対して認められ、10 年ごとの更新で有効期間を延長することができる。また原産地呼称の登録制度には無効審判制度がある。

定義（民法典第 1516 条）：原産地呼称とは、近代的、歴史的、公式・非公式に関わらず、国、都市、地方、またはその他の地理的場所を正式名であれ、略称であれ、その地理的場所に対して、自然条件かつ、または、人間的要因の特徴によって専らまたは主として決められる特別の品質の品物に関して、その使用の結果として由来する表示、および知られている標識に対して、与えられる。

表現方法（民法典第 1517 条）：原産地呼称の証明の保有者は、文字の形式で、原産地呼称の権利の証明を、品物自体、ラベル、パッケージに、登録マークと共に記載できる。

出願人の要件（民法典第 1534 条）：自然人または法人によって登録できる。原産地呼称の定義に合致し生産される品物を保証する標識の専有権が登録人に認めら

れる。

出願の添付書類（民法典第 1522 条 3 項）：

- (1) 出願人の住所と共に以前登録した原産地呼称に対する専有権の申請のみまたは、原産地呼称登録と占有権の申請
- (2) 原産地呼称
- (3) 原産地呼称として登録すべき物品の表示
- (4) 原産地の表示、その場所の境界域、違いを決定づける自然条件、かつ、または、人間的要因
- (5) 特別の品質の品物の説明

普通名称化の取扱い：規定されていない。

無効請求制度（民法典第 1536 条）：何人も、付与された地理的場所の条件・特徴を喪失した場合、登録の際に指定した特別な品質を保持できない製品となった場合等に、ROSPATENT に登録の無効を請求することができる。

原産地呼称の有効期間（民法典第 1531 条）：原産地呼称の登録の申請から 10 年。申請により 10 年を単位として更新できる。

使用者に対する効力の停止（民法典第 1536 条 2 項）：有。品質が維持できなかったとき。証明期間が終了した時。もとの原産地呼称が法的効力を喪失した時、法人の清算または事業家の活動の停止

第三者の使用の許可（民法典第 1530 条）：原産地呼称の排他的使用は、同一の地理的場所（境界も含む）で、同一の品質を保持していれば使用出来る。登録された原産地呼称は、ROSPATENT に手数料を支払うことにより、排他権の証明を受けることができる。

6) 遺伝資源・伝統的知識

遺伝資源については、1995 年 4 月 24 日の「動物相に関する連邦法 No.52-FZ」があり、2009 年 3 月 14 日に改正されている²⁶。動物相の使用とタイプ（34 条）使用条件（35 条）使用規定（36 条）ライセンス付与手続（37 条）動物相の対象を獲得する伝統的方法と生命活動による産物を使用する権利（48 条）動物相の使用優先権（49 条）使用の支払いシステム、ライセンス料金等が規定されている。

なお、伝統的知識に関しての法律等はない。

7) 著作権（民法第 部第 70・71 章）

ロシアが加盟している条約は、ベルヌ条約、ブリュッセル条約、レコード保護条約、ローマ条約、WCT（著作権に関する世界知的所有権機関条約）WPPT（実演家及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）である。

保護対象は文学、演劇・ミュージカル・映画、舞踊・パントマイム、音楽、AV 作品、絵画・彫刻・デザイン・絵本・コミック等、舞台装置・装飾品、建築・都市計画・公園・庭園計画の図面・描写・モデル、写真作品、地理・地質、地図の計画・スケッ

²⁶ WIPO : “Questionnaire on Various Reuirements for Dislclosure Relating to Genetic Resources and Traditional Knowledge in Patent Applications”に対するロシアの回答。
<http://www.wipo.int/export/sites/www/tk/en/consultations/questionnaires/ic-q3/responses.pdf> （最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

チ・塑性体作品、コンピュータ・プログラム、派生作品、創造的な作業としての編集作品、演説等（書かれたものあるいは、口述のもの）。

なお、著作者が特定できないフォークロア作品は著作権の対象外（第 1259 条 6(3)）である。ただし、著作隣接権として演奏（実演）されたものは保護の対象となる。

（２）ブラジルの知的財産保護制度

１）特許

出願

- ・出願人資格（産業財産法第 6 条 2 項）：発明者及び承継人。創作者自身、創作者の相続人若しくは承継人、譲受人、又は本法又は雇用契約若しくは役務提供契約によって所有者と定められる者が行うことができる。
- ・現地代理人の必要性及び代理人の資格（産業財産法第 217 条）：要。正当な資格及びブラジルにおける住所を有する代理人であること。
- ・出願言語（Manual Industrial Property）：ポルトガル語。
- ・遺伝資源を利用した発明に関する出願：ブラジルの遺伝資源を利用した発明については、アクセス契約の写しを提出する必要がある（詳細は「２．３ 伝統的知識・遺伝資源・フォークロア」を参照）。

公開

- ・出願公開制度の有無（産業財産法第 30 条）：有。出願日から又は優先日がある場合は最先の優先日から 18 ヶ月後に公開される。出願人からの請求に基づき、出願公開を早めることができる。

実体審査

- ・実体審査の有無とその内容（産業財産法第 35 条、第 31 条）：有。新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（産業財産法第 8 条）。なお、実体審査は出願公開後、60 日が経過するまでは開始されない。
 - 新規性の判断基準（産業財産法第 11 条(2)）：内外国公知、内外国刊行物

第 11 条

発明及び実用新案は、技術水準の一部でないときは、新規であるとみなされる。

- (2) 新規性判断の目的上、ブラジルにおいて出願されており、未だ公開されていない出願の全内容は、それが後において公開されることを条件として、出願日又は主張されている優先日から技術水準であるとみなされる。

- 進歩性の判断基準（産業財産法第 13 条）

第 13 条

発明は、技術水準を考慮したときにその技術の分野における熟練者にとって明白又は自明でないときは、進歩性を有するとみなされる。

- ・審査請求制度の有無（産業財産法第 33 条）：有。出願日から 36 ヶ月。
- ・優先審査制度及び早期審査制度（政令 Resolution No. 191/08）：有。出願人による申請で、a)60 才以上、b)許可なく第三者による実施の虞がある、c)特許付与が融資の条件である場合。第三者による申請で、出願人による告訴の虞がある場合、国家非常事態、公益の場合等。

・グレースピリオド（産業財産法第 12 条）：有。出願日あるいは優先日に先立つ 12 ヶ月以内の下記の開示は新規性を喪失しないとしている。

(1) 発明者による開示、(2) 発明者から得た情報又は発明者の行為の結果に基づいて、発明者の同意なしに第三者が出願した特許の INPI による出願公開、(3) 発明者から直接若しくは間接に得た情報又は発明者の行為に基づいた、第三者による開示。

・不登録対象（産業財産法第 10 条、第 18 条）：

第 10 条

次に掲げる事項は、発明又は実用新案とみなされない。

- (1) 発見、科学の理論及び数学の方法
- (2) 純粋に抽象的な概念
- (3) 商業、会計、金融、教育、広告、くじ及び抽出の手段、計画、原理又は方法
- (4) 文学、建築、美術及び科学の著作物、又は審美的創作物
- (5) コンピュータ・プログラムそれ自体
- (6) 情報の提供
- (7) 遊戯の規則
- (8) 人体又は動物に適用する外科的技術及び方法、並びに治療又は診断の方法、及び
- (9) 全ての自然の生物のゲノム又は生殖質を含めて、それらから分離されたものであるか否かに拘らず、自然の生物及び生物材料の全部又は一部、並びに自然の生物学的方法

第 18 条

次に掲げるものは、特許を受けることができない。

- (1) 道徳、善良の風俗、並びに公共安全、公の秩序及び公衆の衛生に反するもの
- (2) 原子核変換から生じる全ての種類の物質、材料、混合物、元素又は製品、及びその物理化学的属性の変態、並びにそれらの取得又は変態のための方法
- (3) 生物の全体又は一部分。ただし、第 8 条に規定した特許を受けるための 3 要件、すなわち、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の要件を満たし、かつ、単なる発見ではない遺伝子組み替え微生物を除く。

補項 本法の規定の適用上、遺伝子組み替え微生物とは、植物又は動物の全体又は一部を除いた有機体であって、その遺伝子構成への直接の人的介入により、通常自然の状態では到達し得ない特性を示しているものをいう。

異議申立・無効審判

・異議申立制度の有無（特許規則 7.2）：無。異議申立制度とは位置付けられていないが、利害関係人は審査終了までの間に「支持資料（情報提供）」を提出することができ、審査における参考資料として考慮される。

・無効審判制度（産業財産法第 51 条、第 56 条）：有。行政上の無効手続き：特許の付与後 6 ヶ月以内に利害関係人は INPI に対して特許の無効を請求することができる。司法上の無効手続き：利害関係人は連邦裁判所に対する無効の申立を行なうこともできる。

特許権の存続期間及び起算日（産業財産法第 40 条）：出願日から起算し、20 年。ただし、付与の日から最低 10 年は効力を有する。

実施義務（産業財産法第 68 条）：有。ブラジル国内において実施されないときは強制実施権付与の対象となる。ただし、特許付与から 3 年が経過するまでは、申請することができない。

2) 実用新案

産業財産法に、規定されており、特許と異なる点のみ記載する。

実用新案の定義（産業財産法第9条）：機能的改良をもたらすことに限定されている。

第9条

実用物品又はその一部は、それが産業上の利用可能性を有し、その使用又は製造における機能的改良をもたらす新規の形態又は構造を有し、かつ、進歩性を有している場合は、実用新案として特許を受けることができる。

出願の条件（産業財産法第23条）：特許の場合とは異なる単一性の基準が設けられている。

第23条

実用新案特許出願は、単一の主たる新案に係わるものでなければならず、当該新案には、その対象の技術・機能的及び材質的単一性が維持されることを条件として、複数の異なる追加要素又は構造的若しくは形態的変異を含めることができる。

進歩性の判断の差違（産業財産法第14条）：進歩性の判断基準に於いて、特許の場合は明白または自明でない場合とされているのに対して、実用新案の場合は一般的又は通常となっており、実用新案の判断基準の方が緩いと考えられる。

第14条

実用新案は、技術水準を考慮したときにその技術の分野における熟練者にとって一般的又は通常でないときは、進歩性を有するとみなされる。

実用新案権の存続期間及び起算日（産業財産法第40条）：出願日から起算し、15年。ただし、付与の日から最低7年は効力を有する。

3) 商標

商標法の保護対象（産業財産法第123条、第176条～第178条）：商品、役務、団体商標、証明商標、地理的表示。

第123条

本法の適用上、次に掲げる定義が適用される。

- (1) 製品標章又は役務マーク：ある製品又は役務を、出所は異なるが、同一、類似又は同種である別の製品又は役務から識別するために使用される標章
- (2) 証明標章：ある製品又は役務が、品質、特性、使用した原料及び方法等に関し、一定の技術的基準又は規格と合致していることを証明するために使用される標章
- (3) 団体標章：一定の団体の構成員によって提供される製品又は役務を識別するために使用される標章

第176条

地理的表示とは、出所表示又は原産地呼称をいう。

第177条

出所表示とは、国、その領土内の都市、地方又は場所についての地理的名称であって、一定の製品の抽出、生産若しくは製造、又は一定の役務の提供に係わる中心地として知られているものを意味する。

第178条

原産地呼称とは、国、その領土内の都市、地方又は場所の地理的名称であって、専ら又は本質的に、その自然的及び人的要因を含む地理的環境に起因する品質又は特性を備えた製品又は役務を指定するものをいう。

商標の種類（産業財産法第128条、第134条）：文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標。

出願人資格（産業財産法第128条、第134条）：自然人あるいは法人

現地代理人の必要性（産業財産法第 217 条）：要。

権利付与の原則（産業財産法第 124 条(XIX)）：先願主義。

第 124 条

(19) 同一、類似又は同種の製品又は役務を識別若しくは証明するために他人が登録している標章の全部又は一部、更に付加があればそれを含めて複製若しくは模造したものであって、他人の標章と混同又は関連を生じさせる虞があるもの。

本国登録要件：無。

出願言語（産業財産法第 155 条）：ポルトガル語。

商標権の存続期間及び起算日（産業財産法第 133 条）：商標登録は、登録の日から 10 年間有効であり、かつ 10 年を単位として更新が可能である。

不登録対象（産業財産法第 124 条）：

第 124 条

- (1) ブラジル、外国又は国際機関の公の盾、紋章、メダル、旗章、記章、記念物、又はそれらの名称、図形若しくは模造
- (2) 単独の形で文字、数字及び日付。ただし、十分に識別的形状を具えているものを除く。
- (3) 語句、形象又は図形その他の標識であって、道徳若しくは品位の基準に反するか、又は他人の名誉若しくは印象を害するか、又は良心、信条、信仰の自由若しくは尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なうもの
- (4) 公共の団体又は機関の名称又はイニシャルであって、当該団体又は機関それ自体によって登録申請がされていないもの
- (5) 第三者に属する組織又は企業の名称に係わる特徴的又は識別的要素の複製又は模造であって、その識別的標識との誤認又は混同を生じさせる虞があるもの
- (6) 識別の対象とする製品又は役務に関連する、一般的な、必然的な、共通の、通常の、若しくは単に説明的性格の標識、又は製品若しくは役務について、その性質、原産国、重量、価格、品質及び製品の生産若しくは役務提供の時期に係わる特徴を示すために通常使用される標識。ただし、十分に識別的形状を具えているものを除く
- (7) 単に宣伝手段としてのみ用いられる標識又は文言
- (8) 色彩及びその名称。ただし、独特でかつ識別的方法により配置又は結合されているものを除く
- (9) 地理的表示若しくは混同を生じさせる虞があるその模造、又は地理的表示であると誤認させる虞がある標識
- (10) 標章の使用対象である製品又は役務に関し、その原産地、出所、性質、品質又は用途について、虚偽の表示となる標識
- (11) 何れかの種類又は性質の基準を保証するために正規に使用される公の印章の複製又は模造
- (12) 第 154 条の規定に従って第三者が団体標章又は証明標章として登録している標識の複製又は模造
- (13) 公の又は公に認められた運動、芸術、文化、社会、政治、経済又は技術に係る行事の名称、賞牌又は象徴、及びその模造であって、誤認を生じさせる虞があるもの。ただし、その行事を推進する管轄の機関又は団体の許可を得ている場合を除く。
- (14) 連邦、州、連邦区、地方自治区、自治体又は外国の権利書、保険証書、硬貨及び紙幣の複製又は模造
- (15) 第三者の個人名若しくはその署名、姓、父称の名又は肖像。ただし、その所有者、相続人又は承継人の同意を得ている場合を除く。
- (16) 著名な雅号又は愛称、個人又は団体の芸術上の名称。ただし、その所有者、相続人又は承継人の同意を得ている場合を除く。
- (17) 文学、芸術又は科学の著作物、並びにその題名であって、著作権によって保護されており、かつ、混同又は関連の虞があるもの。ただし、それに係わる著作者又は権利所有者の承諾を得ている場合を除く。
- (18) 識別対象とする製品又は役務に関連する産業、科学及び技術において使用されている技術用語
- (19) 同一、類似又は同種の製品又は役務を識別若しくは証明するために他人が登録している標章の全部又は一部、更に付加があればそれを含めて複製若しくは模造したものであって、他人の標章と混同又は関連を生じさせる虞があるもの。
- (20) 同一所有者が同一の製品又は役務に関して有する二重標章。ただし、同じ種類の標章の場合、識別することができる形状を具えているときを除く。
- (21) 製品若しくは包装に係わる必然的な、共通の若しくは通常の形状、又は技術的效果の観点から不

- 可欠な形状
- (22) 他人の意匠登録によって保護されている対象
- (23) 出願人が事業活動上当然に知っている筈の標章であり、かつ、ブラジル国内又はブラジルが条約を締結しているか若しくは相互主義の待遇を保証している国に本拠又は住所を有する者の所有に係わるものの全部又は一部を模造し又は複製した標識。ただし、この規定は、その標章が、同一、類似又は同種の製品又は役務を識別するためのものであり、前記他人の標章との間で混同又は関連を生じさせる虞があることを条件とする。

防護標章制度の有無：無。

周知商標制度の有無（産業財産法第 125 条、第 126 条）：有。周知商標はパリ条約第 6 条の 2 及び TRIPS 協定第 16 条(2)及び(3)の規定に基づき保護される。

一出願多区分制度の有無：無。

実体審査の有無（産業財産法第 159 条）：有。出願公開後 60 日以内に異議の申立てがあったとき、異議の申立てがなく 60 日間が経過したときは、実体審査を行わなければならない。

第 159 条
異議申立期間が経過した後、又は異議申立があったときは意見書提出が認められた期間の終了時に審査が行われるものとし、その過程で要求が定められ、それに対する回答を 60 日の期間内に提出することが求められる。

審査請求制度の有無：無。

優先審査・早期審査の有無：無。

出願公開制度：無。

異議申立制度（産業財産法第 158 条）：有（付与前異議申立制度）。出願は方式審査を行った後、公告（公開）される（公告の日から 60 日間は登録に対する異議を申立てることができる）。

無効審判制度の有無（産業財産法第 173 条～第 175 条）：有。行政手続きとしての無効審判制度はないが、INPI 又は利害関係者は登録の日から 5 年間に限って、連邦裁判所に対して無効を提起することができる。

第 173 条
司法上の無効手続は、INPI 又は正当な利害関係を有する者の何れもが提起することができる。
補項 裁判官は、司法上の無効手続の過程において、相応の手続要件が満たされていることを条件として、標章登録の効力及び標章の使用を停止させる仮処分命令を出すことができる。

第 174 条
登録の無効を宣言するための司法手続は、登録日から 5 年を、その出訴期限とする。

第 175 条
登録についての司法的無効手続は、連邦裁判所に提起しなければならない、INPI は、自らが原告でないときは、参加人としてその手続に参加するものとする。
(1) 被告が登録所有者であるときは、被告には、答弁のために 60 日の期間が与えられる。
(2) 司法上の無効手続に関する決定が確定したときは、INPI は、公告をして第三者にその旨を告示する。

不使用取消制度の有無（産業財産法第 143 条）：有。登録日から 5 年経過後において商標が使用されていないか、又は商標の使用が 5 年以上連続して中断しているときは、利害関係人の請求に基づいた取消しの対象となる。

商標分類：国際分類（ニース分類）。ニース協定には未加盟。

図形要素の分類：無

4) 意匠

出願人資格（産業財産法第 94 条、第 6 条）：創作者及び承継人（自然人、法人）
現地代理人の必要性及び代理人の資格（産業財産法第 217 条）：要。正当な資格及びブラジルにおける住所を有する代理人であること。

出願言語（意匠規則 4.1）：ポルトガル語。

意匠権の存続期間及び起算日（産業財産法第 108 条）：出願日から 10 年。引続き 5 年ずつ 3 回更新できる。最長 25 年。

新規性の判断基準（産業財産法第 96 条(1)）：内外国公知、内外国刊行物。

グレースピリオド（産業財産法第 96 条(3)）有。出願日あるいは優先日に先立つ 180 日以内の以下の開示は新規性を喪失しないとしている。(1) 発明者（創作者）による開示、(2) 発明者（創作者）から得た情報又は発明者（創作者）の行為の結果に基づいて、発明者（創作者）の同意なしに第三者が出願した特許（意匠出願）の INPI による出願公開（登録の公示）(3) 発明者（創作者）から直接若しくは間接に得た情報又は発明者（創作者）の行為に基づいた、第三者による開示。

不登録対象（産業財産法第 98 条、第 100 条）：

第 98 条

純芸術作品は、意匠とはみなされない。

第 100 条

次に掲げるものは、意匠としての登録を受けることができない。

- (1) 道徳及び善良の風俗に反するもの、又は他人の名誉若しくは印象を害するもの、又は良心、信条、信仰の自由を損ない、尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なうもの
- (2) 対象物が通常又は一般に備える必然的な形状、又は技術的若しくは機能的配慮によって本質的に決定される形状

実体審査の有無（産業財産法第 106 条）：無。方式要件を満足した出願は意匠登録される。

審査請求制度の有無（産業財産法第 111 条）：無。ただし、意匠権者は登録の有効期間中はいつでも、登録の新規性および独創性についての見解書の発行を求めることができる。

第 111 条

登録意匠の所有者は、登録存続期間中いつでも、その登録対象の新規性及び独創性に関する審査を請求することができる。

補項 INPI は、実体審査に関する見解書を発行するものとし、第 95 条から第 98 条までに規定した要件の内の少なくとも 1 が欠落していると結論付けるものである場合は、当該見解書を職権による登録無効手続の開始理由とすることができる。

部分意匠制度の有無：無。

関連意匠制度の有無（産業財産法第 104 条）：有。

第 104 条

意匠登録出願は、単一の対象に係わるものとしなければならないが、当該対象については、複数の変異を認めるものとする。ただし、それらが同一用途に係るものであり、かつ、同一の顕著な識別性を有していることを条件とし、各出願に含める変異の数は、20 を限度とする。

組物の意匠制度の有無：無。

意匠分類：ロカルノ分類を採用している。（ロカルノ協定には未加盟）

出願公開制度の有無：無。

秘密意匠制度（産業財産法第 106 条(1)）：有。出願時の請求に基づき、出願日が

ら 180 日間は登録の公示を繰り延べることができる。

異議申立制度：無。

無効審判制度（産業財産法第 113 条）：有。利害関係人又は INPI は登録日から 5 年以内は、無効を請求することができる。

第 113 条

登録が第 94 条から第 98 条までの規定に違反して付与されている場合は、行政的にその登録の無効を宣言するものとする。

- (1) 無効手続は、第 111 条補項にいう場合を損なうことなしに、登録の付与日から 5 年の期間内に、職権により又は正当な利害関係を有する者からの請求に基づいて、開始することができる。
- (2) 無効手続の請求又は職権による開始は、その提出又は公告が登録付与日から 60 日以内に行われた場合は、登録付与の効力を停止させるものとする。

登録表示義務：無。

5) 地理的表示（産業財産法第 176 条～第 182 条）

産業財産法には商標制度とは別に地理的表示を保護する制度が設けられている。

定義（産業財産法第 176～第 178 条）：地理的表示とは、原産地表示又は原産地呼称（an appellation of origin）である（第 176 条）。「原産地表示」とは、国又はその領域内にある都市、地方又は土地の地理的名称（geographical name）であって、特定の生産物の抽出（extraction）、生産若しくは製造又は特定の役務提供の中心地として知られるようになっていっているものに使用する（第 177 条）。「原産地呼称」とは、国又はその領域内にある都市、地方若しくは土地の地理的名称（geographical name）であって、その品質又は特徴が自然的要因及び人的要因を含む地理上の環境に専ら又は本質的に由来する生産物又は役務を表示するために用いられるものに使用する。（第 178 条）

表現方法（産業財産法第 179 条）：地理的表示を伴う図又は図形による表現及び地理的表示の名称に相当する国その他領土内の都市、地域又は場所の地理的表現についても保護される。

出願人の要件²⁷：合法的権利を持ち、その領域において解決能力を有する組合（unions）、シンジケート（syndicates）、協会（associations）、機関（institutes）、または他の代表法人団体（other collectively representative corporate entities）は、地理的表示の登録出願をすることができる。

出願の添付書類²⁸：保護を求める地理上の名称、当該生産物又は当該役務の説明、その地理的名称の使用に係る規則及び当該地理的区域の範囲を記した公式文書を必要とする。「原産地表示」の場合には、当該地理的表示が有名になっていることを証明する要素、生産者による地理的表示の使用及び当該生産物又は当該役務に関する規則及び管理の存在を証明する要素、生産者が当該地域に設立されたことを証明する要素が、その説明に含まれていなければならない。

「原産地名称」の登録出願の場合には、その地理的環境に専ら又は本質的に由来

²⁷ 平成 15 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における団体・証明・保証商標制度の調査研究報告書、第二章、1. IV ブラジル、社団法人日本国際知的財産保護協会

²⁸ 同上。

する生産物又は役務の品質、特徴の説明、及び生産方法の説明（かかる生産方法は正当かつ継続的なものでなければならない）が、その説明に含まれていなければならない。

普通名称化の取扱い（産業財産法第 180 条）：特定の商品又は役務に関して通常に使用されるようになった地理的表示は地理的表示とは見なされない。

使用者の要件（産業財産法第 182 条）：地理的表示の使用は、その場所において業を営む生産者又はサービス提供者に限定される。また、原産地名称については品質に関する要件も満たしていなければならない。

異議申立：無。

使用権者に対する効力の停止：規定を守らない場合は、侵害行為と同一扱いになる。

6）著作権（著作権法、1998 年 2 月 19 日施行、法律第 9.610 号）

著作権に関連した加盟条約は、ベルヌ条約・レコード保護条約・フィルム登録条約である。

保護対象（第 7 条）には、文学・美術・科学的なものを文書化したもの、講演、演説、説教等、演劇、ミュージカル作品、舞踊・パントマイムを書き下ろした作品、作曲、オーディオビジュアル作品、写真作品。図、絵、彫刻、彫像、リトグラフ、動的アート、イラスト、地図等、地形学、建築、公園、庭園計画、舞台装置に関連したスケッチ、模型、三次元的なもの、新たな知的創造物として認められる原作品の脚色・翻訳・翻案物、コンピュータ・プログラム、ある主題に基づいて構成された収集物、編集物、百科事典、辞書、データベース等がある。

フォークロアについては演奏家の定義（第 5 条）の中に規定があり、フォークロアの表現物（実演等）の著作権が保護される。

（3）メキシコの知的財産保護制度

1）特許

出願

- ・出願人資格（産業財産法第 11 条）：発明者及び承継人（自然人・法人）。
- ・現地代理人の必要性及び代理人の資格：要。
- ・出願言語(産業財産法第 179 条)：スペイン語。

出願公開

- ・出願公開制度の有無（産業財産法第 52 条）：出願日又は優先日から 18 ヶ月経過後に公報により公開される。出願人の請求がある場合は、この期間が経過する前でも出願は公開される（早期公開制度、この制度の活用により、実体審査も早期に着手される。）。

実体審査

- ・実体審査の有無とその内容（産業財産法第 53 条）：有。

第 53 条

ひとたび特許出願が公開され、手数料が納付されると、工業所有権庁は、第 16 条に定める条件が満

たされているか否か、又は当該発明が第 16 条及び第 19 条に規定する事由の何れかに該当するか否かを決定するために発明の実体審査を行う。
実体審査を行うために適当と判断する場合、工業所有権庁は専門国立機関に技術上の援助を要請することができる。

- 新規性の判断基準（産業財産法第 12 条 2 項）：内外国公知、内外国刊行物

第 12 条

(2) 「技術水準」とは、口頭若しくは書面により、国内又は外国における使用若しくはその他の情報伝達手段を通して公知のものとなっている技術知識の総体を意味する。

- 進歩性の判断基準（産業財産法第 12 条 3 項）：

第 12 条

(3) 「進歩性」とは、その結果が関連分野の技術に熟知する者による技術水準から明白に推論することはできない創造過程を意味する。

- ・審査請求制度の有（産業財産法第 53 条）：有。
- ・優先審査制度及び早期審査制度：無。（早期あるいは優先審査制度とは明示されていないが、上記の早期公開制度を活用すれば実質的に早期に実体審査に着手される）
- ・グレースピリオド（産業財産法第 18 条）：有。次のケースがある。(1) 発明者又はその承継人による開示日から 12 ヶ月以内、(2) 国内又は国際博覧会における展示日から 12 ヶ月以内
- ・不登録対象（産業財産法第 16 条、第 19 条）：

第 16 条

本法に定める意味において新規であり、進歩性の成果でありかつ産業上の利用可能性を有する発明は特許を受けることができる。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 動植物の発生、複製又は繁殖を目的とする本質的な生物学的方法
- (2) 自然界で発見される生物学的及び遺伝学的物質
- (3) 動物の品種
- (4) 人体及び人体を構成する生命物質
- (5) 植物の品種

第 19 条

次に掲げるものは本法の適用上、発明とはみなされない。

- (1) 理論上又は科学上の原理
- (2) これまで人に知られていなくても、自然界に既に存在していたものを開示若しくは明らかにする発見
- (3) 精神作用を実行し、ゲームを行い、又は事業活動を行うための政策、計画、規則及び方法、並びに計算方法
- (4) コンピュータ・プログラム
- (5) 情報提供の方法
- (6) 美的創造物、芸術作品及び文学作品
- (7) 人体又は動物に適用可能な外科手術、治療又は診断処置方法
- (8) 公知の発明の並置、公知製品の混合、又はそれらの使用法、形状、寸法又は材料の変更。ただし、現実にそれらの結合若しくは一体化の程度が強くて分離しては機能しない場合、及びそれら構成要素の特徴的な品質又は機能が大きく変化しており当該分野の技術に熟知する者にとっても自明でなかった産業上の結果若しくは利用法を産み出すように変更している場合は除く。

異議申立・無効審判

- ・異議申立制度の有無（特許規則 7.2）：無。
- ・無効審判制度（産業財産法第 78 条）：有。無効は、特許庁（IMPI: Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial）へ申請する。登録の要件規定に反している場合と既知特許に抵触する場合は期限に制限は無いが、審査過程における出願放棄、特許付与または登録に重大な錯誤・過失・瑕疵があった場合または冒認出願の場合には、官

報における公告が発効した日から 5 年以内に申請されなければならない。

特許権の存続期間及び起算日(産業財産法第 23 条): 特許権の存続期間は 20 年とし更新されない。存続期間は、出願日から起算される。

実施義務: 無

2) 実用新案

特許法の一部として実用新案も規定されている。特許と異なる点のみ記載する。

実用新案の定義(産業財産法第 28 条): 配列、形態、構造若しくは形状の変更の結果、構成部品に関する異なる機能又は使用に関する異なる利点を提供する物体、器具、装置及び道具は実用新案とみなされる。

進歩性の判断の差違(産業財産法第 27 条): 特許の場合は、進歩性が実体審査の対象となるが、実用新案では進歩性は対象とされない。

実用新案権の存続期間及び起算日(産業財産法第 29 条): 実用新案権の存続期間は 10 年とし更新されない。存続期間は、出願日から起算される。

その他の特許との差違: 複数クレームなし。公開制度なし。実体審査後、登録要件を充たせば公告。優先審査制度も運用としてない。

3) 商標

商標法の保護対象(産業財産法第 123 条、第 176 条): 商品、役務、団体商標、広告スローガン、商号。

商標の種類(産業財産法第 89 条): 文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標。

出願人資格(産業財産法第 87 条): 商品を識別するために標章を使用若しくは標章の使用を希望する者(自然人、法人)。

現地代理人の必要性: 要。

権利付与の原則: 先願主義(産業財産法第 90 条不登録対象 XVI)。

本国登録要件: 無。

出願言語(産業財産法第 179 条): スペイン語。

商標権の存続期間及び起算日(産業財産法第 95 条): 商標登録の存続期間は出願日から 10 年とし、同一の存続期間で何回でも更新することができる。

不登録対象(産業財産法第 90 条):

第 90 条

次に掲げるものは商標として登録することができない。

- (1) 視覚的であっても動きで表現される、立体の動態的若しくは変容的な名称、図形又は形状
- (2) 商標の保護が求められる商品又は役務の技術的若しくは普通に用いられる名称、及び日常の用語や営業慣行により当該商品若しくは役務の普通名又は一般的呼称となっている言葉
- (3) 公共の財産である又は一般公衆の利用できるものとなっている立体の形状、他との区別を容易とする独自性を欠く立体の形状、及び商品の普通若しくは日常的な形状又は性質若しくは工業的機能によって定まる形状
- (4) 特質を全体として判断する時、商標保護を与えようとしている商品若しくは役務を説明する全体のものとして認められる立体の名称、図形若しくは形状。これらは、取引において、商品の種類、品質、数量、構成、用途、価格、原産地呼称又は生産時期を特定する機能を果たす説明的若しくは指示的な用語を含む。

- (5) 互いに孤立した文字、数字又は色彩。ただし、それらがそれらに特別顕著性を与える働きをする符号、図形若しくは名称等の要素と結合しているか又はそれらを伴っている場合は別とする。
- (6) 他の言語への翻訳文であって、登録できない言葉についての恣意的に変更した綴り又は人工的な構成
- (7) 承認を得ることなく外国、メキシコ国、地方自治体その他の行政主体の紋章、旗若しくは記章を複製又は模倣した標識、及び政府系若しくは非政府系の国際組織その他公認された組織の通称を含む全称若しくは略称、標章、又は紋章
- (8) 所轄官署の許可なくメキシコ国で採用する管理若しくは保証用の公的標識若しくは公印を複製又は模倣した標識、又は硬貨、銀行券、記念硬貨その他メキシコ国内若しくは外国の法貨を複製若しくは模倣した標識
- (9) 公認の博覧会、物産展、集会、文化行事又はスポーツ大会において授与される勲章、メダルその他の賞の名称又は図式表示を複製又は模倣する標識
- (10) 固有又は普通の地理学上の名称及び地図、さらには国を示す名詞又は形容詞で、商品又は役務の出所を表示しそのような出所に関する混同若しくは誤認を生じさせる可能性があるもの
- (11) ある商品の製造で知られている都市若しくは場所の名称で、それら商品を保護するためにつけられているもの。ただし、特異性がありかつ混同の虞がない私有地の名称で、その所有者の同意が得られているものは除く。
- (12) 人の名称、筆名、署名及び肖像で、その人若しくは、その人が故人である場合は、その生存配偶者、直系血族及び養子孫さらには傍系親族(共に 4 親等後までの)の同意を得ていないもの
- (13) 知的若しくは芸術的作品の表題、定期刊行物その他の出版物の表題、想像上若しくは象徴的キャラクター又は実在人肖像の名称、芸名、及び演芸グループの名称で、対応する権利の所有者からそれらの登録についての明示の承認を得ていないもの
- (14) 公衆を欺き又は誤認させる虞のある立体の名称、図形又は形状であって、保護しようとする商品若しくは役務の性質、構成成分又は品質についての虚偽表示を構成すると理解されるもの
- (15) 商品若しくは役務に使用されるものとしてメキシコでよく知られていると工業所有権庁が判断する標章と同一若しくは類似した立体の名称、図形又は形状。
- (16) 自己の商品若しくは役務に関してある標章を使用する者によるメキシコ若しくは外国での事業活動の結果として一般公衆又はメキシコの業界の相当の範囲が当該標章を認識している場合、その標章はメキシコでよく知られているとみなされる。この知識には、商品若しくは役務の宣伝又は広告活動の結果として当該標章についてメキシコ国内で所有されている知識も含む。
標章の周知性を証明するには、本法で認められるあらゆる形態の証拠を使用することができる。
本号による禁止は、商標登録の出願人による当該標章の使用によってその出願人と周知標章の所有者との混同若しくは提携関係の誤認を生じさせる虞がある場合、及びその使用が周知標章の信頼性を害する虞があるあらゆる場合に適用される。ただし、登録出願人が周知標章の所有者である場合は除く。
- (17) 先に出願がなされ登録を待っているか又は既に登録されて効力を有する別の商標と同一若しくは混同させる程に類似しており、かつ同一若しくは類似する商品又は役務に使用される標章。ただし、既に登録されているものと同一の標章であっても、類似の商品若しくは役務への使用のために同一所有者によって出願される場合は除く。
- (18) 当該商標によって保護しようとする商品若しくは役務の製造若しくは販売又は提供を主たる業務とする会社又は工業、商業若しくは役務の事業所によって使用される商号で、当該商標の登録出願日又は最初の使用の宣誓日より前に使用されているものと同一若しくは混同させる程に類似している標章。ただし、この規定は、当該商号の所有者による商標登録出願の場合には、同一の商号が他の者によって公示されていない限り適用されない。

防護標章：有(産業財産法第 91 条)。登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する標章は、事業所又は法人の商号若しくは団体名又は企業名として又はその一部として使用することはできない。

周知商標制度の有無(産業財産法第 6 条 3 項)：有。周知標章であることの宣言書の発行(issue declarations to the effect that marks are well known)。

一出願多区分制度の有無：無。

実体審査の有無(産業財産法第 122 条)：有。方式についての審査が完了次第、当該商標が本法による登録を受ける適格を有するか否かを判定するための実体審査が行われる。

審査請求制度の有無：無。

優先審査・早期審査の有無：無。

出願公開制度：無。

異議申立制度：無。

無効審判制度の有無（産業財産法第 151 条）：有。下記の 1)及び 5)に基づく無効手続は、登録日からいつでも IMPI に申請でき、また 3)及び 4)に基づく無効手続は 5 年以内に、2)に基づく無効手続は 3 年以内に IMPI に提起しなければならない。

第 151 条

- (1) 登録が、本法若しくは登録時に効力を有していた他法規定に違反して付与された場合
- (2) 登録商標がその登録出願日前に類似の商品又は役務に関して使用されていたものと同一若しくは混同させる程に類似する場合
- (3) 願書に記載された虚偽の事由に基づいて登録が付与された場合
- (4) 登録が、錯誤、過誤又は判断違いによって付与され、それが同一若しくは類似の商品又は役務に使用される同一若しくは混同させる程に類似する商標についての登録であるために既存の別の登録商標が侵害されと考えられる場合
- (5) 外国で登録されている商標の商標権者の代理人、代表者、使用権者又は配給者が、当該商標若しくはそれと混同させる程に類似する商標の登録を当該外国登録商標の商標権者の明示の同意を得ることなく自己の名で、出願し登録を得た場合。このような場合、当該登録は悪意でなされたものとみなされる。

不使用取消制度の有無（産業財産法第 130 条）：有。登録された商標がその対象である商品若しくは役務について 3 年間継続して使用されない場合、登録抹消の原因となる。

商標分類：国際分類（ニース分類）

図形要素の分類：国際分類（ウィーン分類）

4) 意匠

出願人資格（産業財産法第 11 条）：創作者及び承継人（自然人、法人）。

現地代理人の必要性及び代理人の資格：要。

出願言語（産業財産法第 179 条）：スペイン語。

意匠権の存続期間及び起算日（産業財産法第 36 条）：意匠登録の存続期間は 15 年とし更新されない。その存続期間は、関連手数料の納付を条件として出願日から起算される。

新規性の判断基準（産業財産法第 12 条 2 項）：内外国公知、内外国刊行物。

グレースピリオド（産業財産法第 18 条）：有。次のケースがある。(1) 発明者又はその承継人による開示日から 12 ヶ月以内、(2) 国内又は国際博覧会における展示日から 12 ヶ月以内

不登録対象（産業財産法第 31 条、第 32 条）：意匠に価しないもの、新規でない、産業上利用可能性のない、機能的意匠、Must Fit 意匠は不登録対象。

第 31 条

新規かつ産業上利用可能性を有する意匠は登録を受けることができる。
公知の意匠又は公知の意匠特性の組合せとは独立に創作されかつそれらとは重要な点で異なっている意匠は新規とみなされる。
意匠に付与される保護は、技術的考慮又は技術機能作用からのみ要求され²⁹、創作者の裁量的寄与を

²⁹ 機能的意匠

具現していない要素若しくは特性には及ばない。また、意匠たる要素若しくは特性を体現する製品がそれを必須の部品若しくは要素とする別の製品に機械的に統合され又は接続されるために精密な複製を行う必要がある当該要素若しくは特性についても同様である³⁰。ただし、このような保護の制限は、意匠要素が製品の多重的な組立若しくは接続又は標準寸法システム内の相互連結を果たすことを意図された形態若しくは形状に存する物には適用されない。³¹

第 32 条

意匠は次に掲げるものを含む。

- (1) 装飾を目的として工業製品に組み込まれた形状、線若しくは色彩の組合せであって当該製品に特有の外観を与える平面の意匠
- (2) 工業製品製造のためのひな形若しくはパターンとして働き何らの技術的效果にも係わらない特有の外観を当該製品に与える立体の形状によって構成される、立体の意匠若しくはひな形

実体審査の有無（産業財産法第 53 条）：有。

審査請求制度の有無：無。

部分意匠制度の有無：無。

関連意匠制度の有無：無。

組物の意匠制度の有無：無。

意匠分類：国際分類(ロカルノ分類)を採用している。

出願公開制度の有無：無。

秘密意匠制度：無。

異議申立制度：無。

無効審判制度（産業財産法第 78 条）：有。無効は、特許庁への手続きによる。

登録表示義務：無。

5) 地理的表示

メキシコの産業財産権法では商標と異なる権利として原産地呼称の保護が規定されている。メキシコはリスボン協定に加盟しており当該協定に沿った規定であるが、保護される原産地呼称は TRIPS 協定で定義される地理的表示とも重複するものと考えられる。（第 部原産地呼称、第 156 条から第 178 条）

定義（産業財産法第 156 条、第 157 条）：原産地呼称とは、品質や特徴が専ら、ある地方の天然または人的要因を含む地理的環境によって決定される同地方の原産品の呼称として使用される同地方の名称である（第 156 条）

- 「種類」、「型」、「スタイル」又は「模造」又はその他の類似語のような消費者の心に混同を生じさせ又は不正競争を暗示するような表示を伴う使用は禁じられている（第 157 条）

登録例

- ・バカノラ（Bacanora）：竜舌蘭原料蒸留酒
- ・メスカル（Mezcal）：竜舌蘭原料蒸留酒から、テキーラとピノスを除いたもの
- ・タラベラ（Talavera）：タラベラ焼

表現方法：明示規定は設けられていないが、登録例では文字のみからなっている。

出願人の要件：原産地呼称の保護宣言は、当事者の申請や、管轄官庁の宣言によ

³⁰ Must Fit 意匠

³¹ Must Match 意匠

りなされ（産業財産法第 158 条）³²、登録された原産地呼称の所有者はメキシコ国である（産業財産法第 167 条）。原産地呼称は、工業所有権庁の許可がある場合のみ使用することができる。

出願の添付書類（産業財産法第 159 条）：

- | |
|--|
| <p>第 159 条</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 出願人の氏名若しくは名称、住所及び国籍。出願人が法人の場合は、その業種及び業務範囲も記載する必要がある(2) 出願人の法的利害関係(3) 原産地呼称の表示(4) 特徴、構成要素、抽出方法、生産若しくは製造の方法を含め、原産地呼称の対象となる 1 又は複数の完成製品の詳細な説明。当該製品、その抽出方法、生産若しくは製造方法、及び包装若しくは梱包の形態が対象となる通商産業開発省(the Secretariat of Trade and Industrial Development) 定立の公式基準は、これらが原産地呼称と製品の関係を決定する場合には記載しなければならない(5) 原産地呼称の対象となる製品が抽出、生産又は製造される 1 若しくは複数の場所、並びに地理上の特徴及び政治上の区分に適正な考慮を払って記載されるべき原産地領域の境界(6) 名称、製品及び領域の間の関連についての詳細な記述(7) 出願人において必要もしくは関係があると考えられるその他の情報 |
|--|

使用者の要件（産業財産法第 170 条から 172 条）：当該表示の使用を希望する生産者は使用の申請を行い、工業所有権庁の認定を得ることにより使用が可能となる。また、その使用は 10 年間有効で、更新可能である。

普通名称化の取扱い：明示規定無し。

異議申立：有（付与前異議申立制度）。提出された書類が要件を満たしている場合は、工業所有権庁は、公報に出願の書類を公示し、法的利害関係者の意見または異議申立ての機会を与え（産業財産法第 161 条）調査が行われかつ諸テストが完了した場合は、工業所有権庁は適正な決定を行う。その決定が原産地呼称に保護を与えるものである場合、工業所有権庁は公式の宣言を行い、公報で公示する（産業財産法第 162 条～第 164 条）。

使用権者に対する効力の停止（産業財産法第 176 条(II)）：原産地呼称使用権者は、虚偽の使用許可書類、指定された方法と異なる態様で原産地呼称を使用した場合等は、職権または関係者、連邦検察官の請求により、使用権者の権利を喪失する。

第三者の使用（産業財産法第 213 条 XXII、第 214 条）：原産地呼称を、使用許諾を受けることなく使用した場合は、法律違反で罰せられる。

6) 著作権（著作権法(1997 年 3 月 24 日施行)、(2003 年 4 月 30 日改正、2003 年 7 月 27 日施行)）

著作権に関連した条約にすべて加盟しており、加盟条約は、ベルヌ条約、ローマ条約、ブリュッセル条約、レコード保護条約、フィルム登録条約、WCT、WPPT である。

保護対象（第 13 条）として、文学、ミュージカル、演劇、舞踊、絵・

³² 1) 原産地呼称の対象となる、若しくは複数の製品の抽出、生産又は製造に直接関わる自然人又は法人、2)若しくは生産者の会議所又は協会、3)連邦政府の省庁及び連邦の州政府

図、彫刻・三次元芸術、パロディ・短編小説、建築、映画・他の AV 作品、ラジオ・テレビ番組、コンピュータ・プログラム、写真作品、応用美術・グラフィック・テキスタイルデザイン、百科事典、データベースのように、そのコンテンツあるいはある主題に基づいてセレクション・アレンジされたものが知的創造によって構成された収集物等が列記されている。

フォークロアは、演奏家の定義（第 116 条）の中に規定されていることから、演奏家がフォークロアを表現（実演）したものは実演家の著作物として保護される。ビデオの制作者も同様である（第 135 条）。

条文の中に、「民間の文化」という表現が用いられており、伝統的知識に相当すると思われる規定が含まれている（著作権法第 154 条、第 157 条～第 161 条）。当該条文では、文字で書かれた作品・芸術作品・民間芸術作品・工芸品、そして作者不詳のメキシコの地域社会の慣行・風習・伝統が保護の対象であり、さらに、地域社会・民族集団で発展・受け継がれた文字で書かれた作品・芸術作品・民間芸術作品・工芸品については、作品の信用を傷つける歪曲や、地域社会・民族集団の名声・イメージを害するような行為を防止することが可能とされている（このような歪曲・害することがなければその使用は自由である）。

（４）ペルーの知的財産保護制度

１）特許

ペルー国内の特許保護制度に関してはアンデス協定決定第 486 号と改正法決定第 689 号³³に加えて、独自の国内法である、1996 年の産業財産権法（ペルーの国内法）及び法令 1075 号（2009 年 2 月 1 日発効）が同時に適用されている³⁴。

出願

- ・出願人資格（決定第 486 号第 22 条）：発明者及び承継人（自然人・法人）。
- ・現地代理人の必要性：要。
- ・出願言語：スペイン語。
- ・遺伝資源：特許出願される発明が遺伝資源またはその派生物から取得または開発された場合には知的財産権当局に対して当該遺伝資源の利用契約書の登録番号を提出することが義務付けられている（詳細は「２．３ 伝統的知識・遺伝資源・フォークロア」を参照）。

出願公開

- ・出願公開制度の有無（決定第 486 号第 40 条）：有。出願日から 18 ヶ月経過後に公開される。

実体審査

- ・実体審査の有無とその内容（決定第 486 号第 16 条（新規性）・第 18 条（進歩性）・

³³ 決定第 689 号 1)優先権回復(第 9 条)、2)商標の多区分制度、3)ボーラー条項、4)商標の水際対策等が導入された。

³⁴ 以降の記述で、「決定」とはアンデス協定決定を、「法」とは産業財産権法を、「法令」とは法令 1075 号を意味する。

第 19 条 (産業上の利用可能性)・第 48 条): 有。

- 新規性の判断基準 (決定第 486 号第 16 条): 内外国公知、内外国刊行物。発明は、公知技術 (estado de la tecnica) に含まれていなければ、新規のものであると考えられる。現在の技術水準とは、特許出願日また場合によっては優先権主張日前に文書または口頭による説明、使用、商品化、その他のあらゆる手段によって一般人が利用できたすべてのものを含む。

- 進歩性の判断基準 (決定第 486 号第 18 条): 関連する技術分野に平均的な技能を有する当業者にとって、発明が自明でもなく公知例から明らかに派生したものでもない場合には、当該発明は進歩性を有するとみなす。

- ・ 審査請求制度の有無 (決定第 486 号第 44 条): 有。出願の公開から 6 ヶ月以内。
- ・ 優先審査制度及び早期審査制度: 無。但し、早期公開制度 (決定第 486 号第 40 条) と審査請求制度 (決定第 486 号第 44 条) を組み合わせることで、実質的に早期に審査を受けることが可能となる。
- ・ グレースピリオド (法令 823 号第 24 条): 有。発明者又は権原承継人による開示、これらの人から直接又は間接に情報を得た者による開示、これらの人に対する背信行為による開示、又はこれらの人が公認の博覧会又は見本市における開示から 1 年以内。
- ・ 不登録対象 (決定第 486 号第 15 条、第 20 条):

第 15 条

次のものは発明とは見なさない。

- a) 発見、科学的理論、数学的方法。
- b) 自然界で発見されるような生物すべてまたはその一部、自然の生物学的プロセス、自然界に存在する生物学的材料、またはあらゆる自然生物のゲノムまたは生殖細胞質を含め、分離できる生物学的材料。
- c) 文学または芸術的作品、または著作権によって保護されているあらゆる他の作品。
- d) 知的活動、ゲーム、または経済ビジネス活動を実践するための計画、規則、方法。
- e) コンピュータ・プログラムまたは論理サポートなど。
- f) 情報提示の形式。

第 20 条

次のものは特許を受けることができない。

- a) 各加盟国の国内におけるその商業的利用が、社会秩序やモラルを守るために必然的に禁止されなければならないような発明。この点について、発明の商業的利用はその利用を禁止または規制するひとつの法律規定または行政規定が存在することだけで社会秩序やモラルに反するとは判断されない。
- b) 各加盟国の国内におけるその商業的利用が、人や動物の健康や生活を守るために、または植物や環境を保護するために必然的に禁止されなければならないような発明。この点について、発明の商業的利用はその利用を禁止または規制するひとつの法律規定または行政規定が存在することだけで社会秩序やモラルに反するとは判断されない。
- c) 動物と植物。また非生物学的あるいは非微生物学的方法ではない、植物や動物を生産するための本質的に生物学的な方法。
- d) 人や動物を治療するための治療方法や外科的方法、また人や動物に利用される診断方法。

異議申立・無効審判

- ・ 異議申立制度の有無 (決定第 486 号第 42 条 ~ 第 44 条): 有 (付与前異議申立制度)。
公開日から 60 日以内に、利害関係者は、発明の特許性を争うための異議理由を申立てることができる。管轄官庁は、更に 60 日の期間を異議申立の立証のために与える。異議申立が受け付けられると出願人に通知し、その日から 60 日以内に出願

人の見解書を提出できる。(管轄官庁での異議申立の決定はない。)(注、異議申立の有無に関わらず出願人は出願公開から 6 ヶ月以内に審査請求をしなければならない。)

- ・無効審判制度(決定第 486 号第 75 条): 有。管轄官庁は、時期は問わず、職権又は利害関係人の請求により、無効とすることが出来る。

特許権の存続期間及び起算日(決定第 486 号第 50 条): 特許権の存続期間は 20 年。存続期間は、出願日から起算される。

実施義務(決定第 486 号第 59 条、第 60 条、第 61 条): 有。特許付与から 3 年の期間、又は、出願から 4 年の期間満了日のより長い期間に、特許権者又は許可された者が、何らかの形で特許を実施していなかった場合、管轄官庁は、利害関係人の請求に基づき強制実施権を付与することができる。ただし、請求人はあらかじめ正当な条件下での実施権を獲得しようとしていた場合に限定される。

2) 実用新案

特許法と異なる点のみ記載する。

実用新案の定義(決定第 486 号第 82 条): いかなる器械、道具、器具、メカニズムその他の対象物またはその一部の組合せになる新しい形状、形態または配置であって、それらの操作、使用もしくはそれらを組み込んだ対象物の製造を改善もしくはは別のものとし、またはこれまでとは異なる有用性、利点もしくは技術的效果を与えるものは実用新案とみなすものとする。

実用新案権の存続期間及び起算日(決定第 486 号第 84 条): 実用新案の有効期間は、加盟国での出願日から 10 年間とする。

3) 商標

ペルーの商標の保護制度に関しても特許等と同様に、アンデス協定決定第 486 号に加えて、独自の国内法である 1996 年の産業財産権法(ペルーの国内法)と、法令 1075 号(2009 年 2 月 1 日発効)が同時に適用されている。

商標法の保護対象(決定第 486 号、産業財産法): 商品、役務(第 134 条)、証明商標(第 185 条)、団体商標(第 180 条)、広告スローガン(産業財産法第 189 条)、商号(決定第 190 条)

商標の種類(決定第 486 号第 134 条): 文字商標、図形商標、記号商標、音の商標、においの商標、結合商標。

出願人資格(決定第 486 号第 139 条): 商標を使用している又は使用の意思を有する者及び承継人(自然人、法人)

現地代理人の必要性: 要。

権利付与の原則(決定第 486 号第 136 条 b): 先願主義。

本国登録要件: 無。

出願言語: スペイン語。

商標権の存続期間及び起算日(決定第 486 号第 151 条): 商標登録の有効期間は登

録認可日から 10 年間とし、その後 10 年の期間毎に更新することができる。

不登録対象（決定第 486 号第 135 条、第 136 条）：

第 135 条

標章は、以下の場合には商標として登録できない。

- a) 前条の第一項に規定された要件に従った商標を構成しない標章。
- b) 識別性に欠ける標章。
- c) 商品もしくはその容器の通常の形状だけまたは商品や役務の本質または機能によって付けられた形状もしくは特徴だけで構成される標章。
- d) 標章が使用される商品や役務に機能的または技術的利点を与える形や別の要素だけで構成される標章。
- e) 標章もしくは記述が使用される商品もしくは役務の品質、量、用途、価格、原産地、生産時期を指定もしくは記載するために商業上使用される一つの標章もしくは記述、またはそれらの商品もしくは役務の評価の表現を含むその他の詳細、特徴、情報を表す標章もしくは記述だけで構成される標章。
- f) 商品や役務の一般的な、または技術的な名前であるひとつの標章や表示だけで構成される標章。
- g) その国の一般的な言語や慣習における商品または役務の一般的な呼称だけで構成される、またはこれらの呼称に変わった標章。
- h) 特別な形で区切られずに分離して検討された色で構成される標章。
- i) 商品や役務の特に原産地、本質、製造法、特徴、品質、使用の適格性に関して仲介業者や市民をだますような標章。
- j) その商品または別の商品のために保護されている原産地呼称をコピー、模倣、または含む標章で、その使用がその名称との混同や連想の危険を引き起こす、あるいはその名称の評判の不当な利用を意味する場合。
- k) ワインとアルコール飲料のために保護されている原産地呼称を含む標章。
- l) 標章が使用される商品や役務に関して混同を招くような国内または国外の地理的表示で構成される標章。
- m) 国の管理、保証の公式紋章、盾、旗、エンブレム、標章、パンチを商標または商標の一部として関係当局の許可を得ることなくコピーまたは模倣する標章、またあらゆる国際機関の紋章、盾、旗、その他のエンブレム、略号、名称で、紋章的観点から見たすべての模倣。
- n) 技術規範に従って標章をコピーまたは模倣する標章。ただし、加盟国において規範、品質に関する国の関係当局がその登録を求めるのであればこの限りではない。
- o) ある加盟国または国外で保護されている植物品種に関係する商品や役務にその標章が使用されるのであれば、あるいはその標章の使用がその品種との混同や連想を引き起こしかねないのであれば、そのような植物品種の名称をコピー、模倣、または含んでいる標章。
- p) 法律、モラル、社会秩序、品行方正さに反する標章。
- b) \ e) \ f) \ g) \ h) の規定にかかわらず、登録を出願する者またはその権利授与者がその標章を加盟国で絶えず使用してきており、そのためにその標章が商品や役務に対して識別性を獲得しているのであれば、商標として登録することができる。

第 136 条

特に次のような場合で、商業用の使用が第三者の権利を不当に侵すような標章は商標として登録することはできない。

- a) 同一の商品や役務のために、あるいはその商標の使用が混同や連想の危険を引き起こしかねないような商品や役務のために第三者によって先に登録が出願された、または登録された商標と同一または似ている場合。
- b) 状況に鑑み、その使用が混同や関連性への誤解を引き起こしかねないのであれば、保護されている商業名、また場合によってはラベルや記章と同一または似ている場合。
- c) 状況に鑑み、その使用が混同や関連性への誤解を引き起こしかねないのであれば、出願または登録された商業的標語と同一または似ている場合。
- d) 出願人が代理人または販売者、つまり加盟国または国外で保護されている標章の所有者から許可を受けた人物である（あった）場合、状況に鑑み、その使用が混同や連想の危険を引き起こしかねないのであれば、第三者の示差的な標章と同一または似ている場合。
- e) 営利目的を持って（または持たずに）法人のアイデンティティや名声を傷つけるような標章、または出願人とは別の人物あるいは出願人とは別の人物として公共の関連部門によって識別される人物の特に名前、名字、署名、肩書き、愛称、ペンネーム、画像、肖像、風刺画において個人のアイデンティティや名声を傷つけるような標章で構成されている場合。ただし、その人物、またはその人物が死去したのであれば、その後継者と告げられた人物の同意が保証される場合はこの限りではない。

f) 第三者の工業所有権または著作権を侵害するような標章で構成されている場合。ただし、第三者の合意が介在する場合はこの限りではない。
g) 先住民族、アメリカ黒人、または地方の共同体の名前、またはその商品や役務あるいはそれらを加工作する方法を識別するために使用される、あるいはその文化や慣行を表現する名称、言葉、文字、活字、標章で構成される場合。
h) その標章の使用が第三者の標章またはその商品や役務との混同または連想の危険を引き起こしかねない場合、つまり標章の持つ名声を不正に利用する、または識別力や商業的、広告的価値を弱める場合で、その標章が使用される商品や役務がどのようなものであれ、所有者が第三者である有名な示差的な標章の全体的または部分的なコピー、模倣、翻訳、翻字、転写となる場合。

防護標章：無。

周知商標制度の有無（決定第 486 号第 155 条(e)、(f)）：有。周知商標の使用を防ぐための条文が規定されている。

一出願多区分制度の有無（法令 1075 号第 50 条）：有。

実体審査の有無（決定第 486 号第 150 条）：有。

審査請求制度の有無：無。

優先審査・早期審査の有無：無。

出願公開制度（決定第 486 号第 145 条）：有。

異議申立制度（決定第 486 号第 145 条～第 149 条）：有（付与前異議申立制度）。出願公開から 30 日以内に、合法的な利害を持つ者は異議申立を提出することができる。管轄官庁は、更に 30 日の期間を異議申立の立証のために与える。異議申立が受け付けられると出願人に通知し、その日から 30 日以内に出願人の見解書を提出できる。

無効審判制度の有無（決定第 486 号第 172 条）：有。商標の種類に合致しないもの、不登録事由（第 135 条）に反して商標登録がなされた場合、各国の管轄当局は職権により、又は利害関係人の請求に応じて、随時当該商標登録の絶対的な無効を命じる。第三者の標章と相対的な不登録（第 136 条）標章又は、悪意をもってなされた登録商標は、登録が認可されてから 5 年以内に、職権又は利害関係人の請求により、無効とすることが出来る。

不使用取消制度の有無（決定第 486 号第 165 条）：有。過去連続 3 年以上の期間にわたり、商標の所有者、ライセンシー、又は商標の使用を認められた前記以外の者が加盟国のいずれの地域においても当該商標を使用しておらず、しかもその不使用に正当な理由がない場合、各国の管轄当局は利害関係者からの請求に応じて当該商標の登録を取消すものとする。

商標分類(決定第 486 号第 151 条)：国際分類（ニース分類）を採用している（ニース協定には未加盟）。

図形要素の分類：無。

4) 意匠

意匠の保護制度に関しても特許・商標と同様に、アンデス協定決定第 486 号に加えて、ペルー独自の国内法である 1996 年の産業財産権法（ペルーの国内法）と、法令 1075 号（2009 年 2 月 1 日発効）が同時に適用されている。

出願人資格（決定第 486 号第 22 条）：創作者及び承継人（自然人、法人）。

現地代理人の必要性：要。

出願言語：スペイン語。

意匠権の存続期間及び起算日（決定第 486 号第 128 条）：産業意匠の登録は加盟国での出願日から 10 年間有効である。

新規性の判断基準（決定第 486 号第 115 条）：内外国公知、内外国刊行物。

グレースピリオド：無。

不登録対象（決定第 486 号第 116 条）：公序良俗に反する意匠、技術的機能意匠、Must fit は登録できない(Must Match は登録できる)。

第 116 条

次の産業意匠は登録性を有しない。

- a) 出願されている加盟国の国内での商業的利用が公序良俗を守るために必然的に禁止されなければならないような産業意匠。この点について、このような利用を禁止または規制する法律規定が存在するという理由だけでは、その産業意匠が公序良俗に反しているとは判断されない。
- b) その外観が創作者の自由意志による貢献を全く含んでいない、完全に技術分野の考察または技術的機能の実現に従った産業意匠。
- c) その産業意匠を組み込んだ商品がその一部を成す別の商品に機械で取り付けられる、または接続されることを可能にするために正確なコピーが必要であるひとつの形状によってのみ構成される産業意匠。この禁止は、その産業意匠が商品の多重取り付けまたは接続、あるいはその商品のユニット装置内部での接続を可能にするための形状に基づいている商品の場合には適用されない。

実体審査の有無（決定第 486 号第 124 条）：有。出願公開後の異議申立期間が過ぎたまたは異議申立が提出されなかった場合、管轄官庁は、意匠の定義（決定第 113 条）と不登録事由（決定第 116 条）の規定に適合するか審査を行う。原則として出願の新規性は審査されないが、有効な先行の権利または産業意匠の新規性欠如について主張する異議申立が提出された場合はこの限りではない。

審査請求制度の有無：無。

部分意匠制度の有無：無。

関連意匠制度の有無：無。

組物の意匠制度の有無：無。

意匠分類（決定第 486 号第 127 条）：国際分類（ロカルノ分類）を採用している（ロカルノ協定には未加盟）。

出願公開制度の有無（決定第 486 号第 121 条）：有。出願が定められた条件（方式要件）を満たしていれば、管轄官庁はその出願の公開を命じる。

秘密意匠制度：無。

異議申立制度（決定第 486 号第 122 条、第 123 条）：有（付与前異議申立制度）。公開日から 30 日以内に、利害関係者は、産業意匠登録を争う異議理由を申立てることができる。管轄官庁は、更に 30 日の期間を異議申立の立証のために与える。異議申立が受け付けられると出願人に通知し、その日から 30 日以内に出願人の見解書を提出できる。

無効審判制度（決定第 486 号第 132 条）：有。意匠の定義に合致しないこと（第 113 条）、新規性がないこと（第 115 条）、不登録事由（第 116 条）にあてれば、所轄官庁はいつでも、職権で、あるいは利害関係者の請求に基づいて、意匠登録の無効を宣言することができる。無効を宣言された登録は、出願日に遡って効力を否定される。

登録表示義務：無。

5) 地理的表示

産業財産権の一つとして「商標」とは別に原産地呼称の保護制度が設けられている（ペルーはリスボン協定に加盟しており、当該協定に沿った規定となっている。当該規定で保護される原産地呼称は、TRIPS 協定で定義される地理的表示と大部分が重複していると考えられる）。

定義（決定第 486 号第 201 条）：「原産地呼称」とは、特定の国・地域・場所の名称又は国・地域・場所の名称以外の特定地域を示す名称から構成される地理的表示であって、同地を原産地とする商品の品質、社会的評価その他の特性が専ら（又は本質的に）原産地の地理的環境（自然的要因と人的要因を含む）に帰せられる場合に、それら商品を特定するために用いられるものをいう。

表現方法（決定第 486 号第 212 条）：登録された原産地呼称の使用を許可された生産者・製造者・手工芸者のみが、原産地の名称に添えて、原産地呼称（DENOMINACION DE ORIGEN）の文言を付記できる。

出願人の要件（決定第 486 号第 203 条）：原産地呼称の保護宣言は、職権により、又は、原産地呼称の使用対象となる商品について合法的利益を立証しうる人の請求に応じて行われるものとする。前記の人物には、当該商品の採取・生産・加工に直接携わる自然人又は法人もしくは生産者連合などが含まれる。原産地呼称が国・州・県又は自治体の法域に言及している場合、それらの国・州・県又は自治体も利害関係者と看做される。

出願の添付書類（決定第 486 号第 201 条）：原産地呼称の保護宣言の申請は、各国の管轄当局になされる。申請には下記の事項が明示されていなければならない。

- | |
|---|
| a) 申請人の氏名、本籍、住所、国籍及びその合法的利害を示す証拠；
b) 宣言の対象となる原産地呼称；
c) 原産地呼称によって特定されるところの、商品の生産・採取・加工が行われている地理的区域；
d) 原産地呼称で表される商品；
e) 原産地呼称で表される商品の本質的な品質、社会的評価その他の特性の概要 |
|---|

使用者の要件（決定第 486 号第 207 条、第 212 条）：

- a) 原産地呼称によって識別される商品の採取・生産・加工に直接携わっている者、
 - b) 保護宣言に基づいて区切られた地理的区域内で上記の活動を行っている者、
 - c) 各国の管轄当局が定めた別段の条件を満たしている者
- が、管轄当局に使用許可を申請することができる。

原産地呼称の受益者を代表する官民の団体も、規定されていれば、使用許可を付与することができる。ただし、当該名称によって表され又は当該名称が想起せしめる加盟国内の場所もしくは地域の中に生産・製造施設を有する生産者・製造者・手工芸者に限られるものとする。その使用は 10 年間有効で、更新可能である。

普通名称化の取扱い（決定第 486 号第 220 条）：有。保護される原産地呼称は、その保護が得られている限り、それらの名称によって表わされる商品を識別するための普遍的ないし一般的な表現とは看做されない。

異議申立：規定されていない。

使用許可取消（決定第 486 号第 216 条）：規定に反して付与された場合、または、原産地呼称の商業的使用が保護宣言の規定に合致しない場合、職権または当事者の請求により許可を取消することができる。

第三者の使用（決定第 486 号第 214 条）：原産地呼称を、使用許諾を受けることなく使用した場合は、法律違反として罰せられる（「～風」、「～タイプ」、「模造～」の使用を含む）。

葡萄酒、蒸留酒の扱い（決定第 486 号第 215 条）：アンデス協定決定には加盟国は当該原産地呼称で表される地域を原産地としない商品について、ぶどう酒又は蒸留酒を示す原産地呼称を使用することを禁じる規定がある。各加盟国の領土内において、ぶどう酒又は蒸留酒を示す外国の特定の原産地名が、前記と同一又は関連の製品につき、自国民によって 1994 年 4 月 15 日より 10 年以上前から使用されていた場合、又は前記の日付に先立って善意で使用されていた場合、当該加盟国は当該自国民が提供する商品又は役務に関連した前記名称の継続的使用もしくはこれに類する使用を禁じることができないとしている。

なお、2009 年 2 月 1 日、アメリカとの自由貿易協定で課された義務を果たすべく、ペルーにおいて法令第 29316 号が発効された。新法で導入された重要な条項は、下記のとおり³⁵。

- 1) 1 出願多区分制度、出願・登録の分割制度導入
- 2) R 記号は登録商標にのみ使用が許され、違反した場合は商品差止
- 3) 正当な理由に基づかない異議申立請求（法による定義はない）に罰金
- 4) 先行出願、登録又は著名商標を地理的名称として登録禁止

6) 著作権（著作権法: Legislative Decree, 1996 年 4 月 23 日施行、No.822）

著作権に関連した条約にすべて加盟しており、加盟条約は、ベルヌ条約、ローマ条約、ブリュッセル条約、レコード保護条約、フィルム登録条約、WCT、WPPT である。

保護の対象（第 5 条、第 6 条）は、本・雑誌・パンフレット等の形で表された文学作品 講演・演説・説教・教育の発表のように口述で表された作品 音楽作品 演劇・ミュージカル・舞踊・パントマイム・舞台作品 AV 作品 三次元美術、スケッチ・図・絵画・彫刻・彫塑・リトグラフ 建築作品 写真作品 地理学、地形学・建築・科学に関連してのイラスト・地図・計画書・アウトライン・ダイアグラム スローガン・フレーズ コンピュータ・プログラム 種々の作品またはフォークロアの選集・編集物・データベース 新聞・雑誌の記事、社説・論説 一般的に独自性がある文学・芸術における知的商品 翻訳、翻案もの 改訂・更新・注釈付版 要約・抜粋 編曲した音楽 文学・芸術・ファークロアを変化させたものとなっている。

³⁵ 出典：Baker & McKenzie、IPNEWS：2009 年 9 月発行@株式会社マークアイ。
（<http://www.trademark.jp/ipnews/2009/0908.html> 最終アクセス日：2010 年 3 月 22 日）

したがってフォークロアそのものは保護対象ではないが、フォークロアを集めたものの等のフォークロアの派生物は保護対象となる。

7) 遺伝資源へのアクセス手続 (アンデス協定決定第 391 号)

アンデス協定決定第 391 号の中でアクセス手続と管轄局の役割は下記の規定に示されている。本規定は、「2.3 伝統的知識・遺伝資源・フォークロア」に示したように特許制度にも影響を及ぼしている。

第 16 条 アクセス手続には、申請の提出、受理、公開と承認、契約の締結、対応する決議の発令と公開及び当該のアクセスに関連する行為の宣言的登録が必要とされる。

第 50 条 権限ある国内機関は、本決定及び加盟国の国内法において与えられたあらゆる権限を実行する。この意味で、権限ある国内機関には、次に掲げることを行う権限が与えられている。

- a) 本決定を実施するために必要な国内行政規定を制定し、適切な共同体規則や規定が制定されるまでは、遺伝資源及びその派生物の識別及び梱包の方法について規定する。
- b) アクセスの申請を受理し、評価し、許可し又は否認する。
- c) アクセス契約について協議し、締結し、許可し、これに対応するアクセス決議を交付する。
- d) 遺伝資源を含む生物資源及び無形の構成要素の提供者の権利を確保する。
- e) 技術ファイル及び遺伝資源とその派生物へのアクセスの公的登録簿を管理する。
- f) 科学的又は文化的支援業務を行う資格を事前に与えられた個人又は機関の名簿を管理する。
- g) アクセス契約を修正し、停止し、無効とし又は終了し、かかる契約の条件、本決定及び加盟国の国内法に従って必要に応じて契約の取り消しを決定する。
- h) 申請人の提案する国内支援機関の適性に意義を申し立て、適切な別の支援機関への変更を要請する。
- i) 契約条件及び本決定の規定の履行を監督管理し、望ましいと考える監視及び評価機構を適宜構築する。
- j) すでに他の機関又は個人と締結されたアクセスに関連する契約を本決定に従って見直し、権利回復行為を実行する。
- k) 監督活動を他の機関に委託し、一方で国内法に従って監督に対する責任を維持し、指示を与える。
- l) 遺伝資源を含む生物資源の保全状態を監督する。
- m) 各連絡機関と本決定の規定の履行に関連するあらゆる事項について継続的に調整する。
- n) 遺伝資源及びそれらの派生物の国内リストを管理する。
- o) 工業所有権を管轄する国内官庁との連絡を密に保ち、かかる官庁と共に適切な情報システムを構築する。
- p) 加盟国の国内法が指定するその他の権限

8) 「生物資源に関する先住民共有の知識の保護制度 (Law No. 27811)³⁶」

生物資源に関連した、先住民の知識を保護するための独自の制度が設けられている。

- ・ 先住民の定義：ペルー建国以前から存在していた、独自の文化を維持している人々。
- ・ 保護の対象 (法律 27811 の第 2 条 b)：生物多様性の性質、用途、特徴に関して先住民および共同体が世代を越えて蓄積し培ってきた知識。
- ・ 保護の内容：

伝統的知識へのアクセス (法律 27811 の第 6 条)

科学、商業、工業に応用するために共有の知識へのアクセスを望む者は、その共

³⁶ 2002 年 7 月 24 日公布、現在施行されている。

有の知識を有する先住民の代表組織に、事前の情報に基づく同意を申請する。

利益配分（法律 27811 の第 7 条～第 8 条）

商業または工業への応用を目的とする場合には、相応の報酬を確保する条件を定め、アクセスから生じる利益の衡平な配分を保証するライセンス契約を締結。共有の知識を土台にして開発された製品を販売した場合、そこから得られた総売上額（税引き前）の 10%以上を先住民振興基金用に確保する。

上記を保証するための組織等

先住民振興基金は、先住民の代表組織のメンバー 5 名、国内アンデス・アマゾン・アフリカ・ペルー人委員会のメンバー 2 名からなる管理委員会が管理する。また、INDECOPI は、その代表組織を通じて、所有する共有の知識を公開または非公開先住民共有知識国家登録簿に記録するための申請を受け付け、処理する。

（５）チリの知的財産保護制度

１）特許

出願

- ・出願人資格（産業財産法第 2 条）：発明者及び承継人（自然人・法人）。
- ・現地代理人の必要性（産業財産法第 2 条）：要。
- ・出願言語：スペイン語。

出願公開

- ・出願公開制度の有無（Manual Industrial Property、産業財産法第 4 条）：有。出願が受理されると公報で要約が公開される。

実体審査

- ・実体審査の有無（産業財産法第 6 条、32 条、Manual Industrial Property）：有。方式審査の後、あるいは異議申立期間満了後、60 日以内に外部専門家の報告書が作成される。その内容は、技術水準の判定、新規性・進歩性・産業利用可能性評価とその他の要件に関する技術的評価である。その専門家のレポートをもとに特許付与の最終決定がなされる。
 - 新規性（産業財産法第 33 条）：内外国公知、内外国刊行物。

第 33 条

発明は、それが未だ当該技術水準の一部となっていないときは、新規なものとみなす。技術水準は、チリにおける当該特許出願の行われた日前に世界の何れかにおいて、有形の形態の公開、販売若しくは使用又はその他の如何なる態様であれ、公衆に開示され又は公衆が利用できるようになった全てのものを包含するものと解釈する。審査の対象となっている特許出願の出願日前に工業所有権局に対して出願された特許出願の対象も又当該技術水準の一部を構成するものとみなす。

- 進歩性（産業財産法第 35 条）：

第 35 条

発明は、それが当該技術における通常の知識を有する者にとって自明でなく又当該技術水準から導くことが自明でないときは、進歩性を有するものとみなす。

- ・審査請求制度の有無：無。
- ・優先審査制度及び早期審査制度：無。
- ・グレースピリオド（産業財産法第 42 条）：有。下記の開示または公示の日から 12 ヶ月以内。

- a)発明の準備のプロセスにおいて出願人によって必要な実地試験とメカニズム・装置の確認。
- b)公式・非公式を問わず、展示会において出願人または発明者による展示による公表。
- c)出願人または発明者が被った、濫用かつ不公正な取引(practice)。

・不登録対象（産業財産法第 37 条、第 38 条）：次のものは発明とは見なさない。

第 37 条

次のものは発明とは見なさない。

- (1) 発見、科学理論及び数学的方法
- (2) 植物及び動物変種
- (3) システム、方法、経済上若しくは金融上の計画及び原則、事業計画、又は単なる検査及び管理計画、並びに純粹に精神的若しくは知的活動をするため又はゲームをするための取決め
- (4) 外科又は治療による人体又は動物体の処理方法、及び人体又は動物体に対して行う診断方法
- (5) 既知の特定の目的のために既に使用される物品、物又は要素の新しい用途、及び出願された主題についての形状、寸法、比率又は材質変更
- (6) 公序良俗に反する発明
- (7) 正当な所有者でない者によって出願された発明

第 38 条

- (1) 国家安全保障等、人間・動植物の命・健康、植物・環境維持の観点に関する発明(法律・行政の規定による)

異議申立・無効審判

- ・異議申立制度の有無（産業財産法第 5 条）：有（付与前異議申立制度）。利害関係人は、出願の公開日から 45 日以内に、当局に対して異議を申立てることができる。異議申立が受理されると外部の専門家のレポートが作成され、異議を却下するか否かが判断される。
- ・無効審判制度(産業財産法第 50 条)：有。次の理由により無効とすることができる。ただし、付与から 5 年以内に請求しなければならない。
 - a)特許を取得したものが、発明者または、その譲渡人でない、
 - b)特許付与が、誤った又は明らかに不十分な報告書に基づき行われた、
 - c)特許が、法律における特許性の規定又は要件に反して付与された。

特許権の存続期間及び起算日(産業財産法第 39 条)：特許権の存続期間は 20 年。存続期間は、出願日から起算される。

実施義務（Manual Industrial Property）：有。特許の不使用が独占的な権利の濫用になる場合、強制実施権の対象となる。

2) 実用新案

特許と異なる点のみ記載する。

実用新案の定義(産業財産法第 54 条)：外観及び作用の両面から請求できる機械、器具、道具、装置及び物又はその部品は実用新案とみなされる。ただし、機械、器具、道具及び又はその部品が、その目的としている機能が以前に有していなかった利益、利点又は技術的な効果を奏するような方法で、有用性に貢献する場合である。

不登録対象（産業財産法第 56 条）：

- (1) 従来の実用新案、発明に比較して何らかの有用性を見いださない小さなまたは

2 次的な違いしかないもの。

(2) 実用新案特許の出願は、単一でない物に係わるもの。

実用新案権の存続期間及び起算日(産業財産法第 57 条):実用新案の有効期間は、出願日から 10 年。

3) 商標

商標法の保護対象:商品、役務。

商標の種類(産業財産法第 19 条):文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標、音響商標。

出願人資格(産業財産法第 2 条):商標を使用している又は使用の意思を有する者及び承継人(自然人、法人)。

現地代理人の必要性(産業財産法第 2 条):要。

権利付与の原則(産業財産法第 20 条 h):先願主義。

本国登録要件:無。

出願言語:スペイン語。

商標権の存続期間及び起算日(産業財産法第 24 条):商標登録の有効期間は登録認可日から 10 年間とし、その後 10 年毎に更新することができる。

不登録対象(産業財産法第 20 条):

第 20 条

次に掲げるものは、標章として登録を受けることができない。

- (a) 国家若しくは国際機関又は国家の公的サービスの紋章、旗章、若しくはその他の徽章、名前又はシンボルからなる標章
- (b) 標章が目的とする対象物についての技術的及び科学的名前、世界保健機関が推奨する、ありふれた国際的な名前及び診療の特性を表示する名前からなる標章
- (c) 自然人の名前、筆名又は肖像からなる標章。歴史上の人物の場合にはその死後少なくとも 50 年が経過している場合には登録され得るが、その者の名誉が登録により損なわれないことを条件とする。
- (d) 国家の承認なしにその国家が採用した管理又は保証を表示する公式の標識若しくは品質証明書を複製し又は模倣した標章。更に国内若しくは外国の展示会で賞を受けた、メダル、表彰状若しくは褒状を複製し又は模倣した標章で、それを受けた者以外の者が出願した場合の標章
- (e) 種類、性質、原産、国籍、出所、目的地、重量、価値若しくは標章が適用される当該製品、サービス又は施設の品質の表示として使用される表現、更に一定の製品、サービス又は施設を記述するために取引において一般に使用される表現、並びになんらの新規な特徴がないか又はそれが適用される製品、サービス若しくは施設を単に記述するに過ぎないものからなる標章
- (f) 該当する製品、サービス若しくは施設の原産、品質又は種類に関して欺瞞するおそれのある標章
- (g) 同一の製品、サービス又は商業上若しくは産業上の施設について外国で登録された有名かつ周知の商標と混同を生じるほど、同一であるか又は図形的若しくは音声的に類似する標章
- (h) 同じ類について前に登録されたか若しくは出願された他の商標と混同を生じるほど同一であるか又は図形的若しくは音声的に類似する標章
- (i) 製品及び包装の形状、色彩、装飾及び付属物からなる標章
- (j) 公序良俗に反する標章(公正な競争の原則又は取引倫理に反するものを含む)

防護標章制度の有無:無。

周知商標制度の有無(産業財産法第 20 条(g)):有。直接的に周知商標を明示したものではないが、外国で登録され名声を得ている商標はチリにおいても保護される。

一出願多区分制度の有無:有。

実体審査の有無(産業財産法第 22 条): 有。方式審査の後、異議申立期間満了後、異議申立てがなされなかった出願の実体審査が行われる。

審査請求制度の有無: 無。

優先審査・早期審査制度の有無: 無。

出願公開制度の有無(産業財産法第 4 条): 有。要件を満たしている出願は公報で公開される。

異議申立制度(産業財産法第 5 条): 有(付与前異議申立制度)。出願公開の日から 30 日以内に、利害関係人は異議申立をすることができる。

無効審判制度の有無(産業財産法第 27 条): 有。商標の不登録事項にあたれば、商標登録を無効にすることができる。無効手続き期間は登録日から 5 年で満了する。ただし、悪意で取得された商標の場合の無効手続については期限がない。

不使用取消制度の有無: 無。

商標分類: 国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) 図形要素の分類: 無

4) 意匠

出願人資格(産業財産法第 22 条): 創作者及び承継人(自然人、法人)。

現地代理人の必要性及び代理人の資格(産業財産法第 2 条): 要。

出願言語: スペイン語。

意匠権の存続期間及び起算日(産業財産法第 65 条): 産業意匠の登録は加盟国での出願日から 10 年間有効である。

新規性の判断基準(産業財産法第 33 条、第 63 条): 内外国公知、内外国刊行物。

グレースピリオド(産業財産法第 42 条、第 63 条、第 42 条の a)は非該当): 有。

不登録対象(産業財産法第 62 条の 3):

(1) 専ら技術的又は機能的な面のみを要素としている意匠

(2) Must Fit 意匠(ただし、Must Match、モジュール製品には適用されない)。

実体審査の有無(産業財産法第 64 条): 無。

審査請求制度の有無: 無。

部分意匠制度の有無(産業財産法第 62 条): 有。

関連意匠制度の有無: 無。

組物の意匠制度の有無: 無。

意匠分類: 国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)

出願公開制度の有無(産業財産法第 4 条): 有。要件を満たしている出願は公報により公開される。

秘密意匠制度の有無: 無。

異議申立制度の有無(産業財産法第 5 条): 有(付与前異議申立制度)。利害関係者は公開の日から 30 日以内に、異議申立てをすることができる。

無効審判制度の有無(産業財産法第 63 条; 特許規定の準用): 有。

登録表示義務(産業財産法第 66 条): 有。

5) 地理的表示・原産地呼称(産業財産法第92条～第105条)

地理的表示及び原産地呼称の保護が産業財産権の一つとして「商標」とは別の章に規定されている。ここでは地理的表示及び原産地呼称の認定を受けるための規則を定めている。かかる認定を受けるためには、生産者団体により INAPI に申請し、地理的表示・原産地呼称登録簿に登録されることが必要になる(産業財産法第9条第1パラグラフ)。また、林産物及び農産物に関する申請の場合には認定を推奨する農務省の報告書も必要となる。

定義(産業財産法第92条):

- ・「地理的表示」とは、製品に付与される品質、評判又は他の特徴が当該製品の地理的原産地に起因している場合、国、又はその国の地域若しくは地方を原産とする製品を特定するための表示をいう。
- ・「原産地呼称」とは、製品に付与される品質、評判又は他の特徴が当該製品の地理的原産地に起因しており、製品の特徴に影響を与える他の天然又は人的要因を考慮した場合、国、又はそれらの国の地域若しくは地方を原産とする製品を特定するための表示をいう。

表現方法(産業財産法第103条):地理的表示または原産地呼称または”I.G.” “D.O.”を製品の識別として使用することができる。

出願人(登録認定)の要件(産業財産法第94条):いずれの自然人または法人も地理的表示・原産地呼称の登録認定を請求できる。ただし、抽出・生産・製造若しくは仕上げを実施している土地又は施設が、地理的表示、原産地呼称によって規定されている範囲内に存在する生産者、製造者又は職人の重要なグループを代表している場合に限る。また、国、地域、州又は地方当局は、地理的表示、原産地呼称が当該当局の管轄内の領域に位置している場合も地理的表示・原産地呼称の登録認定を請求できる。

登録認定願書の記載事項(産業財産法第97条、第98条):

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a) 名前、住所、納税者番号、請求された表示、呼称に関する出願人の活動b) 地理的表示または原産地呼称c) 表示または呼称によって識別される生産物の抽出・生産・製造若しくは仕上げの地理的範囲で、地理的特色と政治・行政の国の区分で限定すること。d) 生産物の詳細な説明(品質・必須特性等)e) 生産物固有の特性と品質が本質的に地理的要因に帰する情報を提供する資格ある専門家によって準備された技術的研究f) 請求した表示、呼称の使用と管理の規則 |
|---|

林業、農業、家畜製品と農産製品に関連したチリの地理的表示・原産地呼称の出願は、上記の記載事項を遵守していることを宣言している農業省の報告書を必要とする。その農業省発行の報告書は、工業所有権部への承認請求の日から120日以内に発行されなければならない。

使用者の要件(産業財産法第103条前半):登録簿に示された生産品の地理的表示、原産地呼称について、初期の段階で請求していない者も含め、境界で区切られた内部の地域で活動しているあらゆる生産者、製造者、職人はすべて、使用規則を遵守する条件下で使用できる。

普通名称化の取扱い：規定されていない。

登録の取消要求（産業財産法第 101 条）：利害関係団体(party)は、本法律に制定された規定に違反していることを理由として、地理的表示、原産地呼称の登録の取消を請求できる。

使用取消：規定に明示されていないが、使用規則を遵守していない産品を製造している場合には、使用取消の対象となるとされている。

第三者の使用（産業財産法第 104 条、第 105 条）：地理的表示、原産地呼称を、使用許諾を受けることなく使用した場合は、法律違反で罰金が課せられる。また、民事訴訟の対象となる。また、翻訳による表現での使用、クラス、タイプ、スタイル、イミテーションまたはそれに類する表現は、例え、品物が真正品であっても民事訴訟の対象となる。

葡萄酒、蒸留酒の扱い（産業財産法第 93 条後半、第 104 条）：ぶどう酒等のアルコール飲料については特別法（Law No. 18.455 (1985), Rules on the Production, Processing and Marketing of Ethyl Alcohols, Alcoholic Beverages and Vinegars）が制定されており、その第 5 章にアルコール飲料の原産地名称の保護が規定されている。なお当該法は品質管理も目的としている。

第 27 条

共和国大統領は、農業省を通じて布告する最高令によって、気候条件、土壌、ぶどうの種類、文化的慣行およびぶどう醸造慣行が同質であるような共和国の特定地域に、ぶどう栽培地区並びにぶどう酒および蒸留酒の原産地名称を定める。

同条の規定により、原産地名称の指定は国の宣言に基づいて行われる。なお、「ピスコ (Pisco)」、「パハレテ (Pajarete)」及び「ビノ・アソレアド (Vino Asoleado)」の 3 種の葡萄酒・蒸留酒の名称のみ原産地名称として引き続き、同制度により保護される。本法律を管轄するのは農業・牧畜業務局 (Service of Agriculture and Cattling : SAG) である。

なお、TRIPS に対応した葡萄酒、蒸留酒の追加的保護は第 96 条に規定されている。

6) 著作権 (著作権法 法律 No.17.336 (1970 年 8 月 28 日)、2004 年 1 月 31 日改正)

著作権関連の著作権に関連する条約は、ベルヌ条約、フィルム登録条約、レコード保護条約、ローマ条約、WCT、WPPT である。

保護対象（著作権法第 3 条）には、本、パンフレット、記事で、百科事典・ハンドブック・辞書・選集・全集含む 講義・スピーチ・報告・解説で、口述・書き物・録音等の同様なものを含む 演劇・ミュージカル・劇場作品、舞踊作品・パントマイム 作曲作品 ラジオ・テレビ番組 新聞・雑誌等 写真・彫刻・リトグラフ 映画 企画・見取図・建築モデル 地球儀・天球儀・地理学、地質学、科学に関する塑性物。AV 素材 絵画・素描・イラスト 彫刻・造形美術 翻訳・翻案でもとのものが共通の文化遺産でない場合 ビデオ・スライドショー コンピュータ・ソフトウェア・技術説明書・ユーザーマニュアル コンテンツが知的創造性ある場合の選択・アレンジしたデータ選集または、他の機械で可読な媒体 テキスタイル

デザイン等が規定されている。

演奏家・アナウンサー・舞踏家等によって表現されたフォークロアは保護対象（著作権法第 5 条(j)）。なお、共通の文化遺産は、フォークロアを含め、誰でも使用できる（著作権法第 12 条(e)）。

（ 6 ） GCC 特許庁の特許保護制度

1) 特許制度の概要

GCC 特許規則は 1992 年に可決され、1999 年 11 月に一部を改正し、2000 年 8 月に施行されている。なお、実用新案制度は設けられていない。

GCC 特許庁が付与した特許は、加盟国 6 ケ国すべてで効力を有する。GCC 特許庁を構成する 6 ケ国の内、カタルは国内特許制度が発効していないので、これらの国で有効な特許権を獲得するためには GCC 特許庁に出願³⁷する必要がある。また、バーレーン、オマーン、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦については GCC 特許庁のほか、それぞれの国への出願をすることが可能である。現時点で PCT の中で GCC 特許庁を指定することはできず、我が国の出願人が GCC 特許庁への出願を行う場合には、パリ条約の優先権を用いて、出願することとなる。

2) GCC 特許

出願人

- ・出願人資格（GCC 特許規則第 7 条）：発明者及び承継人。
- ・現地代理人の必要性（GCC 特許規則第 6 条）：要。
- ・出願言語（GCC 特許施行規則第 3 条第 2 の最終段）：アラビア語（英語で記載されていた場合、全てアラビア語翻訳要）。明細書、クレーム、図面及び要約については英訳を添付する必要がある。

出願公開

- ・出願公開制度の有無：無。

実体審査

- ・実体審査の有無とその内容（GCC 特許規則第 9 条）：有。方式審査を行った後、実体審査料の納付を条件として、GCC 特許庁又は認定済みの審査機関³⁸によって実体審査（新規性・進歩性・産業上の利用可能性および不登録対象に該当しないこと）が行われる。
 - 新規性（GCC 特許規則第 2 条 2）：先行技術により予期されない場合。
 - 進歩性：特許出願に関係する先行技術において、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者にとって、自明ではない場合、進歩性を有する。
- ・審査請求制度の有無：無。
- ・優先審査制度及び早期審査制度：無。

³⁷ オンライン電子出願可能（<http://www.gccpo.org/min-3-e.htm> 最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

³⁸ 認定済みの審査機関とは、オーストリアおよびオーストラリア特許庁である。

- ・ グレースピリオド (GCC 特許規則第 2 条 2 項): 有。出願日以前の 6 ヶ月以内に行われた公認の博覧会での展示等は新規性を喪失しない。
- ・ 不登録対象 (GCC 特許規則第 3 条): 以下は発明とみなされない。
 - (a) 発見や科学的理論又は算術的方法、コンピュータ・プログラム
 - (b) 純粋な精神的行為やゲームを行うための仕組、規則、方法
 - (c) 微生物のプロセス・生産以外の動植物の生産のための植物・動物種や生物学的プロセス
 - (d) 人体及び動物の診断方法や治療方法の場合。
- 異議申立・無効審判
- ・ 異議申立制度の有無 (GCC 特許規則第 11 条): 有 (付与前異議申立制度)。特許付与の公告の日から 3 ヶ月以内に、利害関係人は異議申立てをすることができる。特許付与の公告の日から 3 ヶ月以内に異議申立てがなかった場合、異議申立てが認められなかった場合には、特許原簿に特許が登録される。その後、特許権者に特許証 (Letters Patent) が発行される。
- ・ 無効審判制度 (GCC 特許法第 24 条): 取消制度有り。GCC 特許庁によってなされた決定に対して不服のある者は、決定の交付を受けた者に知られた日又は公告の日から 3 ヶ月以内に GCC 特許委員会に申立てることができる。
- 特許権の存続期間及び起算日 (GCC 特許規則第 15 条): 出願日から 20 年 (ヒジュラ歴 (イスラム歴とも言う))。
- 実施義務 (GCC 特許規則第 13 条): 有。特許権者は、特許付与日から 3 年以内に GCC 加盟国の国内で十分な実施を行うことが求められており、十分な実施が行われていない場合は強制実施権付与の対象となる。
- その他: 法人が出願する場合は、会社設立書の添付が必要である。

参考) GCC 統一商標法

GCC 域内での加盟国の商標法を WTO の規則に沿った形に置き換えることを目的として、GCC 統一商標法が 2006 年 12 月 10 日に発効した。ただし、この統一商標法については各加盟国を拘束するためには、これを各加盟国が採択する必要がある。現時点でカタール、アラブ首長国連邦、サウジアラビアの三ヶ国が採択したが、採択に伴って国内法の改正を実施した国はアラブ首長国連邦のみである (AGIP の HP より)³⁹との情報がある。ただし、改正法であるアラブ首長国連邦商標法 (2007 年 UAE 連邦令 52 号) について施行されたとの情報はない。

・ GCC 統一商標法の主な特徴

- 音響商標、におい商標が追加されている
- 5 年以上の不使用の場合の、利害関係人の請求により取消が可能
- 各加盟国における周知・著名商標は未登録でも保護
- 付与前異議申立制度 (申立期間は公告日から 60 日間)

³⁹ <http://www.agip.com/news.aspx?id=1220&lang=en> (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日)

団体商標制度

証明商標制度

地理的表示制度

商標権侵害刑事罰は、最大で 27 万米ドル（100 万サウジアラビアリアル）の罰金、及び、又は、5 年の懲役。

（ 7 ） パーレーンの知的財産保護制度

1 ） 特許

出願

- ・出願人資格（特許・実用新案法第 5 条、第 16 条）：発明者（自然人）及び承継人（自然人、法人）。
- ・現地代理人の必要性及び代理人の資格：要。
- ・出願言語（Manual Intellectual Property, AIPPI JAPAN より）：アラビア語、アラビア語でない明細書は、翻訳を要求される。

出願公開制度の有無：無

実体審査

- ・実体審査の有無とその内容（特許・実用新案法第 19 条）：有。
 - 新規性の判断基準(特許・実用新案法第 2 条 A)：先行技術水準の一部でないときは、新規性がある。
 - 進歩性の判断基準(特許・実用新案法第 2 条 B)：その発明の属する技術分野における知識を有する者にとって、自明ではない場合
- ・審査請求制度の有無：無。
- ・優先審査制度及び早期審査制度：無。
- ・グレースピリオド（特許・実用新案法第 2 条 E）：有。出願日（優先日）以前 1 年間の出願人および出願人から許諾を得た者による開示。なお、公認の国際博覧会における展示については仮保護が与えられると規定されている。

不登録対象（特許・実用新案法第 3 条 A）：次の各事項が規定されている。

- (1) 公序良俗に反する発明
- (2) 環境に有害な発明
- (3) 人若しくは動物の治療等の方法

異議申立・無効審判

- 異議申立制度の有無（特許・実用新案法第 19 条最終パラグラフ）：無。但し、何人も、出願の公告後に情報提供をすることができる。
- 無効審判制度（特許・実用新案法第 29 条）：有。利害関係人は、特許の無効を知的財産部局に請求することができる。

特許権の存続期間及び起算日（特許・実用新案法第 14 条 A）：出願日から 20 年

実施義務（特許・実用新案法第 24 条 B）：有。出願から 4 年または、特許付与日から 3 年の長い方の期間の不実施は、強制実施権申立の対象となる。

2) 実用新案 (特許と異なる点のみ記載する。)

実用新案の定義 (特許・実用新案法第 30 条第 1 パラグラフ): 実用新案は、機器、道具、装置、構成部品、製品、プロセス、又は、製造手段で、現在使用中のものと比較して、新規か類似の場合、付与される。

実用新案権の存続期間と起算日 (特許・実用新案法第 32 条): 実用新案保護の存続期間は出願日から 10 年である。

3) 商標

商標法の保護対象 (商標法第 2 条): 商品、役務、団体商標 (第 29 条) 証明商標 (第 30 条) 地理的表示 (第 32 条)

商標の種類 (商標法第 2 条): 文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、においの商標、音の商標。

出願人資格 (商標法第 4 条): 自然人、法人。

現地代理人の必要性 (Manual Intellectual Property, AIPPI JAPAN より): 要。バーレーンに居住しない出願人は、バーレーンでの送達のための住所を選定しなければならない、したがって代理人を選任しなければならない。

権利付与の原則 (商標法第 4 条、第 3 条(k)、第 6 条): 先願主義。

本国登録要件: 無。

出願言語: アラビア語。

商標権の存続期間及び起算日 (商標法第 17 条): 商標登録は出願日から 10 年有効であり、更新できる。

不登録対象 (商標法第 13 条):

第 13 条

- (1) 識別性のない標章
- (2) 公序良俗、宗教に反する標章
- (3) 国、アラブ、国際機関の紋章等
- (4) パリ条約加盟国の紋章等
- (5) 赤十字等の標識と同一の標識
- (6) 純粋に宗教的性質の記号に同一又は類似の標章
- (7) 出所の混同、誤認を生じさせる恐れのある標章
- (8) 偽造の商号を含む商品・役務または記述の出所の偽造標章
- (9) 使用について合意のない第三者の名前、名字、写真、ロゴ
- (10) 出願人自身が名誉または学位の資格の点について権利のない標章
- (11) 先登録商標と同一又は類似で商品、役務が同一の標章
- (12) 周知商標と同一又は類似の商品、役務についての複製、翻訳である標章
- (13) 周知商標の要部と同一又は類似の商品、役務についての複製、翻訳である標章
- (14) 周知商標の要部の複製、翻訳であり、非同一、非類似の商品、役務に用いる標章

防護標章: 無。

周知商標制度の有無 (商標法第 27 条): 有。商標が周知であるか否かについては、登録期間、使用期間、登録国の数、商標の価値、当該商品等の売込みの影響等を考慮して決める。

一出願多区分制度の有無 (商標法第 9 条(2)): 有。

実体審査の有無 (商標法第 12 条(1)): 有。審査は方式要件、登録要件について審査される。

審査請求制度の有無：無。

優先審査・早期審査の有無：無。

出願公開制度：無。

異議申立制度（商標法第 13 条）：有（付与前異議申立制度）。実体審査後、拒絶されなかった出願が公告される。利害関係人は公告後 60 日以内に、管轄官庁に異議申立をすることができる。

取消審判制度の有無（商標法第 20 条、第 30 条(4)）：有。違法に取得した商標や証明商標権者の義務（標章使用の管理をすること、標章が使用される商品・役務の製造・市場取引を自らしない事、規則を遵守するものには差別なく、標章の使用の許可をすること、証明以外の目的のための使用、又は、使用規則を遵守しない使用を許可しないこと。）を怠った商標については、利害関係者の請求または当局による請求により、裁判所は商標を取消することができる。

不使用取消制度の有無（商標法第 18 条）：有。登録された商標がその対象である商品若しくは役務について 5 年間継続して使用されない場合、登録取消の原因となる。

商標分類（商標法第 9 条）：国際分類（ニース分類）を採用している。（ニース協定に加盟）

4）意匠

意匠とは、線又は色又は 3 次元の形態の要素からなり、色の有無は問題ではない。

（意匠法第 1 条）

出願人資格（意匠法第 6 条、第 8 条）：創作者（自然人）及び、承継人（自然人・法人）。

現地代理人の必要性：要。

出願言語（Thomson/West 3/2007 より）：アラビア語。アラビア語でない場合は、翻訳を要求される。

意匠権の存続期間及び起算日（意匠法第 13 条）：意匠の登録は出願日から 10 年有効で、その後 5 年間延長できる。最長 15 年。

新規性の判断基準（意匠法第 2 条(A.3)）：内外国公知、内外国刊行物。

グレースピリオド（意匠法第 2 条後半、第 24 条）：有。登録日又は優先日前の 6 ヶ月における第三者の明らかな濫用又は不正行為による開示。なお、バーレーンの国内で行われる展示会で大臣が指定したものに於いて開示された意匠に関しては仮保護が与えられる。

不登録対象（意匠法第 3 条）：

第 3 条

- (1) 技術的又は機能的要件に基づく意匠
- (2) 公序良俗に反する意匠
- (3) 国旗等を含む意匠
- (4) 登録商標又は周知商標に同一又は類似の意匠

実体審査の有無（知的財産法第 17 条 A）：無。方式審査のみで受理された出願が公示される。

審査請求制度の有無：無。

部分意匠制度の有無：無。

関連意匠制度の有無：無。

組物の意匠制度の有無：無。

意匠分類：不明⁴⁰。

出願公開制度の有無：無。

秘密意匠制度の有無：無。

異議申立制度（意匠法第 26 条）：無。

無効審判制度（意匠法第 23 条）：有。知的財産部門は利害関係人の請求に基づき、又は、職権で意匠の登録を無効にすることができる。

登録表示義務（Designs and Utility Models Throughout The World より）：無（登録表示は義務ではないが、表示することが好ましい）。

5）地理的表示⁴¹

産業財産権の一つとして「商標」の制度に含まれている（商標法第 15 条）。地理的表示として取引で使用される標識は、証明商標または団体商標とすることができる。その場合、標章の登録に関して、規則、条件を決定する履行規則を添付書類として提出しなければならない（商標法第 32 条）。

6）著作権（著作権法⁴²：2006 年法律第 22 号（2006 年 6 月 29 日施行））

著作権の保護対象（第 2 条）には、本・小冊子・記事・パンフレット・説教・教育のプレゼンテーション、音楽作品、演劇・ミュージカル・舞踊・パントマイム・一般的な舞台作品、AV 作品、作曲（言葉の有無を問わず）、聴覚・視覚・聴視覚作品、建築作品、素描・絵画・彫刻・リトグラフ・布・木・金属へのプリント、写真作品、応用作品・造形美術、地理・地質・建築に関するイラスト・地図・計画・三次元作品、派生作品、創造性ある作品のタイトル、ポピュラーな伝統的遺産のフォークロアの選集・収集物で、収集の選択に創造性がある場合等が例示されている。

著作権法の中に「フォークロアは誰にも帰属しない国民的遺産である（第 1 条）」という明示規定が設けられている。フォークロアそのものではなく、収集・選択に創造性あるフォークロア集等はデータベースの著作権として保護対象（第 2 条 15 項）であることが規定されている。

（8）クウェートの知的財産保護制度

1）特許

⁴⁰ 現地代理人からも明確な回答は得られなかった。

⁴¹ 明示規定はないが、ワインやアルコール類に追加的な保護は与えていない。なぜなら、酒類は、商標法の「公序・良俗」違反にあたり、商標法上の不登録事由に該当しているからである。

⁴² Saba & Co.の News： <http://www.sabaip.com/NewsArtDetails.aspx?ID=319>（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

クウェートでは特許出願の受理は行われているが、審査付与の実務が行われていない。以下は条文の規定に従って整理した。

出願

- ・出願人資格（特許・意匠法第5条、第15条）：発明者、承継人（自然人、法人）
- ・現地代理人の必要性（外国語工業所有権法令集 AIPPI JAPAN）：要。
- ・出願言語（Kluwer Law International）：アラビア語。

出願公開

- ・出願公開制度の有無（特許・意匠法第20条）：無。実体審査なしに公告される。
実体審査（特許・意匠法第18条、第20条）：無。実体審査は行われない。付与前異議申立あるいは無効審判が請求された時のみ、発明の要件が問われることになる。
- ・新規性の判断基準（特許・意匠法第3条）：新規と判断しないケース；
 - 1) 特許出願の日以前20年間に、クウェートにおいてオープンに使用されていた場合、または、クウェートにおいて、熟練者が、製造可能なほどに明確な記述が公開または、流通されていた場合
 - 2) 特許出願提出日以前の20年間、発明者または承継人以外に発明として付与されているか、同一期間に同一発明が、出願されていた場合
- ・グレースピリオド（特許・意匠法第49条）：有。博覧会での開示に対する仮保護（temporally protection）
- ・不登録対象（特許・意匠法第2条）：

特許・意匠法第2条

- (1) 公序良俗に反する発明
- (2) 発見、科学理論又は数学的方法及びコンピュータ・プログラム
- (3) 精神的な行為、遊戯の遂行又は事業活動に関する図面、規則又は方法
- (4) 植物又は動物の品種及び植物又は動物の生産物のための生物学的方法
- (5) 手術又は治療による人間又は動物の身体の処置方法及び人間又は動物の身体に実行される診断方法

異議申立・無効審判

- ・異議申立制度（特許・意匠法第21条～第23条、PATENTS THROUGHOUT THE WORLD）：有（付与前異議申立制度）。方式審査の後、公告され、2ヶ月以内に何人も特許商標部に異議申立てできる。
- ・無効審判制度（特許・意匠法第34条）：有。第三者は裁判所に対して、特許の無効を請求することができる。裁判所は、第三者または、特許商標局の請求により、欠落している内容、事実と反する詳細の補正、誤って記録された詳細の削除の命令をすることができる。

特許権の存続期間及び起算日等（特許・意匠法第12条）：出願日から20年。ただし、4年ごとに更新の手続をしなければならない。また、外国で登録済みで、クウェートに登録出願されれば、外国で登録されている特許の外国での存続期間の間は保護される。

実施義務（特許・意匠法第29条）：有。特許付与日から3年の期間で特許が実施されていない場合は、強制実施権付与の対象となる。

2) 実用新案

2001 年法より実用新案制度が導入された。特許と異なる点のみ記載する。

実用新案の定義（特許法第 34 条の 2）：実用新案とは、機器、道具、部品の新しい形状（shape）構造（formulation）により、新しい技術的解決を提供するもの。

実用新案権の存続期間と起算日（特許・意匠法第 34 条の 2a）：実用新案保護の存続期間は出願日から 7 年。

3) 商標

商標法の保護対象：商品、役務。

商標の種類（商標法第 61 条）：文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、においの商標、音の商標。

出願人資格（商標法第 64 条）：標章を使用する者（自然人、法人）及び承継人（自然人、法人）。

現地代理人の必要性（Manual Industrial Property）：要。

権利付与の原則（商標法第 65 条）：先願主義。

本国登録要件（Manual Industrial Property）：有。もし第一出願が、本国又は他の国で登録されていれば、外国の標章も登録可能である。

出願言語（AIPPI 外国工業所有権法令集）：アラビア語。

商標権の存続期間及び起算日（商標法第 77 条 1 項）：商標登録は出願日から 10 年有効であり、更新できる。

不登録対象（商標法第 62 条）：

商標法第 62 条

(1) 企業の商品若しくは役務を他の企業の商品若しくは役務と識別できない標章

(2) 公序良俗に反する標章

(3) 商品若しくは役務の原産地又は商品若しくは役務の性質及び特徴に関する標章で、特に公衆若しくは商業者を誤解させる可能性がある標章

(4) 名誉ある紋章、旗若しくはその他の記章、名称、略称、イニシャル、絵画的標章、又は、国若しくは国際条約により設立された国際政府機関の証印、及び国若しくは管轄機関の権威ある当局が許可した場合を除き、その要素の 1 つとして、これらのいずれかの模倣若しくはこれらのいずれかを含む標章

(5) 周知商標によって識別される商品若しくは役務、又は商号の権利を付与された他の企業の商品若しくは役務と同一若しくは類似する商品若しくは役務におけるクウェートでの周知商標若しくは称号と同一若しくは混同を招く程度に類似する又はその変形である標章

(6) 同一若しくは著しく関係のある商品若しくは役務について、既に登録されている又は既に登録出願が行われている、かつ先の優先権を持つ他の当事者の商標と同一若しくは当該他の商標と著しく類似している、又は混同及び欺瞞するほど類似している標章

防護標章：無。

周知商標制度の有無：有。商標の不登録事由の中に「クウェートでの周知商標と同一、類似の標章」が挙げられている。

一出願多区分制度の有無（商標法第 67 条）：有。ただし、施行規則に定めた商品のみ多区分出願出来る。

実体審査の有無（商標法第 68 条から第 70 条）：有。

審査請求制度の有無：無。

優先審査・早期審査の有無：無。

出願公開制度の有無：無。

異議申立制度（商標法第 72 条～第 74 条）：有（付与前異議申立制度）。実体審査の後、拒絶理由のなかった出願が公告される。利害関係人は公告後 30 日以内に、異議を申立てることができる。

取消審判制度の有無（商標法第 78 条）：有。利害関係者の申請に基づき、あるいは職権で違法に登録された商標を取消することができる。

不使用取消制度の有無（商標法第 79 条）：有。商標が連続して 5 年間使用されなかった場合、利害関係者は商標登録の取消を裁判所に請求することができる。

商標分類（Saba & Co より）：国際分類（ニース分類）を採用している。（ニース協定には未加盟）

4）意匠

意匠とは、線、色、何らかの種類の図形の配置からなり産業分野で使用されることを意図したものを意味する。

出願人資格（特許・意匠法第 5 条、第 15 条）：創作者、承継人（自然人、法人）。現地代理人の必要性（外国工業所有権法令集 AIPPI JAPAN）：要。

出願言語（Kluwer Law International）：アラビア語。

意匠権の存続期間及び起算日（知的財産法第 24 条(4)）：意匠の登録は出願日から 5 年間有効で、その後、2 回更新できる。最大 15 年。

新規性の判断基準（特許・意匠法第 3 条）：国内公知、国内刊行物。

グレースピリオド（特許・意匠法第 49 条特許）：有。博覧会での展示に対して仮保護(temporally protection)が与えられる。

不登録対象（DESIGNS AND UTILITY MODELS THROUGHOUT THE WORLD より）：

(1) 公序良俗に反するもの

(2) クウェート法又はクウェート加盟の国際条約に反する意匠

実体審査の有無（特許・意匠法第 39 条）：無。方式審査のみ。

審査請求制度の有無：無。

部分意匠制度の有無：無。

関連意匠制度の有無：無。

組物の意匠制度の有無：無。

意匠分類：不明⁴³。

出願公開制度の有無：無。

秘密意匠制度の有無：無。

異議申立制度の有無：無。

無効審判制度の有無（特許・意匠法第 44 条）：無。冒認出願（真の所有者でない場合）で登録となった場合、登録機関により、又は、利害関係人の請求により、登録機関は関与し、裁判所の最終判決により、登録を取り消す。それ以外の無効は、民事裁判による。

⁴³ 現地代理人に質問したが明確な回答は得られなかった。

登録表示義務の有無：無。

5) 地理的表示

直接的に地理的表示を保護する法律は設けられていないが、商標法の中の不登録事由（商標法第 62 条(3)）により、地理的表示よりなる、あるいは地理的表示を含む商標が登録されることを防止している。また、ワインやスピリッツに対する追加的な保護の規定も設けられていないが、そもそも、アルコール類に関連した標章は、商標法の「公序・良俗」違反に相当するとして登録されることがないため、実質的には諸外国のワインやスピリッツの名称が商標登録される可能性はない。

6) 著作権（著作権法 1999 年 法律 No.64）

著作権関連の条約には、加盟していない。

保護対象（第 2 条）には、書かれた文筆作品、講演・スピーチ・宗教の説教のような口述の著作物、演劇・ミュージカル作品、音楽作品、舞踏、映画・聴覚、視覚、ラジオ作品、絵画・建築・彫刻・装飾作品、写真作品、応用美術、地理学・地質学・建築・科学に関するイラスト・地図・デザイン・計画・モデル、コンピュータ・プログラムとデータベース、派生作品・翻訳作品等が例示されている。

著作権法の中にはフォークロアに言及した規定は無い。

（9）オマーンの知的財産保護制度

1) 特許

出願

- ・出願人の資格（知的財産法第 4 条(1)）：発明者及び承継人。
- ・現地代理人の必要性及び代理人の資格(知的財産法第 95 条(1))：要。
- ・出願言語（知的財産法第 9 条(1)）：アラビア語。

出願公開

- ・出願公開制度の有無（知的財産法第 9 条(4)）：有。出願から 18 ヶ月後、公報に公開される。公報には書誌事項と概要のみのため、利害関係者は有償で、全文を入手できる。また、出願人の請求に基づく早期公開制度あり。

実体審査

- ・実体審査の有無とその内容（知的財産法第 9 条 5(a)、第 3 条）：有。不登録事由に該当しないこと、新規性・進歩性・産業利用可能性について審査される。

- 新規性の判断基準（知的財産法第 3 条 a）：先行技術によって予想されない場合、発明は新規である。内外国公知、内外国刊行物。

- 進歩性の判断基準（知的財産法第 3 条 b）：先行技術と比較して差違と類似性に関して、全体として、当該発明がその技術分野の技術者が自明でないならば、進歩性があると判断する。

- ・グレースピリオド（規則 23.1）：有。

- ・審査請求制度の有無（知的財産法第9条(4)）：有。出願人または第三者は、出願から36ヶ月以内に、当局に実体審査を請求することが出来る。期限内に出願人からの審査請求がなければ、出願は無効とされる。また、実体審査請求のあった旨の公報による告知から120日以内に利害関係人は、証拠と登録性について情報を提供することが出来る。
- ・優先審査制度及び早期審査制度：無。
- ・不登録対象（知的財産法第2条1項⁴⁴）：

第2条1項

- (a) 発見、科学理論、数学的方法
- (b) ビジネス遂行のための仕組み、規則、方法（ビジネス特許 - 筆者）
- (c) 自然界の物質（元の環境から隔絶してのプロセスは除外）
- (d) 知られている物質であって新用途が発見された場合
- (e) 微生物及びその生産のための生物工学的プロセス以外の動物
- (f) 公序良俗に反する発明

注）コンピュータ・プログラム（プロセス・媒体）は除く（ソフトウェア特許）。

異議申立・無効審判請求

- ・異議申立制度の有無：無。
- ・無効審判制度（知的財産法第14条(3)）：有。第三者は裁判所に無効を請求することかできる。

特許権の存続期間及び起算日（知的財産法第12条(1)）：出願日から20年。

実施義務（知的財産法第13条(2)）：有。出願から4年または、特許付与日から3年の期間のどちらか短い方で、特許所有権者が、十分な質・量・予め決められた合理的価格で、オマーンにおいて製造または輸入する行為がなければ、強制実施権の申立ての対象となる。

2) 実用新案

新法により実用新案制度が導入された。特許と異なる点のみ記載する。

実用新案の定義（知的財産法第1条）：実用新案とは、物の新しい形状（shape）構造（configuration）からなる、または、その機能または実用性が増す物の構成部品からなる技術的創作である。

実用新案権の存続期間と起算日（特許法第13条）：実用新案保護の存続期間は出願日から10年である。

3) 商標

商標法の保護対象（知的財産法第二編識別標章第一部）：商品、役務、団体商標、証明商標と商号。

商標の種類（知的財産法第37条(1)(b)(c)(d)）：文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、立体商標。

出願人資格（Thomson/West, 2/2007）：標章を使用する者（自然人、法人）及び

⁴⁴ 改正前の2000年法では、コンピュータ・プログラムは不登録対象であり、人・動物の病気の診断方法が不登録対象に含まれていなかった。

承継人（自然人、法人）

現地代理人の必要性(知的財産法第 95 条(1))：要。

権利付与の原則（知的財産法第 36 条(5)同一人でない同時出願のケース）：先願主義。

本国登録要件：無。

出願言語（知的財産法第 9 条(1)）：アラビア語。

商標権の存続期間及び起算日（知的財産法第 41 条）：商標登録は出願日から 10 年有効であり、更新できる。

不登録対象（知的財産法第 36 条(2)）：

第 36 条(2)

- (a) 識別力の無い標章
- (b) 公の秩序又は善良の風俗に反する標章
- (c) 公衆を欺く、とりわけ商品・役務の特質、特色が原産地に関する標章
- (d) 要素、紋章、旗章、その他の記章、イニシャル、名称若しくはその略称を当該国の主管庁又は当該国際機関の承認を得ないで複製若しくは模倣する標章
- (e) オマーンで周知である標章、商号と同一、または、混同を引き起こすほどに類似か翻訳と考えられる標章。商標の使用が、物品・役務と周知標章の保持者の関連を示唆するような標章。その使用によって周知商標の所有者の影響力がダメージを受けそうな標章
- (f) 異なる所有者に帰属する標章と同一か類似の標章で既に登録済みの場合、または、同一か類似の商品・役務または、密接に関係のある商品・役務で、出願日または優先日が早い場合。欺瞞または混同を引き起こす類似の標章。
- (g) 冒認出願あるいは、不正競争目的の標章

上記に関わらず、使用の結果として識別力を得たか、または、二次的意義 (secondary meaning) を獲得したと、当局が判断したときは、登録できる。

防護標章：無。

周知商標制度の有無（知的財産法第 36 条(7)）：有。オマーンで周知(well-known)の標章は登録できない。

一出願多区分制度の有無（知的財産法第 37 条(1)）：有。

実体審査の有無（知的財産法第 38 条(1)(b)）：有。第 1 条の商標（mark）の定義及び第 36 条(2)の不登録事由を審査する。

審査請求制度の有無：無。

優先審査・早期審査の有無：無。

出願公開制度：無。

異議申立制度（知的財産法第 38 条）：有（付与前異議申立制度）。実体審査後、拒絶されなかった出願は公告される。利害関係人は公告後 90 日以内に異議を申立てることができる。

取消審判制度の有無（知的財産法第 42 条(1)）：有。利害関係者は登録証発行から 5 年の間は、登録されていた商標を無効とするために裁判所に請求することができる。

不使用取消制度の有無（知的財産法第 42 条(2)）：有。商標が連続して 3 年間使用されなかった場合、利害関係者は商標登録の取消しを請求することができる。

商標分類（知的財産法第 36 条(11)の不登録事由の条文から）：国際分類（ニース分類）を採用している。（ニース協定には未加盟）

4) 意匠

意匠とは、線、色、3次元の形態の要素からなり、工業製品、工芸品の特別な外観をもたらすもので、模様でも良い。

出願人資格（知的財産法第22条(2)）：創作者。創作者でない場合は、正当な権利があることの声明書が必要となる。

現地代理人の必要性(知的財産法第95条(1))：要。

出願言語（知的財産法第9条(1)より）：原則としてアラビア語。

意匠権の存続期間及び起算日（知的財産法第24条(4)）：意匠の登録は出願日から5年間有効で、その後、2回更新できる。最大15年。

新規性の判断基準（知的財産法第20条(2)）：有形での公表または使用等で、内外国で公衆に開示されていて、著しく異なっている場合は新規とする。

グレースピリオド：無。

不登録対象（知的財産法第19条、第20条(3)）：

(1) 新規でない意匠

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 技術的機能を確保するために必然的に定まる形状

実体審査の有無（知的財産法第23条）：無。方式審査のみ。

審査請求制度の有無：無。

部分意匠制度の有無：無。

関連意匠制度の有無：無。

組物の意匠制度の有無：無。

意匠分類：不明⁴⁵。

出願公開制度の有無：無。

秘密意匠制度の有無：無。

異議申立制度の有無：無。

無効審判制度の有無（知的財産法第26条、特許に関する第14条の準用）：有。第三者は、裁判所に特許の無効を請求することができる。

登録表示義務：無。

(5) 地理的表示⁴⁶

産業財産権の一つとして独立して地理的表示の章が設けられた。ただし、原産地名を含む標章は商標登録も可能である。

定義：知的財産法の第一条で地理的表示が定義されている。定義は、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示

⁴⁵ 現地代理人に質問したが、明確な回答は得られなかった。

⁴⁶ ワインやスピリッツに対する追加的な保護の規定は設けられていないが、そもそも、アルコール類に関連した標章は、商標法の「公序・良俗」違反に相当するとして登録されることがないため、実質的に追加的な保護がされている。

をいう。」であり、TRIPS 協定と同一である。また、商標と同一または類似で、商標の所有者の地理的表示と、その使用により混乱を招くか、または、ミス招くか、騙すか、又は、商標の名声を搾取する地理的表示に関しては、本法律によって保護される。なお、同一の地理的表示と商標は、両方の表示を認めることとなっている。登録官はこのような表示を認めている場合、問題となっている同名の表示は、互いに異なり、当該生産者（工芸品・製品の生産者・商人）の公平な扱いを確約する必要性を考慮し、消費者を誤認させないという条件下で、実際の条件(determine the practical conditions)を決定しなければならない。

表現方法：特に規定されていない。

出願人の要件（知的財産法第 52 条）：出願で特定された物品で、地理的エリアにおける生産者で、活動を継続する自然人または法人、所轄官庁。自然人のグループであっても良い。

出願の添付書類：特に規定されていない。

使用者の要件：特に規定されていない。

普通名称化の取扱い：どの国の地理的表示であれ、1995 年 1 月 1 日現在で、同一の名称で商品・役務についての普通名詞として共通語として慣習となっているならば適用されない。（知的財産法第 58 条(4)）

異議申立制度の有無（知的財産法第 53 条(1)）：有（付与前異議申立制度）。審査（不登録要件、出願人の要件と定義、規則について）の結果、拒絶理由がなければ公告される。利害関係者は公告後、登録官に対して異議を申立てることができる（異議申立がない、あるいは異議が却下されたとき、地理的表示が登録され、登録証が交付される）。

取消制度（知的財産法第 55 条）：利害関係者の請求に基づき、あるいは当局の職権で、地理的表示の登録は取消または訂正することができる。

裁判所は、職権または利害関係人の請求に基づき、当該「地理的表示を含む、あるいは地理的表示よりなる商標」が真の原産地に関して公衆を誤らせせるようなものであれば、登録を拒絶するか取消することができる（知的財産法第 56 条）。第三者の使用（知的財産法第 59 条）：地理的表示を、使用許諾を受けることなく使用した場合、当事者、消費者、管轄官庁は、差止命令を裁判所に請求することができる。物品が真の生産地のものであっても、「～種」、「～タイプ」、「～風」、「模造～」の使用、不正競争を構成するものも対象となる。

（ 6 ）著作権（著作権法：21/05/2000—1421, No. 37）⁴⁷

著作権法の保護対象（第 2 条、第 3 条）には、 本・コンピュータ・プログラム・

⁴⁷ 最新法は、Royal Decree No. 65/2008 on the Protection of Copyright and Neighboring Rights as amended by Royal Decree No. 132/2008 であり、米国との FTA の義務事項により、2008 年 5 月 9 日に発効され、その施行規則（2008 年 12 月 2 日の行政決定第 103 号）は、2008 年 12 月 17 日に発効した。主な事項は海賊版対策と権利の有効年延長である。

http://portal.unesco.org/culture/en/files/39502/12493053193om_copyright_2008_ar.pdf/om_copyright_2008_ar.pdf（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

書かれた他のもの、口述作品で講演・スピーチ・説教、音楽作品、舞踊・パントマイム、聴覚・視聴覚作品、素描・絵画・建築作品・彫刻・塑像・装飾品、応用美術（手製・産業向け問わず）、地理・地質・建築・科学に関するイラスト・地図・計画・三次元作品、フォークロア、創造性ある作品のタイトル、翻訳・要約・改変したもの、フォークロアの収集物・選集・データベースでコンテンツの収集が創造性あるものの場合、等が例示されている。

上記のように、フォークロアそのものも著作権法上の著作物であると規定されている（第1条）。

（10）カタルの知的財産保護制度

1）特許

カタルでは特許制度の運用が開始されていない。カタルで有効な特許を取得するためには GCC 特許を取得する必要がある（（6）GCC 特許の項参照）。

2）商標

商標法の保護対象（商標法第1条）：商品、役務、団体商標⁴⁸、地理的表示、商業的データ⁴⁹、商号。

商標の種類（商標法第6条、第1条）：文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色商標、音商標、におい商標。

出願人資格（Manual Intellectual Property）：カタルにおいて事業をし、商業登録を望む自然人、法人。

現地代理人の必要性及び代理人の資格（商標法第9条）：要。

権利付与の原則（商標法第8条）：先願主義。

本国登録要件（商標法第10条）：無。

出願言語；アラビア語。

商標権の存続期間及び起算日（商標法第18条）：商標登録は出願日から10年有効であり、更新できる。

不登録対象（商標法第8条）：

商標法第8条

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 識別性に欠けるか、或いは商品又は役務の特徴を表すに過ぎないか、或いは、商品又は役務の普通の表示である標章(2) 公序良俗に反するおそれのある標章(3) 国並びに国際機関の紋章、旗、その他のシンボル及び名称、並びにそれらの紋章、旗、シンボル又は名称の模倣（但し関係官庁が承認した場合はこのかぎりではない）(4) 商品監督及び保証に関する、いずれかの国の公章及び品質保証印（但し関係官庁が承認した場合はこのかぎりではない）(5) 赤新月又は赤十字のシンボルと同一又は類似のシンボル(6) 他人の肖像、写真或いは記章（その者が予め同意している場合を除く）(7) 栄誉の表示であって、出願人がかかる栄誉を受けていることを立証し得ない場合 |
|--|

⁴⁸ 商品・役務について出所、構成、製造方法、品質、特質等の監督・証明をする団体については、経済産業省大臣の決定により許可される。

⁴⁹ 商業的データ・商号とも、通常の諸国では知的財産権ではない。商業的データ：品の数量・サイズ・重量、製造領域、製造方法、使用コンポーネント、製造・生産者のデータ。

- | |
|--|
| (8) 第三者の名義で、同一又は類似の商品又は役務について先に出願されているか或いは登録されている商標と同一又は類似の標章。又はある商品又は役務について登録を認めることによって第三者の先出願（先登録）でカバーされる該商品又は役務の価値を減少するおそれのある標章 |
| (9) 商品又は役務の出所又は特徴に関して公衆を欺瞞するおそれがあるか、或いは、登録されている商標と同一又は類似の標章。又はある商品又は役務について登録を認めることによって第三者の先出願（先登録）でカバーされる該商品又は役務の価値を減少するおそれのある標章 |

防護標章：無。

周知商標制度の有無：無。

一出願多区分制度の有無（商標法第 9 条と第 1 条の“Group of Marks”の定義より）：無。一出願一区分制度（第 9 条）。

実体審査の有無（商標法第 11 条）：有。

審査請求制度の有無：無。

優先審査・早期審査の有無：無。

出願公開制度：無。

異議申立制度（商標法第 15 条）：有（付与前異議申立制度）。実体審査後に拒絶の理由がない場合は公報に公告される。公告後 4 ヶ月以内に利害関係人は、商標庁に異議申立をすることができる。異議の申し立てがなかった場合および特許庁が異議理由なしと決定した場合に商標は登録簿に記録され公報で公示される。なお、商標庁の異議申立決定に不服がある場合は、決定の日から 60 日以内に民事裁判所に訴えることができる。

登録取消制度の有無（商標法第 26 条）：違法に登録された商標に対して、利害関係人あるいは特許庁は、民事裁判所に取消しを請求することができる。

不使用取消制度の有無（商標法第 24 条）有。利害関係者からの請求により、商標が、連続して 5 年間使用されなかった場合、商標登録の取消を請求することができる。

商標分類（Trademarks Throughout the World）：国際分類（ニース分類）を採用している（ニース協定には未加盟）。

3) 意匠

意匠に関する規定は商標法の第 42 条～第 45 条に含まれている。下記を除いて、商標法の規定が適用される。

意匠権の存続期間及び起算日（商標法第 44 条）：意匠の登録は出願日から 5 年間有効で、その後、2 回更新できる。最大 15 年。

登録要件（商標法第 42 条）：革新的（innovative）。

4) 地理的表示⁵⁰

定義：地理的表示の保護については、商標法第 38 条～第 41 条に規定されている。

ここで、地理的表示の特質に反していなければ、商標の規定が適用される（準拠

⁵⁰ ワインやスピリッツに対する追加的な保護の規定は設けられていないが、そもそも、アルコール類に関連した標章は、商標法の「公序・良俗」違反に相当するとして登録されることがないため、実質的に追加的な保護がされている。

規定、商標法第 41 条)。ある産品を生産する目的で名声のある地域に住んでいる個人・法人は輸入される類似の産品が取引されることを防止することができる。または、地理的表示の標章を産品に付すことができる(商標法第 39 条)。出願人の要件(商標法第 40 条): 自然人、または関与している名義人。使用者の要件(商標法第 40 条): 地理的出所において実際に活動している何人も地理的表示を使用できる。

5) 著作権(著作権法: 2002 年法律第 7 号)

著作権に関連して加盟している条約は、ベルヌ条約・WCT・WPPT である。

著作権法上の保護対象(著作権法第 2 条、第 3 条)には、書籍・パンフレット等、講演・演説・説教・詩・賛美歌のような口述作品、演劇・ミュージカル、音楽作品、舞踊・無言劇、視聴覚作品、写真作品、応用美術、素描・絵画・建築・彫刻・装飾美術・塑像・スケッチ・デザイン・三次元の地理的地質学的作品、コンピュータ・プログラム、翻訳・要約・改編説明・他の翻案もの、ある主題に関して選択に創造性があるという条件下で、百科事典・選集もの、データベース、フォークロア作品等の収集したもの等が例示されている。

加えて、フォークロアに関しては「国民のフォークロアは、国家の公の財産でなければならない。したがって、あらゆる手段を使って国民のフォークロアは保護しなければならない(著作権法第 32 条)」との規定がある。

国民の伝統的芸術遺産についての定義規定でも、芸術の多岐に亘っており、民話・詩・なぞなぞのような口述表現のもの、音楽的表現のもの、ダンス・演劇・儀式のような動きのある表現のもの、工芸・装飾作品(絵画・彫刻・陶磁器・木細工・モザイク画・金属・宝石・手編バッグ・編み物・絨毯・織物)、楽器、建築構造物などが規定されている(著作権法第 1 条)。

(11) サウジアラビアの知的財産保護制度

(1) 特許

出願

- ・出願人資格(特許法第 1 条、特許法施行規則 10(2)): 登録証を請求する者(発明者又はその法的承継人若しくは譲受人)
- ・現地代理人の必要性(特許法施行規則 8(3)、特許法施行規則 10(6)): 要。出願人が王国外に所在する場合は、委任状が権限ある当局により承認され、かつ、国外の王国公館により認証されることを要し、また代理人は、当該職業を王国で営むための免許を受けている証拠を添付するものとする。
- ・出願言語(特許法施行規則 8(1)): アラビア語。

出願公開

- ・出願公開制度の有無(特許法第 11 条、特許施行規則 7.1): 有。所定の手数料の納付を条件として、出願日から 18 ヶ月以内に、発明特許及び植物品種に係る出願を公開する。ただし、願書の 1 頁目のみ。

実体審査

- ・実体審査の有無とその内容(特許法第 12 条、第 13 条、特許法施行規則 36): 有。方式審査後、規則に定めるところにより、実体審査される(内容は、(a) 発明の本質的な構成要素を定めるためのクレーム、説明及び図面の検討 (b) 国際特許分類に従っての出願分類 (c) 発明に係る文献の決定 (d) 当該発明に最も近い文献を、発明との比較を通じて特定 (e) 当該発明と最も近い文献との比較を通じて、新規性を評価 (f) 関係文献に由来する技術における平均的な者の知識の利用を通じて、進歩性を評価 (g) 当該発明の産業上の利用性の評価)。
 - 新規性(特許法第 44 条 a): 発明は、先行技術により予期されない場合は新規性あり。先行技術とは、書類・口述の手段によって、または、発明の知識が理解できる他の方法・使用によって、どんな地域であれ、公に開示されている技術をいう。
 - 進歩性(特許法第 44 条 b): 関係する先行技術に関して、当該技術の当業者にとって自明でない場合
- ・審査請求制度の有無(特許法第 12 条、第 13 条): 有。方式審査で問題がなければ、公開と実体審査の費用請求の通知が、出願人になされる。費用が支払われることにより、その後の手続が継続される。従って、実質的に審査請求制度があることになる。
- ・優先審査制度及び早期審査制度: 無。
- ・グレースピリオド(特許法施行規則 30.1): 有。次の 2 つのケースが規定されている。
 - (1) 出願人又はその前権利者に対する濫用行為のために、出願日又は優先権主張の日に先立つ 6 ヶ月の間に開示が生じた場合
 - (2) 特許出願に先立つ 1 年の間又は工業意匠証明書出願の日に先立つ 6 ヶ月の間に、パリ同盟国の 1 における公認の国際博覧会での展示の結果として開示が生じた場合
- ・不登録対象(特許法第 4 条、第 45 条):

第 4 条

- (a) 保護書類は、その商業利用がシャリーア(イスラム法)に違反する場合は、付与されない。
- (b) 保護書類は、その商業利用が生命に又は人、動物若しくは植物の健康に有害である場合、又は環境に相当程度有害である場合は、付与されない。

第 45 条

本法の規定の適用上、次のものは発明とみなされない。

- (a) 発見、科学的理論及び数学的方法
- (b) 商業活動を行い、純粋な精神的活動を行い、又は遊戯を行う上での計画、規則及び方法
- (c) 植物、動物及び植物又は動物の生産に使用される(主として生物学的な)方法。微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法を除く。
- (d) 人又は動物の体の外科的又は治療のための処置の方法及び人又は動物の体に用いられる診断方法。これらの方法の何れかに使用される製品を除く。

異議申立・無効審判

- ・異議申立制度の有無(特許法第 32 条、Patents Throughout The World より): 有(付与後異議申立制度)。利害関係人は、保護書類の付与に係る所定の条件の違反

を根拠として、保護書類を付与する決定について委員会⁵¹に異議を申立て、全部又は一部の取消を求めることができる。委員会の決定に対し、不服とする場合は、決定の通知から 60 日以内に不服審査委員会に提起することが出来る。

- ・無効審判制度（特許法第 32 条）：有。

特許権の存続期間及び起算日（特許法第 19 条（a））：出願日から 20 年。

実施義務（特許法第 24 条（a）（1））：有。特許権者が特許を利用しない場合、特許出願日から 4 年又は特許付与日から 3 年のいずれか遅い満了日後に、強制実施権の許諾申請を利害関係人は出来る。

2）実用新案：制度が設けられていない

3）商標

「商標とは、視覚により認識することができる識別性のある形状の名称、署名、言葉、文字、番号、図形、記号、証印及び浮彫り銘刻若しくはその他の標識又はその組合せであって、工業的、商業的、生業的若しくは農業的製品又は森林若しくは天然資源の開発事業を区別するのに適切な、又は当該商標を付する物品がその製造、選択、発明若しくはその取引を根拠として商標の所有者に属することを表示するのに適切な、又は一定の役務の提供を表示するのに適切なものをいう。」（商標法第 1 条）

商標法の保護対象（商標法第 1 条、第 38 条）：商品、役務、団体商標。

商標の種類（商標法第 1 条）：文字商標、記号商標、図形商標、結合商標、色彩商標（単色は不可）。

出願人資格（商標法第 4 条）：1) サウジ国籍を有する自然人又は法人 2) 常時王国に居住する者であって、商業又は職業活動に従事することを許可されているもの 3) 王国を相互主義に基づいて遇する国の国民 4) 王国が締約国である多国間国際条約の構成国である国の国民又は当該国の居住者 5) 公共機関。

現地代理人の必要性（商標施行規則 1）：要。

権利付与の原則（商標法第 8 条）：先願主義。

本国登録要件：無。

出願言語（商標施行規則 4）：アラビア語。登録を求める商標が 1 語又はそれ以上の外国語を含む場合は、出願人は、その語のアラビア語への認証翻訳及びその語の発音表記を提出しなければならない。

商標権の存続期間及び起算日（商標法第 20 条、第 22 条、第 23 条）商標登録は出願日から 10 年（ヒジュラ歴（イスラム歴とも言う）で 10 年、グレゴリアン歴では、9 年 8 ヶ月⁵²）有効であり、更新できる。新たな審査なしに更新される。

不登録対象（商標法第 2 条）：

⁵¹ 委員会：市の局長によって指名された法律家と技術専門家による委員会は、特許総局の決定に対する紛争処理、不服申立を取扱い、委員の多数決により決定する。

⁵² JETRO リヤド事務所「サウジアラビアの外資企業の商標登録について」より。

（http://www.jetro.go.jp/world/middle_east/sa/business/pdf/b2/b2_2_01.pdf 最終アクセス日：2010 年 3 月 22 日）

商標法第 2 条

- (a) 識別性のない標識であって、特性の説明であるもの又は単に慣習上当該製品若しくは役務に与えられた一般名称に過ぎないもの
- (b) 宗教に反する、又は宗教的な性質の記号と同一若しくは類似の表示、標識又は図形
- (c) 公序良俗と合致しないすべての表示、標識又は図形
- (d) 王国、王国が相互主義待遇関係を有する国若しくは王国が締約国である多国間国際条約の構成国又は国際機関若しくは政府機関に属する公の記章、旗その他の標識、名称、及びこれらの記章、旗、記号、名称を模倣したもの。ただし、その所有者の許可を得ている場合はこの限りでない。
- (e) 王国並びに(d) にいう国及び機関の公式の標識及び印影であって、製品若しくは役務又はその保証についてのこれらの管理に関するもの。ただし、その所有者の許可を得ている場合はこの限りでない。当該商標を製品自体若しくは役務又は類似の製品若しくは役務に付することが意図されていない場合は、この禁止は適用されない。
- (f) 地理的名称。ただし、その使用により製品若しくは役務の出所について混同を生じさせる虞があり、又は正当な理由なしに出所の表示を独占する若しくは出所に名称を付することになる虞がある場合に限る。他人の肖像又は名称若しくは商号。ただし、当該人又はその相続人が当該使用に同意した場合はこの限りでない。
- (g) 名誉学位に関する記述
- (h) 製品又は役務の出所その他の点について公衆に誤認を生じさせる虞があるか又は虚偽の情報を含む記述、及び架空の、模倣の若しくは虚偽の商号を含む商標
- (i) 王国において同一又は類似の商品又は役務に関連して登録されていない周知の商標と同一又は類似の商標、及び王国において同一でなく又は類似していない商品又は役務に関連して登録されている周知の商標と同一又は類似の商標。ただし、この使用が当該周知商標の所有者に害を及ぼす場合に限る。
- (j) 管轄当局が下した決定により取引が禁止されている自然人又は法人が所有する商標
- (k) 同一又は類似の製品又は役務に関連して他人が既に出願又は登録している商標と同一又は類似の標識、及び一定の製品又は役務について登録すれば、他人の製品又は役務の価値を減ずるであろう標識

防護標章(Trademark Throughout The World より)：無。

周知商標制度の有無(商標法第 4 条)：無。直接的に周知商標を保護するものではないが、国際的に著名な商標と同一又は類似の商標でサウジアラビアでの未登録の商標は新規に登録されない。(GCC 統一商標法では、周知商標についても規定されている。)

一出願多区分制度の有無(商標法第 6 条、商標法施行規則 1)：無。

実体審査の有無(商標法施行規則 7)：有。商標局は、登録出願の新規性についての審査を行う。商標局は、出願日から 60 日以内に、当該出願が商標法及びその施行規則に定める条件及び手続を満たしている場合はこれを承認する決定を下し、又は当該出願が当該条件及び手続を満たさない場合はこれを拒絶する決定を下す。

審査請求制度の有無：無。

優先審査・早期審査の有無：無。

出願公開制度の有無：無。

異議申立制度の有無(商標法第 15 条)：有(付与前異議申立制度)。利害関係人は、公告の日から 90 日以内に、商標登録の承認について苦情処理委員会に異議を唱えることができる。

取消審判制度の有無(商標法第 25 条、第 26 条)：有。管轄部門は自ら、あるいは利害関係人の申請に基づき、商標の登録を取消することができる。

不使用取消制度の有無(商標法第 25 条)：有。正当な理由無く、登録商標が 5 年間使用されなかった場合、管轄部門及び利害関係人は、商標登録の取消を請求す

ることができる。

商標分類（商標施行規則 7）：国際分類（ニース分類）を採用している。（ニース協定には未加盟）

4）意匠

意匠法は特許法の一部である。特許と異なる部分のみ記載する。

工業意匠とは、2 次元の線若しくは色彩又は 3 次元の形状であって、工業製品又は伝統工芸品に特別の外観を与えるもの。ただし、これが織物意匠を含め、単に機能的又は技術的な目的のみのものでないことを条件とする。

意匠権の存続期間及び起算日（特許法第 19 条 d）：意匠の登録は出願日から 10 年間で有効である。

新規性の判断基準（第 59 条）：内外国公知、内外国刊行物。

不登録対象（特許法第 4 条 - 特許法の準用）：次の 2 つのケースが規定されている。

- (a) 保護書類は、その商業利用がシャリーア（イスラム法）に違反する場合
- (b) 保護書類は、その商業利用が生命に又は人、動物若しくは植物の健康に有害である場合、又は環境に相当程度有害である場合

実体審査の有無（特許法第 12 条、第 13 条）：無。方式審査で問題がなければ、登録費用請求の通知が出願人になされる。費用が支払われることにより、登録される。

審査請求制度の有無：無。

部分意匠制度の有無：無。

関連意匠制度の有無：無。

組物の意匠制度の有無：無。

意匠分類（特許法施行規則 27.2）：国際工業意匠分類（ロカルノ分類）を使用している。（ロカルノ条約には未加盟）

出願公開制度の有無：無。

秘密意匠制度の有無：無。

異議申立制度（特許法第 32 条）：有（付与後異議申立制度）。特許に準ずる。

無効審判制度（特許法第 32 条）：有。特許に準ずる。

登録表示義務（Designs and Utility Models Throughout The World より）：無。

5）地理的表示

サウジアラビアでは地理的表示を保護するための独立法は制定していない。しかしながら商標法の中で地理的表示（地理的名称）を不登録事由として規定していることから、地理的表示が誤って商標登録される可能性を排除している。

商標法第 2 条

(f) 地理的名称。ただし、その使用により製品若しくは役務の出所について混同を生じさせる虞があり、又は正当な理由なしに出所の表示を独占する若しくは出所に名称を付することになる虞がある場合に限る。他人の肖像又は名称若しくは商号。ただし、当該人又はその相続人が当該使用に同意した場合はこの限りでない。

なお、商標法にはワインやスピリッツに対する追加的保護についての言及はないが、サウジアラビアではそもそも、アルコール類に関連した標章は商標法第 3 条 2 項の「公

序・良俗」違反となるので、登録することができないことから、諸外国のワインやスピリッツの地理的表示と同一の標章が登録される可能性は無い。

6) 著作権 (著作権法: 2003 年 10 月 23 日の国王令 M/41 号)

著作権法の第 2 条には、書籍、小冊子その他、講義、講演、詩、歌等口頭で提供される著作物、動作若しくは音響又はその両方を伴う演劇用著作物、演劇、ショー、及び類似の上演、特に放送用に製作されるか、放送を通じ提示される著作物、絵画、造形美術作品、建築、装飾芸術、美術的刺繍等、聴覚著作物及び視聴覚著作物、応用美術作品、手工芸品又は工業製品であるかを問わず、写真著作物等、イラスト、地形図、デザイン、図、スケッチ、並びに、地形、地勢図、建築及び学術に関連する造形的著作物、地形、地勢、建築又は学術の立体著作物、コンピュータ・プログラム、著作物の題名が独創性を有し、著作物の主題事項を示す一般的な表現ではない場合、等の著作物が例示されており、加えて、著作権法の第 3 条には、翻訳著作物、要約、修正、説明、編集その他の改変の形式の著作物、文学、美術又は学術的著作物であるか否かを問わず、内容の選択又は編纂について独創的であるとみなされる辞典及び編纂集、フォークロア著作物がその内容の選択又は編纂について創作的である場合、当該フォークロア著作物の編集、並びに、当該収集からの表現及び選択、データベースがその内容の選択又は編纂について創作的である場合、当該データベース。機械で可読であるか、他の方法で可読であるか否かを問わず、等の二次的著作物が例示されている。

フォークロアについても、第 7 条に明示の規定が設けられている。

第 7 条

1. フォークロアは、国家財産であり、省は、それに関する著作権を行使する。2. 省の許可なしに王国外で製作されたフォークロア著作物のその翻訳の複製その他のものの輸入又は流通は、これを禁じる。

(12) アラブ首長国連邦の知的財産保護制度

1) 特許

出願

- ・ 出願人資格 (特許法第 7 条): 発明者及び承継人。
- ・ 現地代理人の必要性及び代理人の資格: 要。
- ・ 出願言語: アラビア語。

出願公開

- ・ 出願公開制度の有無: 無。

実体審査

- ・ 実体審査の有無とその内容 (特許法第 12 条): 有。WIPO の後援のもとオーストリア特許庁が実体審査を請け負っている。
 - 新規性 (特許法規則 2): 先行技術により予期されない場合は新規性あり。先行技術とは、書類・口述の手段によって、または、発明の知識が理解できる他の方法・使用によって、どんな地域であれ、公に開示されている技術をいう。

- 進歩性（特許法規則 2）： 関係する先行技術に関して、当該技術の通常の者にとって自明でない場合
- ・ 審査請求制度の有無：無。
- ・ 優先審査制度及び早期審査制度：無。
- ・ グレースピリオド（特許法第 3 条）：有。博覧会等の出品について仮保護（temporally protection）が規定されている。
- ・ 不登録対象（特許法第 6 条）：以下に対しては特許または実用新案証は発行されない。

特許法第 6 条

- (a) 植物品種、動物種、又は動植物を生産する生物工学的的方法（微生物及びその生産のための生物工学的的方法を除く）
- (b) 人・動物の診断方法、治療又は外科的方法による処置方法
- (c) 科学的原理、発見及び数学的方法
- (d) 事業活動、純粋に精神的な行為又はゲームを行なうための仕組、法則又は方法
- (e) 公序・良俗に反する発明

異議申立・無効審判

- ・ 異議申立制度の有無（特許法第 13 条）：有（付与前異議申立制度）。利害関係者は公報の発行日より 60 日以内に異議を申立てることができる。異議申立がなければ、登録証が発行される。
- ・ 無効審判制度（特許法第 34 条）：有。利害関係者は、裁判所に対して、無効審判を請求することかできる。

特許権の存続期間及び起算日（特許法第 14 条(1)）：出願日から 20 年。

実施義務（特許法第 24 条 a）：有。特許付与日から 3 年間の不実施は、利害関係者の請求に基づく強制実施権の対象となる。

2) 実用新案（特許と異なる点のみ記載する。）

実用新案の定義（特許法第 5 条）：産業において実用性があるが、特許を取得できるほど進歩的又は創造的ではない新規発明。

実用新案権の存続期間と起算日（特許法第 14 条）：実用新案保護の存続期間は出願日から 10 年である。

3) 商標⁵³

商標法の保護対象（商標法第 2 条、第 35 条、第 36 条）：商品、役務、証明商標（監督と検査に関わる標章）。

商標の種類（商標法第 2 条）：文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、音の商標。

出願人資格（商標法第 6 条）：自然人、法人。

現地代理人の必要性（Manual Intellectual Property より）：要。

権利付与の原則（商標法第 10 条）：先願主義。

⁵³ 統一 GCC 商標法（規則）に対応して制定された 2007 年 UAE 連邦法第 52 号は、2002 年連邦法第 8 号商標法と比較して、下記の点が異なっている。

・ 商標の保護対象：団体商標追加・商標の種類：におい追加・不登録対象：概ね同一・異議申立期間：60 日以内

本国登録要件：無。

出願言語：アラビア語。

商標権の存続期間及び起算日(商標法第 19 条)：商標登録は出願日から 10 年有効であり、更新できる。

不登録対象 (商標法第 3 条):

商標法第 3 条

- (1) 識別性の無い標章
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する標章
- (3) 何れかの国、アラブ、国際機関又は国際協定に基づいて設立された機関の紋章、旗章その他の記章、イニシャル、名称若しくはその略称を当該国の主管庁又は当該国際機関の承認を得ないで複製若しくは模倣する標章
- (4) 赤十字またはそれに類する、または模倣する標章。
- (5) 宗教の象徴と同一若しくは類似の標章
- (6) 商品または役務の産地を混同させるような地名。
- (7) 氏名、写真又は第三者のエンブレム
- (8) 法的に資格があることを証明できない名誉称号に関連するもの
- (9) 製品、又は、役務の出所・原産地に関して、公衆を誤らせ、又は虚偽の情報を含む標章、ならびに架空の模倣された又は偽造された商号を含む標章
- (10) 取引に使用することを禁じられている自然人・法人の標章
- (11) 製品・役務のある分類の登録商標により、他の製品・役務の価値を減ずる場合
- (12) 登録済の商標、登録意匠、著作権、偽物・イミテーション、または類似の文言や表現を含む標章
- (13) 内外国の勲章、硬貨、紙幣
- (14) 有名な商標または以前に登録した商標の翻訳と考えられる商標

防護標章(Trademark Throughout The World より)：無。

周知商標制度の有無 (商標法第 4 条) : 有。国際的な周知商標は登録できない。ただし、本来の所有者またはその者の代理人によって請求された場合を除く。

一出願多区分制度の有無 (商標法 8 条) : 無。

実体審査の有無 (Manual Industrial Property より) : 有。

審査請求制度の有無：無。

優先審査・早期審査の有無：無。

出願公開制度：無。

異議申立制度 (商標法第 14 条) : 有 (付与前異議申立制度)。実体審査の結果、拒絶とならなかった出願は、登録に先立っても出願人の費用負担を条件に、公報、および、UAE で発行されているアラビア語の日刊 2 紙で公告される。利害関係者は、誰でも最後に公告された日から 30 日以内に異議を申立てることができる。

無効審判制度の有無 (商標法第 21 条) : 有。利害関係者は違法に登録されていた商標を取消すための裁判所命令を求めることができる。

不使用取消制度の有無 (商標法第 22 条) : 有。商標が、連続して 5 年間使用されなかったことが証明された時、利害関係者からの請求に基づき、管轄権を有する民事法廷は、商標登録の取消を命ずることができる。

商標分類 (Trademark Throughout The World より) : 国際分類 (ニース分類) を採用している。(ニース協定には未加盟)

4) 意匠

下記の 2 つの意匠が定義されているが、条文上では定義以外に区別はされていない。

Industrial Design の定義: 工業製品または手工芸品で使用することが出来る革新的な 3 次元形状 (特許法第 1 条)

Industrial Drawing の定義: 工業製品または手工芸品で使用することが出来る、線、色彩からなる革新的な創造物 (特許法定義条項) (特許法第 1 条)

出願人資格 (特許法第 7 条): 発明者及び承継人。

現地代理人の必要性 (Manual Intellectual Property より): 要。

出願言語: アラビア語。

意匠権の存続期間及び起算日 (特許法第 49 条): 意匠の登録は出願日から 10 年間で有効である。

新規性の判断基準 (特許法第 47 条、現地代理人への Q&A より): 内外国公知、内外国刊行物

グレースピリオド (特許法第 3 条): 有。博覧会等の出品について、仮保護 (temporally protection) が規定されている。

不登録対象 (特許法第 47 条より):

(1) 革新的又は新規でない意匠

(2) 公序良俗に反するもの

実体審査の有無: 無。方式審査のみで、登録前の公告による異議申立制度あり。

審査請求制度の有無: 無。

部分意匠制度の有無: 無。

関連意匠制度の有無: 無。

組物の意匠制度の有無: 無。

意匠分類: 国際分類を使用していない。(ロカルノ協定には未加盟)(現地代理人の情報による)。

出願公開制度の有無: 無。

秘密意匠制度: 無。

異議申立制度 (特許法第 48 条): 有 (付与前異議申立制度)。方式審査のみが実施され、その後、必要な手数料の納付を条件として公告される。利害関係者は、公告日から 60 日以内に、異議を申し立てることができる。異議がない、あるいは異議が理由なしとなった場合には、登録証が発行される。

無効審判制度 (特許法第 34 条の準用): 取消制度有り。

登録表示義務 (Manual Industry Property より): 無。

5) 地理的表示

アラブ首長国連邦は WTO に加盟しており、TRIPS 協定を遵守する義務を負っている。地理的表示については特別法を制定していないが⁵⁴、商標法の中に「商品、製品、

⁵⁴ 統一 GCC 商標法 (規則) に関する 2007 年 UAE 連邦法第 52 号では、地理的表示保護制度が規定されている。

又は、役務の出所・原産地に関して混同をもたらす可能性のある地理的名称（商標法第3条6）」という不登録事由が設けられており、他国の地理的表示と同一の標章が商標登録されることを防止している。

また、「製品、又は、役務の出所・原産地に関して、公衆を誤らせ、又は虚偽の情報を含む標章、並びに、架空の模倣された、又は、偽造された商号を含む標章（商標法第3条9）」も不登録自由となっている。

なお、ワインおよびスピリッツに対する地理的表示の追加的な保護に関する規定は設けられていないが、そもそも、アルコール類に関する商標はイスラム法に基づき登録できないので、ワインおよびスピリッツの地理的表示も商標として登録されることはない（商標法の「公序・良俗」違反）。

（6）著作権（著作権法：2002年連邦法 No.7 は 2006年連邦法 No.32 によって、主にデジタルコンテンツの著作権侵害についての事項が追加改正された⁵⁵）

著作権法の保護対象（第2条）として、書籍・小冊子・随筆その他の文書、コンピュータ・プログラム及びアプリケーション、データベース及び経済省の決定により、これに類似すると定義された著作物、講演・演説・説教その他のこれらと類似の性質の著作物、演劇用又は楽劇用の著作物及び無言劇の著作物、楽曲（歌詞を伴うかどうかを問わず）音声及び視聴覚の著作物、建築物の著作物・工学的計画及びレイアウト、素描・絵画・彫刻・版画（布地、金属、石、木）の著作物及び美術の範囲に含まれる彫り物及びこれに類似する一切の著作物、写真の著作物及び写真に類似する著作物、応用及び造形美術の著作物、図解及び地図・スケッチ・並びに地理学・地形学・建築設計その他に関する三次元的著作物、（その原作物について定めた保護を害することなく）派生的著作物等が例示されている。

フォークロアに関連して第1条の定義に下記の規定がある。

「派生的著作物（Derived Work）」：翻訳など、既存の著作物からその原案を得た著作物。内容の選択と脚色の方法に関して取り入れられた限りに於いて、文学的、美術的、及び、民間伝承的な表現も許される。

「国の民間伝承（National Folklore）」：言葉、音楽、動作に係わり、又は、顕著な要素が有形である民衆の文化的遺産の全ての表現を意味し、芸術的な伝統の継承を反映するものであり、我が国において発展し、又は、存続するものであり、特定の著作者に帰すことのできないもの。

したがって、フォークロアそのものは、著作権の対象として規定はされていないが、フォークロアの二次的著作物については、著作権者に権利がある。

⁵⁵ <http://www.managingip.com/Article/2089403/Copyright-protection-in-digital-context.html>（最終アクセス日：2010年3月16日）

2.2 調査対象国の知的財産制度比較表（各国・地域比較 - 日米欧・インド・中国との比較含む）

項目	日本	米国	欧州	ブラジル	ロシア	インド	中国	メキシコ
特許法	特許法：昭和 34 年法律第 121 号 最終改正:平成 20 年法律第 16 号 2009 年 4 月 1 日施行	合衆国法典第 35 巻 2004 年 12 月 10 日改正以降、本質的改正なし	EPC2000 が最新改正 2007 年 12 月 13 日発効	産業財産法 2001 年 2 月 14 日法律第 10.196 号により改正された 1996 年 5 月 14 日法律第 9.279 号(2001 年 2 月 14 日施行)	民法典第 部 第 69 章 第 72 章 (2008 年 1 月 1 日施行)	2005 年法律第 15 号によって改正された 1970 年特許法 2005 年 4 月 5 日施行	専利法（第 3 次改正） 2008 年 12 月 27 日採択 2009 年 10 月 1 日施行	産業財産法 1991 年法 (2006 年 1 月 26 日改正施行)
実用新案法	実用新案：昭和 34 年法律第 123 号 最終改正:平成 20 年法律第 16 号 2009 年 4 月 1 日施行	なし	欧州特許にはなし。	同上	民法典第 部 第 69 章 第 72 章 (2008 年 1 月 1 日施行)	なし	専利法に含む	同上
商標法	商標法：昭和 34 年法律第 127 号 最終改正:平成 20 年法律第 16 号 2009 年 4 月 1 日施行	合衆国法典第 15 巻 22 章 2006 年 10 月 6 日改正以降、本質的改正なし	欧州共同体商標に関して 理事会規則 207/2009 により改正された規則(EC) No 6/2002 2009 年 4 月 13 日発効	同上	民法典第 部 第 69 章 第 76 章 § 2 (2008 年 1 月 1 日施行)	1999 年法律第 47 号による商標法(1958 年インド商標及び商品標法は廃止) 2003 年 9 月 15 日施行	商標法(第 2 次改正) 2001 年 12 月 1 日施行	同上
意匠法	意匠法：昭和 34 年法律第 125 号 最終改正:平成 20 年法律第 16 号 2009 年 4 月 1 日施行	独立法なし(特許法中に意匠特許として包含)	欧州共同体意匠に関して 理事会規則 1891/2006 により改正された規則(EC)No 6/2002 2006 年 12 月 29 日発効	同上	民法典第 部 第 69 章 第 72 章 (2008 年 1 月 1 日施行)	法律第 16 号による 2000 年意匠法(1911 年法廃止) 2001 年 5 月 11 日施行	専利法に含む	同上
地理的表示 登録制度・告示等	独立法なし ・識別性を要件として商標法で登録が可能 ・酒団法に基づく告示で酒類の地理的表示を規定	独立法なし(地理的表示は証明商標・団体商標として登録が可能)	・農産品及び食品のための地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則(EC)NO 510/2006 ・ワイン市場共通組織に関する理事会規則(EC)No 479/2008 ・スピリッツ理事会規則(EC) No.110/2008	同上 産業財産法 第 176 条から第 182 条	民法典第 部 第 69 章 第 76 章 § 3 (2008 年 1 月 1 日施行)	・商標 - 証明商標として登録が可能 ・地理的表示関連の法・規則 ・1999 年法律第 48 号商品の地理的表示法	独立法なし。 (証明商標・団体商標として登録が可能) (参考) 原産地標記管理規定 地理的表示商品保護規定(国内商品のみ)	同上 (第 部原産地呼称、第 156 条から第 178 条)
著作権法	著作権法：昭和 45 年法律第 48 号 2008 年 9 月 17 日改正法施行	Title 17 USC Ch. 1 to 13 2003 年 12 月 13 日改正	著作権及び関連の保護に関する欧州議会・理事会指令 2006/116/EC	著作権法 1998 年 2 月 19 日(法律番号 9.610)	民法第 部 第 70・71 章 (2008 年 1 月 1 日施行)	1957 年第 14 号 1958 年 1 月 21 日施行	1990 年 9 月 7 日著作権法 2001 年 10 月 27 日改正	1997 年 3 月 24 日施行の著作権法 (2003 年 4 月 30 日改正、2003 年 7 月 27 日施行)
特許								
存続期間・起算日	・出願日から 20 年 <66 条> ・特許存続期間の延長 <67 条 2> 医薬品・農医薬品は 5 年を限度として、延長登録の出願により当該特許権の存続期間を延長することができる	・特許の効力は当該特許の発行日から発生し、 出願日から 20 年 が終了するまでの期間。 <154 条> ・特許存続期間の延長 <154 条> 原特許の発行が、USPTO が合衆国における出願の実際の出願日から、3 年以内に特許を発行しなかったために遅延した場合 <156 条>	出願日から 20 年 <63 条>	出願日から 20 年。ただし、付与日から最低 10 年は効力を有する。 <40 条>	出願日から 20 年 医薬品は 5 年延長可能 <1363 条 1 項、2 項>	出願日から 20 年 <53 条>	出願日から 20 年 <42 条、39 条>	出願日から 20 年 <23 条>

項目	日本	米国	欧州	ブラジル	ロシア	インド	中国	メキシコ
		医薬品、医療機器、食品添加物、着色料については最大 5 年間延長できる。						
新規性判断基準	公知公用、内外国刊行物<29 条 1>	国内公知公用、内外国刊行物<102 条(a)>	公知公用、域内域外刊行物・技術水準の一部を構成しない場合 ・出願日の前に、書面若しくは口頭、使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成<54 条>	内外国公知、内外国刊行物<11 条(2)>	内外国公知、内外国刊行物<1350 条 2>	公知公用<25 条>	公知、内外国刊行物<22 条>	内外国公知、内外国刊行物<53 条>
グレースピリオド	有 特許を受ける権利を有する者の ・試験を行い、刊行物に発表、電気通信回線を通じての発表、特許庁長官指定の学術団体研究集会での発表 ・博覧会での発表 ・特許を受ける権利を有する者の意に反しての新規性のある発明は、該当するに至った日から 6 ヶ月以内は、新規性喪失の例外となる。<30 条>	有 発明の実施品の公表等の発明の開示から 1 年(開示対象の制限無し)。<102 条(b)> 1 年以降は特許の対象とならない。	有 出願前の 6 ヶ月以内に行われ、かつ、それが次のものに起因するか又は次のものの結果である場合 (a) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明らかな濫用 (b) 出願人又はその法律上の前権利者が、国際博覧会に発明を展示したこと<55 条>	有 <12 条> 出願日あるいは優先日に先立つ 12 ヶ月以内 (1) 発明者による開示、 (2) 発明者から得た情報又は発明者の行為の結果に基づいて、発明者の同意なしに第三者が出願した特許の INPI による出願公開、 (3) 発明者から直接若しくは間接に得た情報又は発明者の行為に基づいた、第三者による開示	有 発明者、出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による発明に関する情報の開示日から 6 ヶ月< 1350 条 3>	有 公の又は公認の博覧会における発明の展示又は実施、又は発明者による論文の発表又は会報による公表から 6 ヶ月<31 条>	有 中華人民共和国政府が開設又は承認の国際博覧会における展示日、指定された学術会議、他人による開示から 6 ヶ月以内。<24 条>	有 発明者又はその承継人による開示日から 12 ヶ月、国内又は国際博覧会における展示日から 12 ヶ月<18 条>
実体審査有無	有<49 条>	有<131 条>	有<94 条>	有<35 条,31 条>	有<1386 条 2>	有<11 条 A>	有<35 条 ~ 39 条>	有<53 条>
優先審査・早期審査	優先審査制度有り。 出願公開後に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるとき 早期審査制度 ・中小企業、個人、大学、公的研究機関等の出願 ・外国関連出願 ・実施関連出願 <ガイドライン。	有<規則 1.102> ・業務促進のための長官命令 ・公益事業の部署にとって特に重要と認められ、速やかな処理を求め、USPTO 長官がこれを認めたとき。 ・環境改善若しくはエネルギー資源の開発若しくは節約に大いに寄与する等の理由があるとき。	有 早期審査制度有り。理由書要。現在、手数料支払いに替えるか意見募集中。	有 出願人による申請で、a)60 才以上、b)許可なく第三者による実施の虞がある、c) 特許付与が融資の条件である場合。第三者による申請で、出願人による告訴の虞がある場合、国家非常事態、公益の場合等 <政 令 Resolution No. 191/08>	無	無	無	無 (早期公開制度の活用により、実体審査も早期に着手される)
出願公開制度	有 出願日から 18 ヶ月経過後、又は 出願人から請求があった場合<64 条、64 条の 2>	有 出願日又は優先日から 18 ヶ月経過後。外国出願をしない出願人は、非公開を請求できる。 <122 条(b)>	有 出願日から又は、優先日から 18 ヶ月経過後、又は 出願人から請求があった場合は、上記期間の満了前<93 条>	有 出願日から又は最先の優先日から 18 ヶ月経過後、又は 出願人から請求があった場合は、上記期間の満了前<30 条>	有 出願日から又は優先日がある場合は最先の優先日から 18 ヶ月後に公開<1385 条 1>	有 出願日から 36 ヶ月以内。 <11 条 A>	有 出願日又は優先日から 18 ヶ月経過後。早期公開制度有り。 <34 条>	有 出願日又は優先日から 18 ヶ月経過後 <52 条>
異議申立制度	無	無 再審査制度あり。	有。付与後異議。 公告から 9 ヶ月以内に、如何なる者も、欧州特許庁に異議を申立てることができる。<99 条>	無	無	有 付与前(公開から付与迄) 付与後異議(公告から 1 年) <25 条>	無	無
無効審判制度	無効審判請求制度<122 条	無	有	有	有	有。いつでも取消の申立	有。特許審判委員会に無効	有

2.2 調査対象国の知的財産制度比較表（各国・地域比較 - 日米欧・インド・中国との比較含む）

項目	日本	米国	欧州	ブラジル	ロシア	インド	中国	メキシコ
	> 審判部に対して請求。 （以下参考） 再審請求制度<171> 確定審決に対して、当事者、参加者は請求可。 審決等に対する訴訟 審決に対する訴え、審判・再審の請求の却下決定に対する訴えは、東京高等裁判所の管轄。<178条>	再審査制度あり。	受理課，審査部，異議部及び法規部の決定に不服の場合は 2 ヶ月以内に EPO に審判請求出来る。<106条～108条> 取消制度あり。<138条>	付与後 6 ヶ月以内に利害関係人は、INPI に対して特許の無効を請求することができる。なお、利害関係人は連邦裁判所に対する無効の申立を行なうこともできる <50条,51条,56条,57条>	利害関係者は、特許庁 (ROSPATENT) の特許紛争解決機関(the chamber for patent dispute)に対して請求することができる。 <1398条2>	可。<64条>	審判請求出来る。<45条>	いつでも提訴できる。出願放棄、特許付与または登録に重大な錯誤・過失・瑕疵があった場合または冒認出願の場合は、公告が発効した日から5年以内<78条>
実用新案	産業上利用することができる考案であって物品の形状、構造又は組合せ<3条>	-	国内法令による<140条>	その使用又は製造における機能的改良をもたらす新規の形態又は構造を有している <9条>	定義規定なし	-		配列、形態、構造若しくは形状の変更の結果、構成部品に関する異なる機能又は使用に関する異なる利点を提供する物体、器具、装置及び道具<28条>
存続期間・起算日	出願日から 10 年 <15条>	-	-		出願日から 10 年。請求により 3 年延長可 <1363条1>	-	出願日から 10 年 <42条、40条>	出願日から 10 年 <29条>
実体審査有無	無 下記の要件審査。 ・保護対象違反 ・公序良俗違反 ・請求項の記載様式違反 ・単一性違反 ・明細書等の著しい記載不備	-	-	有<35条,9条> 産業利用可能性 新規性 （進歩性はなし） ・単一性<23条>	無 <1390条1,2,4>	-	無 <40条>	有 <30,53条>
	技術評価請求制度 登録無効審判制度 再審制度、裁判所への訴えは特許と同様。				先行技術調査請求制度有り			
商標								
保護対象	商品、役務<2条>団体・地域団体商標<7条、7条の2>	商品、役務、団体、証明<45条>	商品、役務<1条> 団体標章<64条>	商品、役務、団体、証明、地理的表示 <123条、176条から178条>	商品、役務<1477条2> 団体<1492条5>	商品、役務、連合、連続、団体、証明	商品、役務、団体、証明<3条>	商品、役務、団体、広告スローガン、商号 <123条、176条>
種類	文字、図形、記号、立体、結合又、これらと色彩との結合商標<2条>	文字、図形、記号、立体、結合、音響	文字、図形、立体、結合、音響、色 <4条及び Javier Rujas - OHIM>	文字、図形、記号、結合、立体 <128条、134条>	文字、図形、記号、立体、結合、色彩 <1482条>	文字、図形、記号、立体、結合<2条(1)m>	文字、図形、記号、立体、結合 <8条>	文字、図形、記号、立体、結合 <89条>
存続期間・起算日	登録日から 10 年。10 年ごとに更新可。 <19条>	登録日から 10 年。10 年ごとに更新可。 <8条、9条>	出願日から 10 年。10 年ごとに更新可。 <46条>	登録日から 10 年。10 年ごとに更新可。 <133条>	出願日から 10 年。10 年ごとに更新可 <1491条1,2>	出願日から 10 年。10 年ごとに更新可。 <25条>	登録日から 10 年。10 年ごとに更新可。 <37条、38条>	出願日から 10 年。10 年ごとに更新可。 <95条>
一出願多区分	有<6条2>	有<規則2.86>	有<規則2(3)>	無	有<1492条3(3)>	有<18条2>	無<規則13>	無
実体審査有無	有 <14条～16条>	有 <12条>	有 ただし絶対拒絶理由のみ。相対的拒絶理由は審査なし。<38条、39条>	有 <159条>	有 <1499条1>	有 <規則38>	有 <27条、28条>	有 <122条>
優先審査・早期審査	有。早期審査制度。権利化について緊急性を	有。訴訟、侵害若しくは大量に放棄又は取消された	無	無	無	早期有<規則38>	無	無

項目	日本	米国	欧州	ブラジル	ロシア	インド	中国	メキシコ
	要する場合<審査便覧>	出願に基づく優先審査の請願が出来る						
異議申立制度	有。付与後異議申立制度。掲載公報の発行の日から2ヶ月以内。<43条の2>	有。付与前。公告から30日以内。	有。出願公告から3ヶ月以内に第三者可。	有。出願公告から60日以内<158条>	無	無	有。付与前。公告後3ヶ月以内に何人も可。<30条>	無
無効審判制度	有 不服審判制度<44条> 無効審判制度<46条> 取消審判請求<51条> 使用事実がなくなった日から五年を経過した後は、請求することができない。 <u>再審請求</u> <57条> 確定した取消決定及び確定審決に対して却下の決定に対する訴え及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄<63条の2>	有 無効は、商標審理審判部宛てへの手続きによる。登録についての取消申請は、登録日から5年以内に行う。<規則2.111>	取消・無効請求制度 取消のための申請又は商標が無効である旨の宣言のための申請は商標意匠庁に提出することができる。 <u>審判請求制度</u> 審査官，異議部，商標管理法務部及び取消部の決定に対して不利な影響を受ける手続の当事者は、決定の通知日の後2ヶ月以内にOHIMに対し提起可（審判部の上級裁判所は欧州司法裁判所）<57条～59条>	有 行政手続きとしての無効審判制度はないが、INPI又は利害関係者は登録の日から5年間に限って、連邦裁判所に対して無効を提起することができる。	有 <1512条、1513条>	有 <57条>	有。審判委員会に裁定請求可。<31条>	有 登録日からいつでもIMPIに提起可 冒認、錯誤等により同一若しくは混同させる程に類似する商標は5年以内に、同一若しくは混同させる程に類似する場合は、3年以内にIMPIに提起<151条>
不使用取消制度	有 3年。取消審判請求。<50条>	有 3年。<45条>	有 5年。<15条>	有 登録日から5年経過後に商標が使用されていないか、又は商標の使用が5年以上連続して中断<43条>	有 3年<1486条1>	有 5年<47条>	有 継続して3年<34条4>	有 継続して3年<130条>
商標分類	二ース分類	二ース分類	二ース分類<規則2>	二ース分類	二ース分類	二ース分類	二ース分類	二ース分類
意匠								
存続期間・起算日	登録の日から20年<21条>	付与日から14年<173条>	出願日から5年。更新可。最長25年。<10条>	出願日から10年。5年ずつ3回更新可。最長25年<108条>	出願日から15年。延長により最長25年<1363条1,3,4>	出願日から10年。延長申請により5年延長可。(最長15年)<11条>	出願日から10年<42条>	出願日から15年<36条>
新規性判断基準	世界公知、公用、刊行物<3条1(1),(2)>	国内公知公用、内外国刊行物<102条(a)>	国内公知公用、内外国刊行物<5条>	内外国公知、内外国刊行物<96条(1)>	内外国公知、内外国刊行物<1352条2>	内外国公知、内外国刊行物<5条、19条>	国内公知、内外国刊行物<23条>	内外国公知、内外国刊行物<12条2>
グレースピリオド	有 権利を有する者の意に反して公知公用に至った意匠、権利を有する者の行為に起因し公知公用となった意匠。その時から6月以内<4条1>	有 意匠の実施品の公表等の意匠の開示の日から1年(開示対象の制限無し)。<102条(d)>	有 公式の又は公認の国際博覧会において開示している場合は、当該人は、前記製品の最初の開示日から6ヶ月の期間内に出願。<44条>	有 出願日あるいは優先日に先立つ180日以内の開示特許と同一要因<96条(3)>	有 創作者、出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による発明に関する情報の開示日から6ヶ月<1352条4>	有 公の又は公認の博覧会における意匠又は当該意匠を実施した物品の最初の展示日から6ヶ月。開示の意匠権への影響条項(21条、16条)	有 中華人民共和国政府が開設又は承認の国際博覧会における展示日、指定された学術会議、他人による開示から6ヶ月以内。<24条>	有 発明者又はその承継人による開示日から12ヶ月、国内又は国際博覧会における展示日から12ヶ月<18条>
実体審査有無	有<17条、18条>	有	無<1条>	無<106条>	有<1352条5>	有<5条、規則17>	無	有<53条>
部分意匠有無	有(2条1)	有。登録を求める部分が、明確に特定されており、意匠としての要件を備え当該意匠が販売過程において認知されることが必要。	有	無	無	無	無	無
関連意匠有無	有<10条>	無。複数の実施例が単一の意匠概念と判断された単一出願は可。	無。ただし、同一分類による複数出願可。模様は複数分類可。<37条>	有<104条>	無	有	有<31条> 類似意匠と称す	無
組物意匠有無	有<8条>	有	可。複合出願<37条>	無	無	有	有<31条>	無
秘密意匠制度有無	有。最長3年<14条>	無	有。最長30ヶ月<50条>	有<106条(1)>	無	無	無	無

2 . 2 調査対象国の知的財産制度比較表（各国・地域比較 - 日米欧・インド・中国との比較含む）

項目	日本	米国	欧州	ブラジル	ロシア	インド	中国	メキシコ
異議申立制度	有。設定の登録の日から 3 年以内の期間で請求可<14 条>	無 再審査制度あり。	無	無	無	無	無	無
無効審判制度	<u>拒絶査定不服審判</u> 30 日以内<46 条> <u>無効審判請求</u> いつでも、消滅後也可。 <u>確定審決に対する再審請求</u> <53,54 条>	無 再審査制度あり。	有 審査官 , 商標意匠管理法務部及び無効部による決定に対して不利益を受ける当事者は , 審判請求可。決定に関する通知日から 2 ヶ月以内。<55 条から 57 条>	有 利害関係人又は INPI は登録日から 5 年以内は、無効請求可 <113 条>	有 <1398 条 1>	無	有。特許審判委員会に無効審判を請求可。 <45 条>	有 IMPI への申立て <78 条>
意匠分類	独自分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類
			無登録共同体意匠制度 公衆の利用に供された日から 3 年間保護可					
地理的表示の登録・告示制度	無	無	農産品及び食品のための地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則 ワイン市場共通組織に関する理事会規則	産業財産法 176 条から 182 条 (原産地表示又は原産地呼称)	1995 年 4 月 24 日の「動物相に関する連邦法 No.52-FZ」 (2009 年 3 月 14 日に改正)	TRIPS と同等であるが、ワイン・スピリッツ限定の記述はない。	地理的表示商品保護規定 (2005 年 6 月 7 日公布)	原産地名称保護
定義	-		農産品及び食品 保護対象原産地呼称 (PDO:Product must be produced and processed and prepared in geographical area) 保護対象地理的表示 PGI:Product must be produced or processed or prepared in geographical area) ワイン・スピリッツ(略)	原産地表示 国又はその領域内にある都市、地方又は土地の地理的名称であって、特定の生産物の抽出、生産若しくは製造又は特定の役務提供の中心地として知られるようになっているものを使用 (177 条) 原産地呼称 国又はその領域内にある都市、地方若しくは土地の地理的名称であって、その品質又は特徴が自然的要因及び人的要因を含む地理上の環境に専ら又は本質的に由来する生産物又は役務を表示するために用いられるものに使用	原産地呼称 近代的、歴史的、公式・非公式に関わらず、国、都市、地方、またはその他の地理的場所を正式名であれ、略称であれ、その地理的場所に対して、自然条件かつ、または、人間的要因の特徴によって専らまたは主として決められる特別の品質の品物に関して、その使用の結果として由来する表示、および知られている標識<1516>	TRIPS と同等。 ただし、商品に農産物、天然材、加工品を明記	地理的表示商品 特定の地域で産し、その備える品質や評判、その他の特性が本質的に同産地の自然的要素や人文的要素によって決定され、審査許可を経て地理名称で命名された商品を指す <2 条>	原産地名称 地理学上の地域の名称であって、当該地域を出所とする産物を表示するために使用され、かつ当該産物の品質及び特性が専ら自然的及び人間的要因を含む当該地域の地理学上の環境に由来するものを意味する <156 条>
出願人要件	-		団体。 域外からも可能。	合法的権利を持ち、その領域において解決能力を有する組合、シンジケート、協会、機関、または他の代表法人団体	自然人または法人 <1534>	品物の生産に携わる同業を代表する人々、生産者、特別法によって設立された協会	現地の県級以上の人民政府が指定した地理的表示商品の保護申請機関、または人民政府が認定した協会と企業 <8 条>	当事者の申請や、管轄官庁の宣言 (158 条) 登録された原産地呼称の所有者はメキシコ国 (167 条)
普通名称化取扱	-		有り得ない。	有<180 条>	規定されていない	有り。(Act Art. 9)	規定されていない	無
使用者要件	-		使用者の加入は、定款によって定める。	その場所において業を営む生産者又はサービス提供者に限定 <182 条>	同一の地理的場所(境界も含む) で、同一の品質を保持していれば使用出来る <1530>	品物を生産したい者は、使用の認可を得るために登録出願要。 使用期間は、10 年で更新	地理的表示商品の産地の範囲内にある生産者が地理的表示商品の専用表示を利用する場合、現地の質	当該表示の使用を希望する生産者は使用の申請を行い、工業所有権庁の認定を得ることにより使用が

項目	日本	米国	欧州	ブラジル	ロシア	インド	中国	メキシコ
						可能。	量技術監督局か出入境検査検疫局に申請を提出<20 条>	可能となる。また、その使用は 10 年間有効で、更新可能<170 条～172 条>
その他	ワイン・スピリッツの追加保護<14 条 1(7)> 地域団体商標制度	証明商標・団体商標で保護可能<4 条>			登録の申請から 10 年。申請により 10 年を単位として延長<1531>	登録制度有り。10 年間で、更新可。	農産物地理的表示の管理弁法 が、EU の PDO/PGI 制度に類似 証明商標・団体商標 で登録可<団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法<6 条 >	
著作権								
権利期間 - 著作権	死後 50 年の最終日<51 条> 団体名義：公表後 50 年の最終日<53 条> 映画：公表後 70 年の最終日<54 条>	個人著作：発表から死後 70 年迄 職務著作：発表から 95 年 (公表されなかった場合はプラス 25 年) ただし、最終年の最終日まで<302 条から条から 305 条>	著作者の死後から 70 年<1 条><2 条(2)>	発表の年の 1 月 1 日から 70 年<43,44 条>	著作者の死後の年 1 月 1 日から 70 年<1281 条>	死後 60 年の最終日または発行後 60 年の最終日<22 条他>	死後 50 年目または公表後 50 年目の年末迄<21 条>	死後 75 年<29 条>
権利期間 - 隣接権	死後 50 年の最終日<101 条 >	隣接権として分けていないため同上。	死後 50 年	発表の年の 1 月 1 日から 70 年<96 条>	発表の年の 1 月 1 日から 50 年<1318,1327,1331 条>	実演後 50 年の最終日<38 条>	死後 50 年目または発行後 50 年目の年末<21 条>	発表の年から 50 年<134 条>
コンピュータプログラム	保護対象<10 条>	保護対象<1001 条>	保 護 対 象 <Directive 91/250/EEC>	保護対象<7 条>	保護対象<1296,1297 条>	保護対象<14 条>	保護対象<3 条>	保護対象<13 条>
データベース	保護対象<12 条の 2>	保護対象<1001 条>	保 護 対 象 < Directive 96/9/EC>	保護対象<7 条>	保護対象<1296,1297 条>	保護対象<2 条>	保護対象<14 条>	保護対象<13 条>
その他						-	-	伝統的知識：保護対象<154,157-161 条->
全体としての備考							注)太字は新専利法改正事項	

2 . 2 調査対象国の知的財産制度比較表（各国・地域比較 - 日米欧・インド・中国との比較含む）

ラテンアメリカの一部と湾岸諸国

項目	ペルー	チリ	GCC	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
特許法	アンデス協定決定第 486 号（2000 年 12 月 1 日施行） 法令 1075 号（2009 年 2 月 1 日発効 産業財産法 法令第 823 号(1996 年)	産業財産法は、法律 No.20,160 によって改正された法律 No.19,039（2007 年 1 月 27 日施行）	1992 年承認の GCC 特許規則 1999 年 11 月に一部を改正、2000 年 8 月施行	特 許 法 (2004 年 法、2006 年第 14 号改正、2006 年 6 月 1 日発効)	特許・意匠法 2001 年法律第 3 号により改正された 1962 年法律第 4 号(2001 年 1 月 14 日施行)	知的財産法 2008 年法律第 67 号（2008 年 12 月 17 日施行）	特許法は 2006 年法律 30 号（2006 年 8 月 17 日施行） * 運用開始されていない →GCC 特許	特許・意匠法 2004 年 7 月 17 日の国王命令第 M/27 号(2004 年 9 月 26 日施行)	特許・意匠法 2006 年連邦法第 31 号によって改正された 2002 年連邦法第 17 号
実用新案法	同上	同上	なし	同上	同上	同上	同上	なし	同上
商標法	同上	同上	2006 年統一 GCC 商標法 規範法 商標庁はない。	商標法 2006 年法律第 11 号（2006 年 6 月 1 日発効）	商標法 2001 年法律第 1 号により改正された 1980 年法律第 68 号(2001 年 1 月 14 日施行)	同上	商標・商号・地理的表示とひな型・産業意匠に関する法律（2002 年法律第 9 号）	商標法 2002 年 8 月 7 日国王命令第 M/21 号 (2003 年 3 月 1 日施行)	2002 年連邦法第 8 号商標法（2002 年 7 月 31 日改正）
意匠法	同上	同上	なし	2006 年第 6 号	特許・意匠法	同上	同上	特許・意匠法	特許・意匠法 2006 年連邦法第 31 号によって改正された 2002 年連邦法第 17 号
地理的表示 登録・告示等	同上	同上 <産業財産法第 92 条～第 105 条>	なし	商標法に含まれる	規定されていない 商標の不登録事由	同上	同上	規定されていない 地理的表示（地理的名称）は商標の不登録事由	規定されていない 地理的表示（地理的名称）は商標の不登録事由
著作権法	著作権法： 24/05/1996 年 5 月 24 日施行, 法律第 822 号	著作権法 法律 No.17,336 (1970 年 8 月 28 日)、2004 年 1 月 31 日改正	なし	著作権法 2006 年法律第 22 号（2006 年 6 月 29 日施行）	著作権法 1999 年 法律 NO.64	著作権法 Royal Decree No. 37/2000 改正：Royal Decree No. 65/2008	著作権法 2002 年法律第 7 号	著作権法 2003 年 10 月 23 日国王令 M/41 号	著作権法 2002 年連邦法 No.7 2006 年連邦法 No.32 改正
特許									
存続期間・起算日	出願日から 20 年 < 486 号第 50 条>	出願日から 20 年 <39 条>	出願日から 20 年 <15 条>	出願日から 20 年 <14 条 A>	出願日から 20 年 <12 条>	出願日から 20 年 <12 条(1)>	—	出願日から 20 年 <19 条（ a）>	出願日から 20 年 <14 条 1>
新規性判断基準	内外国公知、内外国刊行物 <486 号 16 条>	内外国公知、内外国刊行物 <33 条>	先行技術により予期されない場合<2 条 2>	先行技術水準の一部でないとき<2 条 A>	国内公知、国内刊行物 <3 条>	内外国公知、内外国刊行物 <3 条 a>	—	先行技術により予期されない場合 <44 条 a>	先行技術により予期されない場合 <12 条>
グレースピリオド	有 発明者又は権原承継人による開示、これらの人から直接又は間接に情報を得た者による開示、これらの人に対する背信行為による開示、又はこれらの人が公認の博覧会又は見本市における開示から 1 年<823 号 24 条>	有 発明の準備のプロセスにおいて出願人によって必要な実地試験とメカニズム・装置の確認、公式・非公式を問わず、展示会において出願人または発明者による展示による公表、出願人または発明者が被った、濫用かつ不公正な取引等の開示から 1 年<42 条>	有 出願日以前の 6 ヶ月以内に行われた公認の博覧会での展示等は新規性を喪失しない <2 条 2>	有 出願日(優先日)以前 1 年間の出願人および出願人から許諾を得た者による開示。なお、公認の国際博覧会における展示については仮保護が与えられる <2 条 E>	有 博覧会での開示 <49 条>	有 <規 23.1>	—	有 博覧会での開示（1 年）権利のない者による濫用行為で開示された場合(6 ヶ月) <規則 30.1>	有 博覧会等の出品について仮保護 <3 条>
実体審査有無	有<486 号 48 条>	有 <6,32 条>	有 <9 条>	有（実務上なし） <19 条>	無 <18 条、第 20>	有（実務上なし） <9 条 5(a)、3 条>	—	有 <12 条、13 条>	有 <12 条>
優先審査・早期審	無	無	無	無	無	無	—	無	無

項目	ペルー	チリ	GCC	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
査	早期公開制度と審査請求制度を組み合わせることで、実質的に早期に審査を受けることが可能								
出願公開制度	有 出願日から 18 ヶ月経過後 <486 号 40 条>	有 出願が受理されると公報で要約を公開 <4 条>	無	無	無 実体審査なしに公告されるため、実質的には出願公開制度と考えられる<20 条>	有 <9 条(4)>	—	有 ただし、願書の 1 頁目のみ <11 条>	無
異議申立制度	有 付与前異議理由を申立てることができる。公開から 60 日以内 <486 号 42 条～44 条>	有 利害関係人は、出願の公開日から 45 日以内に、当局に対して異議を申立てることができる。<5 条>	有 付与後	無	有 付与前 公告後、2 ヶ月以内に何人も特許商標部に異議申立てできる <21 条～23 条>	無	—	有 付与後 利害関係人は委員会に委員会に申立<32 条>	有 付与前 利害関係者は公報の発行日より 60 日以内に異議を申立<13 条>
無効審判制度	有 時期は問わず、職権又は利害関係人の請求による。 <486 号 75 条>	有 付与から 5 年以内 <50 条>	有 決定の交付を受けた者に知られた日又は公告の日から 3 ヶ月以内に GCC 特許委員会に申立てることができる <24 条>	有 利害関係人は、特許の無効を知的財産部局に請求することができる <29 条>	有り 第三者は裁判所に対して、特許の無効を請求することができる <34 条.>	有 第三者は裁判所に無効を請求 <14 条(3)>	—	有 委員会の決定に対し、不服とする場合は、決定の通知から 60 日以内に不服審査委員会に提起<37 条>	有 利害関係者は、裁判所に対して、無効審判を請求 <34 条>
実用新案	器械、道具、器具、メカニズムその他の対象物またはその一部の組合せになる新しい形状、形態または配置であって、それらの操作、使用もしくはそれらを組み込んだ対象物の製造を改善しもしくは別のものとし、またはこれまでとは異なる有用性、利点もしくは技術的效果を与えるもの <486 号 82 条>	外観及び作用の両面から請求できる機械、器具、道具、装置及び物又はその部品は実用新案とみなされる。ただし、機械、器具、道具及び又はその部品が、その目的としている機能が以前に有していなかった利益、利点又は技術的な効果を奏するような方法で、有用性に貢献する場合 <54 条>	-	機器、道具、装置、構成部品、製品、プロセス、又は、製造手段で、現在使用中のものと比較して、新規か類似の場合付与される。 <30 条第 1 パラグラフ>	機器、道具、部品の新しい形状(shape)、構造(formulation)により、新しい技術的解決を提供するもの <34 条の 2>	物の新しい形状(shape)、構造(configuration)からなる、または、その機能または実用性が増す物の構成部品からなる技術的創作 <1 条>	—	—	産業において実用性があるが、特許を取得できるほど進歩的又は創造的ではない新規発明 <5 条>
存続期間・起算日	出願日から 10 年 <486 号 84 条>	出願日から 10 年 <57 条>	-	出願日から 10 年 <32 条>	出願日から 7 年 <34 条の 2a>	出願日から 10 年 <13 条>	—	—	出願日から 10 年 <14 条>
実体審査有無	有 方式審査後、発明と同様に審査が行われる。 <486 号 85 条>	有 方式審査後、発明と同様に審査が行われる。 <58 条>	-	有 特許と同一 <19 条>	無 <34 条>	有 特許と同一 <15 条、3 条>	—	—	有 <12 条>
商標									
保護対象	商品、役務、(486 号 134 条)、証明(185 条)、団体(180 条)、広告スローガン(823 号 189 条)、商号(486 号 190 条)	商品、役務	商品、役務、団体、証明、団体会員標章(米国の制度と同一)	商品、役務、団体、証明、地理的表示 <2, 29, 30, 32 条>	商品、役務	商品、役務、団体、証明と商号 <第二編識別標章第一部>	商品、役務、団体、地理的表示、商業的データ、商号 <1 条>	商品、役務、団体 <第 1 条、第 38 条>	商品、役務、証明 <2、35、36 条>
種類	文字、図形、記号、音、 におい、結合<486 号 134 条>	文字、図形、記号、結合、立体、音 <19 条>	文字、図形、記号、結合、立体、音、 におい<2 条>	文字、図形、記号、結合、色、 におい、音<2 条>	文字、図形、記号、結合、色、 におい、音<61 条>	文字、図形、記号、結合、色、立体 <37 条(1)(b)(c)(d)>	文字、図形、記号、結合、色、音、 におい<6 条、1 条>	文字、記号、図形、結合、色 <1 条>	文字、図形、記号、結合、音<2 条>

2 . 2 調査対象国の知的財産制度比較表（各国・地域比較 - 日米欧・インド・中国との比較含む）

項目	ペルー	チリ	GCC	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
存続期間・起算日	登録日から 10 年。10 年ごとに更新可 <486 号 151 条>	登録日から 10 年。10 年ごとに更新可 <24 条>	登録日から 10 年。10 年ごとに更新可 <21 条>	出願日から 10 年。10 年ごとに更新可。 <17 条>	出願日から 10 年。10 年ごとに更新 <77 条 1>	出願日から 10 年。10 年ごとに更新 <41 条>	出願日から 10 年。10 年ごとに更新 <18 条>	出願日から 10 年。10 年ごとに更新(イスラム 歴)< 20、22、23 条>	出願日から 10 年。10 年ごとに更新 <19 条>
一出願多区分	有<1075 の 50 条>	有	無 <10,11 条>	有 <9 条 2>	有 <67 条>	有 <37 条(1)>	無 <9 条, 1 条>	無 <6 条>	無 <8 条>
実体審査有無	有 <486 号 150 条>	有 <22 条>	有 出願から 90 日以内 <14 条 4>	有 <12 条 1>	有 <68 条～70 条>	有 <38 条(1)(b)>	有 <11 条>	有 <規 7>	有
異議申立制度	無 付与前。 公開から 30 日以内 <486 号 145 条～149 条 >	有 付与前。出願公開の日 から 30 日以内に、利害 関係人は異議申立可<5 条>	有 付与前 公告から 60 日以内 <16 条 2>	有 付与前 公告後 60 日以内 <13 条>	有 付与前 公告後 30 日以内 <72 条から第 74 条>	有 付与前 公告後 90 日以内 <38 条>	有 付与前 公告後 4 ヶ月以内 <38 条>	有 付与前 公告の日から 90 日以 内に苦情処理委員会に <15 条>	有 付与前 公告された日から 30 日以内に異議を申立て <14 条>
無効審判制度	有 職権により、又は利害 関係人の請求に応じ て、随時。冒認は 5 年 以内<486 号 172 条、 135 条、136 条>	有	有 裁判所への申立 <24 条>	有 利害関係者の請求また は当局による請求によ り、裁判所は商標を取 消す<20 条、30 条(4)>	有 利害関係者の申請、あ るいは職権で違法に登 録されたと商標を取消 す<78 条>	有 利害関係者は登録証発 行から 5 年の間は、登 録されていた商標を無 効とするために裁判所 に請求する<42 条(1)>	有	有 管轄部門は自ら、ある いは利害関係人の申請 に基づき、商標の登録 を取消すことができる <25、26 条>	有 利害関係者は裁判所命 令を求める <21 条>
不使用取消制度	有 :継続して 3 年以上 <486 号 165 条>	無	有 継続して 5 年以上 <25 条>	有 継続して 5 年以上 <18 条>	有 継続して 5 年以上 <79 条>	有 継続して 3 年以上 <42 条(2)>	有 継続して 5 年以上 <42 条(2)>	有 継続して 5 年以上 <25 条>	有 継続して 5 年以上 <22 条>
商標分類	二ース分類	二ース分類	二ース分類	二ース分類	二ース分類	二ース分類	二ース分類	二ース分類	二ース分類
意匠			—						
存続期間・起算日	出願日から 10 年 <486 号 128 条>	出願日から 10 年 <65 条>	—	出願日から 10 年、5 年 間延長可、最長 15 年 <13 条>	出願日から 10 年、5 年 間延長可、最長 15 年 <3 条>	出願日から 5 年間で、2 回更新(最長 15 年) <24 条(4)>	出願日から 5 年間で、2 回更新(最長 15 年) <44 条>	出願日から 10 年 <19 条 d>	出願日から 10 年 <49 条>
新規性判断基準	内外国公知、内外国刊 行物<486 号第 115 条>	内外国公知、内外国刊 行物<33 条、63 条>	—	内外国公知、内外国刊 行物<2 条(A.3)>	国内公知、国内刊行物 <3 条>	内外国公知、内外国刊 行物<20 条(2)>	革新的 <42 条>	内外国公知、内外国刊 行物 <59 条>	内外国公知、内外国刊 行物<47 条>
グレースピリオド	無	有 <42 条、第 63 条>	—	有 <2 条、24 条>	有 <49 条>	無	不明 ありと推測される	有 <規則 30.1>	有 <3 条>
実体審査有無	有 <486 号 124 条>	無 <64 条>	—	無	無	無	有 <11 条>	無 <12,13 条>	無
部分意匠有無	無	無	—	無	無	無	無	無	無
関連意匠有無	無	無	—	無	無	無	無	無	無
組物意匠有無	無	無	—	無	無	無	無	無	無
出願公開制度	無	有<4 条>	—	無	無	無	無	無	無
秘密意匠制度有無	無	無	—	無	無	無	無	無	無
異議申立制度	有 付与前。公開から 30 日 以内 <486 号 122、123 条>	有 付与前。公開から 30 日 以内 <5 条>	—	無	無	無	有 付与前 公告後 4 ヶ月以内 <38 条>	有 付与後 特許準拠規定 <32 条	有 付与前 公告日から 60 日以内 <48 条>
無効審判制度	有 いつでも、職権で、あ るいは利害関係者の請 求に基づいて <486 号 132 条>	有 特許規定の準用 <63 条>	—	有 利害関係人の請求に基 づき、又は、職権で意 匠の登録を無効にする <23 条>	無 冒認出願で登録となっ た場合、登録機関によ り、又は、利害関係人 の請求により、裁判所 の最終判決により、登 録を取り消す。それ以	有 第三者は、裁判所に特 許の無効を請求 <26 条>	有 <26 条>	有 特許準拠規定 <32 条>	有 取消制度 <34 条の準用>

項目	ペルー	チリ	GCC	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
					外の無効は、民事裁判 <44 条>				
意匠分類	ロカルノ分類<486 号 127 条>	ロカルノ分類	—	不明	不明	不明	不明	ロカルノ分類	国際分類使用していない
地理的表示の登録・告示等	地理的表示 <486 の第 XII 章第 I 節: 原産地名称>	地理的表示・原産地呼 称<第 92 条～第 105 条 >	—	証明商標、団体商標で 保護 <15 条>	商標の不登録事由 <62 条(3)>	知的財産法 PART II	商標法第 38 条～第 41 条	規定されていない 地理的表示（地理的名 称）は商標の不登録事 由	規定されていない 地理的表示（地理的名 称）は商標の不登録事 由
定義	原産地呼称 特定の国・地域・場所 の名称又は国・地域・ 場所の名称以外の特定 地域を示す名称から構 成される地理的表示で あって、同地を原産地 とする商品の品質、社 会的評価その他の特性 が専ら（又は本質的に） 原産地の地理的環境 （自然的要因と人的要 因を含む）に帰せられ る場合に、それら商品 を特定するために用い られるもの <486 号 201 条>	地理的表示（I.G.） 製品に付与される品 質、評判又は他の特徴 が当該製品の地理的 原産地に起因している場 合、国、又はその国の 地域若しくは地方を原 産とする製品を特定す るための表示をいう。 原産地呼称（D.O.） 製品に付与される品 質、評判又は他の特徴 が当該製品の地理的 原産地に起因しており、 製品の特徴に影響を与 える他の天然又は人的 要因を考慮した場合、 国、又はそれらの国の 地域若しくは地方を原 産とする製品を特定す るための表示をいう。	—	定義規定なし Geographical indication	—	地理的表示 ある商品に関し、その 確立した品質、社会的 評価その他の特性が当 該商品の地理的 原産地に主として帰せられる 場合において、当該商 品が加盟国の領域又は その領域内の地域若し くは地方を原産地とす るものであることを特 定する表示をいう <1 条>	地理的表示 商品の品質、特徴と名 声が、地理的環境、自 然または人的要因に 国、地域、場所に専ら、 または部分的に起因す る場合、国、領域、地 方、場所を示す地理的 名称を表示する識別 <1 条>	—	—
出願人要件	職権により、又は、原 産地呼称の使用対象と なる商品について合法 的利益を立証しうる人 の請求<486 号 203 条>	自然人または法人 <94 条>	—	不明	—	出願で特定された物品 で、地理的エリアにお ける生産者で、活動を 継続する自然人または 法人、所轄官庁。自然 人のグループ<52 条>	自然人、または関与し ている名義人 <40 条>	—	—
普通名称化取扱	有。保護されている限 り普通名詞化なし<486 号 220 条>	規定されていない	—	規定されていない	—	どの国の地理的表示で あれ、1995 年 1 月 1 日 現在で、同一の名称で 商品・役務についての 普通名詞として共通語 として慣習となってい るならば適用されない <使用許諾を受けるこ となく使用した場合、 当事者、消費者、管轄 官庁は、差止命令を裁 判所に請求<59 条>	規定されていない (商標法であるから、希 釈化はないと思われる)	—	—
使用者要件	使用許諾を受けること なく使用した場合は、 法律違反で罰せられる <486 号 214 条>	使用許諾を受けること なく使用した場合は、 法律違反で罰金 <104,105 条>	—	規定されていない	—	使用許諾を受けること なく使用した場合は、 当事者、消費者、管轄 官庁は、差止命令を裁 判所に請求することがで きる<59 条>	地理的出所において実 際に活動している何人 <40 条>	—	—

2.2 調査対象国の知的財産制度比較表（各国・地域比較 - 日米欧・インド・中国との比較含む）

項目	ペルー	チリ	GCC	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
その他 (ワイン・スピリッツ)	ワイン・スピリッツの追加保護 <486 号 215 条>	特別法(18.455/85)の規定 <93 条後半、第 104 条> 追加的保護<96 条>	—	規定されてない	規定されていない アルコール類に関連した標章は公序・良俗違反となるので、登録することができないことから、諸外国のワインやスピリッツの地理的表示と同一の標章が登録される可能性は無い。	規定されていない	規定されていない	規定されていない アルコール類に関連した標章は公序・良俗違反となるので、登録することができないことから、諸外国のワインやスピリッツの地理的表示と同一の標章が登録される可能性は無い。	規定されていない アルコール類に関連した標章は公序・良俗違反となるので、登録することができないことから、諸外国のワインやスピリッツの地理的表示と同一の標章が登録される可能性は無い。
著作権			—						
権利期間 - 著作権	死後 70 年 <52 条>	死後 70 年 <10 条>	—	死後翌年から 50 年 <28 条>	死後当年の年末から 50 年 <17 条>	死後翌年から 50 年 <7 条>	死後 50 年 <15 条>	死後 50 年 <15 条>	死後翌年から 50 年 <20 条>
権利期間 - 隣接権	発表の年から 70 年 <135 条>	発表の年の最終日から 70 年<70 条>	—	発表の翌年から 50 年 <34, 35 条>	発表の年末から 50 年 <17 条>	発表の翌年から 50 年 <19 条>	発表の年末から 50 年 <40, 41 条>	発表 50 年 <19 条>	発表の翌年から 50 年 <20 条>
コンピュータプログラム	保護対象<5 条>	保護対象<3 条>	—	保護対象<2 条>	保護対象<2 条>	保護対象<1 条>	保護対象<2 条>	保護対象<2 条>	保護対象<2 条>
データベース	保護対象<5 条>	保護対象<3 条>	—	保護対象<2 条>	保護対象<2 条>	保護対象<1 条>	保護対象<3 条>	保護対象<3 条>	保護対象<2 条>
その他	生物資源に関する先住民共有の知識の保護制度 (法律 27811)								
全体としての備考									

2.3 伝統的知識・遺伝資源・フォークロア

遺伝資源・伝統的知識に関して WIPO の場では GRTKF との略語が用いられている。この GRTKF には、遺伝資源 (genetic resources)、伝統的知識 (traditional knowledge)、フォークロア (folklore)⁵⁶が含まれており、国際的論議の中で使用されている。これらの保護についての交渉は、おもに WIPO/IGC、WIPO/SPLT、WTO/TRIPS、CBD/COP などで行われているが、多くの国際的議論の場で結論には至っていない。

その理由として、遺伝資源、伝統的知識およびフォークロアの保護については、これらが保護に値する人類共通の財産であることについては国際的にも大きな反対はないが、これを、現在の知的財産制度の枠内で保護しようと考え、これまでこの枠内で保護されていた特許、商標、意匠あるいは著作権とは性格が異なっているため、同様な制度の中で保護を行うことは困難と思われることがある。また、そもそも伝統的知識等の保護を主張している諸国の中でも、その定義自体が不明確であったり、保護の対象として主張されている伝統的知識の中には既にパブリックドメインと考えられるものがあったりしていることや、先進諸国が興味を持つような遺伝資源を取得できる国が、熱帯雨林地区を持つ一部の国に限定されていることが、国際的な論議が結論に至っていないことの一因でもある。

本調査研究の中で、GRTKF の中でフォークロアについては、諸国の民族・部族によって語り継がれてきたものであり、著作物ではあることには異論はないが、現行の著作権制度の中では既に保護期間が終了している、あるいは著作権者が不明であるとの考えから、ほとんどの国では著作権法による保護の対象となっていないが、調査対象国の一部では、その著作権法の中でフォークロアに言及した規定があるので、それらについては「2.1 各国・地域の知的財産保護制度」のなかで、各国の著作権法の中に注記した。

遺伝資源および遺伝資源を利用するための伝統的知識の保護については生物多様性条約の中で、遺伝資源はそれが存在する国に主権があり (CBD 第3条) それを取得する機会について各国が国内法で定めることができる (CBD 第15条) こととなっている。今回の対象国では、ブラジルとペルーは遺伝資源・伝統的知識の保護に積極的な国であるので、これらの国について、特に現行の特許制度に対する影響の観点から以下にまとめた。

[ブラジル]

1) 概要

遺伝資源と特許出願との関係において、2001年に「遺伝資源及び伝統的知識へのアクセ

⁵⁶ 遺伝資源：特に、様々な利用目的のために実験と繁殖・栽培を通じて先住民により開発・維持されてきた動植物相のこと。

伝統的知識：動植物及びそれらの関係について先住民により保持・発展・伝承されてきた知識 (医学 (薬学・治療)、農業、技術、科学等に関する広範な概念である。ここに「知識」は、医学 (薬学・治療)、農業、技術、科学等に関する広範な概念である。

フォークロア：「フォークロアの表現 expressions of folklore」とも言う。大きく4つに分類され、すなわち、言葉による表現 (民話、伝統的な詩やなどなど)、音楽の表現 (民謡、楽曲等)、行動による表現 (伝統舞踊、演劇、祭式の芸術的形態等)、有形の表現 (描画、絵、彫刻、陶器、テラコッタ、モザイク、木製品、金属具、宝石、カゴ、刺繍、テキスタイル、カーペット、衣装、音楽器、建築物等) である。(伝統的知識をめぐる問題の状況、青木由香、早稲田大学大学院法学研究科博士課程、LLM, New York University. <http://www.21coe-win-cls.org/activity/pdf/2/101-110.pdf> 最終アクセス日：2010年3月16日)

スに関する暫定規則」が施行され、この中で遺伝資源を利用した発明の特許出願時には、遺伝資源へのアクセスを証明する資料の提示を求めることとなっていた。ただし、この規則はあくまでも 1 ヶ月間有効な暫定措置であり、毎月更新されることでその有効性を保っていたが、この延長は行われなくなった以降は有効なものとは考えられておらず⁵⁷、特許出願に際しても、アクセス等の証明を求められることは無かった。その後、暫定規則に代わる法律として、「遺伝資源の生産物、伝統的知識の保護、及びその使用による利益配分に関する先行法案（以下 Pre-bill と略す）」の制定が検討されたが、これも正式な法律となることはなかった。

この Pre-bill と 2006 年 11 月 10 日付の遺伝資源管理評議会（Conselho de Gestao do Patrimonio Genetico : CGEN）決議第 23 号の規定に鑑み、2006 年には新たに「遺伝資源へのアクセスの結果の特許出願の手続」134/06 が決定され、2007 年に施行されことにより、遺伝資源を利用した特許の出願時に遺伝資源へのアクセスを署名する必要性が生じた。ただし、同決定は PCT の国内段階においても同様な手続を求めているとの問題点があり、改めて、2009 年 2 月 12 日付の CGEN 決議第 34 号の規定に鑑みた 2009 年 4 月 24 日の「遺伝資源へのアクセスの結果の特許出願の手続」207/09 が決議され、2009 年 4 月 30 日に施行された。この施行に伴い、前決議 134/06 は廃止された。

決議 207/09 による要求事項は以下の通り。

- ・国内の遺伝資源アクセスの結果による特許として出願する場合には、アクセス認可番号を所定の書式で提出する義務がある。（産業財産法（法律第 9.279 号）第 34 条（出願審査請求の後、要求されるときは常に 60 日以内に、提出しなければならない）
- ・2000 年 6 月 30 日以降、該当特許は、所定書式で提出しなければならない。
- ・上記日付以降、遺伝資源アクセスによって創造した特許でない場合は、その旨、所定書式で、その旨を記載し、提出しなければならない。

以下に、該当する法律の条文を示した。

・産業財産法（No.9.279）第 34 条・第 50 条

産業財産法(No.9.279)

第 34 条

審査請求をした後に、次に掲げるものを要求されたときは、60 日の期間内に提出しなければならない。提出しなかったときは、その出願は却下される。

(I) 優先権を主張している場合、他国における対応する出願の承認に係る異論、先行技術調査書及び審査結果

(II) 出願に係る手続及び審査を適正に行うために必要な書類

(III) 第 16 条(2)にいう適切な書類に代えて、同条(5)にいう陳述書を提出した場合は、当該書類についての自由翻訳文

第 50 条 特許は、次の場合は、行政的に無効が宣言される。

(a) 何れかの法定要件を満たしていない場合

(b) 明細書及びクレームが、各々第 24 条及び第 25 条の規定を満たしていない場合

(c) 特許対象が本来の出願内容を超えている場合、又は

(d) 特許手続において、特許付与に不可欠な何れかの基本的要件を欠いていた場合

⁵⁷ 平成 17 年度特許庁委託「特許出願時の遺伝資源出所開示及び遺伝資源アクセス時の事前承認機関に関する調査報告書」P16、P29（AIPPI JAPAN）

・その他の遺伝資源へのアクセスに関連する法令

：大統領令 No.3.945(2001 年 9 月 28 日)(遺伝資源管理評議会(CGEN)の組織構成・責任・機能、外国法人のアクセスを規定) および大統領令 No.5.459(2005 年 6 月 7 日)(遺伝資源開示未提示・虚偽時の罰金規定と伝統的知識アクセス情報未提示の罰金規定)

：決議 134/06(2006 年 12 月 13 日)(遺伝的資源へのアクセスにより獲得した特許出願の出願手続):廃止

：決議 207/09(2009 年 4 月 24 日)(遺伝的資源へのアクセスにより獲得した特許出願の出願手続) 2009 年 4 月 30 日施行

2) 特許出願時の遺伝資源の出所の開示

上記のように、ブラジル特許庁の手続きの中では、遺伝資源の出所開示について義務化され、出願審査請求の後、要求されるときは常に 60 日以内に、アクセス認可番号を IMPI に所定書式で提出しなければならない。

3) 開示義務違反に対する措置・罰則

決議 207/09 に従って、遺伝資源へのアクセスを証明する義務が設けられたため、十分な記載がない場合は産業財産法の規定(第 50 条)に従って、当該出願は無効とされる。また、出所を開示しなかった際に受けるペナルティとして 2005 年 6 月 7 日の大統領令第 5.459 号第 19 条(虚偽の情報提示に対する罰金)が適用されるとの見方もある。

第 19 条

会計監査の実施やアクセス・発送権を要求する際に、虚偽の情報を提示、あるいは調査活動・バイオプロスペクション・遺伝資源に関係する技術開発における必須情報の提示を当局に怠った場合：

法人の場合：最低 10,000 ~ 最高 100,000 レアルの罰金。

個人の場合：最低 200 ~ 最高 5,000 レアルの罰金。

[ペルー]

1) 概要

ペルーはアンデス協定の加盟国であり、加盟国はアンデス協定委員会の決定に拘束される。遺伝資源の保護および産業財産権に関連した決定にはアンデス協定委員会決定第 391 号(遺伝資源アクセスに関する共通システム)および 486 号(知的財産権に関する共通システム)とがある。決定 391 号は遺伝資源へのアクセスと利益配分についての包括的な規定であり、産業財産権に直接関連するものとはなっていないが、特許出願される発明が遺伝資源またはその派生物から取得または開発された場合には知的財産権当局に対して当該遺伝資源の利用契約書の登録番号を提出することが義務付けられている。一方、決定 486 号では加盟国の産業財産権制度を規定するもので、後述するように第 26 条において特許出願時に遺伝資源へのアクセス契約書のコピーを提出しなければならないことが定められている⁵⁸。

⁵⁸ 特許出願における遺伝資源の出所開示および発明から得られる利益の公正かつ衡平な配分 Maria del Carmen Arana Courrejolles AIPPI(2007) Vol. 52 No.4 p.9

また、ペルーではこれらの決定を受けた国内法として「生物資源に由来する先住民の集団的知識の保護に関する制度を導入する法律（法律第 27811 号：2002 年 8 月 10 日）」が制定されており、その第 5 条ではペルーの先住民の集団的知識から取得または開発された発明に対しては、当該発明の新規性、進歩性の審査に於いて先住民の集団的知識を考慮に入れなければならないことが規定されており、これに対応するものとして、先住民の集団的知識を保護するための登録制度（同第 15 条）が設けられている⁵⁹。

なお、先の米国との貿易促進協定の交渉妥結時には遺伝資源の利用に際しては先の情報に基づく行為（PIC）を得る重要性および遺伝資源の利用から得られる利益の公正かつ衡平な利益配分を約束するとともに、特許審査の過程で審査官が登録された先住民の集団的知識を先行技術として利用することが承認されている。⁶⁰

以下に該当する法律を示した。

- ・ アンデス協定第 391 号（遺伝資源利用に関する共通制度）（1996 年 7 月 2 日）
- ・ アンデス協定第 486 号（知的財産共通制度）（2000 年 9 月 14 日）
- ・ 生物資源に由来する先住民の集団的知識の保護に関する制度の設立に関する法律（法律第 27811 号 2002 年 8 月 10 日）
- ・ ペルーの生物多様性および先住民の集団的知識の利用の保護に関する法律（法律第 28216 号 2004 年 5 月 1 日）

2）特許出願時の遺伝資源の出所の開示

上述のように、知的財産権に関するアンデス協定委員会決定第 486 号第 26 条は、特許出願時の必要書類の一つとして、遺伝資源へのアクセス誓約書のコピーの提出が規定されている。

決定第 486 号 第 26 条

「特許出願は主管中央官庁に提出され、次の内容を含んでいなければならない。（中略）

h) 該当する場合、特許が出願される商品または製法が加盟国のいずれかを原産国とする遺伝資源またはその派生物から得られた、または開発されたのであれば、アクセス契約書のコピー。

i) 該当する場合、保護が求められる商品または製法がアンデス協定決定 391 号 4 の規定とその改正内容および現行法規に準じて、加盟国のいずれかを起源とする先住民、アメリカ黒人、地域の共同体の伝統的な知識から得られた、または開発されたのであれば、同知識の使用ライセンスまたは認可を保证する資料のコピー。（略）」

3）開示義務違反に対する措置・罰則

特許出願は拒絶される。特許の付与後に虚偽表示が発覚あるいは正当なアクセスが法的に証明されない場合には、当該特許は無効とされる。

4）集団的知識の登録制度（法律 27811 第 15 条、第 20 条～第 23 条）

登録簿には、全国先住民集団的知識公開登録簿、全国先住民集団的知識非公開登録簿と先住民集団的知識地域登録簿の三種類がありいずれも INDECOPI（National Institute for the Defense of Competition and the Protection of Intellectual Property：ペルーの知的財

⁵⁹特許出願における遺伝資源の出所開示および発明から得られる利益の公正かつ衡平な配分 Maria del Carmen Arana Courrejolles AIPPI(2007) Vol. 52 No.4, p.15

⁶⁰ 同上 p.19

産権庁で同時に不正競争も所管している)で管理されている。先住民集団的知識登録簿に登録するための申請は、当該先住民を代表する組織が INDECOPI に提出する必要がある。INDECOPI は、申請を受理し、補正の必要がある場合は、通知し、必要とする場合は、登録申請の登録を進めるために必要な情報を収集するため正式に任命された代理人を様々な先住民へ派遣することができる。

また、INDECOPI は、世界の主要特許庁に全国公開登録簿に記載された情報を、それが特許出願の新規性及び進歩性の審査において先行技術として取り扱われるよう送付する義務があるとされている。

全国先住民集団的知識公開登録簿は、INDECOPI の HP に伝統的知識に関連した遺伝資源のリスト(100 以上)として公表されている。例としては「maca」、「sangre degradado」、「cola de vaballho」等の薬用植物の利用に関連した知識がある⁶¹。これらの登録はコミュニティのものとして登録されており、個人的な権利という位置づけではない⁶²。

第 15 条 先住民集団的知識登録簿

先住民の集団的知識は以下の 3 つの種類の登録簿に登録することができる。

- (a)全国先住民集団的知識公開登録簿 (Public National Register of Collective Knowledge of Indigenous Peoples)
- (b)全国先住民集団的知識非公開登録簿 (Confidential National Register of Collective Knowledge of Indigenous Peoples)
- (c)先住民集団的知識地域登録簿 (Local Registers of Collective Knowledge of Indigenous Peoples)

全国先住民集団的知識公開登録簿及び全国先住民集団的知識非公開登録簿は、全国競争保護・知的財産権保護機関 (National Institute for the Defense of Competition and the Protection of Intellectual Property—INDECOPI : ベルレーの知的財産権を管轄する組織) がそれを管理する。

第 20 条 集団的知識登録の申請

先住民集団的知識登録の申請は、当該先住民を代表する組織を通じて INDECOPI に提出されなければならない。また以下の事項を含むものでなければならない。

- (a)当該知識に係る登録の申請を行った先住民を特定する情報
- (b)代表組織を特定する情報
- (c)当該集団的知識に係る遺伝資源の指定 (当該先住民の使用する呼称での指定も許される)
- (d)当該遺伝資源に関して行われている使用法についての説明
- (e)登録を求める集団的知識の明確かつ完全な詳細
- (f)当該知識の登録に係る当該先住民内の合意を示す文書

申請とともに、登録を申請する集団的知識に係る生物資源の標本又は見本も提出しなければならない。見本又は標本が輸送又は操作が困難なものである場合には、当該申請を行っている先住民は INDECOPI に対し標本又は見本の提出義務を免じ代わりに当該集団的知識に係る遺伝資源の特徴を確認することが可能な写真を提出することを認めるよう要請することもできるものとする。標本若しくは見本又は写真は、INDECOPI が当該遺伝資源を誤りなく特定しその学名を登録簿に記入することを可能とするものでなければならない。

第 21 条 申請の処理

INDECOPI は、申請の提出後 10 日以内に申請が前条に定められたすべての情報を含むものであることを確認しなければならない。何らかの情報が欠落していた場合には、6 ヶ月以内 (この期間は要請により延長可能) に補正を提出するよう求める通知及び補正が行われなかった場合には当該申請は放棄されたものとみなされる旨の警告を当該申請を提出した先住民に通知しなければならない。前条に定められたすべての情報が申請に含まれていることを確認した場合、INDECOPI は、当該集団的知識の登録を進めなければならない。

⁶¹ <http://aplicaciones.indecopi.gob.pe/portalcpti/index.jsp> (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日)

⁶² 平成 17 年度特許庁委託「特許出願時の遺伝資源出所開示及び遺伝資源アクセス時の事前承認機関に関する調査報告書」P43 (AIPPI JAPAN)

第 22 条 INDECOPI による代理人の派遣

先住民の集団的知識の登録を容易にするため、INDECOPI は、自らが登録したいと考える登録申請の登録を進めるために必要な情報を収集するため正式に任命された代理人を様々な先住民へと派遣することができるものとする。

第 23 条 全国公開登録簿に記載された情報を世界の主要特許庁に送付すべき INDECOPI の義務

集団的知識を基礎として創造又は開発された物又は方法に対する特許出願の係属中に異議申立を行い、付与されたかかる特許の有効性を争い又はその他の形でかかる特許の付与を防ぐことを目的として、INDECOPI は、全国公開登録簿に記載された情報をそれが特許出願の新規性及び進歩性の審査において先行技術として取り扱われるよう世界の主要な特許庁に送付しなければならない。

3．二国間協定等の概要と国際条約・協定との整合性

3.1 二国間協定等の概要

調査対象国が加盟している地域統合協定あるいは、それらが締結している二国間または複数国間の自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）について、当該地域統合協定のホームページあるいは WTO へ通報された協定のデータベース(the Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS))⁶³等を使用して確認し、その概要および知的財産条項の概要を調べた。

3.1.1 地域統合協定

(1) ブラジル

メルコスール (MERCOSUR (Mercado Común del Sur) : 南米南部共同市場)

中南米における地域統合は、1961 年に発足したラテンアメリカ自由貿易連合(LAFTA : Latin American Free Trade Association) にまで遡るが、関税引き下げに対する域内加盟国間の利害の対立により、LAFTA は 1981 年にラテンアメリカ統合連合 (ALADI : Asociacion Latinoamericana de Integracion / Latin American Integration Association) に改編された。この ALADI の経済補完協定の一つがメルコスールであり、ブラジルはメルコスールの加盟国である。メルコスールは、南米での欧州連合 (EU) のような自由貿易市場の創設、具体的には域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的とする関税同盟であり、1991 年にアルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジルの 4 カ国が調印し、1994 年 12 月に 4 カ国首脳が最終議定書に調印し、1995 年 1 月に発足した。ベネズエラは 2006 年 7 月メルコスール正式加盟に関する議定書に署名し、現在、加盟国による批准手続きが進行中である。

メルコスールには、1995 年 8 月に署名された「知的財産の基準の調和のための議定書」があり、商標および地理的表示に関する知的財産権の保護が規定されている。具体的には、パリ条約および TRIPS 協定を遵守すべきこと、サービスマークおよび団体商標を保護すべきこと、証明商標の保護を含むことができること、商標分類はニース協定に従わねばならないこと、加盟国は相互に地理的表示を保護すべきこと、地理的表示を商標として登録してはならぬこと、及び、植物品種を保護すべきこと、等が規定されている。

(2) ロシア

CIS (Commonwealth of Independent States : 独立国家共同体)

CIS はバルト 3 国 (エストニア、ラトビア、リトアニア) を除く旧ソ連諸国 12 ケ国により 1991 年 12 月に形成された共同体であり、本部はベラルーシのミンスクにおかれている。12 ケ国目の加盟国は 1993 年に加盟したグルジアであるが、2008 年の南オセチア紛争を契機に CIS から脱退したので、現加盟国はロシア、ウクライナ、モルドバ、アゼルバイジャン、トルクメニスタン、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタンの 11 ケ国である。CIS の中では FTA も締結されている (1994 年 4 月に署名、1994 年 12 月 30 日に発効)。

⁶³ <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx> (最終アクセス日 : 2010 年 3 月 16 日)

同 FTA の第 13 条（例外）では、「本協定は、加盟当事国が自国の重要な利益の保護のために必要と考える、又は現に加盟国であるか、将来加盟国になる国際協定の実施のために確実に必要である、国際的慣行において一般的に受け入れられている対外経済関係の分野における国の規制の措置を受け入れることの加盟当事国の権利を阻害してはならない。この措置には知的財産の保護が含まれる。」との規定があるが、知的財産保護に関しては、その他に具体的な事項は明記されていない。

ユーラシア経済共同体（EAEC）関税同盟

ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタンの 5 ヶ国が 1996 年 3 月に署名し、1997 年 10 月 8 日に発効した関税同盟である。知的財産に関する規定は設けられていない。

統一経済圏構想（Common Economic Zone）

統一経済圏構想はベラルーシ、カザフスタン、ロシア、ウクライナの 4 ヶ国が 2003 年 9 月に署名し、2004 年 5 月 20 日に発効した。統一経済圏は、モノ・カネ・ヒトの自由な移動を保証し、域内の貿易活動を活発化し、幅広い経済協力を目的とする。

この附属書の「単一経済領域（SES：Single Economic Space）の設立の概念」の中で、「加盟国による単一経済領域の設立は次の基本的な行動の遂行を提供する」と述べられており、さらに、「知的財産権の保護の均一な政策の遂行」が規定されているが、知的財産保護に関して、それ以上に具体的な事項は明記されていない。

（３）ペルー

・アンデス共同体（CAN）

1969 年のカルタヘナ協定（Cartagena Agreement：別途アンデス協定と呼ばれる場合がある）によってコロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア、チリの 5 ヶ国で設立された。当該協定には 1973 年にベネズエラが加盟したが、1976 年にチリが脱退し、さらに、2006 年にベネズエラが脱退したことにより、現時点では 4 ヶ国の地域統合体となっている。

同協定内の組織であるカルタヘナ協定委員会の決定（協定内の法に相当する）は加盟の各国を拘束することとなっており、各種の決定の中で知的財産に関連するものとして、共通知的財産権法（カルタヘナ協定決定第 486 号および決定第 689 号）共通の著作権および著作隣接権法（カルタヘナ協定決定第 351 号）新種植物育成者保護法（カルタヘナ協定決定第 345 号）がある（内容については調査対象国の知的財産保護制度、ペルーの項を参照）。加えて、生物資源へのアクセスを規定するカルタヘナ協定決定第 391 号も、遺伝資源へのアクセスと特許出願の関係から特許制度に影響を与える決定となっている。

（４）湾岸協力会議（GCC：Gulf Cooperation Council）

GCC

湾岸協力会議は、中東・アラビア湾岸地域における地域協力機構で、正式名称が Cooperation Council for the Arab States of the Gulf（湾岸アラブ諸国協力会議、CCASG）である。CCASG は 1981 年 5 月 25 日に設立され、本部はサウジアラビアのリヤドにある。その加盟国は、バーレーン・クウェート・オマーン・カタール・サウジアラビア・アラブ

首長国連邦の 6 ケ国であり、アラビア湾に面している国であってもイラン及びイラク等は加盟していない。なお、アラビア湾に面していないイエメンが加盟の交渉を行っている。

湾岸協力会議の主な目的の一つとして「加盟国間の経済・金融・貿易・通関・観光・立法・行政における共通規制の確立」があり、この中で、知的財産制度の統一もその一環として検討されている。特許については既に統一特許庁（GCC 特許庁）の設立が行われたが、商標については加盟各国の商標制度を統一するための統一商標法を提案するにとどまっており、広域商標庁の設立は図られていない（この統一商標法については、現時点でサウジアラビア、アラブ首長国連邦およびカタールのみが採択している）。

GCC 経済協定（The Economic Agreement between the GCC States）

1983 年 3 月に発効した統一経済協定（Unified Economic Agreement）は経済的な連携についてはあまり大きな進展がみられなかったため、GCC 経済協定として改定された。GCC 経済協定は、GCC 関税同盟の設立（次項記載）、GCC 加盟国間の経済協力の緊密化、GCC 域外に対する国際的対応の協力等を謳って、2001 年 12 月に署名され、2003 年 1 月 1 日に発効した。

知的財産に関しては、第 20 条（知的財産）に、「加盟国は、優秀な人材を奨励し、かつ革新と発明を支援するためのプログラムを発展させなければならず、知的財産の分野で協力し、知的財産権の保護を確保する規制や手続きを開発し、他の国、地域ブロックおよび国際機関・地域機関に対して関連する政策を調整しなければならない」との規定があるが、それ以上の具体的な事項は示されていない。

GCC 関税同盟（The GCC Customs Union）

2003 年 1 月 1 日発効。知的財産についての言及はない。

その他

・大アラブ自由貿易地域（GAFTA：The Greater Arab Free Trade Area）

1997 年 2 月に署名され、1998 年 1 月 1 日に発効した汎アラブ自由貿易地域（The Pan-Arab Free Trade Area (PAFTA)）は、10 年後の 2008 年迄に自由貿易地域の設立をめざすものであったが、7 年に繰り上げて大アラブ自由貿易地域（The Greater Arab Free Trade Area (GAFTA)）として 2005 年 1 月 1 日に発効した。加盟国は、バーレーン、エジプト、イラク、クウェート、レバノン、リビア、ヨルダン、モロッコ、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラビア、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメンの 17 ケ国である。

知的財産に関する条項は含まれていない。

3.1.2. 二国間協定

（１）ブラジル

ブラジルには現時点で発効し、WTO に通報されている FTA、EPA は無い。

（２）ロシア

ロシアの二国間協定には、旧ソビエト連邦内の 4 ケ国との間で締結された FTA がある。

ロシア・アルメニア FTA

1992 年 9 月署名、1993 年 3 月 25 日発効。当該協定の第 11 条において、「加盟当事国は、自国の重要な利益の保護のために必要と考える、又は現に加盟国であるか、将来加盟国になる国際協定の遵守のために確実に必要である措置を講じる権利を有する。この措置には知的財産の保護が含まれる。」との規定があるが、それ以上の具体的な事項は明記されていない。

ロシア・グルジア FTA

1994 年 2 月署名、1994 年 5 月 10 日発効。当該協定の第 12 条において、「本協定は、加盟当事国が自国の重要な利益の保護のために必要と考える、又は加盟国である国際協定の遂行のために確実に不可欠である措置を履行することを妨げてはならない。この措置には知的財産の保護が含まれる。」との規定があるが、それ以上の具体的な事項は明記されていない。

ロシア・キルギス FTA

1992 年 10 月署名、1993 年 4 月 24 日発効。当該協定の第 11 条において、「本協定は、加盟当事国が自国の重要な利益の保護のために必要と考える、又は加盟国である国際協定の履行のために確実に必要である措置を講じることを妨げてはならない。この措置には知的財産の保護が含まれる。」との規定があるが、それ以上の具体的な事項は明記されていない。

ロシア・ウクライナ FTA

1993 年 6 月署名、1994 年 2 月 21 日発効。当該協定の第 10 条において、「本協定は、加盟当事国が自国の重要な利益の保護のために必要と考える、又は現に加盟国であるか、将来加盟国になる国際協定の履行のために確実に必要である措置を講じることを妨げてはならない。この措置には知的財産の保護が含まれる。」との規定があるが、それ以上の具体的な事項は明記されていない。

(3) メキシコ

メキシコは世界各国に対して積極的な FTA の展開を図っている。対欧州との FTA/EPA については、EU 又は EFTA を窓口としている。

北米自由貿易協定 (NAFTA: North American Free Trade Agreement)

北米自由貿易協定 (NAFTA) は、1989 年 1 月発効の米国・カナダ FTA にメキシコが新規に加わる形の協定となり、1992 年 12 月に署名され、1994 年 1 月 1 日に発効した。

知的財産に関しては、その前文において「知的財産権の対象としての商品と役務についての創造性と革新性を促進し、その貿易を促進すること」および第 1 章 (目的) 第 102 条 1 項(d)に「各当事国の領域における知的財産権の適切かつ効果的な保護と執行を提供すること」が謳われている他、第 6 部として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。なお、第 6 部の内容は、当時交渉中であった TRIPS 協定と非常に近いものとなっているが、以下の規定については TRIPS 協定とは異なった記述となっている。

TRIPS 協定と異なる規定の例

- ・ 第 1707 条：暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。
- ・ 第 1708 条：商標の中に団体商標を含まねばならず、公序良俗に反する商標の登録を拒絶しなければならないことが明記されている。また、不使用に基づく取消のための期間は最低 2 年となっている。
- ・ 第 1709 条：特許保護期間は出願日から 20 年又は付与日から 17 年で、承認手続きから発生した遅延

を補填するために保護期間を延長することができる。

- ・ 第 1711 条：新しい化学物質を利用する医薬又は農薬の販売承認にかかわる情報は、その提出者の許可なく 5 年を下回らない期間、製品承認の申請の支えとして依拠してはならない。

また、第 2 部「商品の貿易」、第 313 条に「特有の製品(Distinctive Products)」という特徴的な取決めがあり、加盟国で特有の製品の名称をそれぞれが保護するとの条文構成となっているが、この中で、TRIPS 協定で使用されている「地理的表示」の用語は用いていない。

第 313 条 特有の製品

附則 313 はその附則で示した特有の製品の標準と標章付けに適用される。

附則 313 特有の製品

1. カナダ及びメキシコは、テネシー州においてのみ生産する権限を与えられている純粹のバーボンウイスキーであるバーボンウイスキーとテネシーウイスキーを、米国の特有の製品として認識するものとする。従って、カナダ及びメキシコは、バーボンウイスキーとテネシーウイスキーの製造を律する米国の法律と規則に従って米国で製造されたものでなければ、如何なる製品もバーボンウイスキー又はテネシーウイスキーとして販売することを許可してはならない。
2. メキシコ及び米国は、カナダウイスキーを、カナダの特有の製品として認識するものとする。従って、メキシコ及び米国は、カナダで消費するためのカナダウイスキーの製造を律するカナダの法律と規則に従ってカナダで製造されたものでなければ、如何なる製品もカナダウイスキーとして販売することを許可してはならない。
3. カナダ及び米国は、テキーラとメスカルを、メキシコの特有の製品として認識するものとする。従って、カナダ及び米国は、テキーラとメスカルの製造を律するメキシコの法律と規則に従ってメキシコで製造されたものでなければ、如何なる製品もテキーラ又はメスカルとして販売することを許可してはならない。

メキシコ・日本 EPA

メキシコと日本との EPA の正式名は「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」であり、2002 年 11 月よりの 2 年近くに亘る交渉の結果、2004 年 9 月に両国首脳が正式署名し、2005 年 4 月 1 日に発効した。

知的財産に関しては、第 73 条で、「知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及びその義務を免れさせるものと解してはならないこと」および第 144 条において「知的財産の分野における協力」として「両締約国は、知識に立脚した経済における経済競争力の要素としての知的財産の重要性及びかかる新たな環境における知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産の分野における協力を発展させる。」ことが規定されている。

また、第 8 条「蒸留酒の地理的表示の保護」において、「付属書 3 に規定する蒸留酒の地理的表示が TRIPS 協定に規定する地理的表示であることに合意し、保護に関する義務を遵守する」ことが規定されている。なお、付属書 3「蒸留酒の地理的表示」には、「1. 日本国については、日本国の現行の法令により指定される壱岐、球磨及び琉球が、2. メキシコについては、メキシコの現行の法令により指定されるテキーラ及びメスカル」が例示されている。

メキシコ・EU FTA

メキシコと EU の FTA は 1997 年 12 月に調印され、2000 年 7 月 1 日には商品、2000 年 10 月 1 日には役務に関する条項がそれぞれ発効した。ただし、協定の名称としては単なる FTA ではなく、「経済連携、政策協調・協力協定」となっている。

知的財産に関しては、第 5 章（公共調達、競争、知的所有権およびその他の貿易関連の

規定)の中の、第12条において、「知的財産権(パリ条約第10条2の不正競争行為の禁止を含み、地理的表示の中に原産地呼称(designation of origins)を含む)の保護の非常な重要性を再確認し、加盟各国は効果的な権利行使方法を含む最高の国際標準に基づく適切かつ効果的な保護方法を確立するものとする。そのために、合同会議(加盟各国の閣僚レベルから構成される:第45-47条)が、a. 知的財産の保護に困難がある場合、相互に満足できる解決に到達するためのコンサルテーション・メカニズム、b. 上記保護方法を確立するための知的財産に関連した多国間条約を考慮した具体的な遂行手段を決定する」とされている。

メキシコ・EFTA FTA

メキシコとEFTA加盟国(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス)のFTAは、2000年11月に調印され、2001年11月1日に発効した。

知的財産に関しては、第1条(目的)の中の第2項(f)で「最高の国際標準に基づく知的財産権の適正で効果的な保護を確保する」と述べられている。第6章は「知的財産」の独立した章となっているが、条文は第69条のみでありTRIPS協定に準拠した知的財産の保護および保護に何らかの問題があった場合、相互に満足のいく解決を得るための共同委員会の設置が述べられている。さらに、具体的な内容についての付属書XXIが添付されている。この付属書XXIでは、TRIPS協定、パリ条約、ベルヌ条約およびローマ条約の義務を遵守すること、PCTの義務遂行の重要性の確認、2002年1月1日又は本FTA協定の発効日のいずれか遅い日までにニース協定、ブダペスト条約およびUPOVに加盟すること、WCTおよびWPPTへの加盟の努力をすることが規定されている(第2条)。また、いくつかの規定についてはTRIPS協定を上回ると思われる規定となっている。

TRIPS プラスと思われる規定の例

- ・ 第1条: この協定で使用される知的財産権の範囲として、地理的表示には原産地名称(appellations of origin)が含まれること、および植物新品種が含まれることが明記されている。
- ・ 第3条: 国内法が許容する場合、当該商標の使用が原産地を誤認させることとなる、地理的表示よりなる、あるいは構成する商標の登録を拒絶又は無効とすること、および、意匠の保護期間を合計で15年とすること。

メキシコ・チリ FTA

チリとメキシコのFTAは、1998年4月に調印され、1999年4月1日に発効した。知的財産に関しては、その前文において「知的財産権の保護を通じて革新と創造を促進すること、および第1-02条(目的)第1項(e)において「自由貿易地域における知的財産権の適切で効果的な保護と実施」が謳われている他、第5部、第15章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。第15章の具体的な内容は、TRIPS協定に準拠したものとなっているが、いくつかTRIPS協定を上回る規定がある。

TRIPS プラスと考えられる規定の例

- ・ 第15-12条: 暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。
- ・ 第15-24条: TRIPS第23条の地理的表示の保護が付属書に規定する地理的表示に適用される。具体的には、チリはメキシコのテキィラ(Tequila)およびメスカル(Mezcal)を、メキシコはチリのピスコ(pisco)、パハレテ(Pajarete)およびビノ・アソレアード(Vino Asoleado)を保護しなければならないことを規定している他、チリワインの名称についても同様に扱うことが規定されている。

その他

・メキシコ・エルサルバドル・グアテマラ・ホンジュラス FTA

2000年6月に4ヶ国間のFTAとして署名され、メキシコ・エルサルバドル・グアテマ

ラは 2001 年 3 月 15 日に発効、メキシコ・ホンジュラスは 2001 年 6 月 1 日に発効している。

知的財産に関しては、前文において「知的財産権を保護する」こと、および第 1 - 02 条（目的）において本協定の目的の一つが「各当事国の領域における知的財産権の適切で効果的な保護と執行」にあると謳われている他、第 16 章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。

また、第 3 - 16 条および附属書において、「エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラスはテキーラとメスカルを、メキシコの特有の製品として認識し、テキーラとメスカルの製造を律するメキシコの法律と規則に従ってメキシコで製造されたものでなければ、如何なる製品もテキーラ又はメスカルとして販売することを許可しない」との規定がある。

・メキシコ・コスタリカ FTA

1994 年 4 月署名、1995 年 1 月 1 日発効。知的財産に関しては、前文において「知的財産権の保護を通じて革新と創造性を促進する」こと、および第 1 - 02 条（目的）において本協定の目的の一つが「各当事国の領域における知的財産権の適切で効果的な保護と執行」にあると謳われている他、第 14 章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。

・メキシコ・ニカラグア FTA

1997 年 12 月署名、1998 年 7 月 1 日発効。知的財産に関しては、前文において「知的財産権の保護を通じて革新と創造性を促進する」こと、および第 1 - 02 条（目的）において本協定の目的の一つが「各当事国の領域における知的財産権の適切で効果的な保護と執行」にあると謳われている他、第 17 章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。

また、第 3 - 13 条および附属書において、「ニカラグアはテキーラとメスカルを、メキシコの特有の製品として認識し、テキーラとメスカルの製造を律するメキシコの法律と規則に従ってメキシコで製造されたものでなければ、如何なる製品もテキーラ又はメスカルとして販売することを許可しない」との規定がある。

・メキシコ・イスラエル FTA

メキシコとイスラエルの FTA は、2000 年 4 月に調印され、2000 年 7 月 1 日に発効した。知的財産に関しては、第 7 章（WTO の権利・義務）の第 7 - 05 条に両当事国は WTO - TRIPS 協定の下で、知的財産権に関連した権利と義務を確認すると述べられている。

また、第 2 章（商品の貿易）の第 2 - 05 条では附属書 2 - 05 が原産地名称（Appellations of origin）と地理的表示に適用するとされており、附属書 2 - 05 において、「イスラエルはメキシコのテキーラ及びメスカルが飲料に関連した原産地名称あるいは地理的表示であることを認識しなければならず、国内法に従って、原産地名称あるいは地理的表示に適用されるメキシコの法規則に従って生産されたものではない、テキーラおよびメスカルの輸入、生産、または販売に対する権利行使を保証しなければならない」とされている。また、これらの地理的表示について、TRIPS 協定第 22 条から第 24 条が適用されることとしている。また第 2 章の第 2 - 06 条では、両当事国が貿易委員会を設立し、知的財産権に関連した事項を討議することが定められている。

(4) ペルー

ペルーが現時点で締結している二国間協定は、多くない。

・ペルー・米国 FTA

ペルーと米国の FTA は、2005 年 12 月に合意に達し、2006 年 4 月に調印、2009 年 2 月 1 日に発効した。知的財産に関しては、第 16 章として独立の部分が設けられている。第 16.1 条では、本協定の発効日までにブリュッセル条約、ブダペスト条約、WCT、WPPT への批准又は加盟が、2008 年 1 月 1 日までに PCT、TLT、UPOV への批准又は加盟が義務付けられ、PLT、ヘーグ協定（ジュネーブ・アクト）、マドリッドプロトコルへの批准又は加盟が努力義務として規定されている。第 16 章の具体的な内容は、TRIPS 協定に準拠したものとなっているが、いくつか TRIPS 協定を上回る規定がある。

TRIPS プラスと考えられる規定の例

- ・第 16.2 条：商標の中に団体商標、証明商標を含まなければならない、地理的表示は証明商標又は団体商標を構成することができる。商標の保護制度の中で、電子的な出願・中間手続き・登録および維持のシステム並びに公的に使用可能な商標の出願・登録の電子データベースの提供が義務付けられている。出願商標に対する異議および登録商標に対する無効の申立てのシステムを提供しなければならない、また商標分類はニース協定に従わなければならない。
- ・第 16.3 条：商標又は他の方法の保護システムで地理的表示の保護を提供する場合、地理的表示の登録に対する無効申立ての機会を提供しなければならない。
- ・第 16.4 条：ドメイン・ネームに関する規定が設けられている。
- ・第 16.5 条、第 16.6 条：著作権、著作隣接権の保護期間が 70 年とされている。
- ・第 16.8 条：暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。
- ・第 16.9 条：グレースピリオド：特許出願日に先立つ 12 ヶ月以内になされた出願人または出願人に認められた者による公表を、新規性あるいは進歩性の喪失とみなしてはならない。
- ・第 16.10 条：新しい農薬製品の市販承認を与えるに際し、以前に市販承認を得るために安全性又は薬効性の情報を提出した者の許可なく、市販承認日から少なくとも 10 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。また、新規化学物質を利用した医薬品の市販承認を得るために提出された開示されていないデータは、この提出者の許可なく、市販承認日から 5 年間は何人も製造許可申請のためのデータとして依拠することはできない。

加えて、第 2 章（内国民待遇および商品の市場アクセス）第 2.12 条に「特有の製品（distinctive products）」という特徴的な取決めがある。これらは、加盟国で特有の製品の名称をそれぞれが保護するとの条文であるが、TRIPS 協定で使用されている「地理的表示」の用語は用いられていない。

第 2.12 条 特有の製品

1. ペルーは、テネシー州においてのみ生産することを認められている純粋のバーボンウイスキーであるバーボンウイスキーとテネシーウイスキーを、米国の特有の製品として認識しなければならない。従って、ペルーは、バーボンウイスキーとテネシーウイスキーの製造を律する米国の法律と規則に従って米国で製造されたものでなければ、如何なる製品もバーボンウイスキー又はテネシーウイスキーとして販売することを許可してはならない。
2. 米国は、ピスコ・ペルー（Pisco Peru）を、ペルーの特有の製品として認識しなければならない。従って、米国はピスコの製造を律するペルーの法律と規則に従ってペルーで製造されたものでなければ、如何なる製品もピスコ・ペルーとして販売することを許可してはならない。

(5) チリ

チリは世界各国に対して二国間の FTA を積極的に展開している。

チリ・日本 EPA

チリと日本との EPA の正式名は「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」であり、2004 年 11 月に共同研究会の設置が決定され、4 回の共同研究会

を経て、2005 年 11 月に交渉開始を決定、5 回の交渉を経て、2007 年 3 月に協定が署名され、2007 年 9 月 3 日に発効した。

知的財産に関しては、第 2 条（目的）で、「知的財産の保護と協力の促進」が謳われている他、第 13 章「知的財産」として単独の章が設けられており、第 158 条から第 165 条では、「両締約国は、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとる」等が定められている。

また、第 163 条「地理的表示」において、「付属書 15 に規定するぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示が TRIPS 協定に規定する地理的表示であることに合意し、保護に関する義務を遵守する」と規定されている。付属書 15「ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示」は、「1. 日本国については、日本国の法令により指定される蒸留酒の薩摩、2. チリについては、チリの法令により指定される蒸留酒のチリ産ピスコ」が対象となっている。

チリ・米国 FTA

チリと米国の FTA は、2000 年 12 月に交渉が開始され、2002 年 12 月に合意に達し、2003 年 6 月に調印、2004 年 1 月 1 日に発効した。知的財産に関しては、その前文において「知的財産権の対象としての商品と役務についての創造性と革新性を促進し、その貿易を促進する」こと、および第 1.2 条目的、第 1 項(e)において「各当事国の領域における知的財産権の適切かつ効果的な保護と執行を提供する」と規定されている他、第 17 章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。

第 17.1 条では 2007 年 1 月 1 日までに PCT を批准又は加盟、2009 年 1 月 1 日までに UPOV、TLT、衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約を批准又は加盟することが規定されている。また、努力義務として PLT、ヘーグ協定（ジュネーブ・アクト）、マドリッドプロトコルを批准又は加盟するための国内法の調和が規定されている。

なお、第 17 章の具体的な内容は、TRIPS 協定に準拠したものとなっているが、いくつか TRIPS 協定を上回る規定がある。

TRIPS プラスと考えられる規定の例

- ・ 第 17.2 条：商標の中に団体商標、証明商標および音響商標を含まなければならない。
- ・ 第 17.4 条：地理的表示の定義が、いかなる標識又はその組合せは、いかなる形式においても地理的表示として保護され、認識される、と TRIPS よりも広いものとなっている。
- ・ 第 17.8 条：暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。
- ・ 第 17.9 条：特許の付与において発生した不条理な遅延を埋め合わせるために特許期間が延長されなければならない。また、特許出願日に先立って 12 ヶ月以内になされた出願人による発表を、新規性あるいは進歩性の喪失による拒絶の理由としてはならない。
- ・ 第 17.10 条：特許の対象とされている医薬品に対して、(a)市販承認の過程の結果として、特許期間が不条理に短くなった場合、特許所有者に対して、特許期間の延長を認めることを可能にすること；(b) 特許所有者に対して、その特許の有効期間中に、市販承認申請をしているいかなる第三者の身元を通知すること；および(c) 特許所有者の同意もしくは黙認がない限り、特許期間が終了する以前に、いかなる第三者に対しても市販承認を付与してはならない。

加えて、第3章第3.15条に「特有の製品 (Distinctive Products)」という特徴的な取決めがある。これらは、加盟国で特有の製品の名称をそれぞれが保護するとの条文であるが、TRIPS協定で使用されている「地理的表示」の用語は用いられていない。

第 3.15 条 特有の製品

1. チリは、テネシー州においてのみ生産する権限を与えられている純粋のバーボンウイスキーであるバーボンウイスキーとテネシーウイスキーを、米国の特有の製品として認識するものとする。従って、チリは、バーボンウイスキーとテネシーウイスキーの製造を律する米国の法律と規則に従って米国で製造されたものでなければ、如何なる製品もバーボンウイスキー又はテネシーウイスキーとして販売することを許可してはならない。

2. 米国は、チリにおいてのみ生産する権限を与えられているチリ産ピスコ (Pisco Chileno) パハレテ (Pajarete) 及びビノ・アソレアド (Vino Asoleado) を、チリの特有の製品として認識するものとする。従って、米国はチリ産ピスコ (Pisco Chileno) パハレテ (Pajarete) 及びビノ・アソレアド (Vino Asoleado) の製造を律するチリの法律と規則に従ってチリで製造されたものでなければ、如何なる製品もチリ産ピスコ (Pisco Chileno) パハレテ (Pajarete) 及びビノ・アソレアド (Vino Asoleado) として販売することを許可してはならない。

チリ・EU FTA

チリと EU の FTA は、2002 年 11 月に調印され、2003 年 2 月 1 日に商品、2005 年 3 月 1 日に役務に関する条項がそれぞれ発効した。知的財産に関しては、第 32 条で知的財産の保護について、「加盟各国が効果的な保護、効率的な出願、権利侵害および権利の乱用の防止、模倣品と海賊行為への対策などに協力することに合意したほか、技術協力についても、立法上および行政機関のインフラ整備へのアドバイスに加えて知財管理、経営技術、権利行使分野での人材育成等を行うこと」が示されている。

また、第 6 章は知的財産の保護についての詳細を示した章となっており、第 169 条では知的財産権の範囲としてパリ条約第 10 条の 2 (不正競争および開示されていない情報に対する保護) を含むこと、第 170 条では加盟国による TRIPS 協定、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約、UPOV 条約の効果的な実施、および、2007 年 1 月までのニース協定、WCT、WPPT、PCT、ストラスブール協定、2009 年 1 月までのレコード製作者の保護条約、ロカルノ協定、ブタペスト条約、TLT への加盟が、加えて努力目標ではあるが、マドリッドプロトコル、マドリッド協定 (marks) ウィーン協定の批准を明示している。

なお、付属書において、ワインやスピリッツの地理的表示や商標などの保護が定められている。

チリ・EFTA FTA

チリと EFTA 加盟国 (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス) の FTA は、2003 年 6 月に調印され、2004 年 12 月 1 日に発効した。知的財産に関しては、協定前文にて「知的財産権の保護により創造と革新を促進する」ことが謳われており、第 2 条 (目的) の中でも 1.(f) で「知的財産権の適正で効果的な保護と権利行使を提供する」ことが述べられている。第 4 章は「知的財産の保護」の独立した章となっているが、条文は第 46 条のみであり TRIPS 協定に準拠した知的財産の保護が述べられている。さらに、具体的な内容を明示した付属書 XII が添付されている。この付属書 XII では、TRIPS 協定、パリ条約、ベルヌ条約およびローマ条約を遵守すること、2007 年 1 月 1 日までに WCT、WPPT、PCT、ニース協定および UPOV に、2009 年 1 月 1 日までにブタペスト条約にそれぞれ未加盟の当事国は加盟すること、マドリッドプロトコルおよびヘーグ協定 (ジュネーブ条約) への加盟の努力をすることが規定されている (第 2 条)。また、その他の規定の中のいくつかは TRIPS 協定を上回るとされる規定となっている。

TRIPS プラスと思われる規定の例

- ・ 第 1 条：この協定で使用される知的財産の範囲として、地理的表示には原産地名 (appellations of origin) が含まれること、および植物品種の保護が含まれることが明記されている。

- ・ 第 3 条：特許権の有効期間に関して、販売承認や衛生許可プロセスによって特許権を享受する期間が不合理に短くなった場合に、期間延長を可能とすることが定められている。
- ・ 第 4 条 2 項：TRIPS 協定第 39 条 3 項の規定に対して、その期間を承認日から少なくとも医薬品は 5 年、農業用の化学品は 10 年と明記している。
- ・ 第 5 条：意匠の保護期間を出願日から 15 年とすること、ただし、補修用の部品 (component parts used for the purpose of the repair) の意匠に関しては保護期間を 15 年から短縮できることが規定されている。

チリ・メキシコ FTA

メキシコの項を参照。

チリ・中国 FTA

チリと中国の FTA は、2004 年 4 月に共同研究の開始が、同年 11 月に交渉の開始がそれぞれ合意され、2005 年 11 月に調印され、2006 年 10 月 1 日に発効した。

知的財産に関しては、第 13 章「協力」の中で第 111 条が知的財産に関連した協力を規定する条文となっている。具体的には「知的財産権についての協力の目的は、両当事国が加盟国である TRIPS 協定などの知的財産の国際協定、特に 2001 年 11 月 14 日のドーハ宣言および 2003 年 8 月 30 日の一般理事会決定に立脚すること、新しいデジタル経済 (digital economy)、技術革新、技術移転等において相互の経済社会発展を促進すること、知財保護について権利保持者とユーザー・コミュニティとの権利のバランスを達成すること、権利の濫用、競争抑制、技術移転の妨害などをなすものを排除すること、さらに、教育、普及のためのプロジェクト、権利行使などの情報交換等において協力すること」などがある。

また、地理的表示の保護については第 10 条において、地理的表示の定義が TRIPS 協定第 22 条第一パラグラフの意味で使用されていることが述べられている。また付属書 2A、2B では中国の Shaoxing Wine (紹興酒) および Anxi Tieganyin (安溪鐵観音)、チリの Chilean Pisco (チリ産ピスコ) を地理的表示として保護することが規定されている。

その他

・チリ・カナダ FTA

チリとカナダの FTA は、1995 年 12 月に交渉開始に合意、翌 1996 年 1 月から交渉が開始され、1996 年 12 月に調印、1997 年 7 月 5 日に発効した。

知的財産に関する独立の部分は設けられていないが、第二部 Chapter C (内国民待遇および商品の市場アクセス) の中の C-11 条において、TRIPS 協定を考慮して、両締約国の地理的表示を保護することが規定されている。具体的には、カナダは「チリ産ピスコ」をカナダの商標法の下で保護し、チリは「カナディアン・ウィスキー」の保護に関して、カナダでカナダ法に則り製造されたものでない限り、「カナディアン・ウィスキー」名のいかなる製品のチリへの輸入又は販売を許可しないことが規定されている。

・チリ・韓国 FTA

チリと韓国の FTA は、1999 年 12 月に交渉が開始され、2002 年 10 月に合意に達し、2003 年 2 月に調印、2004 年 4 月 1 日に発効した。チリにとってはアジア地域との初の FTA であり、韓国にとっては初の FTA である。

知的財産に関しては、第 1.2 条目的、第 1 項(e)において「各当事国の領域における知的財産権の適切かつ効果的な保護と執行を提供する」とことと規定されている他、第 16 章と

して知的財産の保護に関する独立の部分が設けられ、TRIPS 協定等の国際条約を誠実に履行しなければならない、と規定されている。

加えて、地理的表示について、相互に保護する品目のリストが添付されている。

・韓国の地理的表示

- 朝鮮人参 Korean Ginseng (人参)
- 朝鮮キムチ Korean Kimchi (キムチ)
- 宝城 Boseong (ボソン、茶)

・チリの地理的表示

- ピスコ Pisco (ぶどう酒及び蒸留酒)
- パハレテ Pajarete (ぶどう酒及び蒸留酒)
- ビノ・アソレアド Vino Asoleado (ぶどう酒)
- 加えて、チリ国内で管理されているぶどう酒の産地の名称

注) 韓国が保護すべきとされている「Pisco (ピスコ)」の名称に関しては、チリのみではなく、ペルー産の Pisco (ピスコ) についても認定を与えることもできるとされている。

・チリ・オーストラリア FTA

チリとオーストラリアの FTA は、2007 年 8 月に交渉が開始され、2008 年 5 月に合意に達し、2008 年 7 月に調印、2009 年 3 月 6 日に発効した。知的財産に関して第 17 章に独立した知的財産の保護の章が設けられており、その中で、「知的財産に関する権利と義務は TRIPS 協定および両当事国が加盟国である多国間協定に則つとるもの」と規定されている。第 17.4 条では両当事国による 2009 年 1 月までのブリュッセル条約、ブダペスト条約および UPOV の批准又は加盟の義務が、また、マドリッドプロトコル、PCT および PLT の批准又は加盟について努力することが規定されている。なお、第 17 章は TRIPS 協定に準拠したものとなっているが、いくつか TRIPS 協定を上回る規定がある。

TRIPS プラスと考えられる規定の例

- ・ 第 17.9 条：商標制度の中に商品および役務、団体商標および証明商標（国内法に基づき、証明商標を特別なカテゴリーに分離することを義務付けられていない）を含まなければならない。
- ・ 第 17.10 条：同一または類似の標章のなかで、登録商標の所有者に、第三者が同一または類似の標章を使用することを防止する独占的権利を認めているが、この中で地理的表示に関しても商標としての登録を前提として、同一の権利を認めることとしている。
- ・ 第 17.13 条：商標の保護制度の中で、方式および実体審査、異議そして取消の制度を設けることが義務付けられている。
- ・ 第 17.14 条：商標の保護制度の中で、電子的な出願、中間手続き、登録および維持のシステムと公的に使用可能な登録商標の電子情報システムの提供が義務付けられている。
- ・ 第 17.16 条：商標分類としてニース分類を使用することが規定されている。
- ・ 第 17.21 条：特許の付与前あるいは付与後に、利害関係者が異議または登録の取消を申立てる機会を設けなければならないとしている。
- ・ 第 17.22 条：グレースピリオド：特許出願日に先立つ 12 ヶ月以内になされた出願人または出願人に認められた者による公表を、新規性あるいは進歩性の喪失による拒絶の理由としてはならない。
- ・ 第 17.23 条：特許分類としてストラスブール分類を使用することが規定されている。
- ・ 第 17.24 条：ドメイン・ネームに関する規定が設けられている。
- ・ 第 17.27 条：著作権、著作隣接権の保護期間が 70 年とされている。
- ・ 第 17.33 条：暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。

なお、第 3 章「内国民待遇および商品の市場アクセス」の第 3.12 条では、チリの法律に則って、チリ国内で製造されたチリ産ピスコでない限り、オーストラリアは販売を認めないことが規定されているが、TRIPS 協定で使用されている「地理的表示」の用語は用いられていない。

・チリ・インド 特惠貿易協定 (Preferential Trade Agreement)

チリとインドの特惠貿易協定は、2006 年 3 月に調印され、2007 年 8 月 17 日に発効し

た。貿易の拡大を通じて両国の経済関係の調和的な発展を目指す協定であるが、知的財産に関する規定は含まれていない。

・チリ・コスタリカ FTA

1999 年 10 月署名、2002 年 2 月 15 日発効。知的財産に関する条項は含まれていない。

・チリ・エルサルバドル FTA

1999 年 10 月署名、2002 年 6 月 1 日発効。知的財産に関する条項は含まれていない。

・チリ・パナマ FTA

2006 年 6 月署名、2008 年 3 月 7 日発効。

第 3.11 条（地理的表示）において、両加盟国は TRIPS 協定に基づく権利と義務を認識することが定められている。そして、その具体例として両加盟国が相手国の地理的表示（geographical indications）および原産地呼称（designations of origin）を TRIPS 協定第 22 条第一パラグラフの定義に従って、保護しなければならないことが規定されている。

（ 6 ）GCC 諸国

GCC を経由することなく、各国で以下の FTA が発効している。

バーレーン・米国 FTA

バーレーンと米国の FTA は、2004 年 1 月に交渉が開始され、2005 年 9 月に調印、2006 年 4 月 1 日に発効した。

知的財産に関しては、第 14 章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。第 14.1 条では、本協定の発効日までに PCT、マドリッドプロトコル、UPOV、TLT、WCT および WPPT の批准又は加盟が、本協定の発効日から 1 年以内にブリュッセル条約およびブダペスト条約の批准又は加盟が義務付けられており、PLT およびヘーグ協定（ジュネーブ条約）の批准又は加盟の努力義務が規定されている。

なお、第 14 章の具体的な内容は、TRIPS 協定に準拠したものとなっているが、いくつか TRIPS 協定を上回る規定がある。

TRIPS プラスと考えられる規定の例

- ・ 第 14.2 条：商標の中に証明商標を含まなければならない、地理的表示が証明商標又は団体商標を構成することができる。電子的な出願・中間手続き・登録および維持のシステム並びに公的に使用可能な商標の出願・登録のオンライン・データベースを含む電子データベースを提供しなければならない、また商標分類はニース協定に従わなければならない。
- ・ 第 14.3 条：ドメイン・ネームに関する規定が設けられている。
- ・ 第 14.4 条：著作権、著作隣接権の保護期間が自然人の生存期間に基づき計算される場合は死後 70 年、そうでない場合は著作物の公表の年の終わりから 70 年、著作物の製作から 50 年以内に公表が行われなかった場合は製作の年の終わりから 70 年とされている。
- ・ 第 14.7 条：暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。
- ・ 第 14.8 条：特定の病状の治療のための新しい用途および新しい方法を含む既知の生成物を用いた新しい用途および新しい方法に特許の付与を可能としない。特許権の付与に、出願から 4 年を超えるか、審査請求から 2 年を超える不合理な遅延があった場合は、特許権者の要求により保護期間を調整しなければならない。また、医薬品の市販承認手続きのために特許保護期間に不合理な短縮が生じた場合は保護期間の延長を可能としない。他の領域での先行する市販承認に基づいて新しい医薬品の市販承認を与える場合は、他の領域および当事者国における市販承認の手続きにより不合理な特許保護期間の短縮が生じた場合は、保護期間の延長を可能としない。両当事国以外の領域で付与された特許に基づいて特許を付与し、その領域で特許の保護期間の延長があった場合は、特許権者の要求により同じ期間の延長をしなければならない。また、特許出願日に先立つ 12 ヶ月以内になされた出願人または出願人に認められた者による公表を、新規性あるいは進歩性の喪失とみなしてはならない。

- ・ 第 14.9 条第 1 項：新しい医薬品又は農薬製品の市販承認を与えるに際し、以前に新しい医薬品又は農薬製品の市販承認を得るために安全性又は薬効性の情報を提出した者の許可なく、その市販承認日から少なくとも医薬品は 5 年間、農薬製品は 10 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。両当事国以外の領域で市販承認を得ていた場合も同様とする。ここでいう新しい医薬品とは当事国において既に承認を得た化学物質を含んでいない医薬品を、新しい農薬製品とは当事国において未承認の化学物質を含んでいる農薬製品をいう。
 - ・ 第 14.9 条第 2 項：既に承認を得た化学物質を含む医薬品の市販承認を与えるに際し、以前に市販承認を得るために新しい臨床情報を提出した者の許可なく、その市販承認日から少なくとも 3 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。両当事国以外の領域で市販承認を得ていた場合も同様とする。
- 既に承認を得た農薬製品の新しい用途の市販承認を与えるに際し、以前に農薬製品の市販承認を得るために安全性又は薬効性の情報を提出した者の許可なく、その市販承認日から少なくとも 10 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。両当事国以外の領域で市販承認を得ていた場合も同様とする。

また、この第 14 章へのサイド・レターにおいて、第 14 章に規定する義務は両当事国が HIV /エイズ、結核、マラリア、その他の伝染病の医薬品へのアクセスの促進により公衆衛生を保護するための必要な手段をとることになんら影響を与えないこと、更に同義務が TRIPS/health solution (ドーハ宣言パラグラフ 6 の実施に関する 2003 年 8 月 30 日の一般理事会の決定および同決定に対する議長声明) の効果的な活用を妨げないことを確認している。

オマーン

・オマーン・米国 FTA

オマーンと米国の FTA は、2005 年 10 月に合意に達し、2006 年 1 月に調印、2009 年 1 月 1 日に発効した。

知的財産に関しては、その前文において「創造性と革新性を促進し、技術を向上させ、知的財産権の保護と行使を強化することを希求する」と謳われており、第 15 章として知的財産の保護に関する独立の部分が設けられている。第 15.1 条では本 FTA の発効日までに、PCT、ブリュッセル条約、マドリッドプロトコル、ブダペスト条約、UPOV、TLT、WCT および WPPT の批准又は加盟が義務付けられており、PLT およびヘーグ協定(ジュネーブアクト)の批准又は加盟の努力義務が規定されている。

なお、第 15 章の具体的な内容は、TRIPS 協定に準拠したものとなっているが、いくつか TRIPS 協定を上回る規定がある。

TRIPS プラスと考えられる規定の例

- ・ 第 15.2 条：商標の中に証明商標を含まなければならず、地理的表示を商標として保護しなければならない。商標の出願・中間手続き・登録および維持の電子的手段および公的に使用可能な商標の出願・登録のオンライン・データベースを含む電子データベースを提供しなければならない。また商標分類はニース協定に従わなければならない。
- ・ 第 15.3 条：ドメイン・ネームに関する規定が設けられている。
- ・ 第 15.4 条：著作権、著作隣接権の保護期間が自然人の生存期間に基づき計算される場合は死後 70 年、そうでない場合は著作物の公表の年の終わりから 95 年、著作物の製作から 25 年以内に公表が行われない場合は製作の年の終わりから 120 年とされている。
- ・ 第 15.7 条：暗号化された番組伝送衛星信号の保護が義務付けられている。
- ・ 第 15.8 条：特定の病状の治療のための新しい用途および新しい方法を含む既知の生成物を用いた新しい用途および新しい方法に特許の付与を可能としなければならない。特許権の付与に、出願から 4 年を超えるか、審査請求から 2 年を超える不合理な遅延があった場合は、特許権者の要求により保護期間を調整しなければならない。また、医薬品の市販承認手続きのために特許保護期間に不合理な短縮が生じた場合は保護期間を調整しなければならない。両当事国以外の領域で付与された特許に基づいて特許を付与し、その領域で特許の保護期間の調整があった場合は、特許権者の要求により同じ期間の調整をしなければならない。また、特許出願日に先立つ 12 ヶ月以内になされた出願人または出願人に認められた

者による公表を、新規性あるいは進歩性の喪失とみなしてはならない。

- ・ 第 15.9 条第 1 項：新しい医薬品又は農薬製品の市販承認を与えるに際し、以前に新しい医薬品又は農薬製品の市販承認を得るために安全性又は薬効性の情報を提出した者の許可なく、その市販承認日から少なくとも医薬品は 5 年間、農薬製品は 10 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。両当事国以外の領域で市販承認を得ていた場合も同様とする。ここでいう新しい医薬品とは当事国において既に承認を得た化学物質を含んでいない医薬品を、新しい農薬製品とは当事国において未承認の化学物質を含んでいる農薬製品をいう。
- ・ 第 15.9 条第 2 項：既に承認を得た化学物質を含む医薬品の市販承認を与えるに際し、以前に市販承認を得るために新しい臨床情報を提出した者の許可なく、その市販承認日から少なくとも 3 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。両当事国以外の領域で市販承認を得ていた場合も同様とする。
既に承認を得た農薬製品の新しい用途の市販承認を与えるに際し、以前に農薬製品の市販承認を得るために安全性又は薬効性の情報を提出した者の許可なく、その市販承認日から少なくとも 10 年間、その情報に依拠して新しい市販承認を与えてはならない。両当事国以外の領域で市販承認を得ていた場合も同様とする。
- ・ 第 15.10 条：特許権侵害に関する民事訴訟手続きにおいて、司法当局は損害賠償額を 3 倍の金額にまで増加する権限を有するものとしなければならない。

また、この第 15 章へのサイド・レターにおいて、第 15 章に規定する義務は両当事国が HIV /エイズ、結核、マラリア、その他の伝染病の医薬品へのアクセスの促進により公衆衛生を保護するための必要な手段をとることになんら影響を与えないこと、更に同義務が TRIPS/health solution（ドーハ宣言パラグラフ 6 の実施に関する 2003 年 8 月 30 日の一般理事会の決定および同決定に対する議長声明）の効果的な活用を妨げないことを両当事国が確認している。

3.2. 国際条約・協定との整合性

(1) パリ条約との整合性

前提

調査対象国の中で、クウェートは、パリ条約に加盟していないため、比較対象から除外した。

なお、下記の条文については、それぞれの理由で比較の対象としていない。

- ・大原則 : 内国民待遇 (第2条、第3条)
- ・原則論 : 各国の特許の独立 (第4条の2)
商標の使用される商品の性質の無制約 (第7条)
商号の保護 (第8条)
国の紋章等の保護 (第6条の3)
- ・任意事項 : 優先権の利益享受 (第4条B)
- ・別法規定 : 原産地の虚偽表示の取締 (第10条)
- ・管理規定 : (第12条以降)

概要

パリ条約との整合性について、各国の産業財産権に関する法律と関連法により比較したが、明確に違反していると判断される事項はなかった。なお、一部の国において、法律上で明示の規定が無い(あるいは条約との整合性がない)ことがあったが、現地事務所からの回答では、法律・規則等で規定していない事項についてはパリ条約を遵守する義務があるので、法律で明示の規定が無い(あるいは条約との整合性がない)場合であっても、条約の規定が優先されるとのコメントが得られており、その旨、比較表に記載した箇所もある。

以下は、パリ条約違反ではないが、各国法律に特有な事項をまとめた

第1条 (同盟の形成・工業所有権の保護の対象)

ブラジルとアラブ首長国連邦には追加特許の制度が設けられている。

第4条 優先権、分割出願

ブラジルでは優先権の主張を伴わずに最初にブラジルにおいてなされ、未だ公開されていないものがある場合は、同一の出願人又は承継人が1年以内に同一の内容についてブラジルで行う後の出願に対しても、優先権が与えられる。

アラブ首長国連邦では発明の単一性の要件があるにも関わらず分割出願はできない。

第5条 (不実施・不使用に対する措置、特許・登録の表示)

チリでは、登録の表示は義務付けられていないが、これを実施していない場合には、刑事訴訟ができないこととなっている。

第7条の2 (団体商標の保護)

アラブ首長国連邦では団体商標の規定が明示されていないが、監督し検査に関わる標章として団体商標類似の規定がある。ただし、パリ条約の団体商標の定義より狭い。

各国国内法とパリ条約の整合性 - クウェートはパリ条約未締結のため除外 - (記号 : 該当規定がない、または、その一部分が条約に合致していない場合。)										
パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
加盟日	1965/7/1	1884/7/7	1903/9/7	1995/4/11	1991/6/14	1997/10/29	1999/ 7/14	1976/9/13	2004/3/11	1996/9/19
法律	民 法 典 第 部 (2008 年 1 月 1 日 施行)	2001 年 2 月 14 日法律第 10.196 号により改正され た 1996 年 5 月 14 日法律第9.279 号 (産業財産法)	産業財産法の補 正・追補に関する 2005 年 12 月 6 日 の法令により最終 改正された 1991 年 6 月 25 日の法律 (産業財産法)	2000 年 9 月 14 日 調印のカルタヘナ 協定委員会決定第 486 号 ペルー・米国間調 印の商業促進協定 実施のための改正 された法令 1075 号他	No.19.996 によっ て改 正 さ れ た 1991 年 1 月 24 日 法律 No 19.039 (産業財産法)	2006 年法律第 14 号により改正され た 2004 年法律第 1 号 (特許・実用 新案法) 2006 年法律第 6 号 (意匠法) 2006 年法律第 11 号 (商標法)	2008 年法律第 67 号 (産業財産法)	2006 年法律 30 号 (特許法・未施行) 商標・商号・地理 的表示とひな型・ 産業意匠に関する 2002 年法律第 9 号	2004 年 7 月 17 日 の 国 王 命 令 第 M/27 号 (特許・集 積回路の回路配 置、植物品種及び 工業意匠法) 2002 年 8 月 7 日 国王命令第 M/21 号 (商標法)	2006 年連邦法第 31 号 : 特許・意匠 法によって改正さ れた 2002 年連邦 法第 17 号 2002 年連邦法第 8 号商標法
第 1 条 (同盟の形成・工業所有権の保護の対象) (1)この条約が適用される国は、工業所有権の保護のため の同盟を形成する。 (2)工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、 サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名称及 び不正競争の防止に関するものとする。 (3)工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、 本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分 野並びに製造した又は天然のすべての産品(例えば、ぶ どう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、 ビール、花、穀粉)についても用いられる。 (4)特許には、輸入特許、改良特許、追加特許等の同盟 国の法令によって認められる各種の特許が含まれる。	○ 特許 実用新案 商標 商号 意匠 地理的表示 (参考)不正競争防 止 : 競争の保護に 関 する 連 邦 法 (2006 年 7 月 14 日承認)第 14 条不正 競争の禁止	○ 特許 実用新案 商標 意匠 地理的表示 不正競争 追加特許制度あり	○ 特許 実用新案 商標 商号 意匠 原産地名称	○ 特許 実用新案 商標 意匠 地理的表示 不正競争行為	○ 特許 実用新案 商標 意匠 地理的表示と原産 地名称 (参考) 不正競争 防止法は 1973 年 の行政命令第 211 号 及び その 修正 (現在 は 法 19,911 号)	○ 特許法 特許 実用新案 商標法 商標 (地理的表示は団 体・証明商標で保 護)	○ 特許 実用新案 商標 商号 意匠 地理的表示 不正競争防止	○ 特許(GCC 制度で 比較) 商標 商号 意匠 地理的表示 実用新案制度はな い	○ 特許 商標 意匠 地理的表示 実用新案制度はな い (参考) 不正競争 防止法は国王命令 第 138 号が間接規 定 商号は、国王命令 第 15 号によって 発出された商号法	○ 特許 実用新案 商標 意匠 地理的表示は商標 法で規定 (参考) 商号・不正 競争は 1993 年 商取引法第 18 号 追加特許制度あり
第 4 条 (優先権) A (1)いずれかの同盟国において正規に特許出願若し くは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又 はその承継人は、他の同盟国において出願することに 関し、以下に定める期間中優先権を有する。 (2)各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された二 国間若しくは多数国間の条約により正規の国内出願と されるすべての出願は、優先権を生じさせるものと認め られる。 (3)正規の国内出願とは、結果のいかんを問わず、当該 国に出願をした日付を確定するために十分なすべての 出願をいう。	○ <1382 条> 特許・実用新案・ 意匠 <1495 条> 商標	○ <16 条> <17 条> 特許・実用新案・ 意匠・商標	○ <18 条> <41 条> 特許・実用新案・ 意匠 <118 条> 商標	○ <9 条> 特許・実用新案・ 意匠・商標	○ <34 条> 特許・実用新案・ 意匠 <20 条> 商標	○ <特 6 条> 特許・実用新案 <商 5 条> <商 39 条> : 商標 <意 2 条> : 意匠	○ <1 条> 優先日の定義 <7 条> 特許・実用新案 <37 条> 商標 <20 条 2> 意匠	○ <GCC7 条> 特許 <10 条> 商標・意匠	○ <特 10 条> 特許・意匠 <商第 9 条> 商標	○ <特 11 条> 特許・意匠 <商 16 条> 商標
B (優先権の利益享受) 任意事項のため比較対象外										
C (1)A(1)に規定する優先期間は、特許及び実用新案に ついては 12 ヶ月、意匠及び商標については 6 ヶ月とす る。 (2)優先期間は、最初の出願の日から開始する。出願の 日は、期間に算入しない。	○ <1382 条> 特・実 12 ヶ月 意匠 6 ヶ月 <1405 条> 商標 6 ヶ月	○ <16 条> 特許 12 ヶ月 <99 条> 意匠 6 ヶ月 <127 条> 商標 6 ヶ月<	○ <40 条> 特・実 12 ヶ月 <117 条> 商標 6 ヶ月 < 40 条> 意匠 6 ヶ月 (パリ条約に従う)	○ <9 条> 特・実 12 ヶ月 意匠・商標 6 ヶ月	○ <34 条> 特・実 12 ヶ月 <20 条の 2> 意匠・商標 6 ヶ月	○ <特 6 条> 特許 12 ヶ月 <商 5 条> 商標 6 ヶ月 <意 7 条> 意匠 6 ヶ月	○ <7 条 1(b)> 特許 12 ヶ月 <37 条 2> 商標 6 ヶ月 <20 条 3> 意匠 6 ヶ月	○ <GCC7 条> 特許 12 ヶ月 <10 条> 意匠・商標 6 ヶ 月	○ <特 10 条> 特許 12 ヶ月 意匠 <商第 9 条> 商標 6 ヶ月	○ <特 11 条> 特許 12 ヶ月 <特 46 条> 意匠 6 ヶ月 <商 16 条 6> 商標 パリ条約に 準ずると思われる (6 ヶ月)

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦	
(3)優先期間は、その末日が保護の請求される国において法定の休日又は所轄庁が出願を受理するために開いていない日に当たるときは、その日の後の最初の就業日まで延長される。					<11 条> 日数計算の規定				<特規 29>		
(4)(2)にいう最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、先の出願が、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及びその先の出願がまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期間の初日とされる。この場合において、先の出願は、優先権の主張の基礎とすることができない。 → 優先権の基礎となる出願を後願でもよしとする例外規定。ただし、先願は、取下・拒絶・処分が前提。	該当なし	<第 17 条> 優先権の主張を伴わずに最初にブラジルにおいてなされ、未だ公開されていないものがある場合は、同一の出願人又は承継人が 1 年以内に同一の内容についてブラジルで行う後の出願に対しても、優先権が与えられる	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
D (1)最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。 (2)(1)の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物(特に特許及びその明細書に関するもの)に掲載する。 (3)同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面等を含む。)の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証をも必要とせず、また、いかなる場合にも、後の出願の日から 3 ヶ月の期間内においてはいつでも、無料で提出することができる。その謄本には、その主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文を添付するよう要求することができる。 (4)出願の際には、優先権の申立てについて他の手続を要求することができない。各同盟国は、この条に定める手続がされなかった場合の効果を定める。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度とする。 (5)出願の後においては、他の証拠書類を要求することができる。 最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、その最初の出願の番号を明示するものとし、その番号は、(2)に定める方法で公表される。	○ <1382 条> 優先権の申立は、連邦行政庁に通知し、最初の出願の真正な写しを提出しなければならない。 申立て期限 実用・意匠は出願から 2 ヶ月 発明は規定されていない。 写しの提出 実用・意匠は出願から 3 ヶ月 発明は 16 ヶ月	○ <16 条> 優先権の主張は出願時に行わなければならない	○ <41 条> 優先権の主張は出願時に行わなければならない (原出願国及び原出願国での出願日を明示)	○ <10 条> 出願時あるいは出願日から数えた下記の延期不可の期間内に提出されなければならない。発明特許と実用新案の場合は 6 ヶ月、意匠と商標の場合は 9 ヶ月。 (宣言書と適切な資料の提出)	○ <規 60> 優先権の主張は出願時に行わなければならない	○ 特許 <特 6 条> 申立て期限 優先権の主張は、最初の出願から 6 ヶ月以内に提出しなければならない。 商標、意匠も同様 <意 7 条> 6 ヶ月以内 <商 5 条> 6 ヶ月以内	○ <7 条> 特許・実用新案 <20 条 3> 意匠 <37 条 2> 商標 優先権の主張は出願時に行わなければならない(優先権の基礎となる出願のコピー提出)	○ <GCC7 条> 特許 優先権の主張は出願時に行わなければならない(願書に以前の日付及び出願番号、並びに出願国を記載) <10 条(i)> 意匠・商標 優先権の主張は出願時に行わなければならない	○ <特規 29> 特許・意匠 出願日あるいは出願日から 3 ヶ月を超えない猶予期間(先の出願の番号及び特許出願又は工業意匠証明書出願の分類コードの提出) <商規 5> 商標 出願日あるいは出願日から 6 ヶ月以内(証拠の認証された写しを提出)	○ <特 10 条 1> 特許・意匠 優先権の主張は出願時に行わなければならない(優先権主張のもととなる出願日付及び番号、並びに出願国を記載) <商 16 条 6> 優先権の主張は出願時に行わなければならない(優先権主張のもととなる出願日付及び番号、並びに出願国を記載)	
E (1)いずれかの同盟国において実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合には、優先期間は、意匠について定められた優先期間とする。 (2)なお、いずれの同盟国においても、特許出願に基づく優先権を主張して実用新案登録出願をすることができるものとし、また、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して特許出願をすることもできる。	○ 国内法では特に規定を設けていない。	○ 国内法では特に規定を設けていない。	○ 国内法では特に規定を設けていない。	○ 国内法では特に規定を設けていない。	○ 国内法では特に規定を設けていない。	○ 国内法では特に規定を設けていない。	○ 国内法では特に規定を設けていない。	○ 国内法では特に規定を設けていない。	○ 実用新案制度なし	○ 実用新案制度なし	○ 国内法では特に規定を設けていない。
F いずれの同盟国も、特許出願人が二以上の優先権(二以上の国においてされた出願に基づくものを含む。)を主張することを理由として、又は優先権を主張して行った特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことを理由として、当該優先権を否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分を	○ 複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件	○ 複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件	○ 複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件	○ 複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件	○ 複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件	○ 複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性の規	○ 複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件。	○ 複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性の規	○ 複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件	○ 複数の優先権について否定する規定はない。 発明の単一性要件	

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
することができない。ただし、当該同盟国の法令上発明の単一性がある場合に限る。 優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分については、通常の条件に従い、後の出願が優先権を生じさせる。	<1375 条 1>	<22 条>	<43 条>	<25 条>	<規 48>	定はない。	<6 条 1>	定がない。	<特 46 条>	<4 条>
G (1)審査により特許出願が複合的であることが明らかになった場合には、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。この場合において、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用い、優先権の利益があるときは、これを保有する。 (2)特許出願人は、また、自己の発意により、特許出願を分割することができる。この場合においても、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用い、優先権の利益があるときは、これを保有する。各同盟国は、その分割を認める場合の条件を定めることができる。	○ 分割出願可 <1381 条 4>	○ 分割出願可 (26,27 条)	○ 分割出願可 <48 条>	○ 分割出願可 <36 条>	○ 分割出願可 <規 53、 54>	○ 分割出願の規定なし（違反でない） 参考：発明の単一性の要件がないので分割出願を規定されていない	○ 分割出願可 <6 条 3>	○ 分割出願の規定なし（違反でない） 参考：発明の単一性の要件がないので分割出願を規定されていない	○ 分割出願可 <特 46 条>	○ 分割出願の規定なし（違反でない） 参考：発明の単一性の要件がないので分割出願を規定されていない
H 優先権は、発明の構成部分で当該優先権の主張に係るものが最初の出願において請求の範囲内のものとして記載されていないことを理由としては、否認することができない。ただし、最初の出願に係る出願書類の全体により当該構成部分が明らかにされている場合に限る。	○ 優先権を否認するような規定はない	○ 優先権を否認するような規定はない	○ <41 条 2> 広い権利の付与を請求しないこと	○ 優先権を否認するような規定はない	○ 優先権を否認するような規定はない	○ 優先権を否認するような規定はない	○ 優先権を否認するような規定はない	○ 優先権を否認するような規定はない	○ 優先権を否認するような規定はない	○ 優先権を否認するような規定はない
I (1)出願人が自己の選択により特許又は発明者証のいずれの出願をもすることができる同盟国においてされた発明者証の出願は、特許出願の場合と同一の条件でこの条に定める優先権を生じさせるものとし、その優先権は、特許出願の場合と同一の効果を有する。 (2)出願人が自己の選択により特許又は発明者証のいずれの出願をもすることができる同盟国においては、発明者証の出願人は、特許出願について適用されるこの条の規定に従い、特許出願、実用新案登録出願又は発明者証の出願に基づく優先権の利益を享受する。	○ 発明者証を取得するための出願の規定はない	○ 発明者証を取得するための出願の規定はない	○ 発明者証を取得するための出願の規定はない	○ 発明者証を取得するための出願の規定はない	○ 発明者証を取得するための出願の規定はない	○ 発明者証を取得するための出願の規定はない	○ 発明者証を取得するための出願の規定はない	○ 発明者証を取得するための出願の規定はない	○ 発明者証を取得するための出願の規定はない	○ 発明者証を取得するための出願の規定はない
第 4 条の 2（各国の特許の独立） →原則論のため対象外とする。										
第 4 条の 4（販売が法律によって制限されている物に係る発明の特許性） 特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によって生産される物の販売が国内法令上の制限を受けることを理由としては、特許を拒絶し又は無効とすることができない。	○ 拒絶・無効の理由には含まれていない。	○ 拒絶・無効の理由には含まれていない。	○ 拒絶・無効の理由には含まれていない。	○ 拒絶・無効の理由には含まれていない。	○ 拒絶・無効の理由には含まれていない。	○ 拒絶・無効の理由には含まれていない。	○ 拒絶・無効の理由には含まれていない。	○ 拒絶・無効の理由には含まれていない。	○ 拒絶・無効の理由には含まれていない。	○ 拒絶・無効の理由には含まれていない。
第 5 条（不実施・不使用に対する措置、特許・登録の表示） A (1)特許は、特許権者がその特許を取得した国にいずれかの同盟国で製造されたその特許に係る物を輸入する場合にも、効力を失わない。 (2)各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害、例えば、実施がされないことを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置をとることができる。 (3)(2)に規定する弊害を防止するために実施権の強制的設定では十分でない場合に限り、特許の効力を失わせることについて規定することができる。特許権の消滅又は特許の取消しのための手続は、実施権の最初の強制的設	○ <1358 条 2> 輸入阻止の権利	○ <42 条> 輸入阻止の権利	○ <25 条 1> 輸入阻止の権利	○ <52 条> 輸入阻止の権利	○ <52 条 a> 輸入阻止の権利	○ <特 11 条 2> 輸入阻止の権利	○ <<11 条 2> 輸入阻止の権利	○ <GCC12 条 2> 輸入阻止の権利	○ <特 47 条 a> 輸入阻止の権利	○ <特 15 条 1 a> 輸入阻止の権利
	<1362 条 1> 不実施の場合の強制実施権設定後の特許取消規定はない) 特許付与から 4 年 不十分な商品供給の場合は 3 年	<68 条> 不実施の場合の強制実施権 特許付与から 3 年	<70 条> 不実施の場合の強制実施権 特許付与の日から 3 年間又は出願日から 4 年間のどちらか遅い方が経過した後	<59 条> 実施義務規定有 <61 条> 不実施の場合の強制実施権 特許付与の日から 3 年間又は出願日から 4 年間のどち	不実施に関する規定はない	不実施に関する規定はない	<13 条 1(a)(iv)> 不実施の場合の強制実施権 <13 条 2> 出願から 4 年または付与から 3 年	<GCC13 条,19 条> >不実施の場合の強制実施権 付与から 3 年以内	<特 24 条> 不実施の場合の強制実施権 出願日から 4 年または付与された日から 3 年	<特 24 条 1> 不実施の場合の強制実施権 付与後 3 年

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
定の日から2年の期間が満了する前には、することができない。 (4)実施権の強制的設定は、実施がされず又は実施が十分でないことを理由としては、特許出願の日から4年の期間又は特許が与えられた日から3年の期間のうちいずれか遅く満了するものが満了する前には、請求することができないものとし、また、特許権者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにした場合には、拒絶される。強制的に設定された実施権は、排他的なものであつてはならないものとし、また、企業又は営業の構成部分のうち当該実施権の行使に係るものとともに移転する場合を除くほか、当該実施権に基づく実施権の許諾の形式によっても、移転することができない。 (5)(1)から(4)までの規定は、実用新案に準用する。	実用新案にも準用される	<80 条> 強制実施権設定後も不実施の場合、特許消滅宣言 実用新案にも準用される	<73 条> 強制実施権設定後も不実施の場合、特許消滅宣言 準用規定なし	らか遅い方が経過した後 <61 条> 不実施の場合の特許取消規定はない。 実用新案にも準用される <85 条>	実用新案にも準用される <55 条>	実用新案にも準用される <33 条>	<13 条 1(a)(iv)> 不実施の場合の特許取消規定はない。 実用新案にも準用される<15 条>	<GCC13 条,19 条> >不実施の場合の特許取消規定はない。 実用新案制度なし	<特 24 条> 不実施の場合の特許取消規定はない。 実用新案制度なし	<特 24 条 1> 不実施の場合の特許取消規定はない。 実用新案にも準用される
B 意匠の保護は、当該意匠の実施をしないことにより又は保護される意匠に係る物品を輸入することによって、失われない。	○ <1362 条 1> 不実施の場合はライセンスの対象となる	○ 不実施の場合の取消規定なし。	○ 不実施の場合の取消規定なし。	○ 不実施規の場合の取消定なし	○ 不実施の場合の取消規定なし。	○ 不実施の場合の取消規定なし	○ <25 条> 不実施の場合の取消は特許に準ずる（取消規定ではない）	○ 不実施の場合の取消規定はないが、パリ条約規定に準ずるとの回答。	○ 不実施の場合の取消規定なし。	○ 不実施の場合の取消規定なし。
C (1)登録商標について使用を義務づけている同盟国においては、相当の猶予期間が経過しており、かつ、当事者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにしない場合のみ、当該商標の登録の効力を失わせることができる。 (以下は、縮減基準があいまいなため比較対象外とする) (2)商標の所有者が一の同盟国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えることなく構成部分に変更を加えてその商標を使用する場合には、その商標の登録の効力は、失われず、また、その商標に対して与えられる保護は、縮減されない。 (3)保護が要求される国の国内法令により商標の共有者と認められる二以上の工業上又は商業上の営業所が同一又は類似の商品について同一の商標を同時に使用しても、いずれかの同盟国において、その商標の登録が拒絶され、又はその商標に対して与えられる保護が縮減されることはない。ただし、その使用の結果公衆を誤らせることとならず、かつ、その使用が公共の利益に反しないことを条件とする。	○ <1486 条> 3 年の不使用は取消の対象	○ <143 条> 商標の不使用は剥奪の対象	○ <130 条> 3 年間継続して使用されない場合、登録未消の対象	○ <165 条> 過去連続 3 年以上の不使用は取消の対象	○ 不使用による取消の規定はない	○ <18 条> 5 年連続不使用の商標は取消することができる	○ <42 条(2)> 連続して 3 年以上の不使用は取消の対象	○ <商 24 条> 連続して 5 年間の不使用時は取消の対象	○ <商 25 条> 5 年間継続して使用されない場合は取消の対象	○ <商 22 条> 5 年間継続して不使用の場合、利害関係人の請求により、民事法廷は登録の取消を命ずることができる。
D 権利の存在を認めさせるためには、特許の記号若しくは表示又は実用新案、商標若しくは意匠の登録の記号若しくは表示を産品に付することを要しない。	○ 表示の義務は無い <1485 条> 登録の表示を使用することができる	○ 表示の義務は無い	○ 表示の義務は無い <131 条> 登録の表示を使用することができる	○ 表示の義務は無い	<25 条、規 89> 表示の義務は無いが登録の表示を使用していない場合には刑事訴訟ができない（特許・意匠・商標）	○ 表示の義務は無い	○ 表示の義務は無い	○ 表示の義務は無い	○ 表示の義務は無い	○ 表示の義務は無い
第 5 条の 2（工業所有権の存続のための料金納付の猶予期間、特許の回復） (1)工業所有権の存続のために定められる料金の納付については、少なくとも 6 ヶ月の猶予期間が認められる。ただし、国内法令が割増料金を納付すべきことを定めている場合には、それが納付されることを条件とする。 (2)同盟国は、料金の不納により効力を失った特許の回復について定めることができる。→(1)の猶予期間後の回復	○ (1) 特・実・意 <1399 条後半> (2) 回復規定あり <1400 条>	○ (1)特許<84 条> 商標<133 条> (2)回復規定あり <87 条>	○ (1)特・実・意 <80 条> 商標<133 条、134 条> (2) 回復規定あり <81 条>	○ (1)特・実<80 条> 商標 <153 条> (2)回復規定なし	○ (1) 特・実・意・商 <18 条> (2)回復規定なし	○ (1) 特 許 < 特 28(C)> 意匠<意 22A(3)> (2)回復規定なし	○ (1)特・実<12 条 2> 意匠<24 条 4> 商標<41 条 c> (2)回復規定なし	○ (1) 特許<GCC 規 24.2> 商 標 < 商 19 条 3(b)> 意匠<商 45 条> (2)回復規定なし	○ (1)特・意,<特 18 条> 商 標 < 商規 16> (2)回復規定なし	○ (1)特許・実用・意匠： <特 14、50 条> 商標 <商 19 条> (2) 回復規定なし

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
第5条の3（特許権の侵害とならない場合） 次のことは、各同盟国において、特許権者の権利を侵害するものとは認められない。 1．当該同盟国の領水に他の同盟国の船舶が一時的に又は偶発的に入った場合に、その船舶の船体及び機械、船具、装備その他の附属物に関する当該特許権者の特許の対象である発明をその船舶内で専らその船舶の必要のために使用すること。） 2．当該同盟国に他の同盟国の航空機又は車両が一時的に又は偶発的に入った場合に、その航空機若しくは車両又はその附属物の構造又は機能に関する当該特許権者の特許の対象である発明を使用すること。	○ <1359 条>	○ <政令 7552/75> 法律に明示の規定はないが、事務所コメントでは国際条約は議会承認後、大統領が公布すれば、ブラジルの法律とみなされる。	○ <22 条 4>	○ 法律に明示の規定はないが、パリ条約に準ずると思われる。	○ 法律に明示の規定はないが、パリ条約に準ずると思われる。	○ <特 13 条 C,D>	○ <11 条 4 (a)(ii)>	○ <GCC14.2>	○ <特規 47>	○ <特 19 条 2>
第5条の4（物の製造方法の特許の効力） ある物の製造方法について特許が取得されている同盟国にその物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造された物に関して当該特許に基づきその国の法令によって与えられるすべての権利を、その輸入物に関して享有する。	○ <1358 条> 発明者の排他的権利	○ <42 条> 第三者がその同意を得ることなく次に掲げるものを生産し、使用し、販売の申出をし、販売し又はそれらの目的で輸入することを阻止する権利	○ <25 条 2> 特許対象が方法である場合、他の者が自己の同意を得ないで当該方法を使って直接に得られた物を使用、販売、販売の申込又は輸入することを防止する権利	○ <52 条> 特許権者の排他的権利	○ <49 条> 排他的権利の規定の中に輸入を明示していない 並行輸入品は排他的権利が及ばないとの事務所コメント	○ <特 11 条 B(2)> 製造方法の特許の効力	○ <11 条 2(b)> 製造方法の特許の効力	○ <GCC12.1,12.2> 製造方法の特許の効力	○ <特 47 条 a> 発明が方法の場合の発明の利用について定義	○ <特 15 条 1 a)> 特許の対象が工業的方法である場合の排他的権利
第5条の5（意匠の保護） 意匠は、すべての同盟国において保護される。	○ 意匠制度あり	○ 意匠制度あり	○ 意匠制度あり	○ 意匠制度あり	○ 意匠制度あり	○ 意匠制度あり	○ 意匠制度あり<	○ 意匠制度あり	○ 意匠制度あり	○ 意匠制度あり
第6条（商標の登録の条件、各国の商標保護の独立） (1)商標の登録出願及び登録の条件は、各同盟国において国内法令で定める。 (2)もつとも、同盟国の国民がいずれかの同盟国において登録出願をした商標については、本国において登録出願、登録又は存続期間の更新がされていないことを理由として登録が拒絶され又は無効とされることはない。 (3)いずれかの同盟国において正規に登録された商標は、他の同盟国（本国を含む。）において登録された商標から独立したものとする。	○ (1)国内法令あり (2) 拒絶・無効とされる規定はない	○ (1)国内法令あり (2)拒絶・無効とされる規定はない	○ (1)国内法令あり (2) 拒絶・無効とされる規定はない	○ (1)国内法令あり (2) 拒絶・無効とされる規定はない	○ (1)国内法令あり (2) 拒絶・無効とされる規定はない	○ (1)国内法令あり (2) 拒絶・無効とされる規定はない	○ (1)国内法令あり (2) 拒絶・無効とされる規定はない	○ (1)国内法令あり (2) 拒絶・無効とされる規定はない	○ (1)国内法令あり (2)拒絶・無効とされる規定はない	○ (1)国内法令あり (2) 拒絶・無効とされる規定はない
第6条の2（周知商標の保護） (1)同盟国は、一の商標が、他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその同盟国において広く認識されているとその権限のある当局が認めるものの複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣若しくは翻訳である場合には、その同盟国の法令が許すときは職権をもつて、又は利害関係人の請求により、当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止することを約束する。一の商標の要部が、そのような広く認識されている他の一の商標の複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も、同様とする。 (2)(1)に規定する商標の登録を無効とすることの請求については、登録の日から少なくとも5年の期間を認めなければならない。同盟国は、そのような商標の使用の禁止を請求することができる期間を定めることができる。 (3)悪意で登録を受け又は使用された商標の登録を無効とし又は使用を禁止することの請求については、期間を定めないものとする。	○ <1508 条> 周知商標は保護される (2) <1512 条 2(2)>	○ <126 条> その事業分野において周知である標章は、ブラジルにおいて既に出願又は登録がされているか否かに拘らず、特別の保護を享受する (2) <商規 21.1.>	○ <90 条 XV > 不登録事由の中に周知商標は登録不可の規定がある (2) <151 条>	○ <224 条 ,225 条> ,235 条> 周知商標の規定 (2)<232 条> 無許可使用に対する訴訟の権利は、使用を知った日から5年後に時効	○ <20 条(f)> 不登録事由の中に周知商標は登録不可の規定がある (2)<27 条> 登録無効の訴えは、登録日から5年経過した後は禁止される	○ <商 27,28 条> 周知商標の定義 (2)<商 28 条 3> 登録から7年以内	○ <36 条 2(v)> 不登録事由の中に周知商標は登録不可の規定がある (2)<42 条 1(b)> 裁判所に無効申立登録証発行から5年以内	○ <商 8 条(viii)> 不登録事由の中に周知商標は登録不可の規定がある (2)<商 7 条> 登録日から5年以内請求不可	○ <商 2 条 j)> 不登録事由の中に周知(著名)商標は登録不可の規定がある (2)<商 25 条> 取消規定の解釈により可能である。5年間の不使用(JETRO 模倣対策マニュアル)	○ <商 4 条> 不登録事由の中に国際的な名声を有する商標は登録不可の規定がある (2)<商 21 条> 利害関係者は裁判所に取消命令を求めることができる。5年間の不使用。

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
第6条の4（商標の譲渡） (1)商標の譲渡が、同盟国の法令により、その商標が属する企業又は営業の移転と同時に行われるときにのみ有効とされている場合において、商標の譲渡が有効と認められるためには、譲渡された商標を付した商品を当該同盟国において製造し又は販売する排他的権利とともに、企業又は営業の構成部分であって当該同盟国に存在するものを譲受人に移転すれば足りる。 (2)(1)の規定は、譲受人による商標の使用が、当該商標を付した商品の原産地、性質、品位等について事実上公衆を誤らせるようなものである場合に、その商標の譲渡を有効と認める義務を同盟国に課するものではない。	○ <1241 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	○ <134 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の登録出願及び登録は譲渡することができる	○ <143 条> <144 条> 商標の譲渡、合併時の譲渡	○ <161 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	○ <14 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	○ <商 23 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	○ <45 条 3> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	○ <商 21 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	○ <商 30 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能	○ <商 27 条> 商標が属する企業又は営業の移転にかかわらず、商標の譲渡が可能
第6条の5（同盟国で登録された商標の他の同盟国における保護<外国登録商標> テルケルマーク A (1)本国において正規に登録された商標は、この条で特に規定する場合を除くほか、他の同盟国においても、そのままその登録を認められかつ保護される。当該他の同盟国は、確定的な登録をする前に、本国における登録の証明書で権限のある当局が交付したものを提出させることができる。その証明書には、いかなる公証をも必要としない。 (2)本国とは、出願人が同盟国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合にはその同盟国を、出願人が同盟国にそのような営業所を有しない場合にはその住所がある同盟国を、出願人が同盟国の国民であって同盟国に住所を有しない場合にはその国籍がある国をいう。	○ 商標法に規定はされていない。	○ 商標法に規定はされていないが、実務面では認めている。	○ 商標法に規定はされていない	○ 協定等に規定されていない	○ 商標法等に規定はされていない。	○ 商標法等に規定はされていない。	○ <38 条 4> 外国登録商標制度あり。 本国における登録の証明書で権限のある当局が交付したものを提出させる。	○ 商標法等に規定はされていない。	○ 商標法等に規定はされていない。	○ 商標法等に規定はされていない。
B この条に規定する商標は、次の場合を除くほか、その登録を拒絶され又は無効とされることはない。もつとも、第 10 条の 2 の規定の適用は、妨げられない。 1．当該商標が、保護が要求される国における第三者の既得権を害するようなものである場合 2．当該商標が、識別性を有しないものである場合又は商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくは生産の時期を示すため取引上使用されることがある記号若しくは表示のみをもつて、若しくは保護が要求される国の取引上の通用語において若しくはその国の公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている記号若しくは表示のみをもつて構成されたものである場合	○ 該当する規定はない	○ <124 条> 不登録事由が適用されるが、第 10 条の 2 の規定の適用は、妨げられない。	○ 該当する規定はない	○ 該当する規定はない	○ 該当する規定はない	○ 該当する規定はない	○ <38 条 4(c)> パリ条約の第 6 条の 5,B に規定されているものが列記されているが、第 10 条の 2 の規定の適用は、妨げられない	○ 該当する規定はない	○ 該当する規定はない	○ 該当する規定はない
3．当該商標が、道徳又は公の秩序に反するもの、特に、公衆を欺くようなものである場合。ただし、商標に関する法令の規定（公の秩序に関するものを除く。）に適合しないことを唯一の理由として、当該商標を公の秩序に反するものと認めてはならない。	○ 該当する規定はない	○ <124 条 3> 同上	○ 該当する規定はない	○ 該当する規定はない	○ 該当する規定はない	○ 該当する規定はない	○ <38 条 4(c)(iii)> 同上	○ 該当する規定はない	○ 該当する規定はない	○ 該当する規定はない
第6条の6（サービスマークの保護） 同盟国は、サービス・マークを保護することを約束する。同盟国は、サービス・マークの登録について規定を設けることを要しない。	○<1477 条> サービスマークが保護される	○<123 条> サービスマークが保護される	○<88 条> サービスマークが保護される	○<134 条> サービスマークが保護される	○<19 条> サービスマークが保護される	○<商 2 条> サービスマークが保護される	○<36 条 1> サービスマークが保護される	○<商 1 条> サービスマークが保護される	○<商 1 条> サービスマークが保護される	○<商 2 条> サービスマークが保護される

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
第6条の7（代理人、代表者による商標の登録・使用の規制） (1)同盟国において商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の許諾を得ないで、一又は二以上の同盟国においてその商標について自己の名義による登録の出願をした場合には、その商標に係る権利を有する者は、登録異議の申立てをし、又は登録を無効とすること若しくは、その国の法令が認めるときは、登録を自己に移転することを請求することができる。ただし、その代理人又は代表者がその行為につきそれが正当であることを明らかにしたときは、この限りでない。	○ <1512 条 2(5)> 代理人または代表者の名で登録されている場合で、条約の条件に違反している場合は、登録が無効とされる可能性がある。	○ 代理人又は代表者による許諾無しの場合の自己名義による登録出願した場合の異議申立又は登録無効等の規定はないが、<173 条>の司法手続により申立できる	○ <151 条 V)> 無効事由：外国で登録されている商標の商標権者の代理人、代表者、使用者又は配給者が、当該商標若しくはそれと混同させる程に類似する商標の登録を当該外国登録商標の商標権者の明示の同意を得ることなく自己の名で、出願し登録を得た場合	○ 代理人又は代表者による許諾無しの場合の自己名義による登録出願した場合の異議申立又は登録無効等の規定はない。異議申立により対応	○ 代理人又は代表者による許諾無しの場合の自己名義による登録出願した場合の異議申立又は登録無効等の規定はない。異議申立により対応	○ 代理人又は代表者による許諾無しの場合の自己名義による登録出願した場合の異議申立又は登録無効等の規定はない。異議申立または不登録取消により対応	○ 代理人又は代表者による許諾無しの場合の自己名義による登録出願した場合の異議申立又は登録無効等の規定はない。異議申立または不登録取消により対応	○ 代理人又は代表者による許諾無しの場合の自己名義による登録出願した場合の異議申立又は登録無効等の規定はない。異議申立または不登録取消により対応	○ 代理人又は代表者による許諾無しの場合の自己名義による登録出願した場合の異議申立又は登録無効等の規定はない。不登録取消により対応	○ 代理人又は代表者による許諾無しの場合の自己名義による登録出願した場合の異議申立又は登録無効等の規定はない。異議申立、不登録取消により対応
(2)商標に係る権利を有する者は、(1)の規定に従うことを条件として、その許諾を得ないでその代理人又は代表者が商標を使用することを阻止する権利を有する。	○ <1484 条 3>	○ <130 条>	○ <179 条以降>行政的手続	○ 代理人・代表者には言及していない	○ 代理人・代表者には言及していない。	○ 代理人・代表者には言及していない。	○ 代理人・代表者には言及していない。	○ 代理人・代表者には言及していない	○ 代理人・代表者には言及していない	○ 代理人・代表者には言及していない
(3)商標に係る権利を有する者がこの条に定める権利を行使することができる相当の期間は、国内法令で定めることができる。	○ 該当する規定はない	○ 該当する規定はない	○ <151 条>登録日から 5 年間	○ 代理人・代表者には言及していない	○ 代理人・代表者には言及していない。	○ 代理人・代表者には言及していない。	○ 代理人・代表者には言及していない。	○ 代理人・代表者には言及していない	○ 代理人・代表者には言及していない	○ 代理人・代表者には言及していない
第7条の2（団体商標の保護） (1)同盟国は、その存在が本国の法令に反しない団体に属する団体商標の登録を認めかつ保護することを約束する。その団体が工業上又は商業上の営業所を有しない場合も、同様とする。 (2)各同盟国は、団体商標の保護について特別の条件を定めることができるものとし、また、公共の利益に反する団体商標についてその保護を拒絶することができる。 (3)もつとも、その存在が本国の法令に反しない団体に對しては、保護が要求される同盟国において設立されていないこと又は保護が要求される同盟国の法令に適合して構成されていないことを理由としては、その団体に属する団体商標の保護を拒絶することができない。	○ <1510 条> <1511 条> 団体商標制度	○ <147 条> <128 条> 団体商標制度	○ <96 条～98 条> 団体商標制度	○ <180 条～189 条> 団体商標制度	○ 個人、法人、団体の区別をしていないので、団体であっても商標登録が可能。	○ <商 29 条> 団体商標制度	○ <43 条～> 団体商標制度	○ <商 27,28 条> 団体商標制度	○ <商 38 条～40 条> 団体商標制度	○ <商 35-36 条> 監督と検査に関わる標章 団体商標なる言葉はない。
第9条（商標・商号の不法付着の取締） (1)不法に商標又は商号を付した產品は、その商標又は商号について法律上の保護を受ける権利が認められている同盟国に輸入される際に差し押さえられる。 (2)差押えは、また、產品に不法に商標若しくは商号を付する行為が行われた同盟国又はその產品が輸入された同盟国の国内においても行われる。	○ 権利行使の取締規定は、一般条項に規定<1252 条 2> <1484 条> 差押規定 <1252 条 2>	○ <190 条> 侵害行為と罰則 <198 条> 差押規定	○ <199 条の 2> 権利侵害に対する規定 回収、押収、行為中止	○ <241 条> 押収・差止	○ <106 条> 侵害者に対する措置規定 民法・刑法で規定との事務所回答	○ <商 43 条> 税関水際対策	○ <84,85 条> 税関水際対策 差止	○ <商 46 条> 税関水着補対策の規定はない。 予防と制裁措置に輸入品の規定あり GCC 統一関税法に則って水際対策も実施されると思われる。	○ <商 49 条、50 条> 差押規定 予防措置を取るべき旨の命令を苦情処理委員会から取得することができる	○ <41 条。 仮命令 ・不法と思われる詳細な目録書作成 ・押収
(3)差押えは、検察官その他の権限のある当局又は利害関係人（自然人であるか法人であるかを問わない。）の請求により、各国盟国の国内法令に従って行われる。 (4)当局は、通過の場合には、差押えを行うことを要しない。	○ 民法には明示の規定は無い	○ <198 条> 職権により又は利害関係人からの請求に基づく。	○ <199 条の 2> 権利侵害に対する規定 回収、押収、行為中止	○ <241 条> 押収・差止	○ 産業財産法には規定されていない 民法・刑法で規定との事務所回答	○ <商 43 条> 権利侵害に対する申立ての規定	○ <84 条> 権利者は税関または裁判所に差止請求できる。	○ <商 46 条> 差押者が裁判所の命令により取り締まる。	○ 商標権者の請求に基づく	○ <41 条> 権利者による裁判所命令取得による暫定措置（押収）

パリ条約	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
(5)同盟国の法令が輸入の際における差押えを認めていない場合には、その差押えの代わりに、輸入禁止又は国内における差押えが行われる。 (6)同盟国の法令が輸入の際における差押え、輸入禁止及び国内における差押えを定めていない場合には、その法令が必要な修正を受けるまでの間、これらの措置の代わりに、その同盟国の法令が同様の場合に内国民に保障する訴訟その他の手続が、認められる。	○ 輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	○ 輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	○ 輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	○ 輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	○ 国内における差押あり 水際取締は法律 19,912 号 (2004 年 11 月 4 日公布)	○ 輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	○ 輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	○ 輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	○ 輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される	○ 輸入の際の規定は設けられていないが、国内法により保護される
JAS 法等による不正表示の取締規定のため比較対象外 第 10 条（原産地の虚偽表示の取締）										
第 10 条の 2（不正競争行為の禁止） (1)各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護する。 (2)工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。 (3)特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。 1．いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業との活動との混同を生じさせるようなすべての行為 2．競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張 3．産品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張	○ 競争の保護に関する連邦法 2006 年 7 月 14 日承認 第 14 条不正競争の禁止	○ <2 条 3 条,6 条> <195 条> 不正競争行為を 14 項に規定 3.のみ不正競争行為に規定せず、第 5 章地理的表示及びその他の表示の侵害	○ <213 条> 行政上の法規違反工業、商業又はサービス業の適正な実務と慣習に反する行為で、その違反が本法で規制する事項に関係しかつ不正競争とみなされる程度に至っているもの	○ <258 条、259 条> 不公正競争の規定 a)混同を惹起可能性のある行為 b) 競争者の事業、商品又は産業活動の信用を損なう c)商品の性質、製法、特徴、有用性もしくは数量について公衆の誤解を招く恐れ	○ 不正競争防止法（法律 20169 号） 2007,年 2 月 2 日施行	○ 商法(1987 年法律 7)第 59 条から 64 条に不正競争防止を規定 <WTO への通報文>	○ 不正競争に対する保護 <第 部 60 条～65 条>	○ 不正競争に対する保護規定はない。しかしながら、パリ条約に準じると思われる。	○ 不正競争を規制する法律はない。ただし、サウジ競争及びその施行規則により執行することができる。（間接的に扱っている。） JETRO 模倣対策マニュアル中東編 P249	○ 1993 年商取引法 66 条 商人は、詐欺及び欺罔により、自らの商品を処分してはならず、また、自らと競争する別な商人の利益を害するような虚偽の陳述を表明又は公表してはならず、これに対する損害賠償責任を負う
第 10 条の 3（商標・商号の不正付着、原産地等の虚偽表示、不正競争行為を防止するための法律上の措置） (1)同盟国は、第 9 条から前条までに規定するすべての行為を有効に防止するための適当な法律上の救済手段を他の同盟国の国民に与えることを約束する。 (2)同盟国は、更に、利害関係を有する生産者、製造者又は販売人を代表する組合又は団体でその存在が本国の法令に反しないものが、保護が要求される同盟国の法令により国内の組合又は団体に認められている限度において、第 9 条から前条までに規定する行為を防止するため司法的手段に訴え又は行政機関に申立てをすることができることとなるように措置を講ずることを約束する。	○ 同上	○ <189 条から 195 条><3 条><4 条>	○ <213 条から 215 条> 行政上の法規違反及び制裁処罰規定 利害関係人による請求要。	○ <267 条> 不正競争に関する訴訟 <214 条> 原産地名称 - 処罰対象 <238 条> 権利侵害訴訟 <241 条> 偽造商標 差止措置	○ <29 条> 登録商標を詐欺的に使用した場合は、機器廃棄、商品没収、即時差押	○ <商 43 条、46 条、47 条> 商標権侵害に対する権利行使	○ <71 条> 不正競争防止、救済は知的財産の権利行使を利用出来る。	○ <商 46 条> 利害関係人は民事裁判所に提訴する。	○ 商工業省の商業詐欺防止部が模倣品の取締りを実施。同国のイスラム教指導者が模倣行為を違法活動であると宗教的布告を出した。 JETRO 模倣対策マニュアル中東編 P253	○ <商取引法 66 条> <商 37 条～40 条> 民法に基づく損害賠償の請求 拘禁刑・罰金
第 11 条（博覧会出品の仮保護） (1)同盟国は、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、国内法令に従い、特許を受けることができる発明、実用新案、意匠及び商標に仮保護を与える。 (2)(1)の仮保護は、第 4 条に定める優先期間を延長するものではない。後に優先権が主張される場合には、各同盟国の主管庁は、その産品を博覧会に搬入した日から優先期間が開始するものとしてすることができる。 (3)各同盟国は、当該産品が展示された事実及び搬入の日付を証明するために必要と認める証拠書類を要求することができる。	○ 特許・実用新案・意匠 <1382 条> 商標 <1495 条> 仮保護	○ 特許 <12 条> 意匠： <規則 2.1> 商標： <政令 7552/75> 事務所コメント：国際条約は議会承認後、大統領が公布すれば、ブラジルの法律とみなされる。	○ 特許のみ規定 <18 条> 商標・意匠については仮保護規定ないが、パリ条約に準ずるとの回答。	○ 特許・意匠 規定はないが、パリ条約に準ずるとの回答 商標 <141 条> 展示会の関係当局によって発行された証明書	○ <42 条> 特許・実用新案・意匠は博覧会に言及 商標については仮保護規定がない パリ条約に準ずると思われる。	○ <特 2 条 E> 特実仮保護 <商 49 条> 商標仮保護 <意 24 条> 意匠仮保護	○ 産業財産法に規定されていないが、パリ条約に遵守すると思われる。	○ <GCC9 条> 特許 官庁が仮保護証明書を発行。 商標・意匠については仮保護規定なし。 パリ条約に準ずると思われる。	○ 特許・意匠 <特規 30.> 6 ヶ月仮保護 商標 <商規 32～35> 6 ヶ月仮保護	○ <特 3 条> 特許・意匠 展示会の仮保護なし。 商標は仮保護規定なし。 パリ条約に準ずると思われる。

(2) TRIPS 協定(第二部)との整合性

TRIPS 協定で決められている知的財産には、著作権、商標、地理的表示、意匠、特許および集積回路の回路配置がある。ただし、TRIPS 協定はこれらの知的財産を保護するための最低の基準を示した位置づけであり、その実現方法は加盟国にゆだねられている。このため、例えばある国において集積回路の回路配置を保護するための特別法が制定されていなかったとしても(例: アラブ首長国連邦では集積回路の回路配置を保護するための特別法は制定されていない。) 当該国内でその他の法律を適用して実質的な保護が行われていれば、TRIPS 協定に違反することにはならない。本調査研究では、調査対象国において、特別法が制定されている場合について、当該法律と TRIPS 協定の比較を行うこととした。なお、今回の調査対象国の中でロシアは世界貿易機関(WTO)に未加盟であるが、参考として比較した。

調査の結果、対象国の法律で明らかに TRIPS 協定と整合しない規定は発見されなかった。

以下に、各国法の中の特記事項を列記した。

(1) 著作権および関連する権利

・協定第 11 条 貸与権

貸与の概念はコンピュータ・プログラムでのみ規定されており、映画の著作物についてはレンタルに関する言及がない国が多くみられた(ブラジル、ロシア、メキシコ、クウェート、オマーン)。

・協定第 14 条 実演家、レコード(録音物)製作者及び放送機関の保護

クウェートおよびサウジアラビアでは著作隣接権と著作権を区別していない。そのため実演家の権利のみ規定されているが、それ以外の複製権、送信権については明示されていない。また、レコードの貸与権に関しても第 11 条で述べたと同様にレンタルに関する言及がない(ブラジル、ロシア、メキシコ、クウェート、カタール、サウジアラビア)。

(2) 商標

・協定第 15 条 保護の対象

第 3 項は商標の登録にあたって、実際の使用を要件としてはならないという規定であるが、使用の要件を課している国は無かった。

・第 16 条 与えられる権利

不登録事由の中に、周知商標を含めることによって保護を図っている国があった(クウェート、サウジアラビア)。

(3) 地理的表示

TRIPS 協定の中の地理的表示の定義に則った規定を設けている国は、チリ、バーレーン、

オマーン、カタールであったが、それ以外の国でも 1967 年 6 月 14 日にストックホルムで改正された、原産地名称 (appellation of origin) の保護及び国際登録に関する 1958 年 10 月 31 日のリスボン協定で定義された原産地名称の登録保護制度に準じた国内制度を設けている国 (ブラジル、ロシア、メキシコ、ペルー) や、商標法の中で地理的表示や地理的表示を含む商標について、誤認混同をもたらすものの登録を防止している国 (クウェート、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦) があった。

また、ぶどう酒や蒸留酒についての追加的保護 (TRIPS 協定第 23 条) については、ペルーとチリではこれらに対する追加的保護を明示していた。なお、イスラム教圏である湾岸諸国は、アルコール飲料については公序良俗違反を理由として商標登録が出来ないこととなっているので、ぶどう酒や蒸留酒の地理的表示が商標登録されることはない。

(4) 特許

・第 29 条 特許出願人に関する条件

ベストモードの記載を要求している国 (メキシコ、サウジアラビア、アラブ首長国連邦) があった。

・第 34 条 方法の特許の立証責任

方法の特許に関する立証責任について、明示の規定を設けているのはペルー、チリ、バーレーンおよびサウジアラビアの 4 カ国であった

各国国内法と TRIPS 協定第二部の整合性 (記号 : 該当規定がない、または、その一部分が協定に合致していない場合。)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
PART II — Standards concerning the availability, scope and use of Intellectual Property Rights SECTION 1: COPYRIGHT AND RELATED RIGHTS Article 9: Relation to the Berne Convention 1. Members shall comply with Articles 1 through 21 of the Berne Convention (1971) and the Appendix thereto. However, Members shall not have rights or obligations under this Agreement in respect of the rights conferred under Article 6bis of that Convention or of the rights derived therefrom.	第2部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準 第1節 著作権及び関連する権利 第9条 ベルヌ条約との関係 (1) 加盟国は、1971年のベルヌ条約の第1条から第21条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし、加盟国は、同条約第6条の2の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については、この協定に基づく権利又は義務を有さない。	WTO 加盟：未加盟 ベルヌ条約：13-Mar-1995 著作権法：2008年1月1日施行(民法典第4部)	WTO 加盟：01-Jan-1995 ベルヌ条約：09-Feb-1922 著作権法：1998年2月19日(法律番号9.610、著作権法)	WTO 加盟：01-Jan-1995 ベルヌ条約：11-Jun-1967 著作権法：2003年7月27日施行の1997年著作権法	WTO 加盟：01-Jan-1995 ベルヌ条約：20-Aug-1988 著作権法：24/05/1996年5月24日施行, 法律番号822	WTO 加盟：01-Jan-1995 ベルヌ条約：05-Jun-1970 著作権法：(28/08/1970, No. 17.336 last amended 17/09/1992, No. 19.166	WTO 加盟：01-Jan-1995 ベルヌ条約：02-Mar-1997 著作権法：2006年7月29日施行の2006年法律第22号 (Draft Law 2001)	WTO 加盟：01-Jan-1995 ベルヌ条約：未加盟 著作権法：Decree Law, 29/12/1999 - 1420, No. 64	WTO 加盟：09-Nov-2000 ベルヌ条約：14-Jul-1999 著作権法：21/05/2000のCopyright Decree, 1421, No. 37	WTO 加盟：13-Jan-1996 ベルヌ条約：05-Jul-2000 著作権法：2002年法律第7号	WTO 加盟：11-Dec-2005 ベルヌ条約：11-Mar-2004 著作権法：2003年10月29日閣僚会議決定第85号により改正された著作権法	WTO 加盟：10-Apr-1996 ベルヌ条約：14-Jul-2004 著作権法：2002年連邦法第7号著作権法
2. Copyright protection shall extend to expressions and not to ideas, procedures, methods of operation or mathematical concepts as such.	(2) 著作権の保護は、表現されたものに及ぶものとし、思想、手続、運用方法又は数学的概念自体には及んではない。	○保護の対象外(第1259条)	○保護の対象外(第7条、第8条)	○保護の対象外(第14条)	○保護の対象外(第9条)	保護の対象(第1条)	○保護の対象(第2条) ○対象外(第3条)	○保護の対象(第1条、第2条)	○保護の対象(第2条)	○保護の対象(第2条) ○対象外(第4条)	○保護の対象(第2条) ○対象外(第4条)	○保護の対象(第2条) ○対象外(第3条)
Article 10: Computer Programs and Compilations of Data 1. Computer programs, whether in source or object code, shall be protected as literary works under the Berne Convention (1971). 2. Compilations of data or other material, whether in machine readable or other form, which by reason of the selection or arrangement of their contents constitute intellectual creations shall be protected as such. Such protection, which shall not extend to the data or material itself, shall be without prejudice to any copyright subsisting in the data or material itself.	第10条 コンピュータ・プログラム及びデータの編集物 (1) コンピュータ・プログラム(ソース・コードのものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。)は、1971年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。 (2) 素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物(機械で読取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない。)は、知的創作物として保護される。その保護は、当該データその他の素材自体には及んではならず、また、当該データその他の素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。	○コンピュータ・プログラム(第1225条、第1261条) ○データベース(第1225条、第1262条)	○コンピュータ・プログラム(第7条) ○データベース(第7条)	○コンピュータ・プログラム(第13条、第101条~第114条) ○データベース(第13条、第101条~第114条)	○コンピュータ・プログラム(第5条、第69条~第77条) ○データベース(第5条、第78条)	○コンピュータ・プログラム:(第3条)(第37条) ○データベース(第3条)	○コンピュータ・プログラム(第2条) ○データベース(第2条)	○コンピュータ・プログラム(第2条) ○データベース(第2条)	○コンピュータ・プログラム(第2条) ○データベース(第2条)	○コンピュータ・プログラム(第2条) ○データベース(第3条)	○コンピュータ・プログラム(第2条) ○データベース(第3条)	○コンピュータ・プログラム(第2条) ○データベース(第2条)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
Article 11: Rental Rights In respect of at least computer programs and cinematographic works, a Member shall provide authors and their successors in title the right to authorize or to prohibit the commercial rental to the public of originals or copies of their copyright works. A Member shall be excepted from this obligation in respect of cinematographic works unless such rental has led to widespread copying of such works which is materially impairing the exclusive right of reproduction conferred in that Member on authors and their successors in title. In respect of computer programs, this obligation does not apply to rentals where the program itself is not the essential object of the rental.	第 11 条 貸与権 少なくともコンピュータ・プログラム及び映画の著作物については、加盟国は、著作者及びその承継人に対し、これらの著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。映画の著作物については、加盟国は、その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には、この権利を与える義務を免除される。コンピュータ・プログラムについては、この権利を与える義務は、当該コンピュータ・プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合には、適用されない。	貸与権に関する規定はない。	貸与権に関する規定はない。	貸与権に関する規定はない。	○著作権財産権の中に貸与権が記載されている(第 38 条)	○コンピュータ・プログラムの貸与権(第 37 条の 2)	○貸与権(第 7 条)	貸与権に関する規定はない。	貸与権に関する規定はない。	○貸与権(第 7 条)	○貸与権(第 9 条)	○コンピュータ・プログラムの貸与権(第 8 条)
Article 12: Term of Protection Whenever the term of protection of a work, other than a photographic work or a work of applied art, is calculated on a basis other than the life of a natural person, such term shall be no less than 50 years from the end of the calendar year of authorized publication, or, failing such authorized publication within 50 years from the making of the work, 50 years from the end of the calendar year of making.	第 12 条 保護期間 著作物(写真の著作物及び応用美術の著作物を除く。)の保護期間は、自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、権利者の許諾を得た公表の年の終わりから少なくとも 50 年とする。著作物の製作から 50 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、保護期間は、その製作の年の終わりから少なくとも 50 年とする。	○著作物の保護期間：70 年(第 1281 条)	○著作物の保護期間：70 年(第 43 条) 写真の著作物も 70 年(第 44 条)	○著作物の保護期間：75 年(第 29 条)	○著作物の保護期間：70 年(第 52 条)	○著作物の保護期間：70 年(第 10 条)	○著作物の保護期間：50 年(第 28 条)	○著作物の保護期間：50 年(第 17 条)	○著作物の保護期間：50 年(第 7 条)	○著作物の保護期間：50 年(第 15 条)	○著作物の保護期間：50 年(第 19 条)	○著作物の保護期間：50 年(第 20 条)
Article 13: Limitations and Exceptions Members shall confine limitations or exceptions to exclusive rights to certain special cases which do not conflict with a normal exploitation of the work and do not unreasonably prejudice the legitimate interests of the right holder.	第 13 条 制限及び例外 加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。	○例外の規定(第 1273 条) 個人の使用に例外を設けている。	○例外の規定：(第 46 条)	○例外の規定(第 147 条~第 151 条)	○例外の規定(第 41 条~第 51 条：利用権) フェアユース およびパーソナルユース	○例外の規定(第 38 条~第 47 条) ○権利の消尽(第 17 条)	○例外の規定(第 20 条)	例外に関する規定は設けられていない	○例外の規定(第 6 条)	○例外の規定(第 18 条~第 27 条)	○例外の規定(第 15 条) ○強制的なライセンス(第 16 条)	○例外の規定(第 22 条、第 23 条) ○強制的なライセンス(第 21 条)
Article 14: Protection of Performers, Producers of Phonograms (Sound Recordings) and Broadcasting Organizations 1. In respect of a fixation of their performance on a phonogram,	第 14 条 実演家、レコード(録音物)製作者及び放送機関の保護 (1) レコードへの実演の固	○著作隣接権(第 1303 条~第 1344 条) ○実演家の権	○著作隣接権：(第 5 章) ○実演家の権利(第 90 条、	○著作隣接権(第 8 条、第 115 条~)	○著作隣接権：(第 129 条~)	○著作隣接権(第 56 条~第 69 条) ○実演家の権	○著作隣接権(第 14 条~)	著作隣接権：著作隣接権を区別していない。 ○実演家の権	○著作隣接権(第 6 章)： ○実演家の権	○著作隣接権(第 8 章) ○実演家の権	著作隣接権：著作隣接権を区別していない。	○著作隣接権(第 3 章) ○実演家の権

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
performers shall have the possibility of preventing the following acts when undertaken without their authorization: the fixation of their unfixed performance and the reproduction of such fixation. Performers shall also have the possibility of preventing the following acts when undertaken without their authorization: the broadcasting by wireless means and the communication to the public of their live performance.	定に関し、実演家は、固定されていない実演の固定及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。実演家は、また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への伝達が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。	利 (第 1313 条~第 1321 条)	第 91 条、第 92 条)	利 (第 116 条~第 122 条)	利 (第 131 条~第 135 条)	利 (第 56 条~第 58 条)(第 65 条~第 66 条)	利 (第 14 条~第 16 条)	利 (第 15 条)	利 (第 16 条)	利 (第 40 条)		利 (第 16 条、第 17 条)
2. Producers of phonograms shall enjoy the right to authorize or prohibit the direct or indirect reproduction of their phonograms.	(2) レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。	○複製権 (第 1322 条~1328 条)	○複製権 : (第 93 条)	○複製権 (第 129 条~第 134 条)	○複製権 (第 136 条~第 139 条)	○複製権 (第 67 条の 2、	○複製権 (第 17 条)	複製権に関する特別の規定はない。	○複製権 (第 18 条)	○複製権 (第 41 条)	複製権に関する特別の規定はない。	○複製権 (第 18 条)
3. Broadcasting organizations shall have the right to prohibit the following acts when undertaken without their authorization: the fixation, the reproduction of fixations, and the rebroadcasting by wireless means of broadcasts, as well as the communication to the public of television broadcasts of the same. Where Members do not grant such rights to broadcasting organizations, they shall provide owners of copyright in the subject matter of broadcasts with the possibility of preventing the above acts, subject to the provisions of the Berne Convention (1971).	(3) 放送機関は、放送の固定、放送の固定物の複製及び放送の無線による再放送並びにテレビジョン放送の公衆への伝達が当該放送機関の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は、この権利を放送機関に与えない場合には、1971 年のベルヌ条約の規定に従い、放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。	○送信権 (第 1329 条~第 1332 条)	○送信権 : (第 95 条)	○送信権 (第 139 条~第 146 条) 注) 保護期間 25 年 (第 146 条)	○送信権 (第 140 条~第 142 条)	○送信権 (第 69 条)	○送信権 (第 18 条):	送信権に関する特別の規定はない。	○送信権 (第 20 条)	○送信権 (第 42 条)	送信権に関する特別の規定はない。	○送信権 (第 19 条)
4. The provisions of Article 11 in respect of computer programs shall apply mutatis mutandis to producers of phonograms and any other right holders in phonograms as determined in a Member's law. If on 15 April 1994 a Member has in force a system of equitable remuneration of right holders in respect of the rental of phonograms, it may maintain such system provided that the commercial rental of phonograms is not giving rise to the material impairment of the exclusive rights of reproduction of right holders.	(4) 第 11 条の規定(コンピュータ・プログラムに係るものに限る。)は、レコード製作者及び加盟国の国内法令で定めるレコードに関する他の権利者について準用する。加盟国は、1994 年 4 月 15 日においてレコードの貸与に関し権利者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には、レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	○レコードの貸与権 (第 18 条)	レコードの貸与権に関する規定はない。	レコードの貸与権に関する規定はない。	○レコードの貸与権 (第 18 条)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
5. The term of the protection available under this Agreement to performers and producers of phonograms shall last at least until the end of a period of 50 years computed from the end of the calendar year in which the fixation was made or the performance took place. The term of protection granted pursuant to paragraph 3 shall last for at least 20 years from the end of the calendar year in which the broadcast took place.	(5) 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は、固定又は実演が行われた年の終わりから少なくとも 50 年とする。(3)の規定に基づいて与えられる保護期間は、放送が行われた年の終わりから少なくとも 20 年とする。	○隣接権の保護期間：50 年（第 1318 条、第 1327 条、第 1331 条）	○隣接権の保護期間：70 年（第 96 条）	○隣接権の保護期間：50 年（第 134 条）	○隣接権の保護期間：70 年（実演家 第 135 条）（レコード製作者 第 139 条）（放送 第 142 条）（その他の隣接権 第 143 条~144 条）	○隣接権の保護期間：70 年（第 70 条） 注）放送のみ 50 年	○隣接権の保護期間：50 年（第 34 条、第 35 条） 注）放送の著作権は 25 年	○隣接権の保護期間：50 年（第 17 条） 注）放送の著作権は 20 年	○隣接権の保護期間：50 年（第 21 条） 注）放送の著作権は 20 年	○隣接権の保護期間：50 年（第 40 条、第 41 条） 注）放送の著作権は 20 年	○隣接権の保護期間：実演家、レコード製作者の権利 50 年（第 19 条） 注）放送の著作権は 20 年	○隣接権の保護期間：実演家、レコード製作者の権利 50 年（第 20 条） 注）放送の著作権は 20 年
6. (Omission)	(6)（省略）											
SECTION 2: TRADEMARKS Article 15: Protectable Subject Matter 1. Any sign, or any combination of signs, capable of distinguishing the goods or services of one undertaking from those of other undertakings, shall be capable of constituting a trademark. Such signs, in particular words including personal names, letters, numerals, figurative elements and combinations of colours as well as any combination of such signs, shall be eligible for registration as trademarks. Where signs are not inherently capable of distinguishing the relevant goods or services, Members may make registrability depend on distinctiveness acquired through use. Members may require, as a condition of registration, that signs be visually perceptible. 2. Paragraph 1 shall not be understood to prevent a Member from denying registration of a trademark on other grounds, provided that they do not derogate from the provisions of the Paris Convention (1967).	第 2 節 商標 第 15 条 保護の対象 (1) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語(人名を含む。)、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。 (2) (1)の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし、その理由が 1967 年のパリ条約に反さないことを条件とする。	商標法：2008 年 1 月 1 日施行(民法典第 4 部） 保護の対象： ○(第 1477 条、第 1482 条、第 1510 条） 注、使用によって識別性を獲得する記述はない。	商標法：2001 年 2 月 14 日施行 (2001 年法律第 10,196 号) ○保護の対象（第 123 条）（第 128 条） ○識別性（第 122 条） 注、使用によって識別性を獲得する記述はない。	商標法：2006 年 1 月 26 日施行(産業財産権法) 保護の対象： ○（第 123 条、176 条、89 条） ○識別性があり、見ることでできる標章のみ（第 88 条） 注、使用によって識別性を獲得する記述はない。	商標法：2002 年 12 月 1 日発効(カルタヘナ協定決定 486 号) 保護の対象： ○（第 134 条、180 条、185 条、189 条、190 条） ○識別性（第 134 条） 注）音と臭いの商標あり。 ○使用による識別性（第 135 条）	商標法：2005 年 12 月 1 日施行(産業財産権法) 保護の対象： ○（第 19 条） 見ることのできる商標のみ ○識別性（第 19 条） ○使用による識別性（第 19 条）	商標法：2006 年 6 月 1 日改正施行、2006 年法律第 11 号 保護の対象： ○（第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 2 条） 色彩、におい、音の商標がある ○識別性（第 61 条、第 62 条）	商標法：2008 年 12 月 17 日施行(産業財産法) 保護の対象： ○（第 37 条） 色彩の商標がある。香りや味は識別性の対象ではない ○識別性（第 36 条） ○使用による識別性（第 36 条）	商標法：2002 年 6 月 15 日施行（2002 年法律 NO.9） 商標、商号、地理的表示、意匠法 保護の対象： ○（第 1 条、第 6 条） 色彩、におい、音の商標がある ○識別性（第 1 条、第 8 条）	商標法：2003 年 3 月 1 日施行（商標法） 保護の対象： ○（第 1 条、第 7 条） 色彩の商標（単色は不可）がある ○視覚（第 1 条） ○識別性（第 1 条）	商標法：2001 年 7 月 31 日改正施行 (2002 年連邦法第 8 号商標法) 保護の対象： ○（第 2 条、第 35 条、第 36 条） 音の商標がある（第 2 条） ○識別性（第 2 条、第 3 条）	
3. Members may make registrability depend on use. However, actual use of a trademark shall not be a condition for filing an application for registration. An application shall not be refused solely on the	(3) 加盟国は、使用を商標の登録要件とすることができる。ただし、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。出願は、意図された使用が出願日から 3 年の期間が満了す	使用の要件：具体的な記述はない。	○使用の要件（第 128 条）	登録の要件とはされていないが、登録された商標は使用しなければならない。	使用の要件：具体的な記述はない。	使用の要件：具体的な記述はない。	使用の要件：具体的な記述はない。	使用の要件：具体的な記述はない。	使用の要件：登録の有効性を判断する際に使用の実績が問われる（第 38 条）	○使用の要件（第 7 条）	使用の要件：具体的な記述はない。	○使用の要件（第 7 条）：登録出願は使用を前提としている。

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
ground that intended use has not taken place before the expiry of a period of three years from the date of application.	る前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。											
4. The nature of the goods or services to which a trademark is to be applied shall in no case form an obstacle to registration of the trademark.	(4) 商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の妨げになってはならない。	制限する規定はない。	制限する規定はない。	制限する規定はない。	制限する規定はない。	○制限しない規定(第19条)	制限する規定はない。	○制限しない規定(第64条)	○制限しない(第36条)	制限する規定はない。	制限する規定はない。	○制限しない規定(第2条)
5. Members shall publish each trademark either before it is registered or promptly after it is registered and shall afford a reasonable opportunity for petitions to cancel the registration. In addition, Members may afford an opportunity for the registration of a trademark to be opposed.	(5) 加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。	○公告(第1506条) 異議:異議の制度なし ○取消(第1512条)	○公告(第158条) ○異議(第158条) ○取消(第142条)	○公告(第127条) 異議:異議の制度なし ○取消(第151条)	○公告(第145条) ○異議(第146条) ○取消(第165条、第172条)	○公告(第4条) ○異議(第5条) ○取消(第19条の2A、第26条)	○公告(第13条) ○異議(第13条) ○取消(第18条、第20条)	○公告(第72条) ○異議(第72条) ○取消(第78条)	○公告(第38条) ○異議(第38条) ○取消(第42条)	○公告(第15条) ○異議(第15条) ○取消(第23条~第26条)	○公告(第14条) ○異議(第15条) ○取消(第25条)	○公告(第14条) ○異議(第14条) ○取消(第21条~第26条)
Article 16: Rights Conferred 1. The owner of a registered trademark shall have the exclusive right to prevent all third parties not having the owner's consent from using in the course of trade identical or similar signs for goods or services which are identical or similar to those in respect of which the trademark is registered where such use would result in a likelihood of confusion. In case of the use of an identical sign for identical goods or services, a likelihood of confusion shall be presumed. The rights described above shall not prejudice any existing prior rights, nor shall they affect the possibility of Members making rights available on the basis of use.	第16条 与えられる権利 (1) 登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。	○排他権(第1478条、第1479条、第1484条)	○排他権(第129条)	○排他権(第87条、第91条)	○排他権(第154条、第155条)	○排他権(第19条の2D)	○排他権(第15条)	○排他権(第82条)	○排他権(第36条、第39条))	○排他権(第20条)	○排他権(第21条)	○排他権(第17条)
2. Article 6bis of the Paris Convention (1967) shall apply, mutatis mutandis, to services. In determining whether a trademark is well-known, Members shall take account of the knowledge of the trademark in the relevant sector of the public, including knowledge in the Member concerned which has been obtained as a result of the promotion of the trademark.	(2) 1967年のパリ条約第6条の2の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識(商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。)を考慮する。	○周知商標(第1508条、第1509条) サービスマークにも適用される。	○周知商標(第126条) サービスマークにも適用される。	○周知商標(第98条の2~第98条の2-9) ○(第90条) 非登録事由となっている。	○周知商標(第224条~第236条) ○周知商標の使用(第155条、第156条)	○周知商標(第20条) サービスマークにも適用される。	○周知商標(第27条、第28条) ○(第3条) 非登録事由となっている。	周知商標の保護に関して独立の規定は設けられていない。 ○(第62条) 非登録事由となっている。	○周知商標(第36条) 国内で周知の商標は登録できない。非登録の周知商標の使用者は登録に異議を申し立てられる	○周知商標(第8条) 一般に知られた商標(含む非登録)と同一、類似の商標は登録できない。	周知商標の保護に関して独立の規定は設けられていない。 ○(第2条) 非登録事由となっている。	○周知商標という用語ではなく国際的な名声を持つ、あるいは有名な商標としている(第4条)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
3. Article 6bis of the Paris Convention (1967) shall apply, mutatis mutandis, to goods or services which are not similar to those in respect of which a trademark is registered, provided that use of that trademark in relation to those goods or services would indicate a connection between those goods or services and the owner of the registered trademark and provided that the interests of the owner of the registered trademark are likely to be damaged by such use.	(3) 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。	○同上	○同上	○同上	○同上	○同上 周知商標と同一あるいは類似の商標の出願は拒絶される。その後、周知商標の所有者は 90 日以内に出願しなければならない。	○同上	○同上 周知商標と同一あるいは類似の商標の出願は拒絶される。	○同上 周知商標と同一あるいは類似の商標の出願は拒絶される。	○同上	○同上 周知商標と同一あるいは類似の商標の出願は拒絶される。	○同上 周知の商標の翻訳と考えられる商標の出願は拒絶される。 国際的な名声をもつ商標の出願は拒絶される。
Article 17: Exceptions Members may provide limited exceptions to the rights conferred by a trademark, such as fair use of descriptive terms, provided that such exceptions take account of the legitimate interests of the owner of the trademark and of third parties.	第 17 条 例外 加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。	具体的な規定はない	○排他権の例外 (第 129 条) 6 ヶ月以前の先使用権を認めている。	○排他権の例外 (第 92 条) 善意の先使用権や自己の名称の使用を規定している。	○排他権の例外 (第 157 条) 善意であり、商標としての使用に該当しない場合。	具体的な規定はない	○排他権の例外 (第 44 条)	○排他権の例外 (先使用権: 第 65 条)	○排他権の例外 (消尽、他国で登録された商標を付した商品の輸入: 第 40 条)	具体的な規定はない	具体的な規定はない。	具体的な規定はない。
Article 18: Term of Protection Initial registration and each renewal of registration, of a trademark shall be for a term of no less than seven years. The registration of a trademark shall be renewable indefinitely.	第 18 条 保護期間 商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも 7 年とする。商標の登録は、何回でも更新することができるものとする。	○登録から 10 年有効で、更新が可能 (第 1491 条)	○登録から 10 年有効で、更新が可能 (第 133 条)	○登録から 10 年有効で、更新が可能 (第 95 条)	○登録から 10 年有効で、更新が可能 (第 151 条)	○登録から 10 年有効で、更新が可能 (第 24 条)	○登録から 10 年有効で、更新が可能 (第 17 条)	○登録から 10 年有効で、更新が可能 (第 77 条)	○登録から 10 年有効で、更新が可能 (第 41 条)	○登録から 10 年有効で、更新が可能 (第 18 条)	○登録から 10 年有効で、更新が可能 (第 22 条、第 23 条)	○登録から 10 年有効で、更新が可能 (第 19 条)
Article 19: Requirement of Use 1. If use is required to maintain a registration, the registration may be cancelled only after an uninterrupted period of at least three years of non-use, unless valid reasons based on the existence of obstacles to such use are shown by the trademark owner. Circumstances arising independently of the will of the owner of the trademark which constitute an obstacle to the use of the trademark, such as import restrictions on or other government requirements for goods or services protected by the trademark, shall be recognized as valid reasons for non-use.	第 19 条 要件としての使用 (1) 登録を維持するために使用が要件とされる場合には、登録は、少なくとも 3 年間継続して使用しなかった後においてのみ、取り消すことができる。ただし、商標権者が、その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は、この限りでない。商標権者の意思にかかわらず生じる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められる。	○(第 1486 条) 3 年の不使用が取消の対象	○(第 143 条) 5 年の不使用が取消の対象	○(第 130 条) 3 年の不使用が取消の対象	○(第 165 条) 3 年の不使用が取消の対象	不使用による取消制度なし	○(第 18 条)5 年の不使用が取消の対象	○(第 79 条)5 年の不使用が取消の対象	○(第 42 条)3 年の不使用が取消の対象	○(第 24 条)5 年の不使用が取消の対象	○(第 25 条)5 年の不使用が取消の対象	○(第 22 条)5 年の不使用が取消の対象

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
2. When subject to the control of its owner, use of a trademark by another person shall be recognized as use of the trademark for the purpose of maintaining the registration.	(2) 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められる。	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない	具体的な規定はない
Article 20: Other Requirements (Omission)	第 20 条：その他の要件 (省略)											
Article 21: Licensing and Assignment Members may determine conditions on the licensing and assignment of trademarks, it being understood that the compulsory licensing of trademarks shall not be permitted and that the owner of a registered trademark shall have the right to assign the trademark with or without the transfer of the business to which the trademark belongs.	第 21 条 使用許諾及び譲渡 加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも、商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は、その商標が属する事業の移転が行われるか行われないかを問わず、その商標を譲渡する権利を有することを了解する。	○譲渡 (第 1235 条~第 1237 条)(第 1488 条~第 1489 条)	○譲渡 (第 129 条、第 134 条)	○譲渡 (第 136 条~第 150 条)	○譲渡 (第 161 条)	○譲渡 (第 14 条)	○譲渡 (第 24 条、第 25 条)	○譲渡 (第 82 条)	○譲渡 (第 45 条)	○譲渡 (第 21 条、第 22 条)	○譲渡 (第 29 条~第 32 条)	○譲渡 (第 28 条)
SECTION 3: GEOGRAPHICAL INDICATIONS Article 22: Protection of Geographical Indications 1. Geographical indications are, for the purposes of this Agreement, indications which identify a good as originating in the territory of a Member, or a region or locality in that territory, where a given quality, reputation or other characteristic of the good is essentially attributable to its geographical origin. 2. In respect of geographical indications, Members shall provide the legal means for interested parties to prevent: (a) the use of any means in the designation or presentation of a good that indicates or suggests that the good in question originates in a geographical area other than the true place of origin in a manner which misleads the public as to the geographical origin of the good; (b) any use which constitutes an act of unfair competition within the meaning of Article 10bis of the Paris Convention (1967).	第 3 節 地理的表示 第 22 条 地理的表示の保護 (1) この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的 原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。 (2) 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。 (a) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的 原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的 区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用 (b) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為を構成する使用	地理的表示の保護法： (地理的表示を保護するための特別法はない。 2008 年 1 月 1 日施行 (民法典第 4 部) ではリスボン協定の原産地名称の登録制度が設けられている (地理的表示の定義とは若干異なる定義となっている))	地理的表示の保護法： (地理的表示を保護するための特別法はない。 2001 年 2 月 14 日施行 (2001 年法律第 10,196 号)ではリスボン協定の原産地名称を対象としている (第 176 条) (条約には加盟していない))	地理的表示の保護法： (地理的表示を保護するための特別法はない。 2006 年 1 月 26 日施行 (産業財産権法) ではリスボン協定の原産地名称の登録保護制度に準じている (協定には加盟していない))	地理的表示の保護法： (地理的表示を保護するための特別法はない。 2002 年 12 月 1 日発効 (カルタヘナ協定決定 486 号) ではリスボン協定の原産地名称の登録保護制度に準じた制度 (協定には加盟していない) および原産地表示の保護が規定されている)	地理的表示の保護法： ○ (2005 年 12 月 1 日施行 (産業財産権法) では地理的表示および原産地名称の登録保護制度に準じた保護が規定されている)	地理的表示の保護法： ○ (地理的表示の保護法) WTO に通報済み 2004 年 IP/N/1/BHR/4	地理的表示の保護法： (地理的表示を保護するための特別法はない)) 地理的表示あるいは地理的表示を含む商標、誤認混同を及ぼす場合は登録できない (商標法第 62 条)	地理的表示の保護法： ○ (2008 年 12 月 17 日施行 (産業財産法) 地理的表示の定義は TRIPS と同一	地理的表示の保護法： ○ (2002 年 6 月 15 日施行 (2002 年法律 NO.9) 商標、商号、地理的表示、意匠法) 地理的表示は登録されていない場合でも商標法で保護の対象となっている。 出所について誤認混同を及ぼす表示は使用できない。 地理的表示の登録手続きは商標のそれと同一。	地理的表示の保護法： (地理的表示を保護するための特別法はない)) 2003 年 3 月 1 日施行 (商標法) では誤認混同をもたらす地理的名称は登録できないとされている (第 2 条) 2001 年 7 月 31 日改正施行 (2002 年連邦法第 8 号商標法)では誤認混同をもたらす地理的名称は登録できないとされている (第 3 条)	

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
3. A Member shall, ex officio if its legislation so permits or at the request of an interested party, refuse or invalidate the registration of a trademark which contains or consists of a geographical indication with respect to goods not originating in the territory indicated, if use of the indication in the trademark for such goods in that Member is of such a nature as to mislead the public as to the true place of origin.	(3) 加盟国は、職権により(国内法令により認められる場合に限る。)又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし、当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。	上記参照	上記参照 注)虚偽ではない地理的名称は商標として登録できる。	上記参照 注)生産地の地名は商標として登録できない(産業財産権法第 90 条)。	上記参照 注)原産地名称を含む商標は登録できない(産業財産権法第 135 条)。	上記参照 注)登録された地理的表示と同一の商標は登録できない(商標法第 20 条)	上記参照 注)地理的表示は団体商標または証明商標として登録できる(商標法第 32 条)	上記参照 注)地理的表示あるいは地理的表示を含む商標、誤認混同を及ぼす場合は登録できない(商標法第 62 条)。	上記参照 注)地理的表示あるいは地理的表示を含む商標は取消することができる。	上記参照	上記参照	上記参照
4. (Omission)	(4) (省略)											
Article 23: Additional Protection for Geographical Indications for Wines and Spirits 1. Each Member shall provide the legal means for interested parties to prevent use of a geographical indication identifying wines for wines not originating in the place indicated by the geographical indication in question or identifying spirits for spirits not originating in the place indicated by the geographical indication in question, even where the true origin of the goods is indicated or the geographical indication is used in translation or accompanied by expressions such as “kind”, “type”, “style”, “imitation” or the like.	第 23 条 ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の追加的保護 (1) 加盟国は、利害関係を有する者に対し、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類(kind)」、「型(type)」、「様式(style)」、「模造品(imitation)」等の表現を伴う場合においても、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための法的手段を確保する。	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。マドリッド協定(マーク)の加盟国であるので、当該協定レベルでの保護をしていると思われる。	2001 年 2 月 14 日施行 (2001 年法律第 10,196 号)には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。	○追加的保護 (215 条) 注)ワインとアルコール飲料のために保護されている原産地名称を含む商標は登録できない(産業財産権法第 135 条)。	○追加的保護 (96 条) 注)(葡萄酒等のアルコール飲料に関しては特別法(Law No. 18.455 (1985)に基づき原産地名称が保護されている。)	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。 注)葡萄酒および蒸留酒についての商標はイスラム法の規定により公序良俗違反となるので商標法上は登録できない。	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。 注)葡萄酒および蒸留酒についての商標はイスラム法の規定により公序良俗違反となるので商標法上は登録できない。	地理的表示の保護法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。 注)葡萄酒および蒸留酒についての商標はイスラム法の規定により公序良俗違反となるので商標法上は登録できない。	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。 注)葡萄酒および蒸留酒についての商標はイスラム法の規定により公序良俗違反となるので商標法上は登録できない。	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。 注)葡萄酒および蒸留酒についての商標はイスラム法の規定により公序良俗違反となるので商標法上は登録できない。	商標法には追加的保護に関する特別な規定は設けられていない。 注)葡萄酒および蒸留酒についての商標はイスラム法の規定により公序良俗違反となるので商標法上は登録できない。
2. (Omission) 3. (Omission) 4. (Omission)	(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略											
Article 24: International Negotiations; Exceptions (Omission)	第 24 条 国際交渉及び例外 (省略)											

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
SECTION 4: INDUSTRIAL DESIGNS Article 25: Requirements for Protection 1. Members shall provide for the protection of independently created industrial designs that are new or original. Members may provide that designs are not new or original if they do not significantly differ from known designs or combinations of known design features. Members may provide that such protection shall not extend to designs dictated essentially by technical or functional considerations.	第4節 意匠 第25条 保護の要件 (1) 加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものではない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとして定めることができる。加盟国は、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる。	意匠法：2008年1月1日施行(民法典第4部) ○技術的機能のみの意匠は保護の対象外(第1352条)	意匠法：2001年2月14日施行(2001年法律第10,196号) ○意匠の要件(第95条) ○独創性(第97条) ○技術的機能的な意匠は保護の対象外(第100条)	意匠法：2006年1月26日施行(産業財産権法) ○技術的機能のみの意匠は保護の対象外(第31条)	意匠法：2002年12月1日発効(カルタヘナ協定決定486号) ○意匠の要件(第113条) ○新規性(第115条) ○技術的機能的のみの意匠は保護の対象外(第116条)	意匠法：2005年12月1日施行(産業財産権法) ○意匠の要件(第62条) ○技術的機能的のみの意匠は保護の対象外(第62条の3)	意匠法：2006年6月1日改正施行、2006年法律第6号 ○意匠の要件(第1条) ○新規性(第2条) ○技術的機能的のみの意匠は保護の対象外(第3条)	意匠法：2001年1月14日施行(特許、意匠及び工業用ひな形に関する1962年法律第4号) ○技術的機能的のみの意匠は保護の対象外(第19条)	意匠法：2008年12月17日施行(産業財産法) ○技術的機能的のみの意匠は保護の対象外(第2条)	意匠法：2002年6月15日施行(2002年法律NO.9 商標、商号、地理的表示、意匠法) ○技術的機能的のみの意匠は保護の対象外(第2条)	意匠法：2004年9月6日施行(特許、集積回路の配置設計、植物品種及び工業意匠に関する法律) ○技術的機能的のみの意匠は保護の対象外(第2条)	意匠法：2006年連邦法第31号によって改正された2002年連邦法第17号(特許・意匠・実用新案法) 参考)条約に整合させる規定がある(第2条)
2. Each Member shall ensure that requirements for securing protection for textile designs, in particular in regard to any cost, examination or publication, do not unreasonably impair the opportunity to seek and obtain such protection. Members shall be free to meet this obligation through industrial design law or through copyright law.	(2) 加盟国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め又は取得する機会を不当に害さないことを確保する。加盟国は、意匠法又は著作権法によりそのような義務を履行することができる。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	○(第62条) ○織物の意匠は著作権法の保護対象として明記されている(著作権法第3条)	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。	繊維の意匠を除外する特別な記述は認められない。
Article 26: Protection 1. The owner of a protected industrial design shall have the right to prevent third parties not having the owner's consent from making, selling or importing articles bearing or embodying a design which is a copy, or substantially a copy, of the protected design, when such acts are undertaken for commercial purposes.	第26条 保護 (1) 保護されている意匠の権利者は、その承諾を得ていない第三者が、保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し又は輸入することを防止する権利を有する。	○意匠権(第1356条、第1358条)使用、輸入等	○意匠権(第109条)特許に関する規定(第42条)が準用される。	○意匠権(第9条)	○意匠権(第129条)製造、輸入、販売の申し出、販売、商業的利用	○意匠権(第63条)特許に関する規定が準用される。	○意匠権(第12条)	特許権についての規定が準用される。	○意匠権(第24条)	○意匠権(第43条)	○意匠権(第60条)商業上の目的で製造し、販売し又は輸入することを防止する	○意匠権(第51条)
2. Members may provide limited exceptions to the protection of industrial designs, provided that such exceptions do not unreasonably conflict with the normal exploitation of protected industrial designs and do not unreasonably prejudice the legitimate interests of the owner of the protected design, taking account of the legitimate interests of third parties.	(2) 加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。	○権利の例外(第1359条) ○国家の使用(第1360条) ○先使用权(第1361条)	○権利の例外(第109条)特許に関する規定(第43条)が準用される。	例外規定はない	○権利の例外(第53条)	例外規定はない	例外規定はない	○権利の例外(第51条)	○権利の例外(第24条)特許についての規定が準用される	例外規定はない	○権利の例外(第20条)先使用权を認めている。 ○強制実施権制度(第24条)	○先使用权(第52条)
3. The duration of protection available shall amount to at least	(3) 保護期間は、少なくとも10年とする。	○出願日から15年(第1363条)	○出願日から10+5+5+5年	○出願日から15年(第36条)	○出願日から10年(第128条)	○出願日から10年(第65条)	○出願日から10+5年(第13条)	○登録日から10+5年(第42条)	○出願日から5+5+5年(第5条)	○出願日から5+5+5年(第5条)	○出願日から10年(第19条)	○出願日から10年(第49条)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
10 years.		条)	(第 108 条)		条)		条)	条)	24 条)	44 条)		
SECTION 5: PATENTS Article 27: Patentable Subject Matter 1. Subject to the provisions of paragraphs 2 and 3, patents shall be available for any inventions, whether products or processes, in all fields of technology, provided that they are new, involve an inventive step and are capable of industrial application. (5) Subject to paragraph 4 of Article 65, paragraph 8 of Article 70 and paragraph 3 of this Article, patents shall be available and patent rights enjoyable without discrimination as to the place of invention, the field of technology and whether products are imported or locally produced.	第 5 節 特許 第 27 条 特許の対象 (1) (2)及び(3)の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について与えられる。第 65 条(4)、第 70 条(8)及びこの条の(3)の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。	特許法：2008 年 1 月 1 日施行(民法典第 4 部) 注、特許の中には実用新案、意匠を含む) ○非特許対象(第 1349 条、1350 条)	特許法：2001 年 2 月 14 日施行(2001 年法律第 10,196 号) ○特許を受け ることができ る発明(第 8 条) ○非特許対象 (第 10 条、第 18 条)	特許法：2006 年 1 月 26 日施行(産業財産権法) ○発明の定義 (第 15 条) ○非特許対象 (第 16 条) ○発明ではないもの(19 条)	特許法：2002 年 12 月 1 日発効(カルタヘナ協定決定 486 号) ○全ての技術 分野(第 14 条) ○非特許対象 (第 15 条、20 条)	特許法：2005 年 12 月 1 日施行(産業財産権法) ○全ての技術 分野(第 32 条) ○非特許対象 (第 37 条、38 条)	特許法：2006 年 6 月 1 日改正施行、2006 年法律第 14 号 ○全ての産業 分野(第 2 条) ○非特許対象 (第 3 条)	特許法：2001 年 1 月 14 日施行(特許、意匠及び工業用ひな形に関する 1962 年法律第 4 号) ○非特許対象 (第 2 条)	特許法：2008 年 12 月 17 日施行(産業財産法) ○非特許対象 (第 2 条)	特許法：2006 年 8 月 17 日施行の 2006 年法律 30 号が施行されているが規則が施行されていない(実質的には GCC 特許のみが適用) ○非特許対象 (GCC 特許法第 3 条)	特許法：2004 年 9 月 6 日施行(特許、集積回路の配置設計、植物品種及び工業意匠に関する法律) ○非特許対象 (第 45 条)	特許法：2006 年連邦法第 31 号によって改正された 2002 年連邦法第 17 号(特許・意匠・実用新案法)参考)条約に整合させる規定がある(第 2 条) ○全ての技術 分野(第 4 条) ○非特許対象 (第 6 条)
2. Members may exclude from patentability inventions, the prevention within their territory of the commercial exploitation of which is necessary to protect ordre public or morality, including to protect human, animal or plant life or health or to avoid serious prejudice to the environment, provided that such exclusion is not made merely because the exploitation is prohibited by their law.	(2) 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること(人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。)を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。	○公序良俗違反(第 1350 条)	○公序良俗違反(第 18 条)	○公序良俗違反(第 4 条)	○公序良俗違反(第 20 条)	○公序良俗違反(第 38 条)	○公序良俗違反(第 3 条)	○公序良俗違反(第 2 条)	○公序良俗違反(第 2 条)	○公序良俗違反(GCC 特許法第 2 条、第 4 条)イスラム法に反するあるいは公序良俗違反	○公序良俗違反(イスラム法に反する出願)(第 4 条)	○公序良俗違反(第 6 条)
3. Members may also exclude from patentability:	(3) 加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。											
(a) diagnostic, therapeutic and surgical methods for the treatment of humans or animals;	(a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法	具体的な例外規定なし	○非特許対象(第 10 条)	○発明ではないもの(第 19 条)	○非特許対象(第 20 条)	○非特許対象(第 37 条)	○非特許対象(第 3 条)	○非特許対象(第 2 条)	明確な規定はない	○非特許対象(GCC 特許法第 3 条)	○非特許対象(第 4 条、第 45 条)	○非特許対象(第 6 条)
(b) plants and animals other than micro-organisms, and essentially biological processes for the production of plants or animals other than non-biological and microbiological processes. However, Members shall provide for the protection of plant varieties either by patents or by an effective sui generis system or by any combination thereof. The	(b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この(b)の規定は、世界貿易機関協定の効力発	○微生物以外(第 1350 条) ○植物品種(第 1350 条) ○育成者権は第 1408 条~第 1447 条 参考) UPOV	○微生物以外(第 18 条) 植物品種を特許対象から除く規定は認められない。 参考)植物品種の保護法(9,456 of Apr. 28, 1997)	○微生物以外(第 16 条) ○植物品種(第 16 条) 参考)植物品種の保護法(Ley Federal de Vaeiedades Vegetales)(UPOV 加盟	○微生物以外(第 20 条) ○植物は特許対象外(第 20 条) 参考)植物品種の保護法(Decision 345)	○微生物以外(第 37 条) ○植物品種(第 37 条) 参考)植物品種の保護法(Law No. 19.342)(UPOV 加盟	動物は特許の対象外(第 3 条) 植物品種を特許対象から除く規定は認められない。	○微生物以外(第 2 条) ○植物は特許対象外(第 2 条)	○微生物以外(第 2 条) ○植物品種も特許対象となる(第 5 条に出願要件がある)、 参考)植物品種の保護法(No. 92/2000)	○微生物以外(GCC 特許法第 3 条) ○植物品種は特許対象から除く(GCC 特許法第 3 条)	○微生物以外(第 4 条、第 45 条) ○植物品種は特許で保護される(第 54 条~第 58 条)	○微生物以外(第 6 条) ▲植物品種は特許の対象外(第 6 条) 参考)植物品種を保護するための特別法は

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
provisions of this subparagraph shall be reviewed four years after the date of entry into force of the WTO Agreement.	生の日から 4 年後に検討されるものとする。	加盟国	(UPOV 加盟国)	国)		国)			(UPOV 加盟国)			ない。
Article 28: Rights Conferred 1. A patent shall confer on its owner the following exclusive rights: (a) where the subject matter of a patent is a product, to prevent third parties not having the owner's consent from the acts of: making, using, offering for sale, selling, or importing for these purposes that product; (b) where the subject matter of a patent is a process, to prevent third parties not having the owner's consent from the act of using the process, and from the acts of: using, offering for sale, selling, or importing for these purposes at least the product obtained directly by that process.	第 28 条 与えられる権利 (1) 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。 (a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利 (b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利	○特許権 (第 1356 条、第 1358 条) 使用、輸入等	○特許権 (第 42 条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	○特許権 (第 9 条、第 25 条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	○特許権 (第 52 条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	○特許権 (第 31 条、第 49 条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	○特許権 (第 11 条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	○特許権 (第 10 条) 具体的な例は示されていない。	○特許権 (第 11 条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	○特許権 (GCC 特許法第 12 条) 生産、使用、輸入、販売または販売の申し出。	○特許権 (第 47 条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入	○特許権 (第 15 条) 生産、使用、販売の申し出、販売およびこれらを目的とした輸入
2. Patent owners shall also have the right to assign, or transfer by succession, the patent and to conclude licensing contracts.	(2) 特許権者は、また、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。	○譲渡 (第 1357 条)	○譲渡 (第 58 条)	○譲渡 (第 9 条、第 10 条の 2、第 62 条~第 69 条)	○譲渡 (第 22 条)	○譲渡 (第 14 条)	○譲渡 (第 22 条)	○譲渡 (第 27 条)	○譲渡 (第 4 条)	○譲渡 (GCC 特許法第 23 条)	○譲渡 (第 5 条)	○譲渡 (第 18 条)
Article 29: Conditions on Patent Applicants 1. Members shall require that an applicant for a patent shall disclose the invention in a manner sufficiently clear and complete for the invention to be carried out by a person skilled in the art and may require the applicant to indicate the best mode for carrying out the invention known to the inventor at the filing date or, where priority is claimed, at the priority date of the application.	第 29 条 特許出願人に関する条件 (1) 加盟国は、特許出願人に対し、その発明をその技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に開示することを要求する。加盟国は、特許出願人に対し、出願日又は、優先権が主張される場合には、当該優先権に係る出願の日において、発明者が知っている当該発明を実施するための最良の形態を示すことを要求することができる。	○明細書の記載要件 (第 1375 条) ベストモードは要求していない。	○明細書の記載要件 (第 24 条) ベストモードは要求していない。	○明細書の記載要件 (第 47 条) 明細書の記載で明確にならない場合はベストモードを記載しなければならない。	明細書 (第 26 条): 相当する場合遺伝資源の移転契約書のコピー等の提出が必要。 ○明細書の記載要件 (第 28 条) ベストモードは要求していない。	○明細書の記載要件 (第 43 条の 2) ベストモードは要求していない。	○明細書の記載要件 (第 16 条) ベストモードは要求していない。	○明細書の記載要件 (第 16 条) 明確に記載せよというのみ。ベストモードも要求していない。	○明細書の記載要件 (第 5 条)	○明細書の記載要件 (GCC 特許法第 5 条)	○明細書の記載要件 (特許規則第 14 条) ベストモードの記載を要求している。	○明細書の記載要件 (特許規則第 5 条) ベストモードの記載を要求している。
2. Members may require an applicant for a patent to provide information concerning the applicant's corresponding foreign applications and grants.	(2) 加盟国は、特許出願人に対し、外国における出願及び特許の付与に関する情報を提供することを要求することができる。	○他国の情報は要求していない。	○他国の情報を要求している (第 34 条)	○他国の情報を要求している (第 54 条、第 55 条)	○他国の情報を要求している (第 46 条)	○他国の情報を要求している (第 46 条)	○他国の情報を要求している (第 16 条) ○他国で付与の特許 (第 19 条の 2)	○他国の情報は要求していない。	○他国の情報を要求している (第 7 条、第 8 条)	○出願に関連した情報要求している (GCC 特許法第 5 条)	○他国の情報を要求している (特許規則第 17 条)	○必要な情報を要求することができる (第 12 条)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
Article 30: Exceptions to Rights Conferred Members may provide limited exceptions to the exclusive rights conferred by a patent, provided that such exceptions do not unreasonably conflict with a normal exploitation of the patent and do not unreasonably prejudice the legitimate interests of the patent owner, taking account of the legitimate interests of third parties.	第 30 条 与えられる権利の例外 加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。	○権利の例外 (第 1359 条) ○国家の使用 (第 1360 条) ○先使用权 (第 1361 条)	○権利の例外 (第 43 条) ○先使用权 (第 45 条)	○権利の例外 (第 22 条) ○国家の緊急事態における実施権 (第 77 条)	○権利の例外 (第 53 条) ○先使用权 (第 55 条)	例外規定は設けられていない。 ○国際消尽 (第 49 条)	○権利の例外 (第 13 条) 非商業的使用、先使用权 注)国内で未販売の薬品について、特許切れ後に販売権を取得するための利用が明記。	○権利の例外 (第 51 条) ○先使用权 (第 11 条)	○権利の例外 (第 11 条); 国内消尽、航空機等、試験目的の使用および先使用权	○権利の例外 (GCC 特許法 第 14 条) ○先使用权 (GCC 特許法 第 12 条)	○先使用权 (第 20 条)	○権利の例外 (第 19 条) ○先使用权 (第 17 条)
Article 31: Other Use Without Authorization of the Right Holder Where the law of a Member allows for other use of the subject matter of a patent without the authorization of the right holder, including use by the government or third parties authorized by the government, the following provisions shall be respected: (Omission)	第 31 条 特許権者の許諾を得ていない他の使用 加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用(政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。)を認める場合には、次の規定を尊重する。 (以下省略)	○強制実施権制度 (第 1362 条)	○強制実施権制度 (第 68 条~第 74 条)	○強制実施権制度 (第 70 条~第 76 条)	○強制実施権制度 (第 61 条~第 69 条)	○強制実施権制度 (第 51 条~第 52 条)	○強制実施権 (第 24 条~第 27 条)	○強制実施権 (第 29 条~第 32 条)	○強制実施権 (第 13 条)	○強制実施権 (GCC 特許法 第 19 条~第 22 条)	○強制実施権制度 (第 24 条)	○強制実施権 (第 24 条~第 32 条)
Article 32: Revocation/Forfeiture An opportunity for judicial review of any decision to revoke or forfeit a patent shall be available.	第 32 条 取消し又は消滅 特許を取消し又は特許権を消滅させる決定については、司法上の審査の機会が与えられる。	○司法上の手続きに関する記述なし	○司法上の手続き (第 56 条~第 57 条)	○司法上の手続きに関する記述なし	○司法上の手続きに関する記述なし	○司法判断 (第 17 条の 2B)	○司法上の手続きに関する記述なし	○司法上の手続きに関する記述なし	○ (第 14 条) 取消手続きは裁判所で実施	○司法上の手続きに関する記述なし	○司法上の手続きに関する記述なし	○司法上の手続き (第 34 条)
Article 33: Term of Protection The term of protection available shall not end before the expiration of a period of twenty years counted from the filing date.	第 33 条 保護期間 保護期間は、出願日から計算して 20 年の期間が経過する前に終了してはならない。	○出願から 20 年 (第 1363 条) 医薬品に 5 年間の延長あり。	○出願から 20 年 (第 40 条)	○出願から 20 年 (第 23 条)	○出願から 20 年 (第 50 条)	○出願から 20 年 (第 39 条)	出願あるいは優先日から 20 年 (第 14 条) 延長の規定がある。	○出願から 20 年 (第 12 条) 但し、4 年ごとの更新申請が必要。	○出願から 20 年 (第 12 条) 審査遅延の場合の延長規定あり	○出願から 20 年 (GCC 特許法 第 15 条)	○出願から 20 年 (第 19 条)	○出願から 20 年 (第 14 条)

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
Article 34: Process Patents: Burden of Proof 1. For the purposes of civil proceedings in respect of the infringement of the rights of the owner referred to in paragraph 1(b) of Article 28, if the subject matter of a patent is a process for obtaining a product, the judicial authorities shall have the authority to order the defendant to prove that the process to obtain an identical product is different from the patented process. Therefore, Members shall provide, in at least one of the following circumstances, that any identical product when produced without the consent of the patent owner shall, in the absence of proof to the contrary, be deemed to have been obtained by the patented process: (Omission)	第 34 条 方法の特許の立証責任 (1) 第 28 条(1)(b)に規定する特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合には、司法当局は、被申立人に対し、同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証することを命じる権限を有する。このため、加盟国は、少なくとも次のいずれかの場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定める。 (省略)	立証責任に関する記述なし	立証責任に関する記述なし	立証責任に関する記述なし	○立証責任(第 240 条)	○立証責任(第 31 条の 2)	○立証責任(第 12 条)	立証責任に関する記述なし	立証責任に関する記述なし	立証責任に関する記述なし	○立証責任(第 48 条)	立証責任に関する記述なし
SECTION 6: LAYOUT-DESIGNS (TOPOGRAPHIES) OF INTEGRATED CIRCUITS Article 35: Relation to the IPIC Treaty Members agree to provide protection to the layout-designs (topographies) of integrated circuits (referred to in this Agreement as “layout-designs”) in accordance with Articles 2 through 7 (other than paragraph 3 of Article 6), Article 12 and paragraph 3 of Article 16 of the Treaty on Intellectual Property in Respect of Integrated Circuits and, in addition, to comply with the following provisions.	第 6 節 集積回路の回路配置 第 35 条 集積回路についての知的所有権に関する条約との関係 加盟国は、集積回路の回路配置(この協定において「回路配置」という。)について、集積回路についての知的所有権に関する条約の第 2 条から第 7 条まで(第 6 条(3)の規定を除く。)、第 12 条及び第 16 条(3)並びに次条から第 38 条までの規定に従って保護を定めることに合意する。	○2008 年 1 月 1 日施行(民法典第 4 部)	○回路配置の保護法(Law 11,484 of May 31, 2007)	○2006 年 1 月 26 日施行(産業財産権法)	○2002 年 12 月 1 日発効(カルタヘナ協定決定 486 号)	○2005 年 12 月 1 日施行(産業財産権法)	○回路配置の保護法(Law No. 4 for the Year 2006 on Designs of Integrated Circuits)	○2001 年 1 月 14 日施行(特許、意匠及び工業用ひな形に関する 1962 年法律第 4 号)	○2008 年 12 月 17 日施行(産業財産法)	○回路配置の保護法(No. 6 of the Year 2005 on Protection of Layout Design of Integrated Cuicuits)	○2004 年 9 月 6 日施行(特許、集積回路の配置設計、植物品種及び工業意匠に関する法律)	集積回路の回路配置を保護するための法律は制定されていない
Article 36: Scope of the Protection Subject to the provisions of paragraph 1 of Article 37, Members shall consider unlawful the following acts if performed without the authorization of the right holder: importing, selling, or otherwise distributing for commercial purposes a protected layout-design, an integrated circuit in which a protected	第 36 条 保護の範囲 次条(1)の規定に従うことを条件として、加盟国は、保護されている回路配置、保護されている回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ製品(違法に複製された回路配置が現に含まれている場合に限る。)の輸入、販売その他の商業上の	○保護の範囲(第 1449 条)	○保護の範囲(第 36 条)	○保護の範囲(第 78 条の 2-4)	○保護の範囲(第 86 条)	○保護の範囲(第 75 条)	○保護の範囲(第 10 条、第 11 条)	特許権についての規定が準用される。	○保護の範囲(第 29 条)	○保護の範囲(第 3 条、第 4 条、第 10 条)	○保護の範囲(第 53 条)	

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
layout-design is incorporated, or an article incorporating such an integrated circuit only in so far as it continues to contain an unlawfully reproduced layout-design.	目的のための頒布が権利者の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を違法とする。											
Article 37: Acts Not Requiring the Authorization of the Right Holder 1. Notwithstanding Article 36, no Member shall consider unlawful the performance of any of the acts referred to in that Article in respect of an integrated circuit incorporating an unlawfully reproduced layout-design or any article incorporating such an integrated circuit where the person performing or ordering such acts did not know and had no reasonable ground to know, when acquiring the integrated circuit or article incorporating such an integrated circuit, that it incorporated an unlawfully reproduced layout-design. Members shall provide that, after the time that such person has received sufficient notice that the layout-design was unlawfully reproduced, that person may perform any of the acts with respect to the stock on hand or ordered before such time, but shall be liable to pay to the right holder a sum equivalent to a reasonable royalty such as would be payable under a freely negotiated licence in respect of such a layout-design.	第 37 条 権利者の許諾を必要としない行為 (1) 前条の規定にかかわらず、加盟国は、同条に規定するいずれかの行為を行い又は命じる者が、違法に複製された回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ製品を取得した時において、当該集積回路又は当該製品が違法に複製された回路配置を組み込んでいたことを知らず、かつ、知ることができる合理的な理由を有さなかった場合には、当該集積回路又は当該製品に関する当該行為の遂行を違法としてはならない。加盟国は、当該者が、回路配置が違法に複製されたものであることを十分に説明する通知を受領した後も手持ちの又はその受領以前に注文された在庫について当該行為を行うことができること及び、この場合において、当該回路配置について自由に交渉された利用許諾契約に基づいて支払われる合理的な利用料と同等の金額を権利者に支払わなければならないことを定める。	○非侵害（第 1456 条）	○非侵害（第 37 条）	○非侵害（第 78 条の 2-5）	○非侵害（第 100 条~第 104 条）	○非侵害（第 75 条、第 77 条）	○非侵害（第 12 条）	特許権についての規定が準用される。	○非侵害（第 29 条）		○権利の例外（第 20 条）先使用权を認めている。	
2. The conditions set out in subparagraphs (a) through (k) of Article 31 shall apply mutatis mutandis in the event of any non-voluntary licensing of a layout-design or of its use by or for the government without the authorization of the right holder.	(2) 第 31 条(a)から(k)までに定める条件は、回路配置の強制利用許諾又は権利者の許諾を得ない政府による又は政府のための使用の場合について準用する。	強制実施権の規定はない。	○政府による使用(第 47 条) ○強制実施権（第 48 条~第 51 条）	強制実施権の規定はない。	○強制実施権（第 107 条）	強制実施権の規定はない。	○強制実施権（第 23 条~第 26 条）国家の危機に対応した発動も含まれる。	強制実施権の規定はない。	○強制実施権（第 34 条）特許についての規定が準用される	強制実施権の規定はない。	○強制実施権制度(第 24 条)	
Article 38: Term of Protection 1. In Members requiring registration as a condition of protection, the term of protection of layout-designs shall not end before the expiration of a period	第 38 条 保護期間 (1) 保護の条件として登録を要求する加盟国においては、回路配置の保護期間は、登録出願の日又は世界における最初の商業的利		○出願から 10 年（第 35 条）あるいは	○出願から 10 年(第 178 条の 2-3）	○出願から 10 年（第 98 条）あるいは	○出願から 10 年（第 78 条）	○出願から 10 年（第 13 条）あるいは	○登録日から 10+5 年(第 42 条）		○出願から 10 年（第 8 条）	○出願から 10 年（第 19 条）あるいは	

TRIPS 協定 (英)	TRIPS 協定 (和)	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
of 10 years counted from the date of filing an application for registration or from the first commercial exploitation wherever in the world it occurs.	用の日から 10 年の期間の満了する前に終了してはならない。											
2. In Members not requiring registration as a condition for protection, layout-designs shall be protected for a term of no less than 10 years from the date of the first commercial exploitation wherever in the world it occurs.	(2) 保護の条件として登録を要求しない加盟国においては、回路配置の保護期間は、世界における最初の商業的利用の日から少なくとも 10 年とする。	○最初の商業的使用から 10 年(第 1457 条)	○最初の商業的使用から 10 年(第 35 条)		○最初の商業的使用から 10 年(第 98 条)		○最初の商業的使用から 10 年(第 13 条)				○最初の商業的使用から 10 年(第 19 条)	
3. Notwithstanding paragraphs 1 and 2, a Member may provide that protection shall lapse 15 years after the creation of the layout-design.	(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、加盟国は、回路配置の創作後 15 年で保護が消滅することを定めることができる。	○当該規定はない	○当該規定はない	○当該規定はない	○創作から 15 年を上限(第 98 条)	○当該規定はない	○創作から 15 年を上限(第 13 条)	○当該規定はない	○当該規定はない	○当該規定はない	○考案から 15 年を上限(第 19 条)	
SECTION 7: PROTECTION OF UNDISCLOSED INFORMATION Article 39: (Omission)	第 7 節 開示されていない情報の保護 第 39 条 (以下省略)	○2008 年 1 月 1 日施行(民法典第 4 部)		○2006 年 1 月 26 日施行(産業財産権法)	○2002 年 12 月 1 日発効(カルタヘナ協定決定 486 号)	○2005 年 12 月 1 日施行(産業財産権法)	○営業秘密に関する法令 2003 年第 7 号					2006 年連邦法第 31 号によって改正された 2002 年連邦法第 17 号(特許・意匠・実用新案法)にノウハウの保護が規定されている(第 6 章)
SECTION 8: CONTROL OF ANTI-COMPETITIVE PRACTICES IN CONTRACTUAL LICENCES Article 40 (Omission)	第 8 節 契約による実施許諾等における反競争的行為の規制 第 40 条 (以下省略)					○2005 年 12 月 1 日施行(産業財産権法)						

(3) 特許協力条約 (PCT) との整合性

概要

各国の特許関連法と特許協力条約との整合性について、比較したが、条約との整合性について明らかに整合していないと思われる規定等は発見されなかった。

なお、特許協力条約との整合性の観点から、国内の法律・規則等で規定していない事項であっても、特許協力条約の加盟国には条約を遵守する義務があるので、条約の規定が優先されとの規定を設けている国（メキシコ、バーレーン、ロシア）や国内の運用において条約の規定を優先しているとのコメントを現地代理人より得た国もある。

以下は、特許協力条約違反とはならないが、各国法律に特有と思われる事項をまとめた。

PCT 第 11 条 国際出願日及び国際出願の効果

アラブ首長国連邦について、PCT 加盟諸国の出願人はアラブ首長国連邦を指定または選択し、実際に国内移行することが可能であるが、実務上、アラブ首長国連邦の特許庁では居住者からの国際出願の受理を開始していない。（事務所回答）

PCT 第 22 条 指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払

国内移行の期限について、ほとんどの国では PCT 第 22 条(1)の規定を適用して、指定官庁に対する国際出願の写し、翻訳文提出、手数料の支払期限を 30 ヶ月以内としているが、ロシアのみ同条(3)による延長可能との規定を適用して 31 ヶ月以内としている。

各国国内法と特許協力条約（PCT）との整合性（締結国のみ）（記号：該当規定がない、または、その一部分が条約に合致していない場合。）								
	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
条約加盟日	1978/3/29	1978/4/9	1995/1/1	2009/7/6	2009/7/2	2007/3/18	2001/10/26	1999/3/10
「特許協力条約（和）」 1970年6月19日ワシントンにて作成 1979年9月28日修正 1984年2月3日変更 2001年10月3日変更 2002年4月1日施行	民法典第 部 (2008 年 1 月 1 日施行)	産業財産法 2001年2月14日法律第 10.196 号により改正さ れた1996年5月14日法 律第 9.279 号(2001 年 2 月 14 日施行)	産業財産法 1991 年法 (2006 年 1 月 26 日改正 施行)	カルタヘナ協定委員会決 定第 486 号 (2000 年 12 月 1 日) カルタヘナ協定委員会決 定第 632 号および第 689 号 法令第 1075 号	産業財産法 No.19.996 によって改正 された No 19.039	特許法(2004 年法、2006 改正) 2006 年 6 月 1 日発効	産業財産法 (2008 年)	特許・意匠法(2006)
（特記事項） 特許協力条約について、国内の法に規定されてい ない、あるいは異なる規定がある場合に、条約の 規定を優先するという条文がある国	<1231 条> 「ロシアにおける知的 財産の効果において、国 際協定に規定していな い効果は、現行法によ る。」 PCT で規定されていな い事項は条約に従うと 解釈される。		<1 条> メキシコが当事国とな っている諸国際条約の 規定に反しない限り、共 和国を通して一般に遵 守されなければならない			規定していない場合 <29 条の 2(7)> 本規定に規定していな い部分は、PCT の規定に 従う		
同盟設立のための条項であり、比較対象とはなら ない 序 第 1 条 同盟の設立	-	-	-	-	-	-	-	-
用語定義条項のため比較対象外 第 2 条 定義	-	-	-	-	-	-	-	-
第 1 章 国際出願及び国際調査 第 3 条 国際出願 (1) 締約国における発明の保護のための出願は、 この条約による国際出願としてすることができる。 (2) 国際出願は、この条約及び規則の定めるところ により、願書、明細書、請求の範囲、必要な図 面及び要約を含むものとする。 (3) 要約は、 <u>技術情報としてのみ用いるものとし</u> 、 他の目的のため、特に、求められている保護の範 囲を解釈するために考慮に入れてはならない。 (4) 国際出願は、次の条件に従う。 (i) 所定の言語で作成すること (ii) 所定の様式上の要件を満たすこと (iii) 所定の発明の単一性の要件を満たすこと (iv) 所定の手数料を支払うこと	○ (1) <1395 条 2> PCT 出願 (2)<1375 条>願書、明細 書、請求の範囲、必要な 図面、要約等 (3)<1375 条> 要約の範囲は定義され ていない (4) (iii) <21 条>単一性	○ (1) <3 条> (2)<19 条> (3)<特規 15.1.5.1> (4)(iii) <21 条>単一性	○ (1) <1 条>条約と産業財 産法関連の関係 (2)<38 条、47 条> 願書、請求範囲、明細書、 必要な図面、要約等 (3)<47 条 IV> 技術情報の 1 つの要素 として役立たせられる (4) (iii) <43 条>単一性	○ (2)<26 条> 願書、請求範囲、明細書、 必要な図面、要約 (3)<31 条> 技術を報告するためのみ に使用される (4) (iii) <25 条>単一性	○ (2)<43 条> 請求範囲、明細書、 必要な図面、願書 (3) <43 条の 2> 要約は専ら技術目的 (4) (iii) <旧規 44>単一性	○ <29 条の 2> PCT,PLT の規定 (1)<29 条の 2(1)> 国際出願とその権利 (2)<16 条> 請求範囲、明細書、必要 な図面のみ (AGIP の requirement より要約) (3)要約について 請求主題について記述。 技術云々はなし。 (4)(iii) <16 条>単一性	○ (2)<5 条> 請求範囲、明細書、要約、 必要な図面、願書 (3)要約<第 5 条(4)> 技術情報としてのみ用 いる (4)(iii) <6 条 1>単一性	○ (1)<1 条、37 条、38 条> PCTによる国際出願 (2)<規5/2/1>発明の名 称、請求範囲、明細書、 必要な場合図面、要約 (3)要約<規5/2/3>技術情 報提供が目的 (4)(iii) <4 条>単一性
PCT 出願願書の規定事項であり、検討対象となら ない 第 4 条 願書	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 条 明細書 明細書には、当該技術分野の専門家が実施するこ とができる程度に明確かつ十分に、発明を開示す る。	○ <1375 条> 実施に十分かつ綿密に 発明を開示する。	○ <24 条> 明確かつ十分に記載、実 行するための最善の方 法を表示	○ <47 条 > 十分に理解でき、当該分 野の通常の技術者が当 該発明を実施するに足 るだけの明確さと完全 性を充足したもの	○ <28 条>十分明白にかつ 完全に理解できるよう、 該当技術的主题について 教育を受けた人物がその 発明を実施可能なよう に開示	○ <43 条の 2> 関係産業分野の専門家 が当該発明を再現する のを可能とするのに十 分な完全性を備えたも のでなければならない。	○ <16 条> その分野の技術者が実 施可能なように完全に、 またベストモードで記 述すること。	○ <5 条 3> その分野の通常のスキ ルのある者によって実 施される程度に十分に 明確かつ完全に発明を 開示する程度に記述要	○ <規 5/2/2> その分野の通常のスキ ルのある者によって実 施されるに十分かつ明 瞭、完全に開示要
第 6 条 請求の範囲 請求の範囲には、保護が求められている事項を 明示する。請求の範囲は、明確かつ簡潔に記載さ	○ <1375 条> 明細書をもとに発明の	○ <25 条> 保護を求める内容を明	○ <47 条 > 簡潔で明快なもので	○ <30 条> 範囲は明瞭かつ簡潔であ	○ <43 条の 2> 技術的目的のみであり、	○ <16 条> 簡潔明瞭に請求の主題	○ 請求の範囲についての 記載の規定がない。	○ <規 5/2/3> 保護範囲に使用。

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
れていなければならない。請求の範囲は、明細書により十分な裏付けがされていなければならない。	エッセンスを表現すること	瞭かつ正確に定義する	なければならず、かつ明細書の記載内容を超えてはならない。	り、全体的に明細書によって記載されていなければならない。	保護範囲の決定には考慮されない。	を記述。明細書により裏付けされる。		
第7条 図面 (1) (2)(ii)の規定が適用される場合を除くほか、図面は、発明の理解に必要な場合に要求される。 (2) 図面が発明の理解に必要な場合であっても、発明の性質上図面によって説明することができるときは、 (i) 出願人は、国際出願をする時に図面を国際出願に含めることができる。 (ii) 指定官庁は、出願人に対し、所定の期間内に図面を提出することを要求することができる。	○ <1375 条> (1)必要な場合、図面	○ <規 4.1> (iv) 必要な場合は、本規則の規定に従う図面と定められている	○ <47 条 > 明細書の理解のために必要な図面	○ <26 条 d> 発明を理解するために必要な場合は、明細書を構成する一部と考えられるひとつまたは複数の図面	○ <43 条> 必要な場合、図面	○ <16 条> 必要な場合、図面	○ <5 条> 必要な場合、図面	○ <規 5/2/1> 必要な場合、図面
第8条 優先権の主張 (1) 国際出願は、規則の定めるところにより、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国において又は同条約の締約国についてされた先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができる。 (2) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、(1)の規定に基づいて申し立てられた優先権の主張の条件及び効果は、工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正条約第4条〔優先権〕の定めるところによる。 (b) いずれかの締約国において又はいずれかの締約国についてされた先の出願に基づく優先権の主張を伴う国際出願には、当該締約国の指定を含めることができる。国際出願が、いずれかの指定国において若しくはいずれかの指定国についてされた国内出願に基づく優先権の主張を伴う場合又は1の国のみの指定を含む国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該指定国における優先権の主張の条件及び効果は、当該指定国の産業財産法関連令の定めるところによる。	○ <1382 条> パリ条約の優先権について規定されている。 (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	○ <16 条> ブラジルと協定を締結している国において又は国際機関においてされた出願であって、国内出願の効力を生じるものには、当該協定に定められている期限内の優先権が与えられるものとし、また、当該出願は、前記の期間内に生じた出来事によって無効とされ又は不利な扱いをされることはない。 (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	○ <40 条、41 条> 外国で出願された後にメキシコにおいて出願がなされる場合、最初に出願した国における出願日は、メキシコでの出願日が国際条約で定められている期限内の優先権が与えられるものける特許出願から12ヶ月以内に行われることを条件として、優先日として承認することができる。 (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	○ <9 条～11 条>優先権の請求 (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	○ <34 条> 優先権について規定されている (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	○ <2 条 D> パリ条約の優先権について規定。 (2) (b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	○ <7 条> パリ条約の優先権に基づいて、優先権主張の申立ができる。 (2) (b)自己指定の優先権主張についての規定はない。	○ <11 条 1> 優先権の主張を出願時に主張すること。 (2)(b)自己指定の優先権主張についての規定はない。
第9条 出願人 (1) 締約国の居住者及び国民は、国際出願をすることができる。 (2) 総会は、この条約の締約国ではないが工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるいずれかの国の居住者及び国民に国際出願をすることを認めることを決定することができる。総会の規定であるため削除 (3) 住所及び国籍の概念並びに2人以上の出願人がある場合又は出願人がすべての指定国について同一でない場合におけるこれらの概念の適用については、規則に定める。	○ <1396 条> PCT 出願 (3) 当該規定は産業財産法関連にない	○ <4 条> ブラジル国内において効力を有する条約の規定は、ブラジル国民又はブラジルに住所を有している自然人及び法人に同等に適用される。 (3)当該規定は産業財産法関連にない	○ <1 条> 条約の規定が優先される 内国民待遇 →国際出願可 (3) 当該規定は産業財産法関連にない	○ <1 条>内国民待遇 (3) 当該規定は産業財産法関連にない	○ 内国民待遇 <2 条> (3)当該規定は産業財産法関連にない	○ <29 条の2(1)> (3) 当該規定は産業財産法関連にない	○ (1)<規 40 条 2> 締約国の居住者及び国民は、国際出願をすることができる。 (3) 当該規定は産業財産法関連にない	○ 内国民待遇 <2 条> (1)受理官庁の規定 <37 条、38 条> (3) 当該規定は産業財産法関連にない
一般規定のため比較対象から除外 第10条 受理官庁	-	-	-	-	-	-	-	-
第11条 国際出願日及び国際出願の効果 (1) 受理官庁は、次の要件が受理の時に満たされていることを確認することを条件として、国際出願の受理の日を国際出願日として認める。 (i) 出願人が、当該受理官庁に国際出願をする資格を住所又は国籍上の理由により明らかに欠いている者でないこと (ii) 国際出願が所定の言語で作成されていること	○ <1395 条 2> ロシア特許庁は、受理官庁として機能する <2008 年10 月29 日付の科学教育省決定第327 号で定められたロシア連邦特許商標庁による発	○ <規則128/97 第5 条 1.1> 国際出願日は、PCT 第11 条のフォームによる出願の受領日であり（以下、略）	○ <産業財産法 39 条> 工業所有権庁は、特許出願が第38 条、第47 条(I)及び(III)、179 条及び第180 条の要件に従うことを条件に、願書提出の日時を特許出願日と認	PCT の規定に準ずる。（事務所回答）	○ PCT 出願マニュアル (Instructive N° 4 for the Correct and Efficient Compliance of the PCT) 3．国際出願の効果に記載されている。（PCT に	○ <29 条の2 第3 項 B>必要な要件が全て満たされる場合の工業所有権に責を負う行政機関に提出される国際出願の出願日、又は、場合に応じて、必要な補正の出願	○ <9 条> 出願の受理日についての国内規定を準用 <規 40 条 1> PCT 国際出願日がオマーンへの国内移行した出願の出願日として扱	○ UAE は、PCT 加盟国であり、UAE を指定または選択することができるが、実務上、UAE 国内からの出願は受理していない。 （事務所回答）

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
(iii) 国際出願に少なくとも次のものが含まれていること (a) 国際出願をする意思の表示 (b) 少なくとも 1 の締約国の指定 (c) 出願人の氏名又は名称の所定の表示 (d) 明細書であると外見上認められる部分 (e) 請求の範囲であると外見上認められる部分	明特許の出願受理、審査及び特許付与に関する行政規則 29.2.7 条> 国際出願日は指定庁として選択されたロシア連邦特許商標庁への国際出願提出日とみなされる。		定する。 特許出願が願書提出の日において上記段落の条件を満たしていない場合には、それら要件が充足された日を出願日とみなす。		準じている)	日は、国際出願日とみなされるものとし、本法の規定に従って通常の国内出願と同じ効果を有するものとする。 (第 29 条が、国際出願に関する規定)	われる	
(2)~(4)：比較対象外								
第 12 条~第 21 条：比較対象除外								
第 22 条 指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払 (1) 出願人は、優先日から 30 ヶ月を経過する時までに各指定官庁に対し、国際出願の写し(第 20 条 [指定官庁への送達] の送達 が既にされている場合を除く。)及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払う。出願人は、指定国の産業財産法関連令が発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めている場合において、それらの事項が願書に記載されていないときは、当該指定国の国内官庁又は当該指定国のために行動する国内官庁に対し、優先日から 30 ヶ月を経過する時までにそれらの事項を届け出る。 (2) 国際調査機関が第 17 条(2)(a) [国際調査報告を作成しない場合] の規定に基づき国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合には、(1)に規定する行為をすべき期間は、(1)に定める期間と同一とする。 (3) 産業財産法関連令は、(1)又は(2)に規定する行為をすべき期間として、(1)又は(2)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。	○ (1) 期限 31 ヶ月 ロシア語<PCT Applicant's Guide より>	○ (1) 30 ヶ月	○ (1) 30 ヶ月	○ (1) 30 ヶ月	○ (1) 30 ヶ月	○ (1) 30 ヶ月と推定 産業財産法には明示規定がないが、期限を延長する規定も設けられていない。	○ (1)30 ヶ月	
第 23 条 国内手続の繰延べ (1) 指定官庁は、前条に規定する当該期間の満了前に、国際出願の処理又は審査を行つてはならない。 (2) (1)の規定にかかわらず、指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる。	○ <行政規則 29.2.3 条> ロシア連邦民法第 4 部第 1396 条第 1 項に基づき、少なくともロシア語での国際出願若しくは国際出願のロシア語翻訳文を含む特許出願又はロシア連邦特許の出願が出願人によってロシア連邦特許商標庁に提出されることを条件に、ロシア連邦特許商標庁が国際出願で主張されている優先権日から 31 ヶ月後に国際出願の審査手続を開始すると規定している。	○ PCT 出願に関する規則 (128/97) 第 9 条：の規定では、優先日から 20 ヶ月以内とされているが、現地の代理人より、第 9 条は改正されていないが、規範法 128/97 に従って、特許協力条約の最終改正版の期間 30 ヶ月が適用されるとの情報を得た。(事務所回答)	明示規定は無いが、国際段階にある出願を審査する手続きもない。	明示規定は無いが、国際段階にある出願を審査する手続きもない。	明示規定は無いが、国際段階にある出願を審査する手続きもない。	明示規定は無いが、国際段階にある出願を審査する手続きもない。	明示規定は無いが、国際段階にある出願を審査する手続きもない。	明示規定は無いが、国際段階にある出願を審査する手続きもない。
第 24 条~第 25 条 比較対象除外	-	-	-	-	-	-	-	-
第 26 条 指定官庁における補充の機会	○	○		○		○	○	○

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
指定官庁は、同一又は類似の場合における国内出願について産業財産法関連令に定める範囲内で及び手続に従い国際出願の補充をする機会をあらかじめ出願人に与えることなく、この条約及び規則に定める要件を満たしていないことを理由として国際出願を却下してはならない。	<行政規則 29.2.4 条第 4 項> 出願がその文書の要件に従っていないと正式審査が判断した場合、照会受領日から 2 ヶ月以内に必要な文書又は補正された文書を提出するようにとの要求が出願人に送付される。	PCT 出願に関する規則（128/97）第 5 条 5.2 国際出願日の付与以後に、特許協力条約第 14 条第 1 項の規定が遵守されていないことを国立工業所有権院が確認した場合、国立工業所有権院は、必要な補正を行うための遅延を認めるものとする。 5.3 出願日以後に、出願に示されている図面のいずれかが紛失していることを国立工業所有権院が確認した場合、国立工業所有権院は出願人に指定の猶予期間内に紛失している図面を提出するよう通知するものとする	国内段階入りした際に特許協力条約出願に補正又は訂正が行われなければならない場合、特許協力条約特許出願をメキシコ工業所有権庁に提出する際にかかる補正を行うことが可能である。補正が受理可能であるためには、国際段階で明白又は明らかであった誤謬が国内段階でも同様に補正される必要がある。国内段階入りした際に、メキシコ工業所有権庁に出願を行う時点で最新の補正情報を使用することが必須である。（事務所コメント）	<法令第 1075 号第 27 条> <決定 486 の第 34 条> 国内出願の補正の規定	PCT 出願マニュアルには規定なし <45 条>添付資料が不完全な場合、決定の通知から 40 日の期間内に補正することができる。	<18 条、19 条> 出願の受理、審査決定以前は発明の本質を逸脱しない範囲で、補正できる	<6 条 2> 出願公開された出願内容は逸脱のない範囲で補正できる。	<規 5/4> もとの出願の内容を実質的に変えない補正は可能 ただし、実体審査再開前であること。 （事務所コメント）
第 27 条 国内的要件 (1) 産業財産法関連令は、国際出願が、その形式又は内容について、この条約及び規則に定める要件と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならない。 (2) (1)の規定は、第 7 条(2) [図面の提出] の規定の適用を妨げるものではなく、また、産業財産法関連令が、指定官庁における国際出願の処理が開始された後に、 (i) 出願人が法人である場合にその法人を代表する権限を有する役員の氏名を届け出ること、又は (ii) 国際出願の一部をなす書類ではないが、国際出願においてされている主張若しくは記述の裏付けとなる書類(出願時に出願人の代表者又は代理人が出願に署名している場合に、出願人が自己の署名によって国際出願を確認するものを含む。)を提出することを定めることを妨げるものでもない。	○ <行政規則 29.2.4 条第 2 項> 正式審査の間、特許協力条約第 27 条第 1 項に基づき、特許協力条約及びその規則によって定められる国際出願の書式及び内容に関する要件を規定。	○ PCT 出願に関する規則（128/97）第 5 条 5 出願は、PCT の規定、規則に従わなければならない。	○ 異なる要件を要求する規定はない。 国内出願と PCT の規定に違いはない。 （事務所回答）	○ 異なる要件を要求する規定はない。	○ PCT 出願マニュアル異なる要件を要求する規定はない。 特別な追加要件はない。 （事務所回答）	○ 異なる要件を要求する規定はない。	○ 異なる要件を要求する規定はない。 参考) 以下が要求される 出願人は、登録官への請求の際、オマーンで提出された出願でクレームされたのと同じ発明又は基本的に同じ発明に関して海外で提出した特許出願の期日及び番号を提出するものとする。	○ 異なる要件を要求する規定はない。 参考) 以下が要求される 3. 発明者が出願人でない場合、発明者から出願人への譲渡証書（アラブ首長国連邦領事館で法的に正当と認められたもの） 4. 出願人が法人の場合、アラブ首長国連邦領事館で法的に正当と認められた定款又は商業登記抄本 （事務所回答）
(3) 出願人が発明者でないという理由で当該指定国の産業財産法関連令により国内出願をする資格を有しない場合には、当該指定官庁は、当該国際出願を却下することができる。 (米国のように発明者のみに限定する国のための規定) (4) 指定国の産業財産法関連令が、国内出願の形式又は内容につき、この条約及び規則に国際出願について定める要件よりも出願人の立場からみて有利な要件を定めている場合には、当該指定国の国内官庁、裁判所その他の権限のある機関又は当該指定国のために行動するこれらの機関は、この条約及び規則に定める要件に代えて当該産業財産法関連令に定める要件を国際出願について適用することができる。ただし、出願人が、この条約及び規則に定める要件が国際出願について適用されることを要求するときは、この限りでない。 (5) この条約及び規則のいかなる規定も、各締約	○ (3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	○ (3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	○ (3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	○ (3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	○ (3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	○ (3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	○ (3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)	○ (3) 非該当 (4) 産業財産法関連令により有利な要件は定められていない (5)

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
国が特許性の実体的な条件を定める自由を制限するものと解してはならない。特に先行技術の定義に関するこの条約及び規則の規定は、専ら国際的手続について適用されるものであり、したがって、いずれの締約国も、国際出願に係る発明の特許性を判断するに当たって、先行技術その他の特許性の条件(出願の形式及び内容に係るものを除く。)に関する産業財産法関連令上の基準を適用する自由を有する。 (6) 産業財産法関連令は、その定める特許性の実体的な条件に関する証拠を出願人が提出することを要求することができる。 (7) 受理官庁又は国際出願の処理を開始した指定官庁は、当該受理官庁若しくは当該指定官庁に対して出願人を代理する資格を有する代理人によって出願人が代理され又は出願人が通知を受け取るためのあて名を指定国内に有するという要件に関する限り、産業財産法関連令を適用することができる。	<1386 条 2><1350 条> 新規性・進歩性・産業上 利用可能性 (6) <1386 条 5> 庁からの書類提出要請 (7)<1247 条> 特許代理人	<11 条,12 条>新規性 <13 条,14 条>進歩性 <15 条>産業利用可能性 (6)該当する規定は無い (7)<216 条、217 条> 代理人の規定	<16 条>新規性・進歩 性・産業上の利用可能性 (6)<規 45>審査結果の応 答で可能 (7)<39 条> 特許出願は、発明者若し くは発明者の権原承継 者が直接に、又は代理人 を介して提出することが できる。	<14 条>新規性・進歩性 ・産業上の利用可能性 (6) <45 条>庁からの通知 に対する応答規定 <46 条>庁の求めに応じ、 外国出願特許の書類等を 提出要。 (7)<27 条 f>代理人につい て該当する場合が、本規 定の通知を意味する	<33 条>新規性 <35 条>進歩性 <36 条>産業利用可能性 (6)通知に対する応答規 定なし (7)<2 条>外国に居住す る自然人又は法人は、チ リにおける代理人を任 命しなければならない。	<2 条>新規性・進歩性・ 産業利用可能性 (6) 該当する規定は無い (7) 該当する規定は無い が実質的に代理人が必要	<3 条>新規性・進歩性・ 産業利用可能性 (6) 該当する規定は無い (7) 該当する規定は無い が実質的に代理人が必要	<規 2>新規性・進歩性・ 産業利用可能性 (6)<12 条> 当局は審査に必要な書 類を提出させることが できる (7)<規 6> GCC に加盟していない 国の住人は代理人を必要とする
(8) この条約及び規則のいかなる規定も、締約国が自国の安全を保持するために必要と認める措置をとる自由又は締約国が自国の一般的な経済的利益の保護のため自国の居住者若しくは国民の国際出願をする権利を制限する自由を制限するものと解してはならない。	○ 秘密発明 <1401 条 ~ 1405 条> 国家機密に関わる法律 最重要事項、トップシーク レット、軍事機密	○ <75 条> 国防上の利害に係わる 特許	○ <77 条> 国家の危機若しくは安全 上の考慮を理由としての 強制ライセンス	○ <65 条>公共の利益、緊急 事態、国家安全に関する 理由が加盟国によって事 前に宣言された場合、強 制ライセンス対象	○ <38 条> 国家のセキュリティ、人 間・動植物の生命に関わ るもの、道徳に関わる者 は、発明と認めない。	○ <20 条> 重要な防衛、セキュリテ ィに関する判断した 場合は、内務省、防衛省 の判断を仰ぐ(90 日以内)	○ <13 条 1> セキュリティ、公衆衛生 等は強制実施権の対象 となり得る	○ <6 条 2> 防衛上の場合、審査が 受けられない
第 28 条 指定官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正 (1) 出願人は、各指定官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。指定官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならず又は特許を拒絶してはならない。 (2) 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。ただし、指定国の産業財産法関連令が認める場合は、この限りでない。 (3) 補正は、この条約及び規則に定めのないすべての点については、指定国の産業財産法関連令の定めるところによる。 (4) 補正書は、指定官庁が国際出願の翻訳文の提出を要求する場合には、その翻訳文の言語で作成する。	○ (1)~(3) <1378 条> 補正 (4)補正に関しては規定 していないが、出願書 類、優先権関連書類の規 定からロシア語の翻訳 要	○ (1)~(3) <32 条> 出願人は、特許出願を一 層明瞭又は明確にする ため、審査請求時まで、 特許出願の補正をする ことができる。ただし、 補正は、出願書類によっ て最初に開示した内容を 超えないことを条件。 (4)<16 条(4)>補正書とし て限定はしていないが、 該当	○ (1)~(3) <55 条の 2> 要求又は出願人による 提出書類には、全体とし ての原出願を超える範 囲の材料又はクレーム を追加的に含ませること は不可。自発的な補正 は、特許付与または拒絶 の決定が発せられるま での間に限り可 (4) 補正に関しては規定 していないが、<179 条> の規定を準用	○ (1)~(3) <34 条> 特許の出願人は手続き期 間中にいつでも出願の変 更を求めることができ る。変更は最初の出願に 記された公開内容に該当 する保護の拡大を意味す ることはできない。 (4) 補正に関して規定し ていないが<8 条>の規定 を準用	○ <規則 49> 出願人は、審査官が審査 報告書を発行するまで は自己の出願を部分的 に改めることができる。 ただし、発明の範囲又は 明細書に含まれている 開示が拡大されないこ とを条件とする。 (4) 補正に関して規定し ていないが<規 7>の規定 を準用	○ (1)~(3) <18 条、19 条> 出願の受理、審査決定以 前は発明の本質を逸脱 しない範囲で、補正でき る (4) 補正に関して規定し ていないが<29 条の 2A> の規定を準用	○ (1)~(3) <6 条 2> 出願公開された出願内 容は逸脱のない範囲で 補正できる。 (4) 補正に関して規定し ていないが<9 条>の規定 を準用	○ (1)~(3) <規 5/4> もとの出願の内容を実 施的に変えない補正は 可能 (4)補正についての翻訳 文の明確な規定はない が、アラビア語か英語 <PCT Application Guide>
第 29 条 国際公開の効果 (1) 指定国における出願人の権利の保護に関する限り、国際出願の国際公開の指定国における効果は、(2)から(4)までの規定に従うことを条件として、審査を経ていない国内出願の強制的な国内公開について当該指定国の産業財産法関連令が定める効果と同一とする。 (2) 指定国の産業財産法関連令は、当該指定国において産業財産法関連令に基づく公開に用いられる言語と異なる言語で国際公開が行われた場合に(1)に定める効果が次のいずれかの時からのみ生ずることを定めることができる。 (i) 当該公開に用いられる言語による翻訳文が、産業財産法関連令の定めるところにより公表された時 (ii) 当該公開に用いられる言語による翻訳文が、	○ <行政規則 29.2.7 条> ロシア語での出願が WIPO 国際事務局によ って既に公開されてい る場合を除き、ロシア連 邦民法第 4 部第 1385 条 第 1 項に従い、ロシア連 邦特許商標庁が出願の 審査開始日から 18 ヶ月 後に国際出願に関する 情報を公開すると規定 している。 参考)	○ < PCT 出願に関する規則 (128/97) 第 8 条> 国際出願日及び国際公開 日は、全ての目的に関 して、有効なブラジル出 願日及び国際公開日として 効果を有するもの とする。 参考)	国際公開の効果が国内 公開の効果と同じである と考えられる。 (事務所回答)	国際出願の効果は、国内 公開と同一な位置づけで あるが、ペルーでは、第 三者に対抗するためには 国内段階における公開が 重要である。 (事務所回答)	PCT ガイドにも規定なし。	該当する規定は無い	該当する規定は無い	該当する規定は無い 参考)

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
産業財産法関連令の定めるところにより公衆の閲覧に供されることによって公衆が利用することができるようにされた時 (iii) 当該公開に用いられる言語による翻訳文が、国際出願に係る発明を許諾を得ないで現に実施しており又は実施すると予想される者に対し出願人によって送付された時 (iv) (i)及び(iii)に規定する措置の双方がとられた時又は(ii)及び(iii)に規定する措置の双方がとられた時 (3) 指定国の産業財産法関連令は、国際公開が出願人の請求により優先日から 18 ヶ月を経過する前に行われた場合に(1)に定める効果が優先日から 18 ヶ月を経過した時からのみ生ずることを定めることができる。 (4) 指定国の産業財産法関連令は、(1)に定める効果が第 21 条〔国際公開〕の規定に従って公開された国際出願を当該指定国の国内官庁又は当該指定国のために行動する国内官庁が受領した日からのみ生ずることを定めることができる。当該国内官庁は、その公報にその受領の日をできる限り速やかに掲載する。	国際出願に関するデータは、出願人の請求とデータの期間前公開のための公式賦課金の支払を条件に、既定期間満了前に公開されることができる。	出願公開がポルトガル語に翻訳されなければならないという要件は存在しない。他の特許協力条約公用語での国際公開が受理される。						国内法では出願公開(18 ヶ月)を行っていない。
第 30 条 国際出願の秘密保持 (1) は比較の対象外 (2) (a) 国内官庁は、次の日のうち最も早い日前に、第三者に対し国際出願が知得されるようにしてはならない。ただし、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合は、この限りでない。 (i) 国際出願の国際公開の日 (ii) 第 20 条〔指定官庁への送達〕の規定に従って送達される国際出願の受理の日 (iii) 第 22 条〔指定官庁に対する国際出願の写しと翻訳文の提出、手数料の支払〕の規定に基づく国際出願の写しの受理の日 (b) (a)の規定は、国内官庁が自己が指定官庁とされた旨を第三者に通知すること又はその指定された事実を公表することを妨げるものではない。ただし、その通知又は公表には、受理官庁の名称、出願人の氏名又は名称、国際出願日、国際出願番号及び発明の名称以外の事項を含めることができない。 (c) (a)の規定は、指定官庁が司法当局に対し国際出願が知得されるようにすることを妨げるものではない。 (3) は比較の対象外	(2)国際出願に関する該当規定、産業財産法関連になし 産業財産法関連にも管轄官庁における守秘義務規定はない。	(2)国際出願に関する該当規定、産業財産法関連になし 産業財産法関連にも管轄官庁における守秘義務規定はない。	○ (2)<38 条> 係属中の特許出願及び添付物件は、公開の時まで秘密とされる。出願人の請求云々については産業財産法関連に該当規定はない	(2) 国際出願に関する該当規定、産業財産法関連になし 産業財産法関連にも管轄官庁における守秘義務規定はない。	(2) 国際出願に関する該当規定、産業財産法関連になし 産業財産法関連にも管轄官庁における守秘義務規定はない。	○ (2) <29 条の 2(5)> 国際公開日または指定国での受領日より以前に第三者が国際出願の内容にアクセスすることを拒絶する	(2) 国際出願に関する該当規定、産業財産法関連になし 産業財産法関連にも管轄官庁における守秘義務規定はない。 し	(2) 国際出願に関する該当規定、産業財産法関連になし 産業財産法関連にも管轄官庁における守秘義務規定はない。
第 2 章 第 31 条~第 39 条は比較の対象外								
第 40 条 国内審査及び他の処理の繰延べ (1) 締約国の選択が優先日から 19 ヶ月を経過する前に行われた場合には、第 23 条〔国内手続の繰延べ〕の規定は、当該締約国については適用しないものとし、当該締約国の国内官庁又は当該締約国のために行動する国内官庁は、(2)の規定が適用される場合を除くほか、前条に規定する当該期間の満了前に、国際出願の審査及び他の処理を開始してはならない。 (2) (1)の規定にかかわらず、選択官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の審査及び他の処	○ (1) 該当する規定は産業財産関連法にはない (2)<1396 条 1> 国際出願において主張されている優先日から 31 ヶ月が満了する前に、又はこの満了の前の出願人の請求により、開始	○ (1) 該当する規定は産業財産関連法にはない (2)国内出願の規定あり。 <33 条>出願から 36 ヶ月以内の出願人による審査請求	(1) 該当する規定は産業財産関連法にはない (2)審査請求制度なし	(1) 該当する規定は産業財産関連法にはない (2)<44 条>出願の公開から 6 ヶ月以内に、審査を請求しなければならない	(1) 該当する規定は産業財産関連法にはない (2)方式審査後の公告による異議申立があれば、実体審査をする。	(1) 該当する規定は産業財産関連法にはない (2) 対応する国内規定はない	(1) 該当する規定は産業財産関連法にはない (2) 対応する国内規定はない	(1) 該当する規定は産業財産関連法にはない (2) 対応する国内規定はない。付与前異議申立制度のため公告後 60 日以内に異議なければ付与

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
理をいつでも開始することができる。	する。							
第 41 条 選択官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正 (1) 出願人は、各選択官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。選択官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならず又は特許を拒絶してはならない。 (2) 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。ただし、選択国の産業財産法関連令が認める場合は、この限りでない。 (3) 補正は、この条約及び規則に定めのないすべての点については、選択国の産業財産法関連令の定めるところによる。 (4) 補正書は、選択官庁が国際出願の翻訳文の提出を要求する場合には、その翻訳文の言語で作成する。	○ <1378 条 1>出願の補正特許の付与又はこの出願に基づく特許の拒絶に関する決定の前に、クレームされている発明、実用新案又は意匠の本質を変更することなしに、発明に係る出願書類において補正又は説明を行う権利を有する。国際出願との関連規定はない (4)補正に関しては規定していないが、ロシア語の翻訳要	○ <32 条> 出願人は、特許出願を一層明瞭又は明確にするため、審査請求時まで、特許出願の補正をすることができる。ただし、補正は、出願書類によって最初に開示した内容を超えないことを条件とする。国際出願との関連規定はない。 (4)<規則 4.3.1>補正に限らず翻訳の提出	○ <55 条の 2> 要求又は出願人による提出書類には、全体としての原出願を超える範囲の材料又はクレームを追加的に含ませることは不可。自発的な補正は、特許付与または拒絶の決定が発せられるまでの間に限り可 (4) 補正に関しては規定していないが、<179 条>の規定を準用	○ <34 条> 特許の出願人は手続き期間中にいつでも出願の変更を求めることができる。変更は最初の出願に記された公開内容に該当する保護の拡大を意味することはできない。 (4) 補正に関して規定していないが<8 条>の規定を準用	○ <規則 49> 出願人は、審査官が審査報告書を発行するまでは自己の出願を部分的に改めることができる。ただし、発明の範囲又は明細書に含まれている開示が拡大されないことを条件とする。 (4)補正に関して規定していないが<規 7>の規定を準用	○ <18 条、19 条> 出願の受理、審査決定以前は発明の本質を逸脱しない範囲で、補正できる (4)補正に関して規定していないが<29 条の 2A>の規定を準用	○ <6 条 2> 出願公開された出願内容は逸脱のない範囲で補正できる。 (4) 翻訳文の提出規定なし	○ <規 5/4> もとの出願の内容を実施的に変えない補正は可能 (4) 翻訳文の提出規定なし
第 42 条 選択官庁における国内審査の結果 国際予備審査報告を受領した選択官庁は、出願人に対し、他の選択官庁における当該国際出願に関する審査に係る書類の写しの提出又はその書類の内容に関する情報の提供を要求することができる。(may の否定)	○ 対応する国内規定はない。 行政規則 29.2.1 条第 1 項は、特許協力条約第 2 条に基づいて選択特許商標庁として表示された ROSPATENT が、特許協力条約、実施規則、行政規則及び WIPO が公表する対応規則に基づきこれらの職務を行い、特許協力条約が指定する場合、当該規則及び法律が使用できることを規定している。	○ PCT 出願に関する規則（128/97）には規定されていない。 産業財産法 “ 第 34 条 - 審査が要求された場合には常に、以下の書類が 60 日以内に提出されなければならない。提出されない場合、出願が棚上げされる。 I – 優先クレームが存在する場合、異議、先行技術調査、及び他国での対応する出願の特許付与に関する審査結果 II – 出願の手續及び審査を正規のものとするのに必要な文書、及び III – 第 16 条第 5 項に規定される宣言によって差し替えられている場合、第 16 条第 2 項に言う適切な文書の簡単な翻訳文」 事務所の所見として、ブラジルの国内段階に入った場合、ブラジル産業財産法第 34 条第 1 項は特許協力条約出願に適用されていない。	○ 実体審査を担当する審査官が通常、国内段階特許出願の審査を行うために、国際段階出願の国際予備審査報告で引用された情報及び文書を使用する。それにも関わらず、審査官が、発明特許の主題が特許付与可能であると審査官を納得されるものを要求しうる。従って、メキシコ工業所有権庁は、国際予備審査報告に記載されている場合でも、追加又は補足の情報又は文書の提出を要求し得る。（産業財産法第 55 条）（事務所回答）	○ 他の選択官庁に情報提供を要求することができるが、参考として使用するのみで、ファイリングされない。（事務所回答）	○ PCT 出願マニュアルには国内段階は国内法に従うと規定 参考） 通常の出願では以下が適用されるが、この中で国際予備審査報告を要求していない。 <第 46 条> 外国で既に出願された特許の外国特許庁の既に行った調査及び審査の結果を、当該先の出願が特許付与されたか否かに拘わりなく、提出しなければならない。	○ 対応する国内規定はない	○ 対応する国内規定はない	○ 対応する国内規定はない 参考）調査報告および国際予備審査報告の利用 <34 条> (1)調査報告及び審査報告の結論を適切に考慮に入れつつ、登録官が、本法に言う条件が満たされていないと判断する場合、登録官は書面で出願人に、通知日から 90 日以内に、その所見を提出するよう、該当する場合には出願を補正または分割するよう通知するものとする。登録官が必要であるとみなす場合、通知は数回にわたって行うことができる。
第 3 章 第 43 条~第 47 条 比較対象外								

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	オマーン	アラブ首長国連邦
第48条 遵守されなかつた期間 (1) この条約又は規則に定める期間が郵便業務の中断又は避けることのできない郵便物の亡失若しくは郵便の遅延によって遵守されなかつた場合において、規則に定める場合に該当し、かつ、規則に定める立証その他の条件が満たされているときは、期間は、遵守されたものとみなす。 (2)(a) 締約国は、期間が遵守されていないことが産業財産法関連令で認められている遅滞の事由と同一の事由による場合には、自国に関する限り、遅滞を許すものとする。 (b) 締約国は、期間が遵守されていないことが(a)の事由以外の事由による場合であっても、自国に関する限り、遅滞を許すことができる。	該当規定なし	該当規定なし	該当規定なし	該当規定なし	該当規定なし	該当規定なし	該当規定なし	該当規定なし
49条 国際機関に対し業として手続をとる権能 弁護士、弁理士その他の者であつて当該国際出願がされた国内官庁に対し業として手続をとる権能を有するものは、当該国際出願について、国際事務局、管轄国際調査機関及び管轄国際予備審査機関に対し業として手続をとる権能を有する。	○ <1374条3> 代理人または代表者 (representative)	○ <216条> 代理人の役割	<181条> 代理人に限定していない。 しかしながら実質は、代理人	代理人についての役割の規定なし	代理人についての役割の規定なし	代理人、弁理士の規定なし	代理人、弁理士の規定なし	代理人、弁理士の規定なし
第4章~第7章（第50条~第61条）は比較の対象外								
PCTの基本規定のため比較対象から除外 第8章 第62条~第63条 比較の対象外								
第64条 留保（参考）	64条(5)の第59条「紛争規定」を留保	-	-	-	64条(5)の第59条「紛争規定」を留保	64条(5)の第59条「紛争規定」を留保	64条(5)の第59条「紛争規定」を留保	-
第65条~第69条 比較の対象外								

（４）特許法条約（PLT）との整合性

概要

特許法条約は、特許出願手続の国際的な制度調和と簡素化を図るための条約である。参考までに日本は加盟していない。特許法条約に特有な条項としては、欠落していた明細書、図面を補正した場合に、優先権を主張していない場合には、出願日が、補正した日にされる。手続期間に間に合わなかった時の救済規定が設けられている点がある。

整合性を調査するにあたって、特許法条約の条文すべてを対象とせず、重要項目と認識されている出願の認定要件、出願手続き等の簡素化及び容易化、手続期間に間に合わなかった場合の救済、代理人の義務付事項の緩和、紙出願の許容と電子出願、権利移転等の登録等⁶⁴を比較した。

現時点での PLT 加盟国であるロシア、バーレーン、オマーンの特許関連法と特許協力条約との整合性について、上記の観点の比較を行ったが、明らかに条約と不整合であると思われる規定等は発見されなかった。但し、国内の法律・規則等で規定では特許協力条約との整合性の観点から疑問がもたれる事項がある国もあったが、現地代理人より特許法条約の加盟国には条約を遵守する義務があるので、国内の運用において条約の規定を優先しているとのコメントを得た国もある。

なお、参考として、PLT 非加盟の調査対象国についても、対応する条文の有無を調べた。

⁶⁴ 特許庁 HP「特許法条約（PLT）の採択について の、２．採択された特許法条約」の主な内容から。
http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/plt_120620.htm （最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

各国国内法と特許法条約（PLT）との整合性 - カタールは GCC 特許庁に出願するため、比較から除外。 - 締結国以外は参考。（記号：該当規定がない、または、その一部分が条約に合致していない場合。）

特許法条約の主な内容（出典：日本特許庁 HP の特許法条約(PLT)の採択についての 2. より）	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	GCC	バーレーン	オマーン	クウェート	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
	締結国 2005/12/15	-	-	-	-	-	締結国 2005/12/15	締結国 2007/10/16	-	-	-
2 0 0 0 年 6 月 1 日 外交会議において採択された特許法条約	民法典第 部 (2008 年 1 月 1 日施行)	産業財産法 2001 年 2 月 14 日 法律第 10.196 号 により改正された 1996 年 5 月 14 日 法律第 9.279 号 (2001 年 2 月 14 日施行)	産業財産法 補正・追補に関する 2005 年 12 月 6 日 の法令により最終改 正された 1991 年 6 月 25 日 の法律	2000 年 9 月 14 日 調印のカルタヘナ 協定委員会決定第 486 号 法令 1075 号 等	産業財産法 No.19.996 によっ て改 正 さ れ た 1991 年 1 月 24 日 法律 No 19.039	GCC 特許規則 1992 年制定 1999 年改正 2000 年 8 月 15 日 施行	特許・実用新案 法 2006 年 法律 第 14 号により改正 された 2004 年 法律第 1 号 2006 年法律第 6 号	産業財産法 2008 年法律第 67 号	特許・意匠法 2001 年法律第 3 号 により改正された 1962 年法律第 4 号(2001 年 1 月 14 日施行)(特許、実 用新案、意匠が含 まれる)	特許・集積回路の 回路配置、植物品 種及び工業意匠法 2004 年 7 月 17 日 の 国 王 命 令 第 M/27 号	特許・意匠法 2006 年連邦法第 31 号によって改 正された 2002 年 連邦法第 17 号
(1)出願の認定条件 下記の 3 つの要素を官庁が受理した日を、出願日とする(5 条 1) (i) 出願であることの明示又は黙示の表示、 (ii) 出願人の同一性が確認できる又は官庁が出願人と連絡をとれる表示、 (iii) 明細書と外見上認められる部分（ 1 ） 1：クレームがなくても出願日は付与される。	○ 出願時の提出書類：<1375 条> ・願書 ・明細書 ・クレーム ・図面(必要な場合) ・要約書 願書には所在地と記載されている	○ 出願時の提出書類： ・願書 ・明細書 ・クレーム ・図面(必要な場合) ・要約書 ・出願手数料の納付証明書 <規 16.3.2>に(ii)を満たす事項が含まれている。	○ 出願時の提出書類：<38,45,47 条> ・願書 ・明細書 ・クレーム ・図面(必要な場合) ・要約書 願書には所在地と記載されている	○ 主管中央官庁による特許出願の受取日が同出願日付と考えられる。 a)特許付与が申請されていることの表示。 b)出願人または出願人の身元に関するデータ、つまり主管中央官庁が同人物と連絡を取ることができるようなデータ。 c) 発明の明細書。 d)記載することが適切であれば、発明に関する図。 e)定められた料金を添付すること。<33 条>	○ 出願時の提出書類：<43 条> ・願書 ・明細書 ・クレーム ・図面(必要な場合) ・要約書 願書には、出願者・代理人の名前と住所記載要	○ 出願時の提出書類：<施 3 条 1> ・願書 ・明細書 ・クレーム ・図面(必要な場合) ・要約書 願書には、出願人・代理人の名前と住所<施 8 条>	○ 出願時の提出書類：<16 条> ・明細書 ・図面(必要な場合) 以下は事務所のコメント 発明の名称、クラス、出願人と発明者の名前・住所・国籍も願書に含まなければならない。	○ 出願時の提出書類：<5 条> ・願書 ・明細書 ・図面(必要な場合) ・クレーム 出願日の認定は PLT の規定と同一<9 条 1(a)>	○ 出願時の提出書類：<16 条> ・明細書 ・図面(必要な場合) ・願書 願書には出願人・発明者の氏名・住所要	(1) 出願時の提出書類:<規 10 条、11 条> ・願書 ・明細書 ・図面(明確な理解につながる場合) ・クレーム 願書には、出願人・発明者・代理人の名前と住所	(1) 出願時の提出書類：<規 5 条> ・願書 ・明細書 ・図面(必要な場合) ・クレーム 願書には、出願人・代理人の名前
明細書であると外見上認められる部分（上記(iii)）は、出願日の確保のためには、いかなる言語で記載されていても構わない（第 5 条(2)）。	願書はロシア語。他の書類は他の言語でも良いが、訳文を提出のこと。 <1374 条 2>	<規 4.3.1>ラテン語若しくは外国語で記載されている場合、出願人はそれら外国語で記載されたすべての書類について非公式の翻訳文を提出しなければならない。翻訳文が 4.1 に規定する願書についてのものである場合は、出願人は対応する陳述書によってその翻訳文に代えることができる。	願書若しくは申請書と共に提出される外国語の書類については適正なスペイン語翻訳文を添付すること。<規 5 条 VII >		あらゆる出願はスペイン語でなければならない。<規 15>	出願時に英語とアラビア語要<施 3 条後半>	出願言語は、英語とアラビア語（事務所回答）	出願日の目的のためには明細書は、どんな言語でも良い<9 条 1(c)>	明細書には英語の要約とアラビア語の翻訳要	出願日はすべての書類が規定を満たした日。アラビア語<規 8 条>	規則で定めている条件を満たして受理した日。アラビア語、英語の明細書要。
最初の提出時に欠落してしまった明細書の一部分又は図面をあとの補充することが可能。その際、出願日は補充した日が出願日となる。ただし、当該欠落部分が、優先権を主張している先の出願に含まれている場合には、出願日は、最初に出願日の認定要件が満たされた日となる（第 5 条(6)）。	欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない。しかしながら、条約に従うと思われる。	欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない。	欠落部分の補充が認められているのは庁からの追加資料等の求めの場合で、図面の新規要素が付加した日が出願日となる。<規 31>	に合致している規定はない	欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない	欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない	欠落書類の補充に関する規定はない。PLT に準拠するものと思われる。	欠落書類の補充に関する規定あり。補充された日が出願日となる<9 条 2>	欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない	欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない	欠落書類の補充に関する規定はなく、出願日の移動もない
先に提出した出願の出願番号等を引用することによって、出願の明細書及び図面と置き換えることができる（第 5 条(7)）。	当該規定はないが、条約に従うと思われる。	当該規定はない	当該規定はない		当該規定はない	当該規定はない	当該規定はない	先に提出された出願の引用による明細書及び図面の置換<9 条 1(b)>	当該規定はない	当該規定はない	当該規定はない
(2)出願手続き等の簡素化及び容易化 出願に関する最大限の要件として、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty；PCT）で規定されたものを準用。出願人は、PCT 出願手続における要件と異なる又は追加する要件を課されることはない（第 6 条(1)）。	○ 追加すべき書類はない。	○ 追加すべき書類はない。	○ 追加すべき書類はない。	○ PCT の加盟国であるが、追加要件（第 26 条）を要求している。	○ 追加すべき書類はない。	○ 追加すべき書類はない	○ 追加すべき書類はない	○ 追加すべき書類はない	○ 追加すべき書類はない	○ 追加すべき書類はない	○ 追加すべき書類はない
記載された事項、優先権の申立て、又は翻訳文に合理的な疑義がない限りは、出願人は、証拠、証明又は認証	証拠、認証等を求めることはな	証拠、認証等を求めることはな	外国文書は必要な場合は認証を要	h)遺伝資源・派生物関連の移転書の	優先権証明書を必要とし、その翻	認証は要求されない<施 3 条	規定されていない(要求されない)	認証は要求されない	優先権を主張する場合、クウェー	提出される書類は、原本又は権限	優先権を主張するためには、認証

特許法条約の主な内容（出典：日本特許庁 HP の特許法条約(PLT)の採択についての 2 . より）	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	GCC	バーレーン	オマーン	クウェート	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
等を要求されることはない（第 6 条(6)）。 要件を満たしていない場合は、必ず締約国の官庁からその旨が通知され、さらに通知後、要件を満たすため及び意見を述べるための機会を与えられる（第 6 条(7)）。 モデルとなる願書等の様式が設定されたものについては、全ての締約国に対して同一の様式を用いて出願等の手続きが可能（第 6 条(2)、第 20 規則）。 モデル願書様式の使用可能条項のため比較対象から除外 パリ条約に基づく優先権書類の翻訳文は、要求する事が可能である（第 6 条(5)、第 4 規則(4)）。	い。 通知と書類訂正の機会 <1384 条 3,4> 方式要件を満足していないときのみ補正が可能。 特許性の認定に関わる場合に限って訳文の提出を要求<1382 条>	い。 方式要件を満足していないときのみ補正が可能。 優先権の主張は、明細書及び、場合に応じて、クレームと図面を含む該当の原出願国の書類を出願証書若しくはそれに相当する書類の非公式の翻訳文と共に提出して行う必要がある。<規 3.1>	求する。<規 5 条 IX > 追加加資料を求めまた脱漏の補完を求める<50 条> 優先権の要件出願日から 3 ヶ月以内に原出願国で提出された出願の写し及び、該当する場合はその翻訳文を提出すること<規 36>	コピー、 i)伝統的知識から得られた。開発された場合の先知識の使用ライセンス等 要求規定はない 方式審査の結果の通知と応答<39 条> 優先権書類の翻訳の規定はない	訳を出願日から 90 日以内に提出しなければならない<規 60> 当局は、手続中は補正または分割を決定できる。<規 50> 優先権証明書の翻訳を出願日から 90 日以内に提出しなければならない<規 60>	2 ;3,5> 方式要件を満たしていないとき、3 ヶ月以内の書類訂正の機会あり<施 16,17 条> 英語とアラビア語要<施 3 条後半>	（事務所回答） 要件を満たさないとき、出願から 30 日以内に補正、追加資料を出願人に請求する。<19 条> 英語に翻訳された優先権証明のコピーが要求され、出願から 4 ヶ月以内である。	要件を満たさないとき、補正を求める<9 条 1(d)> 要求されることはない。 （事務所回答）	ト領事が認証した優先権主張の基礎出願の認証謄本 1 通でアラビア語の翻訳要 要件を満たさないとき、補正を 30 日以内に提出要。<19 条> 優先権番号、優先日、出願人・発明者のデータは翻訳が必要。 （事務所回答）	ある当局により認証されたものでなければならない。<規 9 条> 方式審査により所定の条件の一部が満たされていないことが判明した場合は、出願人は、その旨の通知の日から 90 日以内に、これらを満たすよう求められる<規 34 条> 所定の猶予期間内(3 ヶ月)に先の出願の認証謄本及びその翻訳文を提出しない場合は、その優先権は失効<29 条 5>	された優先権の出願書類の英訳提出要。委任状は認証要。 方式審査により所定の条件の一部が満たされていないことが判明した場合は、出願人は、その旨の通知の日から 90 日以内に、これらを満たすよう求められる<規 10 条> 要求されることはない。 （事務所回答）
(3)手続期間に間に合わなかった場合の救済 官庁によって設定された期間（いわゆる指定期間）に間に合わなかった場合、その期間を延長させるか（ 3 ）期間満了後においても当該処理を継続させるようにすること（ 4 ）が可能（第 11 条）。この選択は締約国による。 3： 期間の延長は、(i)期間満了前、又は(ii)期間満了後一定期間内の申請により（(i)及び(ii)は締約国の選択）期間満了時点から少なくとも 2 ヶ月間認められる。 4： 期間満了後の処理の継続は、期間満了後の申請により、官庁による通知後少なくとも 2 ヶ月認められる。期間満了後の処理の継続は、上記(ii)の期間延長を認めない締約国においては、必ず認められる。 ただし、下記の手続期間（ 5 ）については、第三者との利益とのバランスを考慮し、締約国は救済を規定しなくてもよい（第 12 規則）。 5： (i)すでに期間の救済が適用された期間に対するそれ以上の救済 (ii) 期間の救済のための申請書を提出する期間に対する救済 (iii) 特許料の支払いのための期間に対する救済 (iv) 優先権回復等のための期間に対する救済 (v) 審判のための期間に対する救済 (vi) 当事者系手続きのための期間に対する救済 状況により求められる妥当な注意(due care)を払ったか又は故意ではなかった（unintentional）にもかかわらず（この選択は締約国による）期間が満たせずに権利が失われてしまった場合、その権利は回復される（第 12 条）（ 6 ）。 6： 権利が回復される期間は、期間満了から 1 2 ヶ月、又は期間を満たせなかった原因が取り除かれた日から 2 ヶ月のうち、どちらか早く満了する方に限定される。ただし、特許料の支払いに関しては、パリ条約第 5 条の 2 に基づく猶予期間（少なくとも 6 ヶ月）の満了から 12 ヶ月、又は期間を満たせなかった原因が取り除かれた日から 2 ヶ月のうち、どちらか早く満了する方である。	○ 条約上の優先権を求める出願が定められた期間に出なかった場合は 2 ヶ月を超えない範囲で延長可<1382 条 1> 出願書類の要件を満たさない場合の応答期間延長。10 ヶ月を超えない範囲<1384 条 4,1386 条 5> 規定なし 条約の規定に従うと思われる。	○ 救済規定なし <87 条> 特許出願又は特許は、出願人又は特許所有者が、出願の却下又は特許の消滅についての通知を受けてから 3 ヶ月以内に、特定手数料を納付してその旨の請求をするときは、回復することができる。	○ 下記の場合で期間内に応答しなかった場合、請求の有無に拘らず 2 ヶ月の追加期間を与えられる。<58 条> ・発明の単一性を満たさず、分割出願を要請された ・追加加資料を求めまた脱漏の補完を求める場合 ・外国特許庁によってなされた調査若しくは審査に関するものを含め必要と考えられる追加的又は補充的な情報又は書類を求められた場合 規定なし	○ 方式審査への応答期間の延長は 1 回のみ可<39 条> 異議申立主張期間の延長 60 日<42 条> 抗弁の期間の追加延長 60 日<43 条> 拒絶理由通知への応答期間の 30 日延長<45 条> 規定なし	○ 救済規定なし 方式審査への応答期間は 40 日。応答しなかった場合は放棄とみなされるが、みなされた日から 120 日以内に当該出願の回復を、優先日を喪失することなしに請求することができる。<45 条>	○ 救済規定なし 規定なし	○ 救済規定なし 規定なし	○ 救済規定なし 規定なし	○ 救済規定なし 規定なし	○ 救済規定なし 規定なし	○ 救済規定なし なし

特許法条約の主な内容（出典：日本特許庁 HP の特許法条約(PLT)の採択についての 2 . より）	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	GCC	バーレーン	オマーン	クウェート	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
ただし、下記の手続期間（ 7 ）については、第三者との利益とのバランスを考慮し、締約国は救済を規定しなくてもよい（第 13 規則）。 7： (i) 審判に関する期間 (ii) 期間の救済のための申請書を提出する期間 (iii) 優先権回復等のための期間に対する救済 (iv) 当事者系手続きのための期間 優先権関連の救済（第 13 条）。 (i) 優先権主張の訂正や追加が可能(第 13 条(1); PCT 第 26 規則の 2 に準じた内容)。 (ii) 後の出願の提出が、状況により求められる妥当な注意を払った又は故意でなかったにもかかわらず(この選択は締約国による) 優先権期間（ 1 2 ヶ月）に間に合わなかった場合、優先権の主張は回復される（第 13 条(2)）。 (iii) 優先権証明書（先の出願の写し）が提出できず優先権が失われてしまった場合であって、原因が出願人の瑕疵によるものでない場合、優先権の主張は回復される（第 13 条(3)）。	(i)なし。条約に従うものと思われる。 (ii) 出願人の関与しない事情による出願の提出が出来なかった場合は 2 ヶ月を超えない範囲で延長可<1382 条 1> (iii)優先日(最初の出願)から 16 ヶ月以内に証明書の写し提出要。期間内に出来なかった場合の延長規定あり< 1382 条 3>	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし。条約に従うと思われる。	優先権関連の救済規定なし。条約に従うと思われる。	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし	優先権関連の救済規定なし
(4)代理人の義務付事項の緩和（第 7 条(2)）。	○ <第 1247 条 1>	× <216 条>	× <183 条>	× 規定されていないが、代理人要	× <2 条>	○ <5 条>	規定されていない。	<95 条 1>	× 規定されていないが、代理人要	× 国外の者は代理人要<規則 8(3)>	× 規定されていないが、代理人要
(5)紙出願の許容と電子出願 外交会議終了から 5 年後、すなわち 2 0 0 5 年 6 月 2 日以降は、出願日の目的のための出願の提出、及び期間を満たすための書類の提出を除いて、締約国は紙による提出を排除することが可能。ただし、その期日までは紙による提出を認めなければならない（第 8 規則(1)）。 さらに、大容量出願（いわゆるメガ出願）の取り扱いを考慮し、上記 の移行期間にかかわらず、紙による提出がその性質又は容量から適当でない場合には、締約国は紙以外の手段によって提出することを要求することが可能（第 8 規則(1)）。	○ 紙出願	○ 紙出願	○ 紙出願	○ 紙出願	○ 紙出願	○ 紙出願	○ 紙出願	○ 紙出願	○ 紙出願	○ 紙出願	○ 紙出願
(6)権利移転等の登録 移転登録にかかる申請は、旧権利者又は新権利者のいずれか一方の者による申請（単独申請）が可能。ただし、締約国の官庁は、契約に関する情報、及び申請を裏付け書類を申請に添付することを要求できる（第 16 規則、第 17 規則）。実施権（ライセンス）の登録申請も同じ取り扱い。	○ 移転登録<1357 条 2> 権利移転・ライセンスの登録<1369 条> 契約および国と登録簿変更申請：	○ 移転登録<58 条,59 条> ライセンスも登録要<62 条> 移転元、移転先所有者の法的代理人の署名と公証が必要（事務所コメント）	○ 権利の譲渡を第三者に対抗するには、それを工業所有権庁に登録しなければならない<62 条>	○ 当事者はだれでも移転の登録を求めることができる。<56 条> 特許を使用するためのライセンスは、すべて主管中央官庁に登録されなければならない。登録を怠ると同ライセンスは第三者に対してその効力を持たない。登録に際して、ライセンスは文書で記録されなければならない。 当事者はだれでもライセンスの登録を求めることができる。<57 条>	○ 特許権者は、権利譲渡又は移転を有する。<規 63>移転・ライセンスは登録簿に記録される<規 64>	○ 譲渡・移転できる。登録簿の明示的規定はないが、記録される。<23 条 1> ライセンス。両当事者が署名し、いずれかの国の公的機関の認証を必要とする。<17 条 1>	○ 譲渡・移転できる。登録簿に記録される。<22 条> 法的証拠要。（事務所コメント）	○ 譲渡・移転できる。登録簿に記載される。<4 条 1> 権者の変更は、書面で行われ、関係者の請求によって記録される。<94 条 1>	○ 譲渡・移転できる。登録簿に記載要<27 条> 領事館の認証要（事務所コメント）	○ 権利は、相続により、また有償又は無償で移転することができ<5 条 1> 所有権が変更又は移転した保護出願及び保護書類の一覧<規 4 条、7 条 3>、 公証、領事館認証要（事務所コメント）	○ 権利は譲渡でき。契約者による書面が必要で公証人による認証が必要。登録簿に記載される<18 条>

＊特許法条約（ PLT ）の採択について の、 2 . 採択された特許法条約の主な内容をベースとして比較。
http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/plt_120620.htm（最終アクセス日：2010 年 3 月 25 日）

（５）商標法条約（TLT）との整合性

商標法条約（Trademark Law Treaty, TLT）は、商標出願手続の国際的な制度調和と簡素化を図るための条約であり、各国法律、規則との整合性を調査するにあたって、主な内容である一出願多区分制度の採用、多件一通方式の採用、願書・各種申請書の記載事項及び各種証明書提出の簡素化、更新時の実体審査及び登録商標の使用チェックの禁止、意見を述べる機会を与えない手続の却下の禁止、手続補完による出願日の認定制度の採用等についての比較を行った。

今回の調査対象国の中で、商標法条約に加盟している国は、ペルー、バーレーン、オマーンのみである。整合性を見るにあたって、当該国の法律、規則に規定していない場合で、現地代理人事務所から条約に従うという旨の回答を得た場合にはその旨を記入した。

参考として、3カ国以外の条約未加盟国についても比較表に記載した。

調査の結果、対象国の法律で明らかに TLT と整合しない規定は、対象国では、ほぼ問題が発見されなかった。

しかしながら、バーレーンの現地事務所からの情報によれば、以下の書類の提出が要求されているようであり、出願におけるその他の要件の禁止（第3条7項）と整合しない運用が行われているようである。

- 提出書類：
- a) 優先権が請求される場合、優先権文書の認証謄本
 - b) 標章の対応する国内登録又は外国登録の認証謄本
 - c) 出願人の定款
 - d) 会社登記官が発行した証書
 - e) 出願人の商業登記抄本
 - f) 商工会議所が発行した証書

各国国内法と商標法条約(TLT)との比較	(記号：該当規定がない、または、その一部分が条約に合致していない場合。)										
	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
発効区分(ハイフン：参考として比較)	-	-	-	In Force 2009/11/6	-	In Force 2007/3/18	-	In Force 2007/10/16	-	-	-
適用法律・規定	ロシア民法典 第 部	2001 年 2 月 14 日法律第 10.196 号によ り改正された 1996 年 5 月 14 日法律第 9.279 号 (産業財産法)	産業財産法の 補正・追補に関 する 2005 年 12 月 6 日の法令に より最終改正 された 1991 年 6 月 25 日の法 律	カルタヘナ協 定委員会決定 486 (A**条) 法令 1075 (L**条)	No.19.996 によ って改正され た法律 No 19.039 (産業財産法) No.20,160 によ って改正され た法律 No.19.039 (2007 年)	2006 年法律第 11 号 (商標法)	2001 年法律第 1 号 (商標法)	2008 年法律第 67 号 (産業財産法)	商標・商号・地 理的表示とひ な型・産業意匠 に関する 2002 年法律第 9 号	2002 年 8 月 7 日国王命令第 M/21 号によ る商標法 商標規則 2002	2002 年連邦法 第 8 号によっ て改正された 商標に係る 1992 年連邦法 第 37 号 (商標 法)
(1)出願 (3 条) 願書に記載し又は添付するもの及び料金 (a) 締約国は、願書に次のものの全部又は一 部を記載 し又は添付するよう要求することが できる。 (i) 登録の申請 (ii) 出願人の氏名又は名称及び住所 (iii) 出願人がいずれかの国の国民である場合 には当該国の名称、出願人がいずれかの国に 住所を有する場合には当該国の名称及び出願 人がいずれかの国に現実かつ真正の工業上又は 商業上の営業所を有する場合には当該国の 名称 (iv) 出願人が法人である場合には、当該法人 の法的性質並びにその法令に基づいて当該法 人が設立された国の名称及び該当するときは 当該国の地域であってその法令に基づいて当 該法人が設立されたものの名称 (v) 出願人が代理人を有する場合には、当該 代理人の氏名又は名称及び住所 (vi) 次条(2)(b)の規定に基づき送達のため のあて先を要求する場合には、当該あて先 (vii) 出願人が当該出願人が行った先の出願 に基づく優先権を主張する場合には、当該先 の出願に基づく優先権を主張する旨の申立て 並びにパリ条約第 4 条の規定に従って要求 されるときは当該優先権の申立てを裏付ける 表示及び証拠 (viii) 博覧会において商品又はサービスを展 示したことによって生じている保護について の利益を出願人が主張する場合において、自 国の法令が要求するときは、その旨の申立て 及びこれを裏付ける表示 (ix) 自国の官庁が標準とする文字(数字を含 む)を指定する場合において、出願人が標準文 字で標章が登録され及び公告されることを希 望するときは、その旨の陳述 (x) 出願人が標章の識別性のある特徴として 色彩を主張する場合には、その旨の陳述並び に主張される色彩の名称及び各色彩について 標章のうち当該色彩である主要部分の表示 (xi) 標章が立体標章である場合には、その旨 の陳述 (xii) 標章の 1 通又は 2 通以上の複製 (xiii) 標章の全部又は一部の音訳 (xiv) 標章の全部又は一部の翻訳 (xv) ニース分類の類に従って類別された登 録を求める商品又はサービスの名称(類別さ れた商品又はサービスの各群の前には当該群 が属する同分類の類の番号を付するものと し、同分類の類の番号の順序で各群を表示す る) (xvi) 署名に規定する者による署名	(a) ・標識の商標と しての登録を 求める願書で あって出願人 の名称及び出 願人の所在地 又は居所を記 載したもの ・請求する標識 ・商標登録出願 の対象とする 商品の一覧で あって、標章の 登録のための 商品及びサー ビスの国際分 類に基づいて 分類されたもの ・請求する標識 の説明 <1492 条> (vii)優先権主 張 商標出願時に 又は出願日か ら 2 ヶ月以内 に、その旨の陳 述を行い、かつ 当該請求を裏 付けるのに必 要な書類を提 出し、又は知 的所有権に関 する連邦行政 当局への出願 日から 3 ヶ月以 内にかかる書 類を提出しな ければならな い。<1495 条 3> (viii)博覧会の 商標の優先権 主張；同上 (xv) ニース分類	<規 2> (a)出願人又は その代理人が 署名したもの ・有効な委任状 ・法的な代表の 完全な名前と 住所 ・正式に認可さ れた登録申請 の代表の署名、 商標とそのの 分類、 ・商標が図形、 あるいは、ミッ クスである場 合のラベル ・申請に関する 手数料の支払 い証明書 (vii) 優先権の 主張は出願時。 出願番号及び 出願日を記載 した適切な書 類、並びに出 願又は登録の写 しによって証 明しなければ ならない。前記 の写しには、自由 翻訳文を添 付するものと し、その内容に ついては、出願 人が全面的に 責任を負うもの とする。出願 時に証明をし なかった場合は は、出願から 4 ヶ月以内に証 明をしなければ ならない <127 条> (xv)商品分類及 びサービス分 類に従って、1 つの類及びか かる類の最大 3 つの商品ノサー ビスの略号	(a)申請項目 1)出願人の名 称、国籍及び住 所 2)商標を構成 する識別性ある 標識 3)標章が最初 に使用された日 または未使用 4)使用される 商品若しくは サービス 分かる場合に は、登録を求め る商品若しくは サービスが属 している類の 番号 ・当該商標が関 係する事業所 又は企業の所在地 <113 条、規 56> (vii)優先権主 張 <118 条 1> (xi) 商標を構 成する識別性 ある標識。・・・ 立体のものか、 それらの混在 的なものかを 明示<113 条 2> (xv) ニース分類 (xvi)署名 <181 条、規 56>	(a) (i) ~ (vi) ・商標登録の申 請 ・出願人の氏名 と住所。 ・出願人の国籍 と本籍。出願人 が法人である 場合、その設立 地 ・出願人の法定 代理人の氏名 と住所。 ・商標が文字、 形、色を持たない 全くの名称 的な商標である 場合、登録が 望まれている 商標の表示 ・商標登録が出 願されている 商品またはサー ビスの明白な表示。 ・商品またはサー ビスの種類の表示 ・出願人または その法定代理 人の署名<51 条> (vii)優先権主張 6 ヶ月以内に出 願要。 <第 10 条> (viii) <141 条> 展示会の規定 (xi)立体商標の 場合、グラフィ カルな説明 <L52> (xv)ニース分 類 <151 条> (ix)(x)規定はな いが、条約に準 ずるとされる。	(a) ・出願人の完全 名称、国家登録 番号(あれば)、 職業若しくは 事業の種類及び 住所若しくは は居所、及び代 理人若しくは 代表者(あれば) の対応する情報 ・登録を求める 商標の明確な 説明。よく知ら れた外国語表現 で構成されてい る商標について は、スペイン語 の翻訳文が添付 されなければならない。 ・当該商標の下 に提供する製品 若しくはサー ビスのリスト 及びそれらが 該当する国際 分類の 1 若しくは 複数のクラス。 何らかの商業 上又は産業上の 施設に関して商 標の登録出願を 行う場合は、対象 となる製品及び それらが属する クラス、並び に当該商標登録 によって当該施設 の識別性を確保 しようとする 1 若 しくは複数の地 域を明示しな ければならな い。並びに ・出願日、及び 出願人若しくは	(a) (i) ~ (vii) 出願される商 標 (図柄標章又 は色彩標章の 場合、明瞭な印刷 物と共に) (xii) -出願で請求さ れる商品ノサー ビスの分類 及び仕様の一 覧 (xv) -氏名、住所及び 国籍を含む出 願人の完全な 詳細 -優先権が請求 される場合、出 願番号、出願日 及び出願国を 含む対応する 先行出願の詳細 -代理人の事務 の完全な詳細 さらに、出願請 求書は以下の文 書を添付しな ければならな い。 -以下 文書の いずれか 1 通 a) 優先権が請 求されている 場合、優先権文 書の認証謄本 b) 標章の対応 する国内登録 又は外国登録 の認証謄本 c) 出願人の会社 の定款	(a) ・出願者の氏 名、職業、住所、 (商号) 出願 人が会社であ るならば、会社 名、住所、目的 ・国籍と住所 ・登録すべき標 章 ・登録される物 品・役務名と分 類 ・代理人の氏 名・住所 ・連絡するク ウェートの住所 <規 4>標章の すべての部分 を正確に色あ せない着色で 描くこと <規 7> 外国語が、登録 する標章にあ る場合、登録官 は、アラビア語 に翻訳し、その 外国語の音読 を要求する。 <商 66 条> <規 3> (xv) ニース分 類	(a) (i)登録の申請 (xii)標章のコ ピー ・商品・役務の リスト (区分 ~ ・出願料 <37 条 1(a)> <規 45> (ii)(iii)(iv)(v) i) 規定ないが、条 約に準ずると 思われる。 (vii) パリ条約 による優先権 主張申立。当局 は優先権の当 該コピーを要 求出来る<37 条 2(a)> (xiii)(ix) 規定ないが、条 約に準ずると 思われる。 (x)識別性のある 特徴としての 色彩の宣言書 <37 条 1(c)> (xi) 立体商標 <37 条 1(d)> (xiii)(xiv) 規定ないが、条 約に準ずると 思われる。 (xv)ニース分類 による商品・役 務のリスト <37 条 1(a)> (xvi) 規定ないが、条 約に準ずると 思われる	(a)商標法には 規定されてい ない (vii)優先権主 張の申立<9 条 (i)> (viii)博覧会展 示商品・役務に 関する標章は 仮保護対象。 (xi) 立体商標 <6 条> (xv) ニース分 類	(a) ・登録を求める 商標の表示 ・出願人の名、 姓、宛先、国 籍及び(有す る場合は) 商 号。出願人が法 人である場合 は、その名称、 本社の宛先及 び国籍を記載 ・代理人が出願 を行う場合は、 その名、姓及び 宛先を記載 ・登録を求める 商標の説明 ・商標の登録を 求める商品又は サービスとその 区分 (6)署名 <規 2 条> (vii)優先権主 張の申立、当該 出願国の管轄 当局及びサウ ジ外務省を含 む認証機関に より適正に認 証された当該 先の出願の写 しを提出<規 5 条> (viii)博覧会の 場合の仮保護 博覧会の開会 の少なくとも 1 ヶ月前に商業 省商標局に通 知しなければならない<規 32 条> (xi) 立体商標 制度なし (xii)標章の複製 10 葉<規 3 条 1> (xiii) 音訳 (xiv) 翻訳	以下、<規 5> 1. 出願者の名 前と姓、肩書 、職業、該当す る場合、商号。 出願者が企業 の場合は、企業 の商号、住所、法 人形態、及び、 企業設立の目 的も含める 2. 出願者の国 籍、居住地、及 び、業種 3. 登録を求め る標章 4. 標章の登録 の請求に係わ る商品、製品、 又は、役務の一 覧、及び、その 分類の番号 5. 商品、製品、 又は、役務の識 別のために標 章が使用され ている、又は、 使用が意図さ れている事業 所又は事業の 場所 6. 該当する場 合、登録に係わ る通信文、又 は、書類が送付 されるべき UAE 内の選ば れた住所 7. 出願者又は その代理人の 署名。出願者が 企業や法人で ある場合、正式 代表者の署名 が必要とされ る。 以下、<規 7> 1. 出願者の名 前と姓、肩書 き、職業、該当 する場合、商

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
(xvii) 自国の法令が要求する標章の使用意思に関する宣言書 (b) 出願人は、(a)(xvii)に規定する標章の使用意思に関する宣言書に代えて又はこれに追加して、締約国の法令によって要求される標章の実際の使用に関する宣言書及び証拠を提出することができる。 (以上3条1)	(xvii) 使用意思宣言制度なし (b) 使用意思宣言制度ないため対象外	を示す<規 2.2> (xvi) 出願人又はその代理人の署名<規 4.9> (xvii)使用意思宣言制度なし (b) 使用意思宣言制度ないため対象外	(xvii)使用意思宣言制度なし (b) 使用意思宣言制度ないため対象外	(xvi)<139条 h> 出願人または代理人の署名 (ix)(x)(xii)(xiii) (xiv)規定はないが、条約に準ずると思われる (xvii)使用意思宣言制度なし (b) 使用意思宣言制度ないため対象外	は代理人の署名 <規 9> (vii)<規 68> (x)<規 25> (xiv)上記(a) (xv) 上記(a) ニース分類 (xvii)使用意思宣言制度なし (b) 使用意思宣言制度ないため対象外	d)会社登記官が発行した証書 e)出願人の商業登記抄本 f)商工会議所が発行した証書 前述の c、d、e 又は f に言う文書はアラブ領事館で法的に正当と認められなければならない。英語以外の文書の場合、その英語翻訳文が提出されなければならない。 <8 条> (viii) 博 覧 会 <49 条> (ix)(xi)(xiii)((xvi) 規定ないが、条約に準ずると思われる。 (xvii)使用意思宣言制度なし (b)使用意思宣言制度ないため対象外	(xvii)使用意思宣言制度なし (b) 使用意思宣言制度ないため対象外	(xvii)使用意思宣言制度なし (b) 使用意思宣言制度ないため対象外	(xvii)使用意思宣言制度なし (b) 使用意思宣言制度ないため対象外	<規 4 条> (xv) ニース分類。出願書類に記載<規 2 条 5> (xvi) 出願人又はその代理人の署名<規 2 条 6> (xvii)使用意思宣言制度はない (b) 使用意思宣言制度ないため対象外	号。出願者が企業の場合、企業の商号、住所、法人形態、及び、企業設立の目的も含めるものとする。 2. 出願者の国籍、居住地、及び、業種 3. 登録を求める標章 4. 標章の登録の請求に係わる商品、製品、又は、役務の一覧、及び、その分類の番号 5. 商品、製品、又は、役務の識別のために標章が使用されている、又は、使用が意図されている事業所又は事業の場所 6. 該当する場合、登録に係わる通信文、又は、書類が送付されるべき UAE 内の選ばれた住所 7. 出願者又はその代理人の署名。出願者が企業や法人である場合、正式代表者の署名が必要とされる。 (xv)ニース分類<2 条> (b) 使用意思宣言制度ないため対象外
2 以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の出願(一出願多区分・多件一通方式) 2 以上の商品又はサービスに係る出願については、当該商品又はサービスがニース分類の 1 の類に属するか 2 以上の類に属するかにかかわらず、1 の願書で行うことができる。 (3 条 5)	一出願多区分制度。<1492 条 2, 3.3>	× 多区分制度なし	× 多区分制度なし	○ 多区分制度<L50> 多件一通出願制度について規定はないが、条約に準ずると思われる。	一出願多区分制度。	○ 一出願多区分制度。<9 条 2> 多件一通出願制度あり<10 条>	一出願多区分制度<67 条>れる。	○ 一出願多区分制度<37 条 1(a)> 多件一通出願制度について規定はないが、条約に準ずると思われる。	○ 一出願多区分制度なし<9 条、1 条> 多件一通出願制度あり<9 条>	○ 多区分制度なし<6 条> 多件一通出願制度あり<7 条>	○ 多区分制度なし<8 条> 多件一通出願制度あり<9 条>
【実際の使用】(3 条 6) 締約国は、使用意思に関する宣言書が(1)(a)(xvii)の規定に従って提出された場合には、出願人に対し、自国の法令によって要求される標章の実際の使用に関する証拠を当該法令で定める期間内に(規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。) 自国の官庁に提出するよう要求することができる。 ・標章の実際の使用に関する証拠の提出のための期間 に規定する期間は、願書が提出された締約国	○ 使用意思宣言制度なし	○ 使用意思宣言制度なし	○ 使用意思宣言制度なし	○ 使用意思宣言制度なし (必須事項ではない)	○ 使用意思宣言制度なし	○ 使用意思宣言制度なし (必須事項ではない)	○ 使用意思宣言制度なし	○ 使用意思宣言制度はない (必須事項ではない)	○ 使用意思宣言制度なし	○ 使用意思宣言制度なし	○ 使用意思宣言制度なし

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
の官庁が実際の使用を条件として標章を登録する旨の決定を行った日から起算して6ヶ月以上とする。出願人又は名義人は、当該締約国の法令で定める要件に従うことを条件として、当該期間の延長を求める権利を有する。この場合において、各延長期間は、6ヶ月以上とし、延長期間の合計は、2年6ヶ月までとする。(規則3.6)											
その他の要件の禁止 (3条7) いかなる締約国も、出願に関し、定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、出願が係属している間を通じて要求することができない。 (i) 商業登記簿の証明書及び抄本を提出すること。 (ii) 出願人が工業上又は商業上の業務を行っている旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。 (iii) 願書に記載された商品又はサービスに係る業務を出願人が行っている旨を表示し及びこのことについての証拠を提出すること。 (iv) 標章が他の締約国又は締約国でないパリ条約の締約国の標章登録簿に登録されていることについての証拠を提出すること。ただし、出願人が同条約第6条の5の規定の適用を主張する場合は、この限りでない。	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし	○ その他の要件なし (事務所回答)	その他の要件なし	補助文書の要件は特別要件とみなすことができる。出願は以下の文書のいずれか1通によって補助されなければならない。 a)優先権が請求される場合、優先権文書の認証謄本 b)標章の対応する国内登録又は外国登録の認証謄本 c)出願人の定款 d)会社登記官が発行した証書 e)出願人の商業登記抄本 f)商工会議所が発行した証書 (事務所回答)	下記 <規則7> 外国語が、登録する標章にある場合、登録官は、アラビア語に翻訳し、その外国語の音読を要求する。 <規則29> 出願に伴うものはすべてアラビア語に翻訳すること	○ その他の要件なし	下記 ・委任状 ・出願会社の登記抄本または相当書類 ・出願会社名、国籍、住所、業とする内容等 ・商標分類 ・商標のコピー5部 ・優先権証明のコピー ・	その他の要件なし	その他の要件なし
(2)出願日(5条) 【許容される要件】 (a) 締約国は、(b)及び(2)の規定に従うことを条件として、第3条(3)の規定に基づいて要求する言語で記載され又は作成された次のすべてのものを自国の官庁が受理した日を出願日として認める。 (i) 標章の登録を求める旨の明示的又は黙示的な表示 (ii) 出願人を特定することができる表示 (iii) 出願人又は、その代理人がある場合には、当該代理人に郵便によって連絡するのに足りる表示 (iv) 登録を求める標章の十分に鮮明な複製 1通 (v) 登録を求める商品又はサービスの一覧表 (vi) 第3条(1)の(a)(xvii)又は(b)の規定が適用される場合には、それぞれ、自国の法令が要求する同条(1)(a)(xvii)に規定する宣言書又は同条(1)(b)に規定する宣言書及び証拠。これらの宣言書については、出願人が代理人を有する場合であっても、当該締約国の法令が要求するときは、出願人自身が署名することを要する。 (b) 締約国は、(a)の(i)から(vi)までに規定するものの全部ではなく一部又は(a)の(i)から(vi)までに規定するものであって第3条(3)の規定に基づいて要求する言語以外の言語で記載され若しくは作成されたものを自国の官庁が受理した日を出願日として認めることができる。	(出願日): 下記のもの書類がすべて整った日 ・標識の商標としての登録を求める願書であって出願人の名称及び出願人の所在地又は居所が記載したもの ・請求する標識 ・商標登録出願の対象とする商品の一覧であって、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に基づいて分類されたもの <1492条8>	(出願日): 下記書類の受領日が出願日<規則3.4> ポルトガル語による願書で、出願人又はその代理人が署名したもの ・有効な委任状 ・法的な代表の完全な名前と住所 ・正式に認可された登録申請の代表の署名、商標とその分類 ・商標が図形、あるいは、ミックスである場合のラベル ・最新の商品分類及びサービス分類に従って、1つの類及びかかる類の最大3つの商品/サービスの略号を示す<規則2.2>	(出願日): 出願時において第113条(I)、(II)及び(IV)、第114条、第179条並びに第180条の要件(署名・翻訳・上記113条参照)が満たされている場合、その日が出願日となる。<121条>	○ (出願日): 出願日は当局で下記のものを受領された時である。 <L52> (i)標章登録を求める明示 (ii)(iii)当局と連絡が取れる人、又は、出願人または請求人の識別情報 (iv)登録を求める標章または複製 (v)登録を求める商品又は役務の明白な言及 ・料金の支払証拠 (vi)対象外 (b)明確な規定がないが、条約に準ずると思われる。	(出願日): 上記(1)(a)が充たされた場合 <規則9>	○ (出願日): 出願要件を全て満たした出願提出日。 (事務所回答) 詳細な規定がないが、条約に準ずると思われる。	規定なし	○ (出願日): 出願の記録及び出願日 登録官は以下の要素全てが書式第13号により アラビア語で受領された日を出願日とみなすもの とする。 (1) 標章の登録が求められている旨の明示又は黙示の表示 (2) 出願人の身元が確定されることを可能にする表示 (3) 郵便で出願人又はその代理人(いる場合)に連絡するのに十分な表示 (4) 登録が求められている標章の十分に明確な複製	(出願日) 出願を受領し、出願費用支払った日 (事務所回答)	(出願日): (a) 出願日認定の規定は商標法・規則にもないしたがって登録出願をした日と推定される。	(出願日): (a) 出願日認定の規定は、商標法、商標法規則に規定されていない。したがって登録出願をした日と推定される。

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
(以上5条1)		(vi)当該制度なし						(5) 登録が求められている商品及び/又はサービスの一覧 (6) 登録官は書面で出願人に出願番号及び出願日を通知するものとする。 <規 49> (b)明確な規定はないが、条約に準ずると思われる。			
その他の要件の禁止 (5条4) いかなる締約国も、出願日に関し、及び料金支払いまで出願日認定しない要件以外の要件を満たすよう要求することができない。	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし ・料金の支払証拠は出願日認定の条件 <L52>	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし	その他の要件なし
【要件を満たしていない場合の手続】 出願が官庁による願書の受理の時に第5条の(1)(a)又は(2)(a)の要件を満たしていない場合には、当該官庁は、出願人に対し、当該要件を満たすよう直ちに求める。この場合において、当該要件を満たすべき期間については、その求めにおいて指定する。当該期間は、出願人の住所が関係締約国の領域内にある場合には当該求めの日から1ヶ月以上とし、当該締約国の領域外にある場合には2ヶ月以上とする。(規則5.1)	審査中、知的所有権に関する連邦行政当局は、それが不可能な補足資料を出願人に要求することができる。 <10条4>	抹消又は誤記により新しい願書が求められる場合、出願人は新しい願書に元の願書を添付して、出願の日付と時間を示す。<規5.3>	要件を満たしていない場合の受理手続なし	方式審査において、要件を満たさない場合、当局はその誤りを60日以内に訂正するよう通知する。 <L66>	要件を満たしていない場合の受理手続なし	要件を満たしていない場合の受理手続はないが、条約に準ずると思われる。	登録官が、標章受諾の方向と判断している際、登録官の通知から30日以内に応答しなければならない(事務所回答)	要件を満たしていない場合の受理手続はないが、条約に準ずると思われる。	出願受理に関して要件を満たしていない場合の通知と補正<11条>	出願受理に関して要件を満たしていない場合の規定は商標法・規則にない	出願受理に関して要件を満たしていない場合の規定は商標法・規則にない。
補完の場合の出願日(手続補完による出願日の移動) 出願人が要件を満たしていない場合の手続に規定する求めにおいて指定された期間内に、当該求めに応じ及び必要な特別の料金を支払う場合には、出願日は、第5条(1)(a)に規定するすべての必要なものが官庁によって受理され及び、該当するときは、同条(2)(a)に規定する必要な料金が当該官庁に支払われた日とする。(規則5.2)	手続補完による出願日の移動はない 補足資料が出願日において出願に言及されていなかった商品の一覧を包含し、又は出願を著しく変更する場合は、当該補足資料を受理してはならず、出願人は、これを別個の出願により提出することができる <1497条2>	手続補完による出願日の移動はない<規3.4>	出願時にそれら規定の要件が充足されていない場合は、所定期間内にそれらが補正された日が出願日とみなされる。<121条>	下記が整った時 a) 登録申請 b) 当局から通知できる出願人または代理人 c) 登録すべき標章 d) 標章の区分 e) 費用支払証拠 要件を満たしていない場合は60日以内に応答する。その場合、要件を満たした日を出願日とする。 手続補完による出願日の移動の規定はないが、条約に準ずると思われる。	手続き補完の規定なし	手続補完の規定はないが、条約に準ずると思われる。	規定なし	<規 47> 登録前ならば、いつでも申請内容の補正をすることができる。 出願日の移動は規定されていないが、条約に準ずると思われる。	手続補完による出願日の移動はない(事務所回答)	手続補完の規定なし	手続補完の規定なし
(3)署名における証明の要求の禁止 (8条) いかなる締約国も、書面(サイン、印影等)、ファクシミリ、電磁的手段に規定する署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明その他の証明を要求することができない。ただし、署名が登録の放棄に関	要求していない	要求していない	要求していない	権利の放棄に関する署名についてののみ、公証人の証明を必要とする。	要求していない	要求していない	要求していない	要求していない	要求していない	要求していない	要求していない

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
するものである場合において、自国の法令が署名についての証明を要求する旨を定めるときは、この限りでない。 また、署名の要求を要求することができない。				<L14>							
(4)氏名若しくは名称又は住所の変更(10 条) 名義人である者には変更はないが名義人の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合には、締約国は、自国の官庁に対する標章登録簿における変更の記録の申請が、名義人又はその代理人によって署名され、かつ、関係する登録の登録番号及び記録すべき変更を記載した書類によって行われることを認める。	○所有者の名称、住所の変更についての届出<1505 条 1>	○出願人又は所有者の名称、主たる事務所又は住所の変更についての請求<規 11>	○出願人の送達所の変更<183 条>	○氏名・住所・所有者、登録の所有者の変更がある場合は、当局に申請しなければならない。<u>(署名云々はない)</u><L69>	規定されていない	○変更手続あり(事務所回答)	○変更の手続規定<規 20>	○規定されていない。条約に準ずると思われる。	○公告されるまでなら可能（事務所回答）第5条に登録簿記載事項が規定されている	○出願に関して住所等変更の規定は商標法・規則にない	○<規 27>登録簿の記載事項の変更（所有者）
(5)権利の移転(11 条) 名義人である者に変更があった場合には、締約国は、自国の官庁に対する標章登録簿における移転の記録の申請が、名義人若しくはその代理人又は権利を取得した者(以下「新権利者」という)若しくはその代理人によって署名され、かつ、関係する登録の登録番号及び記録すべき移転を記載した書類によって行われることを認める。	○譲渡契約及び園国家登録に関する主な条項を規定している。譲渡の記録に関して、以下の文書を提出することが必要である。 1.譲渡人と譲受人が署名した委任状正副 2 通。 2.その地位を示して譲渡人と譲受人の双方が署名した譲渡証書の原本 3 通(我々の書式が使用される場合)。当該文書は譲渡に関わる当事者の完全な住所も表示するものとする。譲渡契約は複雑であり、この規定が譲渡に記載されるべきである。貴国の書式が使用される場合、この規定は欄外に記入されるものとする。 <1234 条>	○譲渡の注記請求は、次の書面が必要 譲受人又はその代理人が署名したものの譲受を証明する捺印文書。これには譲渡人、譲受人及び証人の完全な身元、譲渡署名者の代理権、出願又は登録の番号、譲渡された商標、並びに文書の署名日を含む。 <規 10>	○登録申請は、譲渡人若しくは譲渡人の代理人、又は譲受人若しくは譲受人の代理人が行う ・権原承継者の地位及び代表者若しくは代理人の能力を証明する文書 ・権利の譲渡又は変更を証明する契約書その他の書類の認証謄本若しくは手書の署名付写し <5 条・9 条>	○登録商標はビジネスに関わっているかに関わらず生存者、承継人により移転される。 その場合、登録簿に移転の記録を記載するよう申請する。また、移転は書面が必要。 <L62 条> 所有者の変更 所有者の住所等の変更 契約書のコピーの届を要す <L14 条> <L65 条> <L69 条>-	○譲渡・移転は登録簿に記載<規 63,64>	○譲渡できる。抵当設定の有無に関わらず登録簿に登録することにより、第三者への對抗となる。 <23 条> 登録簿の記録内容 <57 条 E> 契約書等の認証書要（事務所回答）	○譲渡でき、登録簿に記載される。 <63 条><82 条> 移転先の譲渡人またはその代理人が申請する。 <規 16>	○ビジネスの譲渡なしでも移転可能<45 条 (3)> A – 出願人は標章の譲渡に関して書式第 19 号で登録官に請求することができる。出願人は請求に補助文書である正式に認証された商業登記証書の写しを同封するものとする。（以下略）<規 56 条 3>	○移転・譲渡でき、料金支払いをもって登録簿に記載される <21 条 4> 商標の譲渡は、庁の権限ある官吏の前で契約当事者が署名した書面で、又は権限ある認証当局の前で契約当事者の署名が正式に認証されて行なわれなければならない。	○所有権移転登録簿に登録されなければならない。<29 条> 商標所有権移転は、譲受人又は譲受人の代理人から提出された申請に基づいて商標登録簿に登録される <規 18 から 21> 登録簿の内容<規 14> 譲受人委任状、譲渡証書譲受人が、元の商標登録証書（公証後、領事館の認証要）(事務所回答)	○所有権の移転・譲渡は登録簿に記載される。 <7 条> 譲請人または代理人が請求。願書記載事項・標章のシリアル番号 ・譲渡人と譲受人の名前、姓、及び、呼称、ならびに商号。両者のいずれかが企業であれば、商号と設立の趣旨も記録しなければならない。 ・出願者の居住地と国籍 ・標章の登録に係わる商品、製品、又は、役務、また、その分類も付す。 ・標章によって保護されている事業所又は事業の場所 ・譲渡の契約と日付 <規 37>
(6)誤りの訂正(12 条) 締約国は、自国の官庁に提出された願書その他の申請書における誤りであって標章登録簿又は当該官庁が行う公告に反映されるものの訂正の申請が、名義人又はその代理人によって署名され、かつ、関係する登録の登録番号、訂正すべき誤り及び記入すべき訂正を記載した書類によって行われることを認める。（却下してはならない）	○審査中の自発的訂正・登録前の変更の規定<1497 条>	○抹消又は誤記により新しい願書が求められる場合、出願人は新しい願書に元の願書を添付して、出願の日付と時間を示す。 <規 3.3>	○商標権者の氏名の訂正など、他の誤謬に関して、法律文書の提出と訂正を裏付ける関係文書の添付による訂正請求が必要である。法令がないため、訂正の受	○商標登録の出願人は手続き期間中にいつでも出願の変更をし、または重要な誤りを訂正することができる。 <A143 条> 修正は、登録簿に記載される。	なし 登録簿に関する規定はある<規 67>が、手続規定はない。	○規定なし（事務所回答）条約に準ずると思われる。	宣言書と追加料金を支払うことにより訂正可能。ただし、出願が係属になった場合は、不可である。（事務所回答）	○別途、費用を支払うことにより、補正ができる。（事務所回答）	○誤りの訂正は、別途料金は発生するが、可能であり、公告される。（事務所回答）	○誤りの訂正規定は商標法・規則にない	○誤りの訂正規定は商標法・規則にない

	ロシア	ブラジル	メキシコ	ペルー	チリ	パーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	アラブ 首長国連邦
			理に関する基準はメキシコ工業所有権庁内でも審査官によって異なる。	<L77 条>							
(7)登録の存続期間及び更新 (13 条) (更新時の実体審査の禁止、登録商標の使用の禁止) その他の要件の禁止 いかなる締約国も、更新の申請に関し、更新の申請に記載する事項及び料金、提出、言語に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次のものの提出については、要求することができない。 (i) 標章の複製及び標章を特定するその他のもの (ii) 他の締約国の標章登録簿において標章が登録され又は標章の登録が更新されていることについての証拠 (iii) 標章の使用に関する宣言書又は証拠 実体についての審査の禁止 いかなる締約国の官庁も、登録の更新に際し実体について審査することができない。	更新時の手続での特別な規定なし	× 更新時、必要であれば、商標登録の技術的適切性やその分類に関するものを含め、適当とみなす指令を発し、これについてその公告日から 60 日以内に回答する。<規 8.6>	○ 商標登録の更新出願は、関係人が所定手数料の納付証を提出しかつ当該商標の対象である商品若しくはサービスの少なくとも 1 つについて同一人が当該商標を使用したことを証明する宣誓表明を書面で行う場合にのみ審査される。<134 条>	○ 更新にあたって商標の使用を示す証拠が要求されることはなく、更新は自動的に原登録と同じ条件で認められる<A153 条>	○ 更新時の条件は更新費支払のみ <24 条>	○ 更新にあたって、審査はしない。<17 条 1>	○ 更新にあたっての条件はない<77 条>	○ 更新にあたって更新料納付以外の条件はない<41 条>	○ 更新にあたって更新料納付以外の条件はない<19 条>	○ 更新にあたって更新料納付以外の条件はない方式の点で受理された更新申請は、再審査なしに承認される <規 16, 17 条>	○ 更新の際に審査はされないし、他の追加要件はない <19 条>
(8)意見を述べる機会を与えない手続きの却下の禁止 (14 条) 官庁は、出願又は第 10 条から前条までの規定による申請に関し、却下し又は拒絶しようとするについて合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下し又は拒絶することができない。	実体審査での拒絶決定前の回答の機会 <1499 条 3>それ以外の意見を述べる明示的規定はない。	実体審査で、回答が求められる。<159 条>それ以外の意見を述べる明示的規定はない。	実体審査での書面通知に対し、誤り・補正の回答をする。<122 条>それ以外の意見を述べる明示的規定はない。	○ 異議申立が出された時、抗弁の機会を与えられる。<A148 条>それ以外の意見を述べる明示的規定はないが、条約に準ずると思われる。	方式審査で誤り・抜けを見つけたときは、30 日以内に訂正の機会が与えられる 実体審査の見解に対しても、出願人に伝えられ回答する機会が与えられる。<22 条>それ以外の意見を述べる明示的規定はない	○ 実体審査で、：決定にあたって重要と考える場合は、出願人に補正の機会を与える。<12 条 1>それ以外の意見を述べる明示的規定はないが、条約に準ずると思われる。	拒絶理由を発見した際は、拒絶するか、ペンディングとし、補正の機会を与える。<70 条 1>それ以外の意見を述べる明示的規定なし	○ 異議申立に対する抗弁の機会<38 条 c,d>それ以外の意見を述べる機会の明示的規定はないが、条約に準ずると思われる。	拒絶理由を発見した際は、拒絶するか、ペンディングとし、補正の機会を与える。<11 条>異議申立に対する抗弁の機会<15 条>それ以外の意見を述べる機会の手続却下の規定なし	拒絶理由を通知し、補正の機会を与える。<規 7>それ以外の意見を述べる機会の手続却下の規定なし	登録拒絶を通知し、異議申立補正の機会を与える。出願者は 60 日以内に民事法廷に申立てる。<12 条>

* 比較項目は「主な内容である一出願多区分制の採用、多件一通方式の採用、願書・各種申請書の記載事項及び各種証明書提出の簡素化、更新時の実体審査及び登録商標の使用チェックの禁止、意見を述べる機会を与えない手続の却下の禁止、手続補完による出願日の認定制度の採用等」をベースに選択

4 . 調査対象国等のその他の知的財産関連

4. 1 各国等の知的財産政策、審査・審判・模倣品に関する運用実態

4. 1. 1 ロシア

(1) 知的財産政策

2002年3月20日に大統領が調印した「2010年までの、またそれ以降の科学と技術の発展のためのロシア政策の基本要項（No.Pr-576）」では、バランスのとれた研究開発部門および効果的な革新システムの創造を掲げている。同要項では、これを通じて経済の現代化、ハイテクノロジーをベースとする競争力増進および科学的潜在力を着実な経済成長のための主要な資源の一つへと変容させることが目的とされている。

また、2015年までのロシア特許庁（ROSPATENT）の戦略の主な点では、①知的財産権保護と登録環境の提供、②データベース、電子出願等のインフラの充実、③IP分野のスペシャリストの教育、④国家予算による研究開発と技術研究の開発管理、及び⑤国際協力等が掲げられている。

さらに、ロシアでは2006年から2008年にかけて、知的財産に関する法律を「民法典第IV部」に集約統合する大作業が実施された。この法律は、2006年11月24日にロシア議会で採択、2006年12月19日に大統領承認の後、2008年1月1日に発効した。また、ROSPATENTでは、継続的に増加する出願に対応するため、情報技術の導入を進め、特許と実用新案の自動検索が可能となり、紙のアーカイブを参照する必要がなくなった。商標の自動検索システムを準備中である等、各種の作業環境が整えられつつある。

対外的には、2009年5月に第7回ロシア・EU知的財産対話会議が開催され、その場で各種の情報交換がなされた。また、日本国特許庁とは2009年5月より日露特許審査ハイウェイ（PPH）の試行プログラムを実施中であり、韓国特許庁との間でも2009年6月にPPHのパイロット・プロジェクト実施の覚書を調印した。

(2) 審査に関する運用実態

特許のファーストオフィスアクションの平均年数については回答が得られなかった。意匠は、登録まで0.5～1年、商標は約1.5年とのことである⁶⁵。

出願・登録件数⁶⁶

出願・登録件数（2008 年）		
種別	出願件数	登録件数
特許*	41,849	28,808
実用新案	10,995	9,673

コンピュータプログラム、データベース（著作権）、 半導体集積回路の回路配置の登録数				
種別	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
コンピュータ プログラム	3,282	4,422	5,308	6,086
データベース	327	389	426	441

⁶⁵事務所回答。

⁶⁶

http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_en/en/about_rospatent/reports/reports_2008_1（最終アクセス日、2010年3月16日）

意匠	4,711	3,657	半導体集積回路の回路配置	32	30	55	66
商標	57,112	36,617					

*PCT 出願も含む。

規則・マニュアル

実施規則	特許規則 (2008 年 10 月 29 日、No.327)	http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/documents/russian_laws/administrative_regulations/test_8/ (最終アクセス日, 2010 年 3 月 16 日)
	実用新案規則 (2008 年 10 月 29 日、No.326)	http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/documents/russian_laws/administrative_regulations/adm_regl_5/ (最終アクセス日, 2010 年 3 月 16 日)
	意匠規則 (2008 年 10 月 29 日、No.325)	http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/documents/russian_laws/administrative_regulations/test_1/ (最終アクセス日, 2010 年 3 月 16 日)
	商標規則 (2003 年 5 月 5 日、No.32)	http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/documents/departmental_documents/pravila_utv_pr_posp/pravila_zaya_tz/ (最終アクセス日, 2010 年 3 月 16 日)
	著作権規則 (コンピュータプログラムとデータベースのみ) (2008 年 10 月 29 日、No.324)	http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/documents/russian_laws/administrative_regulations/adm_regl_gos_reg_bd_evm/ (最終アクセス日, 2010 年 3 月 16 日)
出願マニュアル	出願マニュアルという名称のドキュメントは公表されておらず、上記の規則がマニュアルとして使用されている。	
PCT 出願マニュアル	PCT 実施規則 (2006 年 10 月 12 日発効)	http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/8ad093804bfda51fa511bdd0c7e0eb6d/ar_5.pdf?MOD=AJPERES (最終アクセス日, 2010 年 3 月 16 日)
審査マニュアル	審査基準という名称のドキュメントは公表されていない。審査官は上記規則を参照して審査を行っているといわれている ⁶⁷ 。	

(3) 審判に関する運用実態

発明、考案または意匠が、民法第Ⅳ章に規定された特許性ないし登録性の要件に適合しない場合、または同一の優先日に複数の出願が存在する場合に登録がなされた場合、または先願の書類に査定に関わる特徴が存在する場合は、いかなる者も特許係争委員会に申立てることができる無効審判制度（民法典第 1398 条 2 項）がある。また、商標にも無効審判制度が存在する（民法典第 1512 条）が、無効審判制度に関する件数等のデータは得られなかった。

⁶⁷ 事務所からの報告。

（４）模倣品被害等の状況

模倣品被害に関する公式な統計データは発表されていないが、2009年1月から6月の調停裁判所で扱った件数として以下の件数が報告されている⁶⁸。

知的財産権侵害を扱った件数	1,465
不正競争法関連の件数	210
海外企業を扱った件数	740

なお、ロシア連邦税関（以下、「税関」という）は、各地に支署を置いており、輸入品の検査を実施する税関事務所も国境だけでなく、全国のほぼ全ての都市または地域に置かれている。税関は、輸入品、その数量および輸入業者に関する情報を最初に入手するため、権利侵害品の通関を差し止めることができる。対象となる権利は、商標権、原産地表示、著作権および著作隣接権に関するものである。知的財産に係る物品について、あらかじめ税関登録簿に登録しておくことで、権利侵害品の差し止めを容易にすることが出来るが、この税関登録簿への登録は無償で行うことが出来る⁶⁹。なお、差し止め等のデータは公表されていない。

4. 1. 2 ブラジル

（１）知的財産政策

ブラジル政府では知的財産の分野におけるより一層統合された、効率的な政府の行動に貢献する機構の再構築が行われており、その中で、特筆すべきはCNCP（Conselho Nacional de Combate à Pirataria：海賊品・知的財産問題対策全国評議会）の設立である。CNCPは各省庁にある海賊行為の取締機能を吸収して、2004年10月に法務省の傘下の位置づけで設立された。CNCPは政府部門（法務省、財務省、外務省、科学技術省、文化省、経済開発工業通商省、労働雇用省）および民間部門（ブラジル・ソフトウェア企業協会、ブラジル・レコード製作者協会、競争倫理協会、ブラジル知的財産協会等）の代表により構成されている⁷⁰。CNCPでは2009年から2012年にかけて反海賊版・反模倣品対策を実施しており、主な焦点は海賊版や模倣品を買うことの害悪についての教育を通じた消費者の意識向上に置かれている。さらに、港、空港、国境等の税関における厳重な取り締まりも実施している。2009年12月には「海賊版と違法取引のない都市作戦」がサンパウロとクリチーバで開始され、ブラジリ

⁶⁸ http://www.arbitr.ru/_upimg/584EAA77381135406C6973C775DB05E4_общая.pdf（最終アクセス日：2010年3月16日）

http://www.arbitr.ru/_upimg/F4B01400811D1607E28C18C909EAF9AE_ин.pdf（最終アクセス日：2010年3月16日）

http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_en/en/about_rospatent/reports/reports_2008_1#1.2（最終アクセス日：2010年3月16日）

⁶⁹ ロシア税関における水際措置と関連法 JETRO 2007年3月より

http://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/ip/pdf/ru0703.pdf（最終アクセス日：2010年3月16日）

⁷⁰ WTO：TRADE POLICY REVIEW Report, WT/TPR/G/212(2009年2月2日)（最終アクセス日：2010年3月16日）

ア、リオデジャネイロなどにも展開される予定である。

海賊版・模倣品の中で CNCP が最も問題視しているのは模倣医薬品である。これには、癌や糖尿病といった重大な病気の薬として使われるものも含まれており、露店やインターネットだけでなく正規の薬局でも販売されている。これらの模倣医薬品の製造はブラジル国内で行われているのではなく、国外から流入しており、2009 年 1 月から 3 月の 3 ヶ月間に、国民健康監視機関（Anvisa）が警察当局との共同作戦により摘発した模倣医薬品は 170 トン超に達し、逮捕者も 57 人に上った（2008 年 1 年間の摘発は 20 トンであった）。

一方、ブラジルでは、知的財産法はブラジル国内への投資を奨励する手段であり、知的財産法により製造者に提供される保護に大きく依存する医薬品などの分野において特に重要であるとされている。近年ブラジルでの模倣品・海賊版は上記の模倣医薬品に限らず、医療器械から航空機部品へとさまざまなタイプの製品に拡大しているが、CNCP は抑圧的な努力だけでは解決にならず、模倣品を買わないよう人々の購買の行動様式を変える必要があるとして、“Brazil Original - Buy this attitude”のキャンペーンを提唱している。この中で、「海賊版はダメ！オリジナルを使おう」というロゴのシールを靴、シャツ、電化製品など真正ブランド品の包装やラベルとして使用し、本物を買うようにとの呼びかけが行われている。また、CNCP はインターネットから模倣品を締め出すメカニズムを作るべくインターネット・サービス・プロバイダーへの働きかけも行っている。さらに、CNCP は在ブラジル日本大使館と知的財産権問題の日伯連絡会議も開催している。

（２）審査に関する運用実態

特許のファーストオフィスアクションの平均年数は約 7 年から 8 年で、登録に出願から 8 年から 10 年かかるといわれている⁷¹。

IP 取得に関するデータ⁷²

種別	出願件数		登録件数		ファーストオフィスアクションまでの平均年数	登録までの平均年数
	2007 年	2008 年	2007 年	2008 年		
特許*	20,420	22,950	1,885	2,824	7 年～8 年	8 年～10 年
実用新案	2,662	3,154			7 年～8 年	7 年～8 年
意匠	5,311	5,580	3,853	5,198	1 年	1 年
商標	未公表	119,878	未公表	38,776	6 ヶ月	3 年

*PCT 出願も含む。

⁷¹ 事務所の報告。

⁷² <http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/instituto/estatisticas-new-version>（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/instituto/copy_of_relatorios-de-gestao-new-version-new-version（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

規則・マニュアル

施行規則	特許規則 法律第 127/97 号 (1997 年 5 月 15 日施行) 意匠規則 法律第 161/02 号 (2002 年 7 月 10 日) 商標規則 法律第 131/97 号 (1997 年 5 月 15 日施行) 商標規則 法律第 127/06 号 (2006 年 9 月 1 日施行) 商標規則 法律第 128/06 号 (2006 年 9 月 1 日施行) 上記 2 規則:電子出願・異議申立に 関する規則 遺伝資源のサンプルにアクセスし て入手した場合の特許出願に関す る手続 法律第 207/09 号 (2009 年 4 月 29 日)	http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuj_i.htm (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日) http://www.inpi.gov.br/menu-esq-uerdo/desenho/pasta_legislacao/ato_161_02_html (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日) http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuj_i.htm (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日) http://www.inpi.gov.br/menu-esq-uerdo/marca/dirma_legislacao/oculto/resolucao127_06/?searchterm=127%202006 (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日) http://www.inpi.gov.br/menu-esq-uerdo/marca/dirma_legislacao/oculto/resolucao128_06/?searchterm=127%202006 (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日) http://www.inpi.gov.br/menu-esq-uerdo/patente/pasta_legislacao/re_207_2009_html-new-version (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日)
出願マニュアル	特許・実用新案登録出願のための 情報 意匠登録出願のための情報 商標登録出願のための情報	http://www.inpi.gov.br/menu-esq-uerdo/patente/pasta_download (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日) http://www.inpi.gov.br/menu-esq-uerdo/desenho/passoapasso_html (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日) http://www.inpi.gov.br/menu-esq-uerdo/marca/passoapasso (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日)
PCT 出願マニュアル	PCT 出願のための情報	http://www.inpi.gov.br/menu-esq-uerdo/patente/pasta_pct (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日)
審査マニュアル	特許 特許審査指導書(2002 年 12 月、第 00.01 版) 意匠 なし 商標 決定 51/97(1997 年 5 月 15 日発効)	http://www.inpi.gov.br/menu-esq-uerdo/patente/pasta_manual (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日) http://www.leonardos.com.br/Vademecum/PI/Marginalia/RES%2051-1997.pdf (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日) http://www.leonardos.com.br/Vad

		emecum/PI/Textos/exame%20de%20marcas.pdf（最終アクセス日：2010年3月16日）
--	--	--

（３）審判に関する運用実態

特許、実用新案については、付与後 6 ヶ月以内に利害関係人が INPI に対して特許、実用新案の無効を請求することができる無効審判制度（産業財産法第 50 条、51 条）がある。意匠についても利害関係人又は INPI は登録日から 5 年以内であれば無効を請求することができる。商標については行政手続上の無効審判制度はなく、登録日から 5 年以内に裁判所に提起する（産業財産法第 173 条～第 175 条）必要がある。無効審判制度に関する件数等のデータは得られなかった。

（４）模倣品被害等

ブラジルでは模倣品・海賊版による被害状況や権利行使に関する公式な統計は発表されていない⁷³。模倣品等の被害を類推させるデータとしては、ブラジル税関の HP⁷⁴上に、ブラジル連邦国税庁（RFB）による密輸入、横領または寄贈犯罪で差し押さえた統計データがある。このデータでは 2009 年 12 月 3 日に 3,120t の押収物の廃棄を実施したとされており、2008 年 12 月の廃棄量 4,600t に次ぐ量が報告されている。2009 年に廃棄された物品としては、CD・DVD の海賊品、タバコ、タイヤ、飲料品、玩具・バッテリー・ライター・時計の偽造品、使用に適さない化学薬品、食物、化学品、農産物基準を満たさないもの等がある⁷⁵。

なお、「（１）知的財産政策」の中で述べたように、模倣品・海賊版対策の中心組織である CNCP が、最も注力しているのは模倣医薬品への対処であり、その他の模倣品・海賊版に手が回らないのが実情であろう。

ところで、ブラジルの最高裁判所の知的財産のケース数を見ると、特許が、191 件、商標が 37 件、意匠が 71 件、著作権が 151 件であった。⁷⁶

４．１．３ メキシコ

（１）知的財産政策

⁷³ 司法国民会議(Conselho Nacional de Justiça - CNJ)が、司法活動の管理・測定方法を確立するシステムを開発中であるものの完成時期については明言していない(事務所回答)。

⁷⁴

http://www.receita.fazenda.gov.br/automaticosrfsinot/2009/12/02/2009_12_02_16_23_10_725440132.html（最終アクセス日：2010年3月16日）

⁷⁵ 同上

⁷⁶ http://www.stj.gov.br/portal_stj/publicacao/engine.wsp WIPO の Internet Sources for Intellectual Property Case Law (http://www.wipo.int/enforcement/en/case_law.html)の各国知的財産訴訟関連の HP へのリンクより（最終アクセス日：2010年3月17日）。なお、件数は、知的財産に関するワードで検索した結果の数である。

メキシコは知的財産に関する法的、制度的基盤を既に有しているが、知的財産権の保護の更なる強化のため様々な修正や改正を継続している。

メキシコ産業財産庁（IMPI）は、知的財産制度の地方でのサービスと個人への支援を増すため、戦略的な拠点である地域事務所を開設した（全国 32 州のうち 24 州で開設済み）。

対外的な観点では、ここ数年に締結された FTA 等の全てに知的財産の章を設けている⁷⁷。又、メキシコ、米国、カナダの 3 ヶ国間の SPP（北米の安全と繁栄のためのパートナーシップ – the Security and Prosperity Partnership of North America）に基づいて、知的財産権の保護強化と国際公約の観点から 2006 年に IMPI 内に周知商標部門が設置された⁷⁸。

IMPI は模造品・海賊版対策として国際刑事警察機構（INTERPOL）との共催により、2009 年 12 月にカンクンで「偽造品と海賊版と闘う第 5 回世界会議」を開催した⁷⁹。この会議には 80 ヶ国から 800 人の代表者の参加があり、席上 OECD から「偽造品と海賊版は世界貿易において 2007 年に 2,000 億ドルであったものが、最新数字では 2,500 億ドルに増加し、世界貿易の 2% 近くに達する」との報告があり、他の講演者からは国際協力を強化し、国民意識と政治意識を向上することを通じて、より効果的に偽造品と海賊版と闘う一連の新しいアプローチが提示された。

また、IMPI は海賊版について、メキシコシティにおける消費性向を把握する目的で、「メキシコシティにおける第 2 回海賊版サーベイ」を 2009 年 7 月から 12 月の間に実施している⁸⁰。

（２）審査に関する運用実態

2008 年、2009 年の審査に関する統計データを、法律事務所を通じて入手した。特許のファーストオフィスアクションの平均月数は約 3 年で、登録には出願から 3.5 年から 4 年かかっている⁸¹。

IP 取得に関するデータ

種別	出願件数	登録件数	ファーストオフィスアクションまでの平均月数	登録までの平均月数
特許	14,281	9,631	約 36	42 から 48
実用新案	540	187	約 12	12 から 18
意匠	2,930	2,568	約 6	8 から 12
商標	未公表	未公表	約 3 から 5	最短で 6

⁷⁷ NAFTA、EU、日本、EFTA、チリ、メキシコ・エルサルバドル・グアテマラ・ホンジュラス、コスタリカ、ニカラグア、イスラエル

⁷⁸ 2008 年 1 月の WTO への通商政策レビュー・レポート

⁷⁹ 協賛団体：IMPI、INTERPOL(国際刑事警察機構)、WCO(World Customs Organization)、WIPO、ICC (International Chamber of Commerce)、INTA (International Trademark Association)および、ISMA (International Security Management Association)

⁸⁰ 実施の情報のみであり、詳細な内容に関する報告は公表されていない。

⁸¹ 事務所の報告。

規則・マニュアル

施行規則	産業財産規則(1994年11月18日改正、1994年12月8日施行) 著作権規則(1998年5月22日公告) 遺伝子組換えバイオセキュリティに関する規則(2008年3月19日公告)	http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm (最終アクセス日: 2010年3月16日)
出願マニュアル	特許・実用新案 商標 意匠	http://www.impi.gob.mx/work/sites/IMPI/resources/LocalContent/880/16/Patentes.pdf (最終アクセス日: 2010年3月16日) http://www.impi.gob.mx/work/sites/IMPI/resources/LocalContent/880/17/guia_siginos_distintivos_2009.pdf (最終アクセス日: 2010年3月16日) http://www.impi.gob.mx/work/sites/IMPI/resources/LocalContent/880/17/Disenos_industriales.pdf (最終アクセス日: 2010年3月16日)
PCT 出願マニュアル	PCT Applicant's Guide – Volume II – National Chapter – MX	http://www.impi.gob.mx/wb/IMPI/publicaciones_3/_rid/26/_mto/3/_act/download/resID/19/tpOrig/publicaciones_3/doc/guia_pct_publicaciones.pdf (最終アクセス日, 2010年3月16日)
審査マニュアル	未公表	

(3) 審判に関する運用実態

特許、実用新案、意匠は、登録の要件規定に反している場合と既知特許、実用新案、意匠に抵触する場合は、いつでも IMPI に無効審判が請求できる。但し、審査過程における出願放棄、特許付与または登録に重大な錯誤・過失・瑕疵があった場合または冒認出願の場合については、官報における公告の日から5年以内に IMPI に請求しなければならない(審判請求制度－産業財産法第78条)。商標も同様な無効審判制度がある(産業財産法第151条)。無効審判制度に関する件数等のデータは得られなかった。

(4) 模倣品被害等の状況

模倣品・海賊品についての統計データは公表されてない。さらに、水際で、模倣品・偽造商標品を監視・阻止するための申請を受け付ける手段はない。というのは、関税当局である AGA (the Mexican General Customs Administration) が、現時点で、知的財産権の権利行使の実務を行っていないからである⁸²。

メキシコ国内では、商標権侵害に対する権利行使の手段は2つある。一つは「行政上の違反行為」の宣言を IMPI に申立てるものであり⁸³、もう一つは犯罪を構成するような行為を察知した場合に検察庁である PGR (the General Procecutor's Office) にその旨を伝えて、事件の扱いを委ねるかである。なお、

⁸² “Mexican Border Control” in association with Uhthoff Gomez Vega + Uhthoff の P4 http://static.informaprofessional.com/ipwo/images/supplements/UHTHOFF_08.pdf (最終アクセス日: 2010年3月16日)

⁸³ 詳細は、「メキシコ産業財産庁での行政審判手続」(JETRO、2007年3月発行)参照。産業財産権違反行政審判請求 (P8); http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jouhou/pdf/h18_mexico.pdf (最終アクセス日: 2010年3月16日)

IMPI は、違反行為に対して職権で取締まる権限も持っている⁸⁴。

模倣品・海賊品の直接的な取締データではないが、侵害訴訟の件数が IMPI の HP に公開されている⁸⁵。また、WIPO の” Internet Sources for Intellectual Property Case Law” 等で、知的財産訴訟関連の情報を調査したが、訴訟に関するデータ等は得られなかった。

種別	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年
産業財産権侵害訴訟件数	555	573	733	580	364
著作権侵害訴訟件数	262	300	285	323	305

4. 1. 4 ペルー

(1) 知的財産政策

ペルーが 2007 年 9 月に WTO へ提出した通商政策レビュー・レポート では「ペルーにとって重要事項の一つは遺伝資源および伝統的知識と特許（知的財産）システムとの間を密接にリンクするメカニズムを得ることにある。これは遺伝資源および伝統的知識を保全する先住民の共同体による努力に対して、多国間の保護枠組みが不十分であるという観点から必要と考えるものである。従ってペルーは遺伝資源および伝統的知識を含む特許の付与は出所の開示、事前の情報に基づく同意（PIC : Prior Informed Consent）の確証および利益配分契約（ABS : Agreement of Benefit Sharing）の要求に従ってなされるよう TRIPS 協定の改正を積極的に主張する」と述べている。さらに、ペルーは 2005 年 6 月の WTO/ TRIPS 理事会に提案書 IP/C/W/447 を提出し、特許対象の除外規定である TRIPS 協定第 27 条 3 項に、以下の(c)を追加する改正を要求している。

加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。
(c)原産国、あるいは関連するコミュニティの PIC を取得することなく、またそれらの使用により生じる利益を公正かつ衡平に配分することへの条件が合意されないまま、その物に対する国際法並びに国内法を遵守せずに、遺伝資源及び伝統的知識を直接的または間接的に取得した製品及び製作プロセス。

また、ペルーは上記の WTO への提案書以外にも、2005 年 5 月に WIPO の IGC（知的財産と遺伝資源・伝統的知識・民間伝承に関する政府間委員会）に対し「特許制度およびバイオパイラシーとの闘い：ペルーの実体験」と題したレポートを、更に 2006 年 3 月には「潜在的バイオパイラシー事件の分析」と題された文書を提出している。

なお、ペルー憲法⁸⁶第 II 章「環境および天然資源」の第 66 条では再生可能お

⁸⁴ 違反行為に対して、IMPI は、行政機関でありながらも、その機能面においては多分に司法機関的な傾向を有する。とりわけ、訴訟事件に関する行政上の宣言の手續における同庁の役割は、極めて民事事件管轄の司法機関のそれに近いものがある。また、検察庁による捜査においても IMPI にその結果を記録することになっている。(JETRO 模倣対策マニュアル メキシコ編 P55 ; http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/h13_mex.pdf (最終アクセス日 : 2010 年 3 月 16 日))

⁸⁵ 下記資料の 25 頁。

http://www.impi.gob.mx/work/sites/IMPI/resources/LocalContent/820/12/impiencifras_ene_sept09.pdf (最終アクセス日 : 2010 年 3 月 16 日)

⁸⁶ <http://www.tc.gob.pe/legconperu/constitucion.html> (最終アクセス日 : 2010 年 3 月 16 日)

よび不可能な天然資源は国の歴史的遺産であり、その開発に関する主権は国にあることを確認しており、第 68 条では国が生物多様性および自然保護領域の保全を促進する義務を負うと定めている。

憲法を具現化するため、INDECOPI は法律第 27811 号(2002 年)－生物資源に由来する先住民の集団的知識 の保護に関する制度の設立に関する法律－を、国民の間に周知徹底を図ることを目的として公布し、加えて、集団的知識の登録を促進するためのワークショップ「いかにして集団的知識を保護するか」を 2005 年から 2007 年にかけて数回、各地で開催した。

また、知的財産の保護と不正競争防止の機構と機能を INDECOPI に統合・強化する法律 No.1033 が、2008 年 6 月に施行された。この法律の大きな目的として、知的所有権の侵害に取り組むことがあるが、実効のほどは未だ評価されていない⁸⁷。

(2) 審査に関する運用実態

法律事務所からの報告によれば、2008 年、2009 年の審査に関するデータは、下記のとおり。特許のファーストオフィスアクションは約 3 年、登録までの平均月数は、特許の場合で 3.2 年（2009 年）である。

IP 取得に関するデータ

	出願件数		登録件数		ファーストオフィスアクション までの平均月数	登録までの平均月数	
種別／年	2008	2009	2008	2009	(事務所報告)	2008	2009
特許	1,535	671	359	344	約 36	42.4	38.2
実用新案	68	73	16	30	約 20	21.5	21.2
意匠	342	281	292	217	異議申立後 5 月*	6.5	6.5
商標	24,826	18,420	18,696	17,260	異議申立後 4-6 月	3.5	3.5

*意匠は異議がある場合のみ審査。特許・実用新案の出願公開は 18 ヶ月、意匠・商標の出願は方式審査後に出願公開され、異議申立期間は 30 日以内。

規則・マニュアル

施行規則	公表されたものはない	
出願マニュアル	公表されたものはない	
PCT 出願マニュアル	公表されたものはない	
審査マニュアル	特許 アンデス共同体知的財産権特許出願審査ガイドライン(CAN 2000)	http://www.comunidadandina.org/public/libro_34.htm (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)

(3) 審判に関する運用実態

特許、実用新案については、職権又は利害関係人の請求により、いつでも、無効とすることができる(無効審判制度－アンデス協定決定第 486 号第 75 条)。

⁸⁷ “INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE (IIPA)2009 SPECIAL 301 REPORT ON COPYRIGHT PROTECTION AND ENFORCEMENT – PERU Page272”
<http://www.iipa.com/rbc/2010/2010SPEC301PERU.pdf> (最終アクセス日：2010 年 3 月 17 日)

また、商標、意匠にも同様な制度がある（各々決定第 486 号第 172 条、第 132 条）。ただし、商標では、第三者の標章と相対的な不登録（第 136 条）標章又は、悪意をもってなされた登録商標については、登録が認可されてから 5 年以内に請求しなければならないという限定がつけられている。無効審判制度に関する件数等のデータは得られなかった。また、WIPO の” Internet Sources for Intellectual Property Case Law”等で、知的財産訴訟関連の情報を調査したが、訴訟に関するデータ等は得られなかった。

（４）模倣品被害等の状況⁸⁸

ペルーと米国との間の貿易促進協定（PTPA）の施行を担保するため、2008 年 6 月 27 日法律 No.1092 とその規則（No.3-2009-EF）が、2009 年 1 月 1 日に発効し、著作権と商標権の保護についての水際対策が盛り込まれた。当該法律によれば、①ペルー税関で通過する輸出入の品物を対象とする、②申請または税関自らによって検査が開始されるとされている。この制度を利用するため商標所有者あるいは法定代理人は、あらかじめ税関に登録申請をする必要があるが、関税委員会は、正しく登録する目的で、INDECOPI に対して正しい権利の所有者であるかの見解を要求することとしている。また、INDECOPI からは、商標、著作権および関連する権利に係りのある公式記録へのアクセスを関税局に提供している。ただし、税関による水際対策については開始されたばかりであり、実績等は公表されていない。

なお、現地事務所からの情報によれば、ペルーでの模倣品被害の実態は、件数比では圧倒的に著作権関連と商標に関するものとなっている。また、WIPO の”Internet Sources for Intellectual Property Case Law”等で、知的財産訴訟関連の情報を調査したが、訴訟に関するデータ等は得られなかった。

2008 年模倣品・海賊版被害（ペルー）*事務所からの回答

種別	被害件数	被害額	差止件数
著作権関連	859	8,579,088US\$	未公表
商標	564	未公表	未公表
意匠	3	—	—
特許	13	—	—
実用新案	1	—	—

4. 1. 5 チリ

（１）チリの知的財産政策

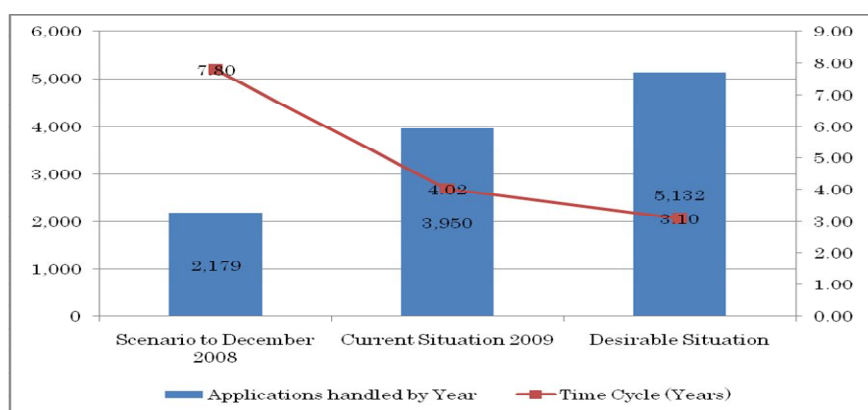
チリの知的財産権の管轄官庁はこれまで、1960 年に発足した経済開発及び再開発省の工業所有権部（DPI : Departamento de Propiedad Industrial）であった。DPI は 100 人に満たないスタッフしかなく、コンピュータ・システムも陳腐化しており、2008 年までは特許付与に要する期間が平均 7.8 年かかっていた

⁸⁸ Border Measures Regime in Peru; Dr. Oscar Mago

<http://www.hg.org/article.asp?id=6797>（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

といわれている。そこで価値創造のために知識の活用を促進して国家の革新戦略に貢献するという目標のもと、DPIの後継組織として特許庁（INAPI：Instituto Nacional de Propiedad Industrial）が2009年1月1日に設立された（設置法は法律 No.20.254 2008年4月14日）。INAPIが人員拡充のため、外部人材企業の協力を得て、2009年1月から7月の間採用活動を実施したところ、4,500人の応募があり、透明性と客観性の高い選考が実施され、採用の最終段階に入っている。

INAPIは2009年の特許出願は約3,950件に達するであろうとみており、審査期間を4.02年へ短縮することを計画した。更に、望ましい審査期間の目標については3.1年（5,132件）に設定している⁸⁹。



又、INAPIは意匠の平均的な審査期間も36ヶ月から22ヶ月に削減させると2009年7月に発表している。なお、2008年の意匠の出願件数は487件であ

り、うち35%が包装関連、12%が容器関連であった。

また、2009年6月2日にはPCTへの加盟が発効しており、米国やEU等とのFTAに記載されたPCT加盟の義務が果たされることとなった。PCT加盟の発効を前にして、INAPIはWIPOおよびKIPO（韓国特許庁）との共催でINAPIの全スタッフ、専門家や外部審査官、ユーザーの、それぞれを対象としたセミナーを実施するとともに、INAPI内部の関係者に対するトレーニングも実施した。発効日の6月2日にはWIPO高官の参加を得て、INAPIにてオープニング・セレモニーが開催された。

さらに、2009年7月には、チリにおける発明を奨励し知的財産の文化を育成することを目的とした“EXPOINAPI 2009”がサンチャゴで開催された。このEXPOは発明と商標についてのチリでの初めての博覧会であり、5万人以上の来訪者があったと報告されている。更にINAPIはチリ大学やカトリック大学との間でも、知的財産の分野で協力を深めようとしている。

（2）審査に関する運用実態

現地代理人からの情報では、2008年の特許（実用新案、意匠含む）の出願数は約3,900⁹⁰、登録件数は約1,100。商標の出願件数は、約34,000で、登録件数

⁸⁹ P104 of “INFORME DE INSTALACIÓN” :

<http://www.inapi.cl/images/stories/Informe-ins/Internet.pdf>（最終アクセス日：2010年3月16日）

⁹⁰ 上記グラフでは、2008年の出願件数は2,179とある。その差は実用新案と推定される。

は、約 6,410 である。

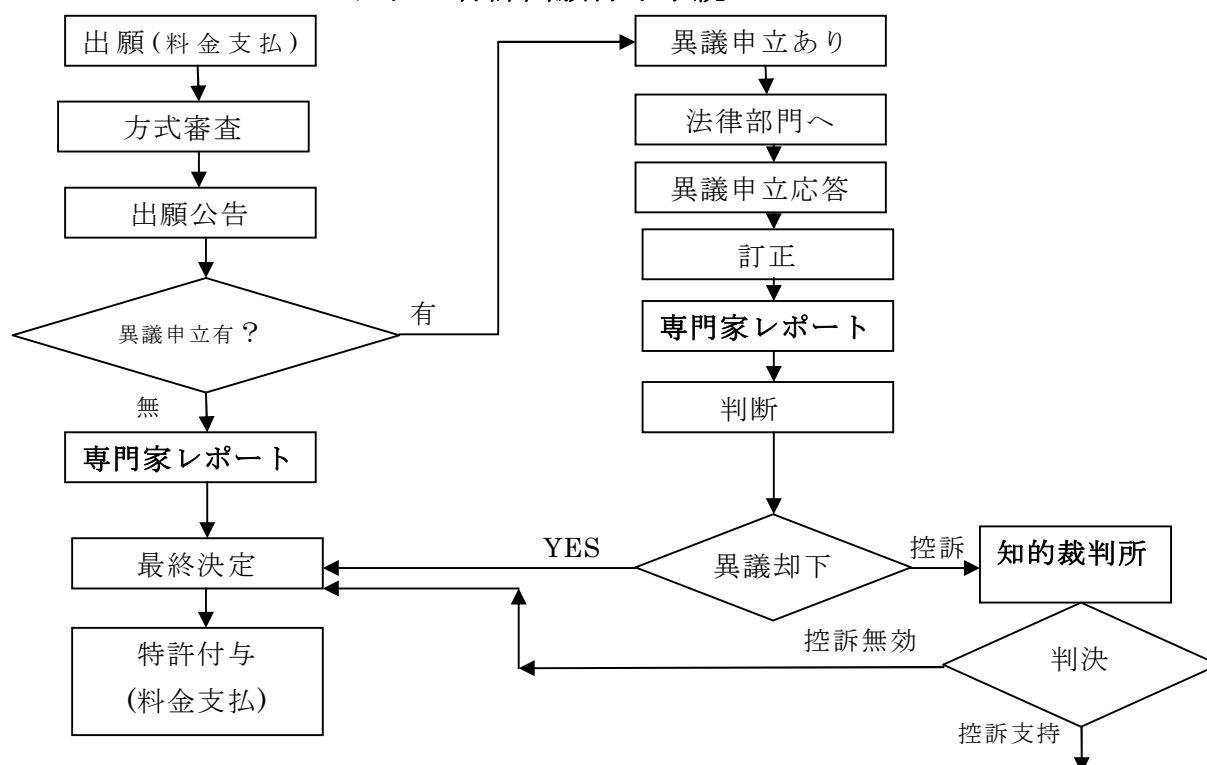
前述したように、INAPI の公表資料⁹¹によれば、登録までの年数は、2008 年では、7.8 年であったものが、2009 年の前半では 4.02 年と大幅に改善され、さらに、2010 年の目標を 3.1 年と計画している。

IP 取得に関するデータ：INAPI の HP には公式データは報告されていない。

規則・マニュアル

	名称	出典
施行規則	REGLAMENTO DE LA LEY N° 19.039, DE PROPIEDAD INDUSTRIAL SANTIAGO, 25 AGOSTO 2005	Regulation IP Law 2005 CL by INAPI.pdf
出願マニュアル	SOBRE APLICACIONES DE NORMAS DE PROCEDIMIENTO DE CONCESIÓN DE REGISTROS DE PROPIEDAD INDUSTRIAL QUE INDICA.	http://www.inapi.cl/images/stories/Documentos/circulares/circular_nro9.pdf (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)
PCT 出願マニュアル	Instructive N° 4 for the Correct and Efficient Compliance of the PCT Treaty	http://www.inapi.cl/index.php?option=com_wrapper&view=wrapper&Itemid=129&lang=es (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)
審査基準	なし	

チリ 特許出願付与手続フロー⁹²



⁹¹ <http://www.inapi.cl/images/stories/Informe-ins/Internet.pdf>

⁹² 下記を仮訳

http://www.inapi.cl/index.php?option=com_content&view=article&id=71&Itemid=70&lang=es#patentes (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)

（３）審判に関する運用実態

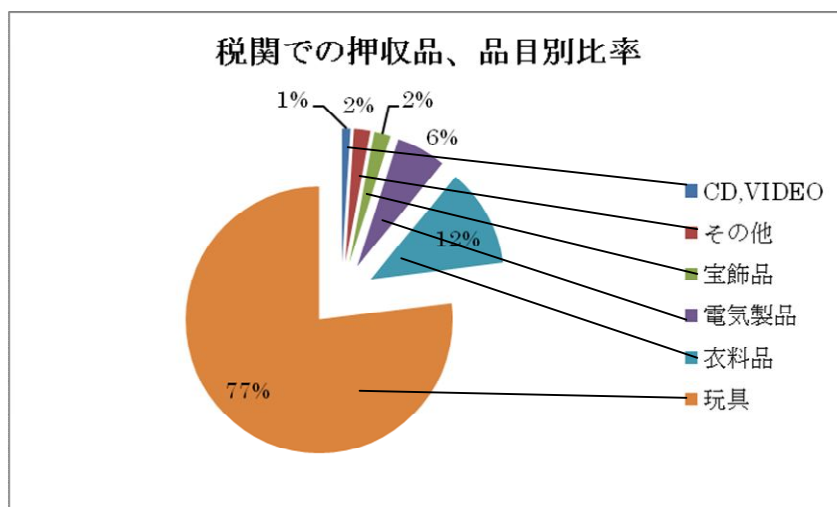
特許を取得したものが、発明者または、その譲渡人でない場合、付与が誤った又は明らかに不十分な報告書に基づき行われた場合、法律における特許性の規定又は要件に反して付与された場合に無効審判が請求できる。ただし、付与から５年以内である（産業財産法第 50 条）。実用新案、意匠も同様である。商標の不登録事項にあたれば、商標登録を無効にすることができるが、無効手続が可能な期間は登録日から５年で満了する。ただし、悪意で取得された商標の場合の無効手続については期限がない（産業財産法第 27 条）。無効審判制度に関する件数等のデータは得られなかった。

（４）模倣品被害等の状況⁹³

チリでは、TRIPS 協定第 51 条に適合させるための法律 19.912 号（2004 年 11 月 4 日官報にて公布）に則って、税関に対して水際措置を申請することが出来るが、輸入差止対象とされているのは、TRIPS 協定で義務付けられている不正商標商品と著作権侵害品のみである。

また、産業財産権に関する救済措置の提供は裁判所の管轄事項とされているため、行政上の救済措置は設けられていない。

チリ税関による押収品等の報告（仮訳）



*上記のデータの年度は不明。2007 年の 196 件に対し、2008 年は、倍増の 345 件との報告もある⁹⁴。

なお、模倣品被害の実態については、税関以外には公式公表されたデータはない。また、WIPO の ” Internet Sources for Intellectual Property Case Law ”

⁹³ チリ税関の HP 発表資料(P24)より。

http://www.aduana.cl/prontus_aduana_eng/site/artic/20070228/asocfile/20070228195013/asocfile120061127170928.ppt（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

⁹⁴ 「経済産業省委託（ブラジル、チリ）知的財産セミナー」（JETRO 2010 年 3 月 24 日）配布資料より。

等で、知的財産訴訟関連の情報を調査したが、訴訟に関するデータ等は得られなかった。

4. 1. 6 GCC (湾岸協力会議)

(1) 知的財産政策

湾岸地域の特許制度の統合を目標として、GCC 特許庁が 1998 年に設立された。しかしながら、GCC 特許庁は PCT で指定できる広域官庁としては認められていないので、我が国の出願人が GCC 特許庁への出願を行う場合には、PCT 経由ではなく、直接 GCC 特許庁へ願書を提出する必要がある。なお、GCC 特許庁の所管は特許のみであり、商標については GCC 特許庁のように広域を管轄する機関は設立されていない。但し、域内の商標制度を統一するための統一商標法が制定されており、現時点でサウジアラビア、アラブ首長国連邦およびカタールがこれを批准しているが、この統一商標法は、単に制度の統一を目的とするにとどまっており、広域商標庁の設立は含まれていない。

なお、湾岸協力会議の HP には、GCC 特許庁の設立のみが記載されているだけで、その他の政策的事項に関しては記述がない。

(2) 審査に関する運用実態

GCC 特許庁の出願件数が、年々増加していることは、第 1 章の概要に記載した通りである。

2007 年 3 月 31 日発行分までの GCC 特許によれば、出願人では石油関連企業がその大半を占めている。例えば、Shell 社をはじめ Exxon Mobil 社、BP 社といった石油メジャーが特許付与件数ランキング Top10 に名を連ねており、産油地域の特色が出ている⁹⁵。

また、技術分野別 (IPC) で見ても、地域的な特色が濃く出ており石油化学関連や地中掘削関連の技術内容が多く見られる。その他の分野では、医薬関連の割合が高く、日米欧などの主要国で出願割合の高い物理や電気についての割合は非常に低い。登録までの期間は出願から 3～5 年である⁹⁶。

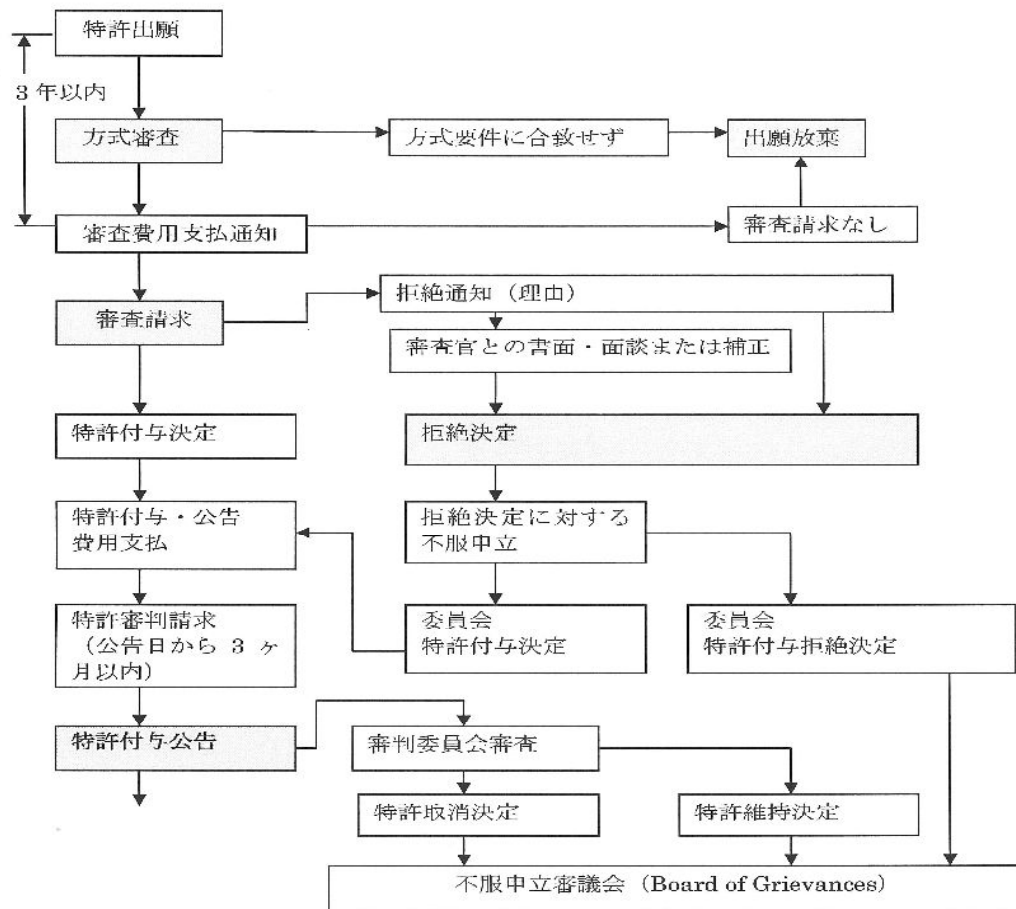
規則・マニュアル

	名称	出典
施行規則	Amended Implementing Bylaws of the Cooperation Council for the Arab States of the Gulf, Issued on May ,15, 2000 Entry into force: August 16, 2000	GCC 特許庁 HP には公開されていない。
出 願 マ ニ ュ ア ル	Guidelines for filling out a Patent Request Form	http://www.gccpo.org/min-1-e.htm (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)
審査基準	なし	

⁹⁵ 日本技術貿易 GCC(湾岸協力会議)特許出願状況(2009/6/29)より (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)

⁹⁶ 事務所回答。

GCC 特許出願から付与までの手続フロー⁹⁷



(3) 審判に関する運用実態

GCC 特許庁によってなされた決定に対して不服のある者は、決定の交付を受けた者に知られた日又は公告の日から3ヶ月以内に GCC 特許委員会に申立て、取り消すことができる (GCC 特許法第24条)⁹⁸。無効審判制度に関する件数等のデータは得られなかった。

(4) 模倣品対策

GCC 構成国の関税規則・手続きを統一した「アラブ湾岸諸国協力会議統一税関規則 (GCC 統一関税法)」は、1999年11月にリヤドで開催された第20回 GCC 首脳会議で採択され、2002年1月にすべての GCC 構成国の税関により実施された。この実施により GCC 構成国の関税法は、この規則に則ったものとなっている。

現在、UAE のフリーゾーン地区は、商品の輸入・輸出・様々な地区への積み

⁹⁷ 「湾岸諸国の知財制度及びブラジルの商標制度」AIPPI セミナー (2010年3月15日) より。(仮訳)

⁹⁸ GCC 商標法は、各国の商標法を拘束するものではないが、無効審判制度がある (GCC 商標法第24条)

替えを行う港となっており、アラブ首長国連邦（UAE）の項（後述）でも記載しているように、UAE は、中国、韓国、台湾に次いで模倣品の経由地として大きな問題となっている。

GCC 統一関税法第 143 条 11 項には「全部又は一部について関税を回避することを意図して、あるいは、禁止又は制限規定を回避することを意図して、虚偽の、偽造又は捏造された書類又はリストを提出した場合、あるいは、偽造した標章を貼付した場合は密輸とみなされる」とあることから、水際対策がなされていると考えられるが、未だ効果がある段階ではなく、模倣品・海賊版の流通状況については、多いといわれているのみで、公表された統計データはない。また、WIPO の” Internet Sources for Intellectual Property Case Law” 等で、知的財産訴訟関連の情報を調査したが、訴訟に関するデータ等は得られなかった。

4. 1. 7 バーレーン

（1）知的財産政策

バーレーンでは研究開発部門から生じる革新的なアイデアや製品は効果的に保護され、貴重な知的財産として権利化される必要があると考えられている。これを実現するため、2006 年には特許、商標、意匠、営業秘密、地理的表示および集積回路の回路配置を保護する六つの新しい法律が公布された。これらの知的財産法はバーレーン国内への投資を奨励する一手段であり、知的財産法により製造者に提供される保護に大きく依存する医薬品などの分野において特に重要であるとされている。

前述の新法の公布および様々な国際条約の加盟国になることにより、バーレーンにおける商標登録件数は 2005 年の 3,298 件から 2006 年には 6,349 件へと大幅に増加した⁹⁹。

また、バーレーンはマドリッド・プロトコル、PCT、ニース協定、PLT、TLT、WCT、WPPT およびローマ条約に加盟済みであり、ウィーン協定およびブダペスト条約にも加盟の予定である¹⁰⁰。

（2）審査に関する運用実態

現地代理人からの情報では、特許・実用新案・意匠についての統計データは公表されていない。商標の 2009 年の出願件数は、約 108,000。ファーストオフィスアクションは、4 ヶ月から 6 ヶ月。登録までの期間は、出願から 12 ヶ月から 18 ヶ月である。

なお、特許法（実用新案含む）2006 年第 14 号は、同年 6 月 1 日に発効しているが、実用新案の登録出願は、法律はあるが受け付けていないのが現状であ

⁹⁹ TRADE POLICY REVIEW Report by BAHRAIN(2007/6/13) : WT/TPR/G/185（最終アクセス日：2010 年 3 月 17 日）

¹⁰⁰ 平成 22 年 1 月 15 日現在、これらの協定に未加盟

る¹⁰¹。また、特許の実体審査は、実務面では行われてない¹⁰²。

規則・マニュアル

	名称	出典
施行規則	公表されたものはない	
出願マニュアル	公表されたものはない	
PCT 出願マニュアル	公表されたものはない	
審査基準	公表されたものはない	

（３）審判に関する運用実態

利害関係人は、特許の無効を知的財産部局知的財産部門に請求することができる（無効審判請求制度－特許・実用新案法第 29 条）。また、利害関係者の請求または当局による請求により、裁判所は商標を取消することができる（商標法第 20 条）。知的財産部門は利害関係人の請求に基づき、又は、職権で意匠の登録を無効にすることができる（意匠法第 23 条）。しかしながら、無効審判制度に関する件数等のデータは得られなかった。

（４）模倣品被害等の状況

バーレーンでの模倣品に関する統計情報は、公表されていない¹⁰³。また、WIPO の” Internet Sources for Intellectual Property Case Law” 等で、知的財産訴訟関連の情報を調査したが、訴訟に関するデータ等は得られなかった。

4. 1. 8 クウェート

（１）知的財産政策

クウェート知的財産保護協会はクウェート経済産業省の後援の下、「知的財産と経済発展」と題した初の会議を 2008 年 6 月に開催した。出席した政府高官から知的財産権の保護の重要なこと、情報省の果たす役割の大きいこと、2004 年から 2008 年にかけて警察が 54 万件を超える違反を摘発したこと、等の発言があったことが報道されている¹⁰⁴。

さらに、クウェート経済産業省はビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）との連携で 2008 年 6 月に海賊版撲滅キャンペーンを開始した。BSA の調査ではクウェートでは GCC 諸国（6 ヶ国）の中で海賊版がもっとも多いといわれているので、海賊版のないソフトウェア市場を目指すと報道されている¹⁰⁵。

¹⁰¹ 現地事務所からの情報

¹⁰² 「湾岸諸国の知財制度及びブラジルの商標制度」AIPPI セミナー（2010 年 3 月 15 日）より。

¹⁰³ 現地事務所からの回答

¹⁰⁴ http://www.kuwaittimes.net/read_news.php?newsid=NjI2MDE4ODQ=（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

¹⁰⁵

<http://www.itp.net/522657-kuwait-ministry-of-commerce-aamp-industry-to-launch-anti-piracy-campaign>（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

在クウェート米国大使は 2009 年 4 月 26 日の世界知的財産の日へのコメントとして「アラブ世界での知的財産権への詐欺行為は年間 500 億ドルに達すると推定されるが、2007 年から 2008 年にかけてクウェート政府が知的財産権の権利行使を向上させるために様々な施策を実施したことは称賛されるべきである」と述べている¹⁰⁶。

また、クウェート情報省が模倣品と海賊版を撲滅し、知的財産権の保護の重要性についての国民の意識を高める戦略の一環として、2006 年 7 月にクウェート市のコンピュータ販売会社 5 社を家宅捜索して違法なソフトウェアを搭載したコンピュータを没収したことが報じられており¹⁰⁷、情報省はこれ以降も摘発を継続している。

（２）審査に関する運用実態

クウェートでは、未だ特許・実用新案、意匠については、出願は受け付けられるが、実務上、審査および権利の付与は行われていない¹⁰⁸。ただし、特許権は出願から 20 年は保護され、意匠権は出願から 10 年間保護されるとされている。これらの点から考えて、クウェートで有効な特許権を早期に得るためには GCC 特許庁に出願した方が良いと考えられている。

なお、商標の登録は行われており、実体審査の期間は 4 ヶ月から 6 ヶ月であり、登録は、出願から 12 ヶ月から 18 ヶ月を要するとの情報がある¹⁰⁹。

規則・マニュアル

	名称	出典
施行規則	特許施行規則が準備中との情報はあるが、時期は未定。 商標：商標登録に関する行政決定 1995 年第 8 号 著作権：1999 年法律第 64 号により保護される著作権出願の規則 2003 年行政決定第 30 号	（旧法の規則のみ存在） （旧法の規則のみ存在）
出願マニュアル	公表されたものはない	
審査基準	公表されたものはない	
知的財産に関する公式情報 URL	http://www.moci.gov.kw/wps/portal	Google でアラビア語から英訳後、下記の場所に知的財産に関する情報が存在する。 Services and transactions> brand management and patent

¹⁰⁶ “World Intellectual Property Day(2009/4/26)”

http://kuwait.usembassy.gov/speeches_and_remarks/（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

¹⁰⁷ <http://www.newswiretoday.com/news/6675/>（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

¹⁰⁸ 事務所からの回答。

¹⁰⁹ 同上

（３）審判に関する運用実態

付与された特許に対して第三者は裁判所に無効を請求することができる（無効審判制度－特許法・意匠法第 34 条）。意匠については冒認出願が登録となった場合は登録機関が職権で取消す、あるいは、利害関係人の請求により、登録機関の関与のもとに裁判所の最終判決により、登録を取消すことができる。それ以外の理由による無効を申し立てる場合は裁判所に無効を提起する（無効審判制度－特許・意匠法第 44 条）。商標については登録機関の職権あるいは利害関係者の申請に基づき、登録された商標を取消すことができる（無効審判制度－商標法第 78 条）。無効審判制度に関する件数等のデータは得られなかった。また、WIPO の” Internet Sources for Intellectual Property Case Law” 等で、知的財産訴訟関連の情報を調査したが、訴訟に関するデータ等は得られなかった。

（４）模倣品被害等の状況

クウェートについての模倣品に関する統計情報は、公表されていない¹¹⁰。

なお、商標の所有権者は、民事・刑事手続による裁判所命令により、不正商品を押収することができるかとされているが、8 日以内に、法的手段を行使しない場合、この命令は無効となる（遠距離の場合を除く）¹¹¹。また、WIPO の” Internet Sources for Intellectual Property Case Law” 等で、知的財産訴訟関連の情報を調査したが、訴訟に関するデータ等は得られなかった。

4. 1. 9 オマーン

（１）知的財産政策

オマーンでは、ほとんどの知的財産法（特許、意匠、商標、地理的表示および集積回路）が 2000 年に公布された。さらに、2008 年 8 月のオマーンによる WTO へ報告¹¹²によれば、「オマーンはより高いレベルの保護を提供する改正知的財産法を準備中である」とされている。この点について、WTO も事務局による報告書の中で「米国との FTA 発効の前提条件としても新しい知的財産法が必要であると」指摘していたが¹¹³、改正知的財産法が 2008 年 12 月 17 日に施行されたことにより、米国との FTA も 2009 年 1 月 1 日に発効した。

オマーンは前述の WTO への報告書において、WTO 事務局や他の国際機関の協力を得て知的財産権の保護および知的財産権に関する新しい国際協定を遵守するための法的、制度的な影響に関して司法当局、税関当局に熟知させることのできるセミナーやワークショップを実施する必要があるとしている。

¹¹⁰ 同上

¹¹¹ § 90:32 (Trademarks Throughout the World)

¹¹² WTO : TRADE POLICY REVIEW Report, WT/TPR/G/201/Rev.1, WT/TPR/S/201/Rev.1

¹¹³ WTO : TRADE POLICY REVIEW Report, WT/TPR/S/201/Rev.1

（２）審査に関する運用実態

特許、意匠の出願件数等の統計情報は公表されていない¹¹⁴。

商標については 2009 年の出願件数が約 10,000、登録件数が約 8,000、ファーストオフィスアクションは出願から 4 ヶ月から 6 ヶ月、登録は、出願から 12 ヶ月から 18 ヶ月と報告されている。

特許の実体審査は実務面では行われてない¹¹⁵。

規則・マニュアル

	名称	出典
施行規則	産業財産権規則（2008 年省令 No.105） 著作権規則（2008 年国王令 No.65）	
出願マニュアル	公表されたものはない	
PCT 出願マニュアル	公表されたものはない	
審査基準	公表されたものはない	

（３）審判に関する運用実態

第三者は裁判所に対して、特許・実用新案・意匠の無効を請求することができる（無効審判制度－知的財産法第 14 条(3)）。また、利害関係者は登録証発行から 5 年の間は、登録されていた商標を無効とするために裁判所に請求することができる（無効審判制度－知的財産法第 42 条(1)）。無効審判制度等に関する件数等のデータは得られなかった。

（４）模倣品被害等の状況

オマーンでの模倣品に関する統計情報は公表されていない。しかしながら、米国との FTA で、著作権法の新法施行を要求されたことから、湾岸諸国の他国と同様に、相当な数の模倣品が流通していると推定される。

商標権侵害に対する権利行使の手段は、商事裁判所から差止命令を受理できるよう申請するか、民事・刑事裁判所からの命令による没収、あるいはかつ、破棄がある。外国からの輸入製品についても同様な手段が利用できる¹¹⁶。また、WIPO の” Internet Sources for Intellectual Property Case Law” 等で、知的財産訴訟関連の情報を調査したが、訴訟に関するデータ等は得られなかった。

4. 1. 10 カタール

（１）知的財産政策

カタール政府は知的財産権の侵害者には強硬姿勢でもって臨むとアナウンスしており、2006 年 3 月にカタール警察は経済商業省と協力して、海賊版ソフトウェアの販売会社 2 社を摘発したと報じられている。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）は、カタール法務省の全面

¹¹⁴ 現地事務所からの報告

¹¹⁵ 「湾岸諸国の知財制度及びブラジルの商標制度」AIPPI セミナー（2010 年 3 月 15 日）より。

¹¹⁶ § 121:31 (Trademarks Throughout the World)

的な支持を得て、「2009年汎アラブ知的財産権マスメディア賞」の授与式を2010年にカタールで開催するとしている。これは中東において海賊版撲滅のための報道に貢献したマスメディアをいくつかの部門で表彰するものである。

（２）審査に関する運用実態

特許・意匠の出願件数等の統計データは公表されていない¹¹⁷。2009年の商標出願件数は約60,000、登録件数は42,000、ファーストオフィスアクションは出願から5ヶ月から7ヶ月、登録は、出願から8ヶ月から12ヶ月と報告されている。

規則・マニュアル

	名称	出典
施行規則	公表されたものはない	
出願マニュアル	公表されたものはない	
PCT出願マニュアル	公表されたものはない	
審査基準	公表されたものはない	

（３）審判に関する運用実態

意匠、商標共、特許庁における無効審判の請求制度はない。ただし、違法に登録された商標・意匠に対して、利害関係人あるいは特許庁は、民事裁判所に取消を請求することができる（商標法第26条、意匠の準拠規定：商標法第45条¹¹⁸）。無効審判制度等に関する件数等のデータは得られなかった。

（４）模倣品被害等の状況

カタールでの模倣品に関する統計情報は公表されていない。なお、カタールでは輸入検査において、偽造のマークが付された物品は没収の対象となっている¹¹⁹。また、WIPOの”Internet Sources for Intellectual Property Case Law”等で、知的財産訴訟関連の情報を調査したが、訴訟に関するデータ等は得られなかった。

4. 1. 11 サウジアラビア

（１）知的財産政策

サウジアラビアの”Vision 2020”（2002年10月に策定）は、2020年に向け原油収入への依存を軽減し、製造業を中心に新技術を展開し、革新を成し遂げて、多様で豊かな経済への新生を目指そうとする国家開発戦略である。知的財産に関しては「戦略的位置付けと産業振興ビジョン」と題されたレポートの中で、①研究開発は効果的で時機を得た特許登録と適合するよう促進されなければならないこと、②公共の研究開発機関の特許になる学術研究がロイヤリティーに

¹¹⁷ 現地事務所からの報告

¹¹⁸ 特許はGCC特許庁に出願する。

¹¹⁹ § 131:32 (Trademarks Throughout the World)

より報われるよう産業界の商品化とのリンクが奨励されるべきことが述べられている¹²⁰。

特許の監督官庁であるアブドゥラジズ王科学技術都市（KACST : King Abdulaziz City for Science and Technology）はその使命の一つとして知的財産を促進し、育成し、投資することを謳っている。又、KACST は科学技術のための国家政策の遂行として、「科学、技術および革新のための 5 ヶ年計画」を 2007 年から実施しており、2011 年までの 5 年間で約 79 億サウジアラビア・リアルを投下するとしている。対象分野は水・石油化学・ナノテクノロジー・先端材料・バイオテクノロジー・遺伝子工学・情報技術・エネルギーなど 12 の科学技術分野に及んでいる¹²¹。

商標の監督官庁である商工業省は”Vision 2020”の国家ゴールに向け、「産業基盤の競争能力と多様性を強化する戦略」を推進している。この戦略によれば、世界市場への競争力のあるアクセスを確保するためには、産業の競争能力を改善し、生産拠点を多様化することが重要であることとしている。そして、この目的は国連工業開発機関（UNIDO : United Nations Industrial Development Organization）の協力を得て策定された政策の遂行により可能となること、及び、グローバリゼーションの進展の下では WTO への加盟（2005 年）や大アラブ自由貿易地域（GAFTA : The Greater Arab Free Trade Area）に参加することは必須であると述べている¹²²。

なお、サウジアラビアは 2009 年 12 月 14 日の閣僚会議において、PCT、PLT に加盟することを決定している。加盟時期についての公式な発表はないが、2010 年の春頃と考えられている¹²³。

（２）審査に関する運用実態

2009 年の特許の出願件数は、約 15,000 で、登録件数は 2,257。ファーストオフィスアクションは、出願から 24 ヶ月から 30 ヶ月、登録は、出願から 24 ヶ月から 30 ヶ月とのことである。意匠については、出願件数は約 2,000、登録件数は 961 件。ファーストオフィスアクションは約 9 ヶ月で、登録までは約 2 年～3 年である¹²⁴。商標の統計データは公表されていない¹²⁵。

なお、特許の実体審査は全てオーストリア特許庁または中国專利局にて行わ

¹²⁰ <http://www.commerce.gov.sa/english/moci.aspx?PageObjectId=806>（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

¹²¹ http://www.kacst.edu.sa/en/about/publications/Reports/KACST_Annual_Report_2008.pdf（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

¹²² http://www.commerce.gov.sa/industrial/default1_en.asp（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

¹²³ <http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=c40769c2-3ebd-4997-a5cf-620ca2e21d16>（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

¹²⁴ 事務所回答。

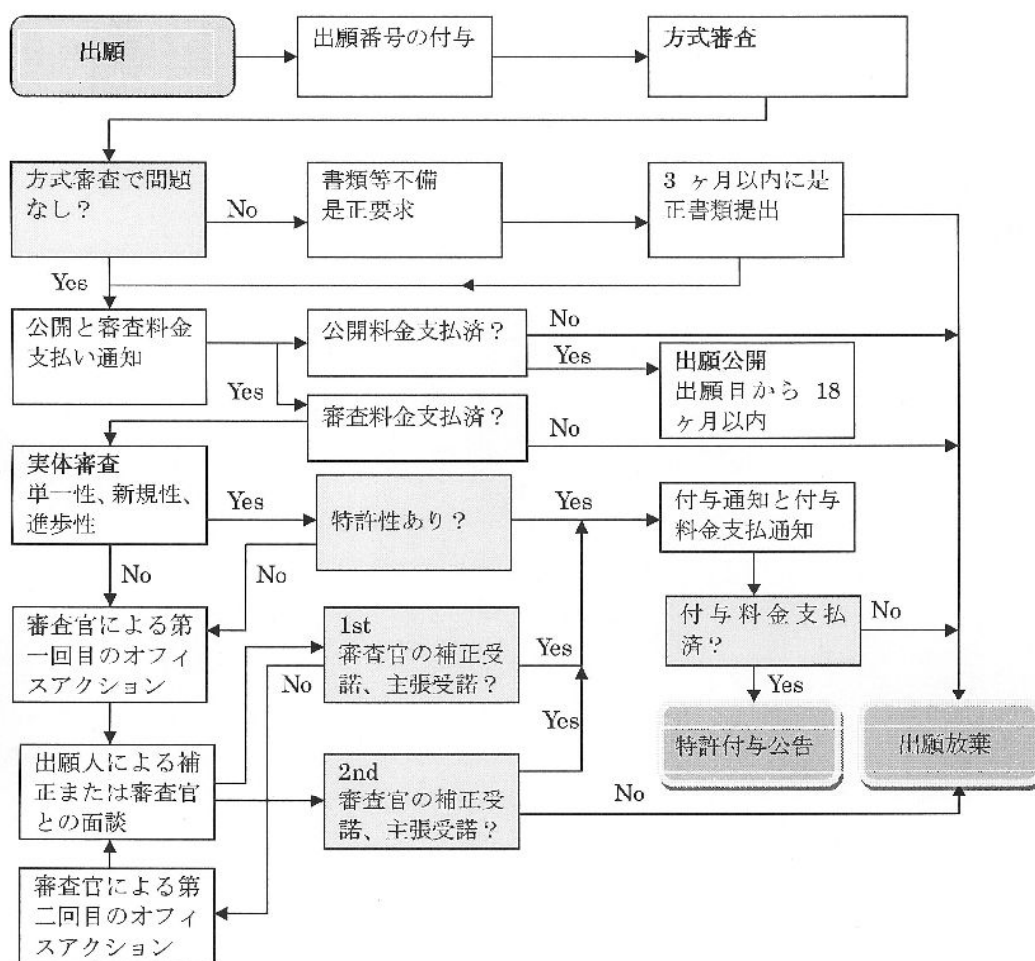
¹²⁵ <http://www.kacst.edu.sa/ar/about/publications/Patent%20Publications/النشرة%202025.pdf>（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

れる。オーストリアにするか中国にするかの選択は実体審査を行う際に指定する。国によって審査料金が異なる。

規則・マニュアル

	名称	出典
施行規則	<u>特許：特許規則</u> 特許，集積回路の配置設計，植物品種及び工業意匠に関する法律の施行規則 2004 年 12 月 26 日施行 <u>商標：商標規則</u> 商標規則 2002 年 1 月 1 日の政令により公布 <u>著作権規則</u> ：文化情報省政令 No.1688/1（2004 年 5 月 29） 上記政令改正 No.1640（2005 年 7 月 22 日）	http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm 最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日） http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm （最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日） http://www.wipo.int/cla/en/text_pdf.jsp?lang=EN&id=3594 （最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）
出願マニュアル	公表されたものはない	
審査基準	公表されたものはない	

サウジアラビア 特許出願から付与までの手続フロー



（３）審判に関する運用実態

特許の場合、利害関係人は、保護書類の付与に係る所定の条件の違反を理由として、委員会に異議を申し立て、あるいは全部又は一部の取消しを求めることができる（審判請求制度－特許法第 32 条で、意匠にも適用される）。また、商標については、国内取引局商標部国内取引総局は自ら、あるいは利害関係人の申請に基づき、商標の登録を取消すことができる（審判請求制度－商標法第 29 条）。無効審判制度に関する件数等のデータは得られなかった。

（４）模倣品被害等の状況

次の節に記載しているアラブ首長国連邦（UAE）に次いで、サウジアラビアも模倣品の中継点になっているといわれる。自動車部品は、ドバイと同様にバルクで小分けされ、アフリカ、ロシア、CIS に再輸出されている¹²⁶。

商標権者が侵害から保護を受けるために、商工省管轄下の”the General Directorate for Quality Control and Inspection – GDQCI”に申立の申請をする必要がある。GDQCI 職員の任務は、侵害に関する店の調査、商標侵害の品物の差し押さえ等である¹²⁷。しかしながら、GDQCI 職員には職権による押収、廃棄の権限が無く、司法手続を経て処分決定がなされる。なお、原産地表記がない場合や粗悪品については不正取引商品に該当するとの理由で職権での廃棄が可能である。

なお、WIPO の” Internet Sources for Intellectual Property Case Law” 等で、知的財産訴訟関連の情報を調査したが、訴訟に関するデータ等は得られなかった。

4. 1. 1 2 アラブ首長国連邦

（１）知的財産政策

アラブ首長国連邦（UAE）では、WTO 事務局や他の国際機関の協力を得て知的財産権の保護および知的財産権に関する TRIPS 協定以外の新たな国際協定への遵守の法的、制度的な影響について、司法当局および税関当局に熟知させるセミナーやワークショップを実施する必要があると考えられている¹²⁸。

2002 年に WTO 協定に関連した事項に対処するための全国委員会（NC : National Committee）が設置され、この全国委員会は五つの小委員会を持ち、そのうちの一小委員会が知的財産権に関する事項をカバーしている¹²⁹。

¹²⁶ 「深刻な湾岸地域の模倣品流通」(社)日本自動車部品工業会

<http://www.japia.or.jp/work/2007/09/om2007.html>（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

¹²⁷ § 140:32 (Trademarks Throughout The World)より

¹²⁸ 2006 年 3 月 WTO への通商政策レビュー・レポート WTO : TRADE POLICY REVIEW Report, WT/TPR/G/162

¹²⁹ WTO : TRADE POLICY REVIEW Report, WT/TPR/S/162/Rev.1

（２）審査に関する運用実態

特許の出願件数は、172 件で、ファーストオフィスアクションまで 48 ヶ月から 60 ヶ月かかっている。意匠の出願件数は 229 件で、ファーストオフィスアクションまで 20 ヶ月から 24 ヶ月かかっている。さらに、商標の出願件数は 321 件で、ファーストオフィスアクションまで約 10 ヶ月、登録まで 18 ヶ月から 24 ヶ月かかると報告されている（2009 年¹³⁰）。

なお、特許の実体審査は全てオーストリア特許庁にて行われている。

規則・マニュアル

	名称	出典
施行規則	新法に対応した施行規則はない。	特許：1992 年連邦法第 44 号の 1993 年省令第 11 号 商標：1993 年連邦法第 37 号の 1993 年省令第 6 号 著作権：1992 年連邦法第 40 号関連の 1993 年省令第 411&412 号
出願マニュアル	公表されたものはない	
PCT 出願マニュアル	公表されたものはない	
審査基準	公表されたものはない	

（３）審判に関する運用実態

付与された特許、実用新案に対し、利害関係者は、裁判所に対して、無効審判を請求することができる（特許法第 34 条）。意匠は、特許に準ずる（特許法第 53 条）。商標について、利害関係者は違法に登録されていた商標を取消するための裁判所命令を求めることができる（無効審判請求－商標法第 21 条）。無効審判制度に関する件数等のデータは得られなかった。

（４）模倣品被害等の状況

UAE では、中国、韓国、台湾に次いで模倣品の経由地として、日本企業の被害が多発している。特に中東地域の一大物流中継拠点であり、世界第 8 位のコンテナ取扱量を誇るドバイ港が、サウジアラビア等の中近東の近隣諸国にとどまらず、模倣品の一大経由地となっている。ドバイに流入・流通している模倣品は製品ベースだけでなく、半製品に対しても、ラベル貼り付けやパッケージ変更を行って、再輸出をしている。ドバイに持ち込まれる模倣品には、自動車部品を始め、多くの品目があるが、ブラジルと同様に模倣医薬品が重大な問題となっている。このような背景から、欧米系業界団体（Brand Owners Protection Group）は、UAE を、アジアから欧州への模倣品流通の最大の中継地点のひとつ

¹³⁰

<http://www.economy.ae/Arabic/IndustrialProperty/BulletinofIndustrialProperty/Pages/2009.aspx>（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

つとして考え¹³¹、2008 年に UAE 経済省との間で、知的財産権保護に関する覚書を締結した。

なお、UAE でも、模倣品被害に対応するため、警察や各種行政機関による積極的な摘発などの取組みが行われており、ドバイ税関では、模倣品の取扱いが疑われた企業に対する摘発を 40 件実施（2007 年）し、模倣品対策のための検査官の大幅な雇用増（2008 年）を実施した。その成果として、ドバイ税関における、商標侵害物品の押収件数も前年同期比で 2009 年第一四半期には 64 件（39%増）に達した¹³²。

なお、WIPO の” Internet Sources for Intellectual Property Case Law” 等で、知的財産訴訟関連の情報を調査したが、訴訟に関するデータ等は得られなかった。

¹³¹ 2006 年 5 月 31 日付の「EU 税関の税関水際における模倣品・海賊版差止実績」によれば、差止点数の輸出国上位 3 カ国は、中国(約 86%)、マレーシア(約 4%)、UAE(約 2%)である。
<http://www.soeci.com/jp/ipinfo/iptopics/003/000783.php>（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

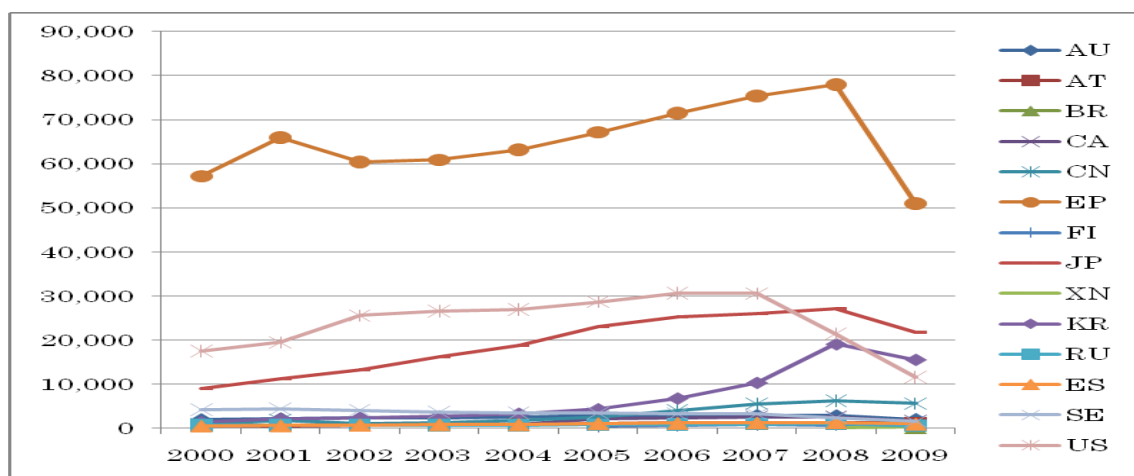
¹³² 模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告 P40（2009 年 6 月，政府模倣品・海賊版対策総合窓口発行）より（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

4.2 ロシア・ブラジルの国際調査機関としての実態

WIPO の PCT 国際調査機関 (ISA) は現在 15 ケ国・機関¹³⁵であり、それらの機関による国際調査報告 (ISR) の実績数は WTO から公表されている。それによると 2007 年までは米国特許庁 (USPTO) が欧州特許庁 (EPO) に続いて 2 位であったが、2008 年以降 USPTO の実績は低下し、EPO、JPO、韓国特許庁 (KIPO) USPTO の順となっている。ISA の中でブラジルは、2009 年 8 月 7 日より調査機関として運用を開始したので、国際調査の報告件数は 2009 年で 17 件¹³⁶と、まだ少ない。なお、ISA の内、インドは現時点で ISR の報告を行っていない。

International search reports by ISA

WIPO HP より。2009 年 11 月時点²



C.C.	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
AU	1,891	2,067	2,209	2,249	2,503	2,735	2,754	2,811	2,755	1,933
AT	514	481	533	750	825	916	1,097	1,171	1,192	1,094
BR										17
CA					855	2,107	2,317	2,528	2,477	1,477
CN	772	1,680	978	1,225	1,652	2,484	3,892	5,492	6,189	5,505
EP	57,164	65,979	60,429	60,849	63,202	67,118	71,527	75,409	77,913	50,890
FI						426	642	718	660	652
JP	8,960	11,091	13,162	16,143	18,696	23,020	25,146	25,947	27,117	21,613
XN									102	161
KR	1,287	2,052	2,247	2,595	3,211	4,230	6,673	10,237	19,014	15,485
RU	562	619	625	641	617	723	806	854	895	493
ES	462	515	687	746	772	987	1,064	1,142	1,201	908
SE	4,077	4,330	4,002	3,519	3,401	3,377	3,191	3,132	2,339	1,448
US	17,493	19,411	25,515	26,483	26,897	28,622	30,552	30,505	21,388	11,465
Total	93,182	108,225	110,387	115,200	122,631	136,745	149,661	159,946	163,242	113,141

¹³⁵ オーストラリア特許庁 (AT) IP オーストラリア (AU) ブラジル産業財産権庁 (BR:INPI) カナダ知的財産権庁 (CA) 中国国家知識産権局 (CN) 欧州特許庁 (EP) スペイン特許商標庁 (ES) フィンランド特許庁 (FI) インド特許庁 (IN) 日本国特許庁 (JP) 大韓民国特許庁 (KR) ロシア特許商標庁 (RU) スウェーデン特許庁 (SE) 米国特許商標庁 (US) 北欧特許機構 (XN)

¹³⁶ WIPO>PCT>Statistics on the PCT System>Download Data 中の "International search reports by ISA" (<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>)より抽出

(1) ロシア

国際調査機関 / 国際予備審査機関 (ISA/IPEA) としてのロシア特許商標庁 (ROSPATENT) が容認している言語はロシア語と英語である¹³⁷ことから、旧ソビエト連邦に属していた国の出願人が ROSPATENT を ISA として選択する可能性が高いと思われる。

ロシアは審査の品質を高めるための施策を実施しており、その実施概要は以下のとおりである¹³⁸。

- 審査官の増員：2008 年より 79 名増員し、計 807 名。
- 実施規則の作成：ロシア特許法がロシア民法典第 部(2008 年 1 月 1 日施行) に統合された改正に伴う実施規則を作成中である。その内容には、PCT の加盟国としての義務を果たすための行政手続、決定 (decision) または不法行為の訴求手続 (procedure for appeal of act (omission)) と管理手続・様式等が含まれている。
- 教育・訓練：ROSPATENT 傘下の IP サービス機関 (FIPS-The Federal Institute of Industrial Property of the Federal Service for Intellectual Property, Patents and Trademarks) が、請け負っており、標準ドキュメント・審査手続・民法典第 部についての教育を約 500 のセッションにより実施した。“OLYMPS-OKS”と呼ばれる審査官の自己学習システムが、FIPS のウェブサイトで公開されており、9 つの民法典第 部に関する教育コースがある。
- 情報サポート：
 - (1) 検索ツール (2008 年) : 内部情報検索システム (PatSearch) の導入。独立国家共同体 (CIS) のドキュメント、the Derwent World Patent Index (DWPI) 等のデータベース、及び GlobalPat の情報について端末から検索可能。その他の情報検索ツール (STN, Patolis-e, Thomson Innovation 等) は固有の部屋でのみ検索可能。
 - (2) 翻訳ツール (PROMPT Professional 7.0) 導入。英語、ドイツ語、フランス語からロシア語に自動翻訳。
 - (3) 審査官向け検索ガイドラインの情報と検索のリソース情報提供。また、PCT 出願受理のドキュメントフロー管理システムである“ELA PCT”(Electronic Library of the PCT Applications)の導入が完了している。
- 品質保証手続：国際調査、予備審査の品質管理部門のエキスパートによる、調査・予備審査のドキュメントの監査実施。国際サーチレポートの書式体裁の

¹³⁷ PCT 出願人の手引き (PCT Applicant's Guide) : WIPO の PCT 出願人の手引
http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexd/ax_d_ru.pdf (最終アクセス日 : 2010 年 3 月 16 日)

¹³⁸ WIPO の HP より。“PATENT COOPERATION TREATY, Additional Report under Paragraph 21.18 of the PCT International Search and Preliminary Examination Guidelines, Rospatent, February 5, 2009”:
http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/quality/2008/2008_ru.pdf (最終アクセス日 : 2010 年 3 月 16 日)

欠如排除を目的として、審査官と出願人による議論実施。

- ユーザーとのコミュニケーション：2008年には、コンサルテーションと情報提供が、FIPS のサービスの一環として、ユーザーからの 90,947¹³⁹の請求が、処理された。主として手続きに関するものである。また、ユーザーによる保護についてのコミュニケーションのうち、2,225 件が、ROSPATEN と関係機関により採り上げられた。そのうちの 20%は品質サービスに関するものであった。

参考までに、下記データによると、2006 年から 2009 年のロシア語で出願している件数は、1,873 件であり、ロシア国籍の出願件数は 1,820 件(97.2%)、ロシア以外の旧ソビエト連邦に属していた国の出願件数 7 件を入れた件数は 1827 件(97.5%)、それ以外の国の件数は、46 件(2.5%)である¹⁴⁰。上記、出願人の TOP10 によると、企業・団体は、No.3、8、9 の 3 団体であり、残りはすべて個人または複数人の出願人によるものであると推定される。

(参考)

International Applications by Applicant/Assignee Name (PCT 出願の出願人上位 10)

WIPO PATENTSCOPE 2006-2009 年 より

No	First Applicant / Assignee	件数
1	RAKUSHIN, Alexander Stepanovich	32
2	KHOMYNETS, Zinoviy Dmitrievich	18
3	OBCHESTVO S OGRANICHENNOI OTVETSTVENNOSTIU 'SUPERFONE'	13
4	MATVEEV, Vladimir Anatolevich	11
5	IVASHCHENKO, Andrey Alexandrovich	10
6	KUTUSHOV, Mikhail Vladimirovich	9
7	POPOVICH, Alexandr Maximilyanovich	8
8	OTKRYTOE AKTSIONERNOE OBSHESTVO ZAVOD EKOLOGICHESKOY TEKHNIKI I EKOPITANIYA 'DIOD'	7
9	INSTITUT KATALIZA IMENI G.K. BORESKOVA SIBIRSKOGO OTDELENIYA ROSSIISKOI AKADEMII NAUK	7
10	DERGACHEV, Eduard Petrovich	7

International Applications by Country of Origin

国コード	<u>RU</u>	SC	US	<u>UA</u>	GB	CH	IE	DE	VG
件数	1,820	5	4	4	4	4	3	3	2
RS	NL	LU	DK	CY	<u>TM</u>	SE	MX	LT	KR
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
JP	IL	HU	ES	<u>BY</u>	BE	BA	AU	<u>AM</u>	計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1,873

注：国コードがアンダーラインの国々は、旧ソビエト連邦に属していた国々である。

¹³⁹ PCT 以外の IP もカウントされている。

¹⁴⁰ WIPO の HP の Patent Search で、2006 年から 2009 年かつ、ロシア語で出願を条件に検索した結果のデータより。

(2) ブラジル

ブラジル産業財産権庁 (INPI) は 2009 年 8 月¹⁴¹より、ISA/IPEA としての活動を開始した。2009 年の ISR 発行件数は 17 件となっている。

ISA として、受け入れられる言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語である。しかしながら、ISA Agreement を確認すると、これらの、三つの言語での出願が認められているのは INPI が受理官庁である場合のみであって、中南米諸国とカリブ海諸国を受理官庁とした場合には、ポルトガル語・スペイン語のみが認められ、英語での出願については適用されない。なお、ポルトガル語での出願であれば、どの締約国を受理官庁とした場合でも、INPI を指定できることから、可能性としてはアフリカ諸国であるアンゴラやサントメ・プリンシペ等のポルトガル語を公用語としている国の出願人がブラジルを ISA として指定することもあり得ると思われる¹⁴²。

2008 年 3 月 14 日に WIPO に報告された PCT の ISA/IPEA としての報告書の概要は下記のとおり¹⁴³。

・機関としての品質保証システムの実現について

品質管理部門は独立 (特許審査管理部門の品質調整室) しており、この部門に属する要員は、審査部門とローテーションさせている。またオンブズマン部門も独立した組織として、ユーザーからの要求・苦情、提案を受け付ける。PCT 専門の組織としては、特許部門の国内の処理部門と独立した組織として、PCT 受理部と、ISA/IPEA 部がある。

INPI には、正式な QMS (品質管理システム) は存在しない。内部レビューにより実施しており、責任者会議で、ISA/IPEA としての QMS について議論している。

2009 年 3 月 3 日の WIPO への報告¹⁴⁴によれば、ISA/IPEA の役割を果たす為、INPI での処理の流れの改善を目的として、PCT ガイドラインと規則の理解を 17 人のタスクチームにより深めており、KIPO 訪問と、DPMA との教育プログラムを計画している。

¹⁴¹ JPO 主催「新興国特許庁との対話」(2009 年 12 月 7 日) より。

¹⁴² PCT Applicant's Guide – International Phase – Annex D (14 January 2010)。
http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexd/ax_d_br.pdf (最終アクセス日 : 2010 年 3 月 16 日) 及び ISA/IPEA Agreement – BR/IB
http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/agreements/ag_br.pdf (最終アクセス日 : 2010 年 3 月 16 日)

¹⁴³ http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/quality/2007/2007_br.pdf (最終アクセス日 : 2010 年 3 月 16 日)

¹⁴⁴ http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/quality/2008/2008_br.pdf (最終アクセス日 : 2010 年 3 月 16 日)

4.3 調査対象国等に対する我が国の国家戦略

(1) 概要

ロシア¹⁴⁵

ロシアについては、メドヴェージェフ大統領及びプーチン首相の就任後、一般的に安定した政権運営が続いており、対外政策の方向性に本質的な変化は見られない。対アジア外交に関しては、ロシアは近年、極東・東シベリア開発を進め、アジア太平洋地域との関係強化を目指す方針をとっており、安全保障及び経済の両面において同地域における活動が活発になってきている。ロシア経済は成長を続け、日露経済関係も順調に拡大してきたが、2008年末には金融危機の影響が見られ始めた。

日本にとってロシアは重要な隣国であり、日露両国がアジア太平洋地域で協力と連携を深めていくことは、両国の戦略的な利益に合致するのみならず、この地域の安定と繁栄に貢献し得る。日露間では、首脳・外相間を始めとして、様々なレベルでの政治対話が頻繁に行われているほか、両国間の経済関係が順調に発展するなど、「日露行動計画」に基づいて幅広い分野で協力が進んでいる。

日本政府としては、ロシアとはアジア太平洋地域の安定と繁栄に資するべく、同地域で共に伸びていけるような高い次元の日露関係を構築するために、日露間の最大の懸念である北方領土問題について、この問題の最終的解決に向け、ロシア政府との間で強い意思をもって精力的に交渉を行っている。

外務省、経済産業省および日露貿易投資促進機構では日本企業のロシア進出に対する全面的な支援を行っており、対露ビジネス環境の改善に努めている¹⁴⁶。外務省はロシア経済全般の情報提供、ロシア進出に関するトラブル等の相談を受け付け、経済産業省は経済産業省とロシア連邦経済発展貿易省に苦情相談窓口を設置し、ビジネストラブルおよび相手国における規制法令の適用関係に関する相談を受け付けている。日露貿易投資促進機構は、日露両政府が、日露両国の企業及び制度に関する情報提供、コンサルティング（企業紹介、初期段階での進出支援）、日露企業間の紛争の予防・解決への支援を通じて、日露企業間の信頼感を高め、日露間の貿易投資活動の拡大および深化を図ることを目的に設立された。

ブラジル¹⁴⁷

ブラジルは、我が国との関係においては、食料・資源の重要な供給国であるとともに、世界最大の日系人社会が存在することから、ブラジルとの安定した協力を維持していくことは我が国にとって重要な意味を持っている。我が国の

¹⁴⁵ 外務省 HP http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2009/html/h2/h2_17.html（最終アクセス日：2010年3月16日）

¹⁴⁶ 外務省 HP http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/russia_shien.html（最終アクセス日：2010年3月16日）

¹⁴⁷ 外務省 HP http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/08_databook/pdfs/06-26.pdf（最終アクセス日：2010年3月16日）

ODA においては、円借款、技術協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力を中心に協力を行っており、「環境」、「工業」、「農業」、「保健」及び「社会開発」の 5 分野を援助重点分野としている。また、ブラジルの相対的な技術水準の高さ及びこれまでの両国間経済協力による成果を活用し、「日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム (JBPP: Japan-Brazil Partnership Programme)」の枠組みを通じて、中南米諸国やポルトガル語圏途上国等に対する支援を強化していく。さらに、ブラジルも加盟する MERCOSUR を通じた協力も継続する。なおブラジルは、2006 年 6 月には世界で初めて日本方式を基礎とするデジタル放送方式の採用を決定し、その後両国で情報通信分野の協力が深化している。

2009 年 2 月および 9 月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会・知的財産ワーキンググループ等では、日本国特許庁とブラジル産業財産庁は知的財産の重要性の高まりについて共通の認識を得るとともに、両庁の知的財産分野における更なる協力の可能性について協議を重ねてきた。更に、2009 年 9 月に行われた日本国特許庁長官とブラジル産業財産権庁長官との会談において、両庁は、実務者派遣や知財研修などの人材育成の分野で協力すること、知財制度に関する情報や統計データ等の情報を交換することなど両庁の協力を進めていくことに合意した¹⁴⁸。

メキシコ¹⁴⁹

メキシコは、面積、人口、経済規模などから見ても、中南米ではブラジルと並んで抜きん出た地位にあり、中米・カリブ地域に大きな影響力を有する中南米の最有力国の一つである。メキシコは、OECD 加盟国ではあるが、国内に大きな経済格差を抱えており、貧困削減が大きな開発課題となっている。

メキシコは、我が国との間で自由、民主主義といった基本的価値を共有し、自由貿易の発展、気候変動への取組など、多くの分野において協力を進めつつあり、我が国の外交上も極めて重要な国である。2005 年 4 月に日墨 EPA が発効したことにより、両国間の貿易額や日本の対メキシコ直接投資は増加の傾向にある。同時にメキシコは、依然として様々な開発課題を抱えており、我が国が ODA によって協力し得る分野も少なくなく、中小企業裾野産業育成、地球環境問題及び水の衛生と供給に関する協力、メキシコの援助国化（南南協力）に資する協力などが重点分野である。

ペルー¹⁵⁰

¹⁴⁸ 特許庁 HP <http://www.meti.go.jp/press/20090925008/20090925008.pdf> (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)

¹⁴⁹ 外務省 HP http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/08_databook/pdfs/06-32.pdf (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)

¹⁵⁰ 外務省 HP http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/08_databook/pdfs/06-29.pdf (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)

ペルーは鉱物資源や農水産物資源に富むことから、資源の乏しい我が国とは経済的補完関係にあり、日系人の存在等を通じ伝統的な友好関係にあり、我が国にとって同国の安定的な発展は重要な意義がある。ペルーは民主化と市場経済化を推し進めるとともに、麻薬やテロ問題にもつながる貧困対策にも意欲的に取り組んでおり、こうした取組を支援することは我が国 ODA 大綱の重点課題の一つである「貧困削減」や「地球的規模の問題への取組み」の観点からも意義が大きい。我が国の ODA においては、2006 年 11 月の経済協力政策協議に於いて、ペルー側より優先分野として、貧困削減、インフラ整備、環境対策が挙げられたことを踏まえ、円借款、人の派遣、草の根・人間の安全保障無償資金協力を中心として援助が実施されている。

チリ¹⁵¹

チリは銅などの天然資源が豊富であり資源の輸入大国である我が国にとって重要な貿易相手国である。日本人の集団移住が行われたことはないが、ペルー、ボリビア等からの再移住により、現在約 2,600 名の日系人及び約 500 名の日本人永住者が在住している。2004 年には APEC 会合が開催され、小泉総理（当時）他が首都サンティアゴを訪問した。また、2007 年 3 月に日本とチリによる EPA の署名が行われ、同年 9 月に発効した。なお、その際にバチェレ大統領が訪日し、安倍総理（当時）との首脳会談が行われ、「環境・気候変動分野における協力の一層の強化に関する共同声明」が署名された。また、チリは 2009 年 9 月、地上デジタルテレビに日本方式を採用することを決定した。南米での日本方式採用は、ブラジル、ペルー、アルゼンチンに次いで 4 カ国目である。

チリでは、都市と地方の格差が依然として存在しているほか、貧富の差が大きな問題となっており、首都サンティアゴの大気汚染や鉱害などの公害問題、オゾン層破壊の同国南部地域への影響、パタゴニア地方などにおける氷河減退問題等を抱えている。チリに対する我が国 ODA は、このような課題が存在していることを踏まえ、技術協力を中心に、社会開発分野や環境問題および我が国との資源外交関係強化につながる分野への協力を重点的に行われている。

湾岸諸国¹⁵²

2003 年以降、湾岸協力会議（GCC）諸国では原油高騰を背景に高い経済成長を維持してきたものの、2008 年 9 月以後の世界的な金融危機と、それと前後して発生した原油価格の下落は、GCC 各国の経済に大きな影響を与えている。各国は、産業の多角化に向けた投資を行ってきているが、石油・天然ガスの輸出収入、外国人労働力に多くを依存するという経済構造は大きく変化しておらず、

¹⁵¹ 外務省 HP

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/08_databook/pdfs/06-17.pdf（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

¹⁵² 外務省 HP http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2009/html/h2/h2_26.html（最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日）

自国民労働力の能力向上と労働力の自国民化の推進が引き続き共通の課題となっている。一方で、オマーンで開催された GCC 首脳会議では、引き続き 2010 年 1 月までの単一通貨導入を目指す方針が再確認されたほか、関税同盟、共通市場の進展に向けての域内協力案件につき議論された。

治安問題に関し、GCC 諸国内では大規模テロ事件の発生は見られなかったものの、隣接するイエメンにおいて米国大使館への自爆テロ事件が発生するなど、引き続き湾岸諸国全体で潜在的なテロの脅威は継続していると見られる。また、ソマリア沖・アデン湾では日本船籍原油タンカーが小型不審船に襲撃され、イエメン沿岸警備隊にエスコートされてアデン湾に避難する事件が発生するなど、海賊事件が多発し、域内外諸国による海賊対策の取組みが行われている。

外交面では、カタルによるレバノン情勢に関するドーハ合意の実現及びスーダンのダルフール問題への関与等、域内外の問題に対する活発な外交努力が見られた。また、2008 年 12 月末に開始されたイスラエルによるガザ攻撃については、GCC 諸国の間でも立場の相違が見られたものの、12 月 29 日～30 日にオマーンで開催された GCC サミットではイスラエルのガザ攻撃を強く非難し、国際社会に対して迅速な行動を求めた。さらにアブドゥラー・サウジアラビア国王陛下のイニシアティブにより、2008 年 7 月にはマドリードにて世界対話会議が開催され、11 月には国連の場において文化・宗教間の対話に関するハイレベル会合が開かれた。

日本との関係については、奥田碩内閣特別顧問が総理大臣特使として、GCC6 か国を訪問し、各国首脳と良好な二国間関係を確認するとともに、エネルギー分野に限られない重層的関係を構築していくことの重要性を GCC 諸国に確認した。各国からは日本が教育、職業訓練、産業の多角化などで果たす役割に高い期待が示された。また、クウェートのナーセル首相が 2008 年 7 月公式訪日した。経済面では、貿易・投資分野での関係強化を背景に、日本と GCC 間の自由貿易協定 (FTA) 交渉が 2006 年 9 月以降継続しており、二国間協定ではサウジアラビアとの投資協定交渉に 2008 年 5 月実質合意し、同国との航空協定に 8 月署名した。

また、カタルとの間では、2006 年に創設された合同経済委員会の第 3 回会合 (閣僚級) が 2008 年 11 月に開催され、エネルギー分野等における双方向の投資活動を活発化させ、関係強化を図っていくことが確認された。

(2) 知的財産の保護支援策¹⁵³

我が国外務省の在外公館 (大使館、総領事館等) は、海外における日本企業への知的財産保護支援のため、海外での模倣品・海賊版の被害相談および知的財産保護セミナー等への支援を行っている。世界の約 200 カ所にあるほぼすべての在外公館 (大使館、総領事館等) には、海外での模倣品・海賊版の被害相

¹⁵³ 外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/chiteki/index.html> (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日)

談窓口として、「知的財産担当官」が任命されていて、日本企業からの知的財産侵害等に関する相談を受け付けている。相談を受けた在外公館では、相手国政府等に働き掛けをする必要があるかどうか、働き掛けを行う場合、どの機関にどのような形で行うのが最も効果的か、等を検討する。在外公館からの働き掛けが時期尚早である場合は対応が可能な組織の紹介を行うこともある。

知的財産担当官は、日本企業からの個別案件に関する相談に対処する他、現地の日本商工会議所、日本貿易振興機構（JETRO）の現地事務所、日本企業の知的財産権研究グループ等と連絡を取り、セミナーへ大使館職員が出席する等、必要な協力、サポートを行っており、また、普段から現地政府の関係当局との関係構築にも努めている。具体例として、在ブラジル日本大使館はブラジル海賊品・知的財産問題対策全国評議会と知的財産権問題についての日伯連絡会議を開催している。

（３）研修生の受入れ

① 特許庁¹⁵⁴

日本国特許庁は、WTO/TRIPS 協定履行が義務づけられていた途上国を支援するために、世界知的所有権機関(WIPO) (社)発明協会(JIII; Japan Institute of Invention and Innovation) 内に設立されたアジア太平洋工業所有権センター(APIC; Asia-Pacific Industrial Property Center) (独)国際協力機構(JICA; Japan International Cooperation Agency) 及び海外技術者研修協会(AOTS; The Association for Overseas Technical Scholarship) との協力のもと、研修生の受入れを行ってきた。研修生の受入人数は 1996 年 4 月から 2008 年 3 月までに、主としてアジア太平洋地域の 52 カ国 1 地域から官民あわせて 2,830 名となっている。

2005 年度から 2007 年度の 3 年間に本報告書の調査対象国から受入れた研修生の人数は次の通りである。

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	3 年間計
ペルー	3	1	0	4
チリ	0	0	2	2
メキシコ	1	3	1	5

② JICA（独立行政法人 国際協力機構）の技術協力プロジェクト¹⁵⁵

JICA の技術協力プロジェクトは、開発途上国が抱える課題に対して、「専門家の派遣」、「研修員の受入れ」、「機材の供与」等を組み合わせたプロジェクトとして一定の期間に実施される事業である。「専門家派遣」は開発途上国の協力の現場に日本人専門家を派遣して、その国の行政官や技術者と共に、その国の

¹⁵⁴ 特許庁 HP

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/ipcoop_asia-pacific/01.pdf (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)

¹⁵⁵ http://www.jica.go.jp/activities/schemes/tech_pro/summary.html (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)

実情に即した技術の仕組みや開発、普及を行い、「研修員受入」は開発途上国から当該分野開発の中核を担う人材を研修員として日本に招き、それぞれの国で必要とされている知識や技術に関する研修を行い、「機材供与」は専門家が技術を普及するにあたって必要な機材を相手国に供与するものである。

「研修員受入」で JICA は開発途上国の国づくりの中核となる人材を育成する目的で、毎年 8000 名の技術者や行政官などを各国政府からの要請に基づき研修員として受け入れている。日本での研修は、JICA が国内各地域に有する 11 の国際センター、3 つの国内支部を核とし、各地域の産業や地域特性を活かした研修事業を行っているが、JICA 大阪国際センターでは次のような知的財産に関する研修員受入事業が行われている（予定を含む）¹⁵⁶。

研修コース / セミナー名	受入期間 (来日)	受入期間 (帰国日)	受入 人数
国際知的財産権	2009/05/06	2009/07/11	12
中国 知的財産権保護(司法と法制)	2009/10/11	2009/11/07	15
中国 知的財産権保護(行政と法制)	2009/11/04	2009/11/28	14
アフリカ地域の技術移転・産業振興のための知的財産の保護の活用	2009/11/17	2009/12/17	8
H21 年度(特別案件) メキシコ日墨交流計画 / 知的財産権	2010/03/08	2011/02/28	3

更に JICA 大阪国際センターでは国別の研修コースの実施状況についてもホームページに掲載しており、本報告書の調査対象国に対する 2009 年度の実施内容についてピックアップした。

研修コース / セミナー名	受入期間 (来日)	受入期間 (帰国日)	受入 人数
ペルー自治体における地域開発事例紹介【西語】	2010/01/11	2010/01/29	19
H20 年度(特別案件) メキシコ日墨交流計画 / コンピュータ	2009/03/09	2009/11/07	4
H20 年度(特別案件) メキシコ日墨交流計画 / 工業デザイン	2009/03/09	2009/11/07	3
H21 年度(特別案件) メキシコ日墨交流計画 / 情報科学・エンジニアリング	2010/03/08	2010/11/06	6
H21 年度(特別案件) メキシコ日墨交流計画 / 日本のデザインと文化	2010/03/08	2010/11/06	3
H21 年度(特別案件) メキシコ日墨交流計画 / 環境汚染総合対策	2010/03/08	2010/11/06	2
H21 年度(特別案件) メキシコ日墨交流計画 / 知的財産権	2010/03/08	2011/02/28	3

¹⁵⁶ <http://www.jica.go.jp/osaka/enterprise/kenshu/gijutsu/index.html> (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日)

4.4 産業財産権取得状況

(1) 調査対象国等に対する特許出願状況

調査対象国等に対する我が国企業及び諸外国企業の特許出願状況を調査した。

日本

調査対象国等に対して我が国企業の特許出願状況を調査するため、日本国特許庁が発行した優先権証明書の発行件数と、esp@cenet による国別出願件数の調査を行った。

a) 優先権証明書の発行件数

表 2 各国への優先権証明書発行件数¹⁵⁷

国名及び地域名	2004	2005	2006	2007	2008	PCT
ロシア	90	124	219	198	270	○
ブラジル	278	276	297	290	374	○
メキシコ	147	119	101	71	48	○
ペルー	43	48	96	96	81	○
チリ	53	97	155	137	151	○
GCC 特許庁	26	26	58	98	150	
バーレーン	0	0	0	0	0	○
クウェート	0	5	1	8	9	
オマーン	0	0	5	1	1	○
カタール	6	4	0	3	2	
アラブ首長国連邦	13	9	11	13	9	○
サウジアラビア	53	45	87	86	128	

注) PCT 欄の○印は PCT 出願で指定できる国を意味している。

b) 国別出願状況 (esp@cenet より)

表 3 日本を優先出願国とした場合の国別出願状況

国名	件数
ロシア	4,319
ブラジル	14,436
メキシコ	6,004
ペルー	15
チリ	150

注) 湾岸諸国は、esp@cenet に公表されていないし、各国の知的財産庁のHPにも公開されていない。

¹⁵⁷ 特許行政年次報告書 2009 年版

(http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2009_index.htm (最終アクセス日: 2010 年 3 月 16 日))

諸外国の出願状況¹⁵⁸

第一出願人の国籍別各国特許庁への出願数（2000年～2008年）¹⁵⁹

米国

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
ロシア	1,298	1,146	1,251	1,321	1,745	2,417	2,448	3,142	3,606	5,069
ブラジル	5,903	5,541	5,088	5,721	6,343	6,667	8,372			6,236
メキシコ	7,250	7,336	6,676	6,436	6,913	7,693	8,159	8,689	8,210	4,497
ペルー	553				325	396	476	476	463	298
チリ	1,354	1,097	893	831	1,041	1,057	1,064			371

ドイツ

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合計
ロシア	871	949	945	868	1,101	1,248	1,482	1,766	2,215	11,445
ブラジル	2,279	2,124	1,712	1,886	1,958	1,950	2,542			14,451
メキシコ	1,252	1,438	1,289	1,192	1,170	1,233	1,325	1,341	1,405	11,645
ペルー	104				150	184	189	184	218	1,029
チリ	336	303	274	257	308	385	402			2,265

イギリス

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合計
ロシア	231	176	188	207	254	271	302	327	376	2,332
ブラジル	447	460	400	416	499	496	679			3,397
メキシコ	453	417	394	339	355	410	421	408	449	3,646
ペルー	38				19	43	58	51	70	279
チリ	92	69	64	63	51	73	94			506

フランス

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合計
ロシア	374	349	375	360	436	518	556	764	1,057	4,789
ブラジル	1,071	994	866	974	1,031	1,081	1,187			7,204
メキシコ	698	727	776	731	784	871	732	670	694	6,683
ペルー	25				9	36	47	61	60	238
チリ	104	65	69	49	61	102	103			553

¹⁵⁸ <http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/>（最終アクセス日：2010年3月17日） Patent applications by patent office and country of origin (1995-2008)

Source: WIPO Statistics Database, December 2009 Note: Counts are based on the patent filing date. Country of origin is the residence of the first-named applicant (or assignee).

¹⁵⁹ 湾岸諸国は唯一サウジアラビアが統計に掲載されているが、2002年までのため除外。

中国

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合計
ロシア	22	16	35	59	70	111	138	157	221	829
ブラジル	26	35	39	55	63	88	107			413
メキシコ	24	14	26	24	37	35	43	44	47	294
ペルー					3			3		6
チリ		1	3		4	2	5			15

韓国

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合計
ロシア	183	158	226	206	311	530	618	595	569	3,396
ブラジル	181	200	192	216	341	451	622			2,203
メキシコ	99	89	130	81	168	206	288	303	407	1,771
ペルー	6				2	2	4	1		24
チリ	26	2	12	17	25	9	9			100

インド

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合計
ロシア	9	27	25	36	34	49	46	38	54	318
ブラジル	49	54	88	111	64	69	107			542
メキシコ	8	16	23	39	46	43	47	70	81	373
ペルー	2				2	4	5	8	9	30
チリ	3	2	2	3	13	10	9			42

日本

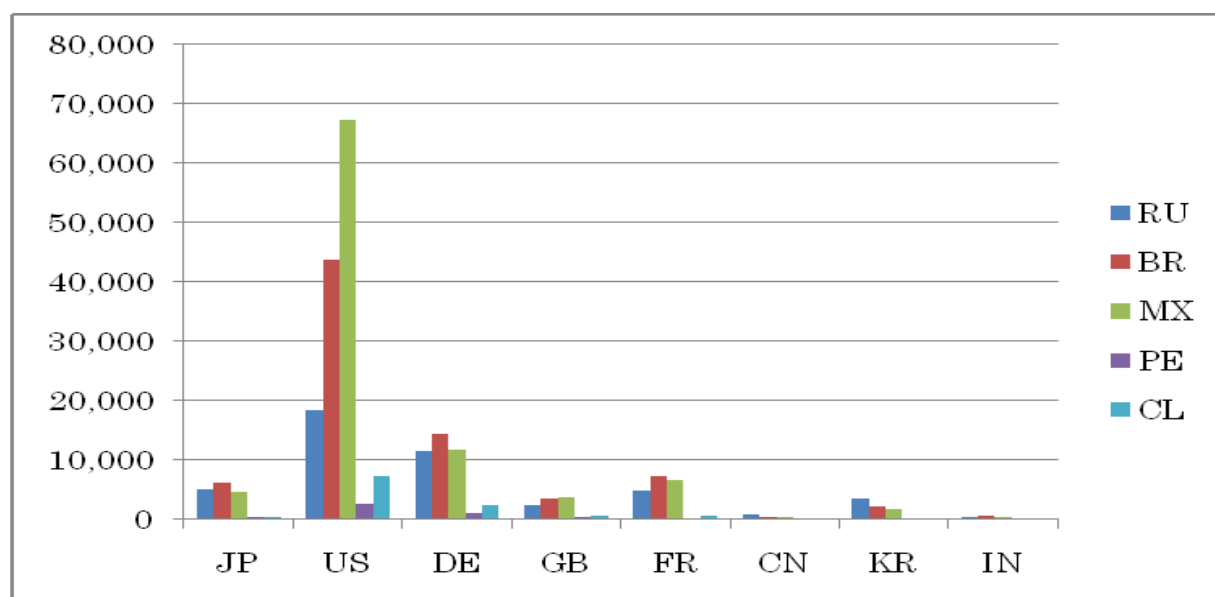
国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合計
ロシア	320	357	321	321	327	509	748	904	1,262	5,069
ブラジル	818	933	772	792	807	875	1,239			6,236
メキシコ	466	522	399	475	480	476	551	498	630	4,497
ペルー	27				21	37	70	67	76	298
チリ	42	37	41	44	64	43	100			371

国別出願状況

表 Patent Application by Origin and Office
(2000-2008, WIPO, 2010/3/12 時点)

	JP	US	DE	GB	FR	CN	KR	IN
RU	5,069	18,374	11,445	2,332	4,789	829	3,396	318

BR	6,236	43,635	14,451	3,397	7,204	413	2,203	542
MX	4,497	67,362	11,645	3,646	6,683	294	1,771	373
PE	298	2,689	1,029	279	238	6	24	30
CL	371	7,337	2,265	506	553	15	100	42



(2) 調査対象国に対する商標登録状況

調査対象国に対する我が国および主要諸外国の商標登録状況を調査した。

日本

調査対象国に対する我が国の出願人を国籍とする登録状況を 2009 年の WIPO の統計データを調査した。その場合、湾岸諸国のバーレーン、オマーン以外は、統計データにない。なお、空欄は、WIPO への届けがないと推定される。

a) 指定国別登録状況 (WIPO 統計データベースより) ¹⁶⁰

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
ロシア	203	176	242	312	394	484	561	660	838	3,870
ブラジル		188	231			267	446		805	1,937
メキシコ	432	627	632	732	613	659	760	772	753	5,980
ペルー	192	172	115	129	178	154	292	131	186	1,549
チリ	344	354	344	319	341	298	350	268		2,618
バーレーン		117	129	162		128	82	72	182	872
オマーン								1	49	50

¹⁶⁰ Trademark applications by Origin and Office; Source: WIPO Statistics Database, June 2009 <http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/marks/> (最終アクセス日 : 2010 年 3 月 16 日)
Note: Counts are based on the trademark application date and are a sum of applications filed both directly at an Office as well as at Offices designated via the Madrid System.(<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/marks/>)

b) 指定国別登録状況(マドリッド・プロトコル利用 ,Madrid Express Database より)

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
ロシア	55	103	64	121	194	270	214	248	309	261	1,839
バーレーン	2	3	3	7	8	4	50	47	76	26	226
オマーン	2	1		3	4	1	4	14	35	21	85

・バーレーン・オマーンを指定国とした我が国の主な企業の登録件数

(Madrid Express より。2009/12/28 時点、2000-2009 年)

No.	企業名	登録数
1	TOYO BOSEKI KABUSHIKI KAISHA	19
2	KYODO YUSHI CO., LTD.	16
3	DAIICHI SANKYO COMPANY, LIMITED	12
4	KABUSHIKI KAISHA MITSUKAN GROUP HONSHA	10
5	Ace Co., Ltd.	9
6	Ito En, Ltd.	8
7	Astellas Pharma Inc.	8
8	PIGEON CORPORATION	6
9	SOURCENEXT CORPORATION	6

・ロシアを指定国とした我が国の主な企業の登録件数

(Madrid Express より。2009/12/28 時点、2000-2009 年)

No.	企業名	登録数
1	SHIMANO INC	66
2	RIGHT-ON CO., LTD.	36
3	DAIICHI SANKYO COMPANY, LIMITED	31
4	NIPPON MENARD COSMETIC CO., LTD.	22
5	Eisai R&D Management Co. Ltd.	19
6	Kabushiki Kaisha Fast Retailing	18
7	Panasonic Corporation	17
8	YAMAHA CORPORATION	16
9	OPPEN COSMETICS CO., LTD.	16
10	KYODO YUSHI CO., LTD.	16
11	SUZUKI MOTOR CORPORATION	15
12	Astellas Pharma Inc.	15
13	MAZDA MOTOR CORPORATION	14
14	TOYO BOSEKI KABUSHIKI KAISHA	13
15	Suntory Holdings Limited	12
16	BRIDGESTONE CORPORATION	11
17	CANON KABUSHIKI KAISHA	11
18	Idemitsu Kosan Co., Ltd.	11
19	KABUSHIKI KAISHA MITSUKAN GROUP HONSHA	11
20	Maruman & Co., Ltd.	11
21	NOWHERE CO., LTD.	11
22	OTSUKA PHARMACEUTICAL CO., LTD.	11

諸外国

a) 主要国の登録状況¹⁶¹

¹⁶¹ Trademark registrations by Origin and Office (2000-2008); WIPO
<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/marks/> (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)

米国

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
ロシア	1,356	657	1,808	1,744	1,547	1,690	2,071	2,352	2,883	16,117
ブラジル		1,950	1,832			1,772	2,712		4,953	13,228
メキシコ	9,489	8,837	7,920	7,609	7,900	9,089	9,772	9,743	9,379	79,738
ペルー	2,154	2,113	1,627	1,460	1,294	1,493	2,097	1,799	2,078	16,115
チリ	4,178	3,573	4,480	3,244	3,289	3,244	4,063	3,007		29,618
バーレーン		636	1,053	693		459	193	223	860	4,099
オマーン								13	167	180

ドイツ

国名	2000	2001	2002	2,003	2,004	2,005	2,006	2,007	2008	計
ロシア	2,119	2,025	2,033	2,311	2,351	2,593	2,571	2,530	2,742	21,275
ブラジル		442	493			618	950		2,076	4,579
メキシコ	1,679	1,630	1,669	1,407	1,470	1,365	1,456	1,547	1,939	14,162
ペルー	364	522	452	372	322	305	326	298	486	3,447
チリ	1,037	1,057	1,246	855	733	690	797	705		7,120
バーレーン		196	477	221		250	245	369	542	2,300
オマーン								23	291	314

イギリス

国名	2000	2001	2002	2,003	2,004	2,005	2,006	2,007	2008	計
ロシア	477	353	497	564	517	544	630	665	824	5,071
ブラジル		254		208		232	335		745	1,774
メキシコ	851	728	712	494	570	763	840	722	1,002	6,682
ペルー	365	49	69	76	94	130	215	145	187	1,330
チリ	709	582	626	337	321	455	489	405		3,964
バーレーン		242	645	311		197	126	118	406	2,045
オマーン								8	115	123

フランス

国名	2000	2001	2002	2,003	2,004	2,005	2,006	2,007	2008	計
ロシア	1,155	1,098	1,143	1,246	1,126	1,121	1,370	1,423	1,406	11,088
ブラジル		479	393			594	612		1,576	5,172
メキシコ	1,072	1,095	930	901	874	1,068	1,142	1,015	994	9,091
ペルー	306	345	189	197	192	248	274	303	390	2,444
チリ	712	642	872	584	580	627	696	459		5,172
バーレーン		210	418	292		123	181	272	430	1,926
オマーン								13	165	178

中国

国名	2000	2001	2002	2,003	2,004	2,005	2,006	2,007	2008	計
ロシア	161	173	116	288	420	621	640	695	870	3,984

ブラジル		24	14			19	24		149	230
メキシコ		58	68	84		254	255	290	355	1,364
ペルー	19	48	36	37	34	105	119	128	166	692
チリ	22	36	50	40	43	57	91	108		447
バーレーン		4	6	6		8	65	122	194	405
オマーン									80	80

韓国

国名	2000	2001	2002	2,003	2,004	2,005	2,006	2,007	2008	計
ロシア	65	37	115	135	115	110	222	247	272	1,318
ブラジル		30	27			50	48		134	289
メキシコ		75	82	82		131	132	136	164	802
ペルー	13	24	25	43	19	41	32	21	31	249
チリ	26	21	30	72	36	55	68	55		363
バーレーン		35	28	13		7	6	7	33	129
オマーン									4	4

インド

国名	2000	2001	2002	2,003	2,004	2,005	2,006	2,007	2008	計
ロシア	48	20	49	103	78	75	120	81	140	714
ブラジル		3	5			4	21		19	52
メキシコ		7	27	59		31	34	57	40	255
ペルー	2	14	34	33	44	62	55	47	31	322
チリ	13	3	6	16	16	17	36	23		131
バーレーン		21	46	48		19	15		32	181
オマーン										0

b) 国別登録状況

表 Trademark registrations by Origin and Office

(2000-2008, WIPO, 2010/3/12 時点)

	JP	US	DE	GB	FR	CN	KR	IN
RU	2,411	9,404	12,356	2,920	6,286	2,664	829	457
BR	713	4,484	1,268	567	1,206	43	132	25
MX	3,536	44,113	7,245	3,389	5,000	883	481	181
PE	884	8,143	1,623	660	1,214	423	156	241
CL	1,576	16,847	3,780	2,007	2,946	339	286	108
BH	444	1,568	1,085	752	868	201	33	82
OM	1	13	23	8	13	0	0	0

表 Madrid Express よりの登録データ

(2000-2009 年, 2010/3/12 時点¹⁶²)

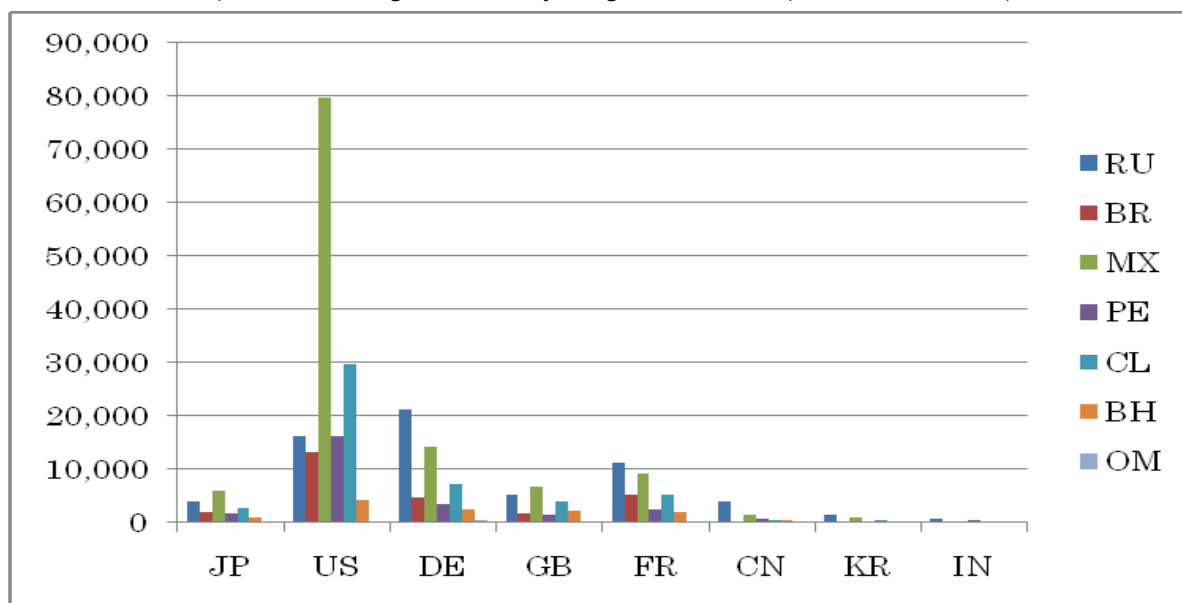
国コード	JP	US	DE	GB	FR	CN	KR	*
RU	1,839	4,121	35,300	3,146	25,176	4,661	289	
BH	226	684	1,203	495	960	447	29	

¹⁶² <http://www.wipo.int/madrid/en/statistics/index.html> (2000-2009 Yearly statistics/ 5. Designations Recorded より)

OM	85	340	607	237	402	213	37	
----	----	-----	-----	-----	-----	-----	----	--

*インドは Madrid プロトコルに加盟していない。

国別登録状況(Trademark registrations by Origin and Office (2000-2008, WIPO))



(3) 調査対象国に対する意匠出願状況

調査対象国に対する我が国の出願人を国籍とする出願状況を 2009 年の WIPO の統計データ¹⁶³を調査した。しかしながら湾岸諸国のデータは、統計データにない。なお、空欄は、WIPO への届けがないと推定される。なお、Hague Agreement の関連データは、調査対象国で加盟しているのはオマーンのみであり、主要国で加盟しているのは、フランス、ドイツのみのため、調査対象としない。

日本

国名	2000	2001	2002	2,003	2,004	2,005	2,006	2,007	2008	計
ロシア	5	16		44	112	135	162	192	333	999
ブラジル	53	92	89	104	168	190	124		112	932
メキシコ	66	83	49	83	156	190	150	103	159	1,039
ペルー	10			6	47	48	23	37	68	239
チリ	33	41	5	20	50	50	29			228

米国

国名	2000	2001	2002	2,003	2,004	2,005	2,006	2,007	2008	計
ロシア	65	77		112	120	219	269	281	319	1,462
ブラジル	429	382	381	434	389	695	920		373	4,003

¹⁶³ Industrial Design applications by Origin and Office, Source: WIPO Statistics Database, February 2010, <http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/designs/> (最終アクセス日：2010 年 3 月 16 日)

メキシコ	804	572	728	715	762	991	1,107	1,020	940	7,639
ペルー	41			30	43	50	87	43	113	407
チリ	97	86	103	68	82	70	101			607

ドイツ

国名	2000	2001	2002	2,003	2,004	2,005	2,006	2,007	2008	計
ロシア	37	33		139	161	195	220	238	237	1,260
ブラジル	58	26	53	62	85	117	100		58	559
メキシコ	53	25	34	37	89	78	69	144	87	616
ペルー	4						3	1	4	12
チリ	21	6	29	15	15	13	8			107

イギリス

国名	2000	2001	2002	2,003	2,004	2,005	2,006	2,007	2008	計
ロシア	10	20		18	26	24	25	46	65	234
ブラジル	20	26	60	52	55	54	43		47	357
メキシコ	17	34	40	67	35	42	32	65	60	392
ペルー	1			3	3	4	3		2	16
チリ	3	6	12	2	8	2	4			37

フランス

国名	2000	2001	2002	2,003	2,004	2,005	2,006	2,007	2008	計
ロシア	34	41		76	74	99	121	139	153	737
ブラジル	50	38	28	40	78	98	122		66	520
メキシコ	52	25	30	30	61	69	57	63	67	454
ペルー	5			1	2	3	8	2	5	26
チリ	16	5	4	14	19	19	14			91

中国

国名	2000	2001	2002	2,003	2,004	2,005	2,006	2,007	2008	計
ロシア		2		3	3	4	18	45	27	102
ブラジル		5	3	2	3	1	2		23	39
メキシコ	4	7		7	53	38	47	21	29	200
ペルー							1		1	2
チリ							1			1

韓国

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
ロシア	10	10		44	63	91	120	120	138	596
ブラジル	11	21	23	12	25	40	56		64	252
メキシコ	7	10		12	18	25	39	57	41	209
ペルー	1					1	4	2	2	10
チリ	54	5	3	2		5	14			83

インド

国名	2000	2001	2002	2,003	2,004	2,005	2,006	2,007	2008	計
ロシア		2		4	3	1	5	18	1	34
ブラジル				6	4	2	8			20

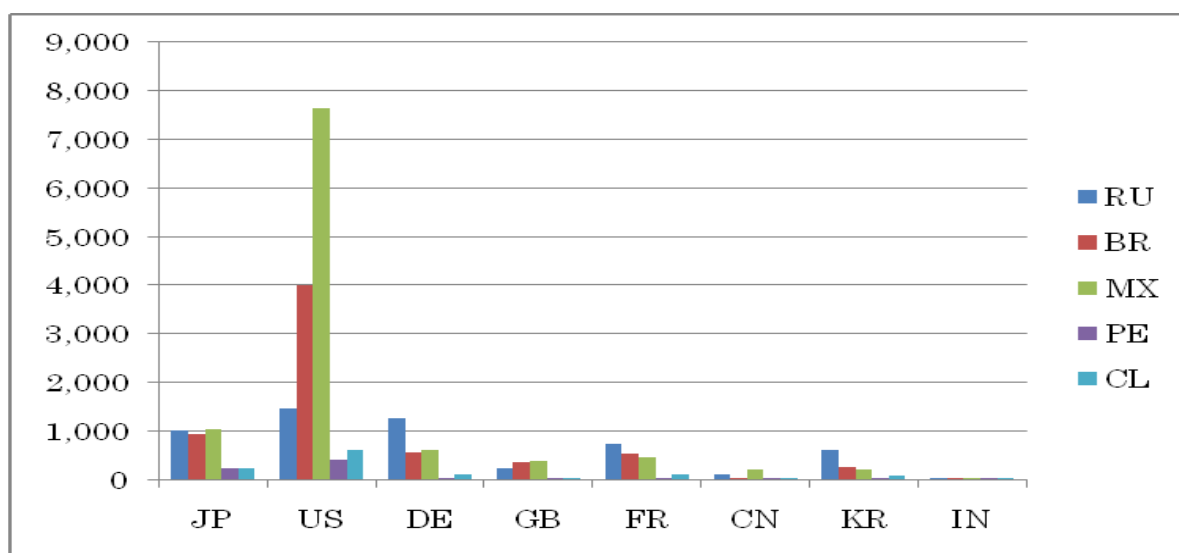
メキシコ				3	4		7	20	1	35
ペルー					4	1	3	1		9
チリ				3	3	2	5			13

国別出願状況

表 Industrial Design Applications by Origin and Office

(2000-2008, WIPO, 2010/3/12 時点)

	JP	US	DE	GB	FR	CN	KR	IN
RU	999	1,462	1,260	234	737	102	596	34
BR	932	4,003	559	357	520	39	252	20
MX	1,039	7,639	616	392	454	200	209	35
PE	239	407	12	16	26	2	10	9
CL	228	607	107	37	91	1	83	13



5．企業に対するアンケート

5. 企業に対するアンケート

(1) アンケート実施方法

1) 国内企業

調査対象国における我が国の主要企業の産業財産権制度の利用状況を調べるため、我が国企業に対するアンケートを実施した。

a) 国内企業アンケート

我が国の主要企業を対象に、アンケート調査を実施した。

- (i) アンケート内容：産業財産権（特許、意匠、商標）出願の有無、指定国、出願ルート、出願の目的、事例、情報収集方法、問題点、今後の出願動向、等。
- (ii) アンケート対象企業：2005年国内出願件数の多い企業（上位400社）に、主要な製薬会社を加え、かつPCT出願をしている、かつAIPPI会員で協力が得やすい54社とした。
- (iii) アンケートの送付先：AIPPIの会員名簿に掲載されている担当部署に送付した
- (iv) アンケート期間：12月11日～1月31日
- (v) アンケート結果：回答数31社、未回答23社：回答率57%・

アンケート送付先業種別数

業種(Yahoo 四季報)	社数	業種(Yahoo 四季報)	社数	業種	社数
輸送用機器	2	精密機器	2	ガラス・土石製品	2
非鉄金属	4	食料品	1	化学	10
電気機器	16	情報通信	2	医薬	7
鉄鋼	1	ゴム製品	2	その他	1
繊維製品	1	機械	2	(計)	54

b) 海外企業アンケート

産業財産権の出願状況の調査で得られた海外企業を対象にアンケート調査を実施した。

アンケート対象企業：候補先の選定方法

- (1) 企業の抽出：WIPOが公開した情報（PCT及びマドリッド）esp@cenetを使用して特許及び商標を多数出願している欧米の企業を抽出した。
- (2) 企業業態の分類：上記で抽出した企業に対して、主な産業分野で分類を行い、AIPPI会員が在籍し、送付先のわかる企業とする。

以上の方法により、候補先企業を34社とした。

分野：医薬品（13社）化学品（8社）食料品（1社）自動車（2社）電気機器（5社）石油製品（2社）通信（1社）鉄鋼（1社）コンピュータ（1社）

AIPPI会員名簿に従って送付（E-mailを優先。ない場合は郵送）

- (i) アンケートの内容：我が国企業に対するアンケートを、英文で送付した。
- (ii) アンケート期間：1月29日～3月3日
- (iii) アンケートの結果：

返信数11社、内有効回答数0社、辞退3社、担当者転送未回答2社、無応答18社（督促企業数：32社）

辞退理由：社外秘事項のため回答不可

辞退の理由は社外秘のため回答に協力出来ないとの事であったが、その他の海外企業についても同一の理由により、アンケートへの回答を返送されなかったものと思われる。このため、統計的な解析を実施するためのデータは得られなかった。

(2) 調査対象国の産業財産権取得に関する国内企業アンケート結果

ロシア・ブラジル・メキシコ・ペルー、チリ、GCC 湾岸諸国へ産業財産権の出願・登録をしている我が国企業の現状を把握するためのアンケート調査結果である。

調査項目：

- 設問 1．調査対象国への産業財産権出願の実態
- 設問 2．出願国数と出願国
- 設問 3．出願ルート
- 設問 4．出願の理由
- 設問 5．ロシア、中南米、湾岸諸国の進出事例
- 設問 6．情報収集方法
- 設問 7．問題点
- 設問 8．今後の出願状況
- 設問 9．知的財産権取得・活用の実態

アンケートの集計結果

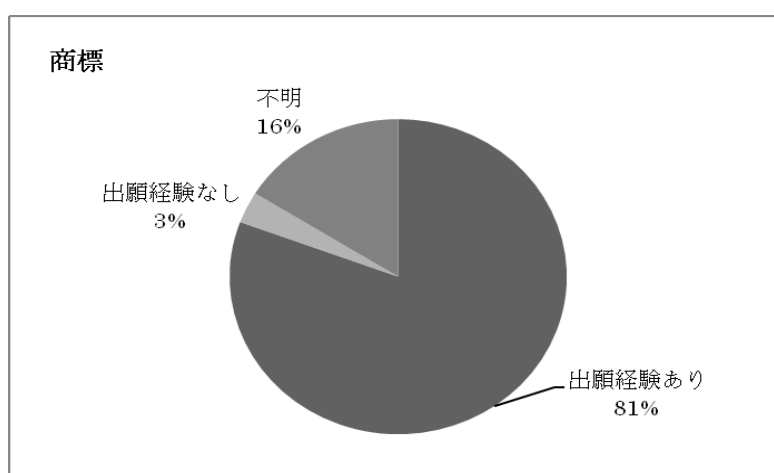
設問 1．調査対象国への産業財産権出願の実態

(1) 特許

回答が得られた 31 社の内、29 社（94％）の企業に出願経験があった。

(2) 商標

回答が得られた 31 社の内、ほとんど（81％）の企業に出願経験があった。

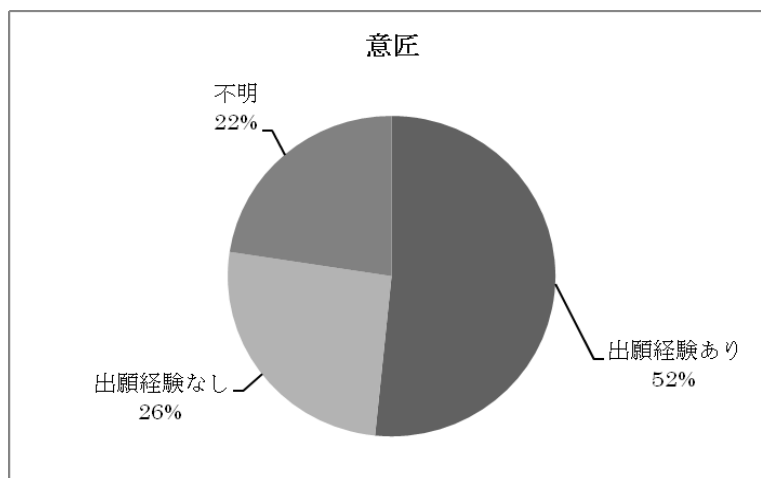


(3)

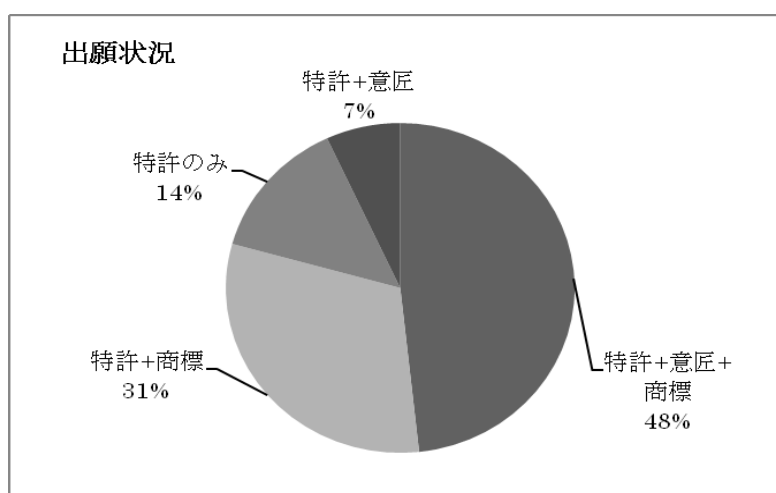
意匠（30 社 / 15 社）

回答が得られた 30 社の内、52％の企業に出願経験があった。出願の経験がない、ある

いは不明と回答した企業の中には、化学、医薬品等の業種に属する企業があり、これらは、そもそも、他の地域にも意匠出願をしていないのではないかと推察される。



全体として、特許・意匠・商標の全てで出願経験を持つ企業が 48%、特許と商標のみ出願経験を持つ企業が 31%、特許と意匠のみ出願件数を持つ企業が 7%。特許のみ出願経験を持つ企業が 14%という結果であり、特許と商標、両方の出願経験を持つ企業の割合が、79%と多かった。

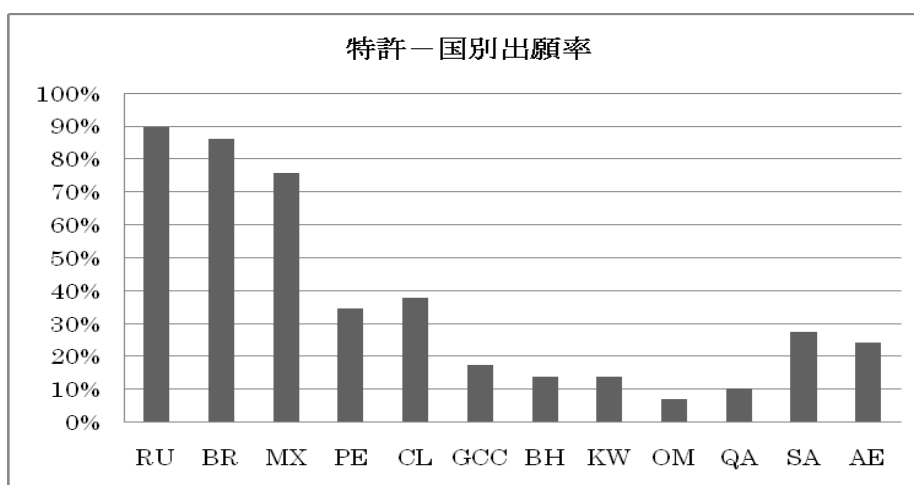
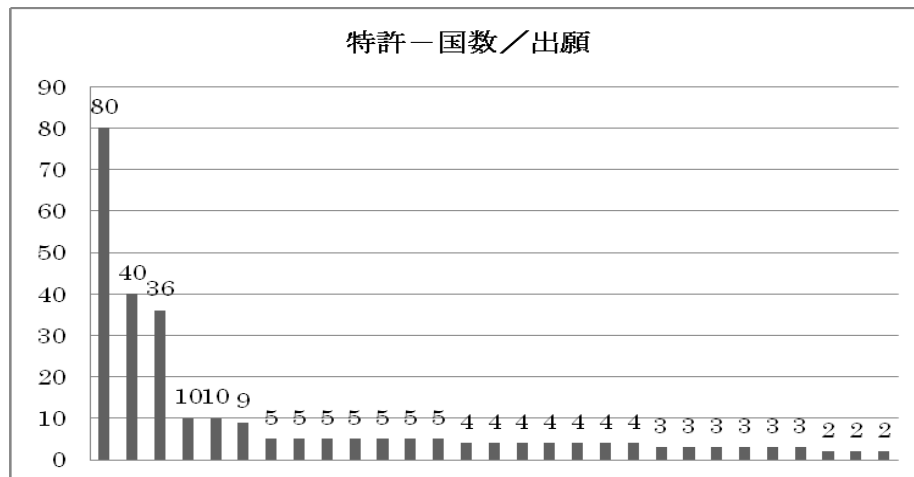


設問 2 . 出願国数と出願国

(1) 特許

1 出願あたりの世界全体での出願国数は、4 ヶ国以下とした企業が 55%、5 ヶ国以下とした企業が 79%であり、10 ヶ国以下とすると 90%。最大 80 ヶ国（医薬品）と回答した企業があった。

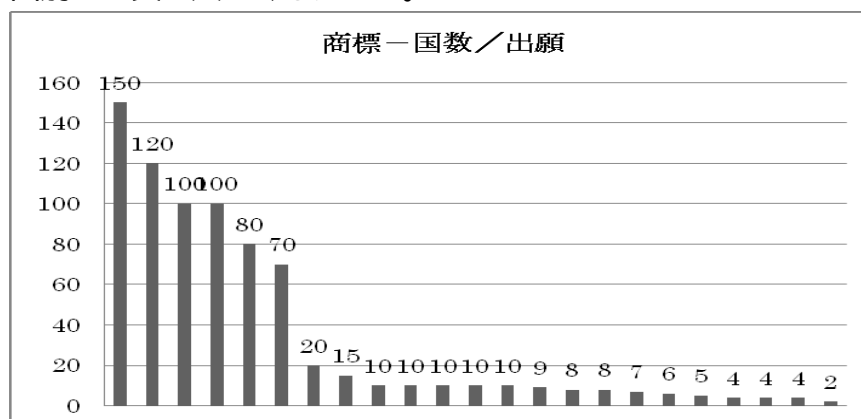
地域・国別については、BRICS の一翼を担うロシア、ブラジルが多く、中南米の中では、ブラジルと肩を並べてメキシコが多い。湾岸諸国については、中南米に比較すると少ないが、サウジアラビア、アラブ首長国連邦が多い。

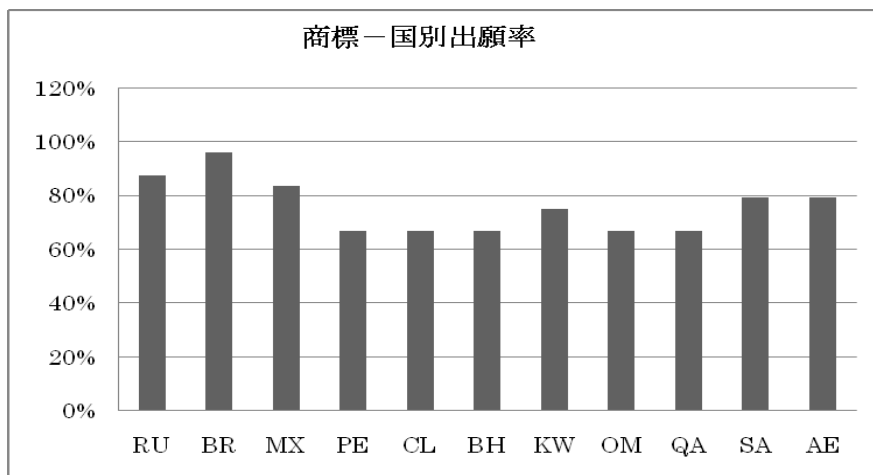


(2) 商標

1 出願あたりの世界全体での出願国数は、5 ケ国以下とした企業が 22%、20 ケ国以下とした企業が 74%ある。70 ケ国より多い(実際には 70 ケ国より 150 ケ国)とした企業が 26%あった。70 ケ国以上に出願している企業は、輸送用機器(2 社)、医薬品(3 社)、ガラス・土石(1 社)であった。

出願先については、回答が得られた 24 社の内、ブラジルが 96%と多く、概ね 60～80%で、国別の差異は大きくなかった。

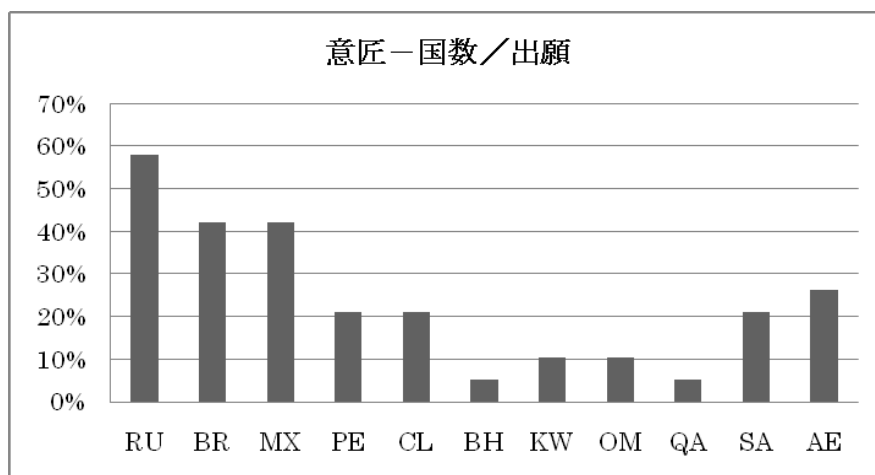
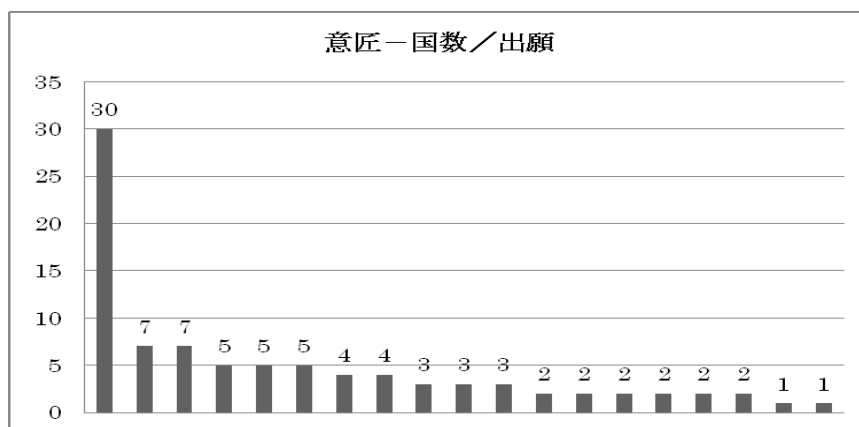




(3) 意匠

1 出願あたりの世界全体での出願国数は、3 ヶ国以下とした企業が約 58%あった。7 ヶ国以下で 95%を占める。最大 30 ヶ国（輸送用機器）と回答した企業があった。

出願先については、回答が得られた 15 社の内、ロシア（57%）、ブラジル、メキシコが 40%強で、湾岸諸国では、アラブ首長国連邦 26%、サウジアラビア 21%である。

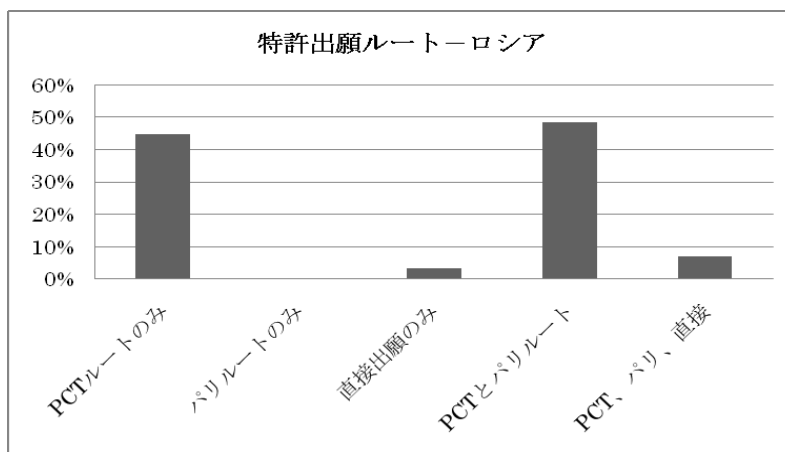


設問 3 . 出願ルート

(1) 特許出願ルート

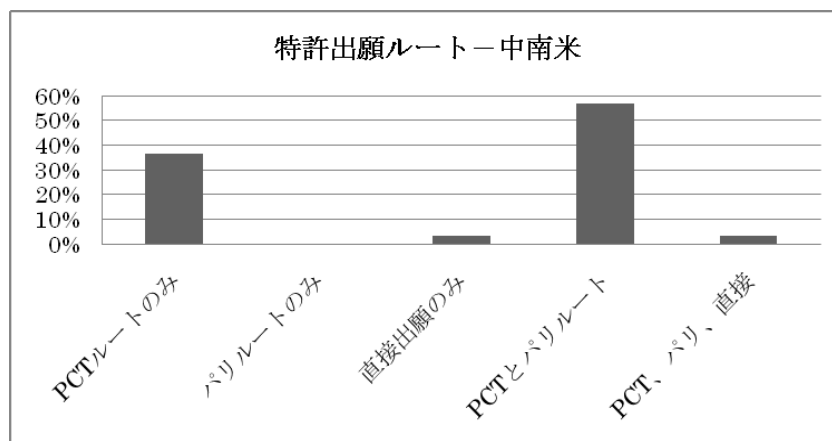
ロシア

回答が得られた 30 社の内、PCT ルートのみ、PCT ルートとパリ条約ルートの使い分けによるものが、各 45%、48%と、この二つで 9 割以上を占めた。



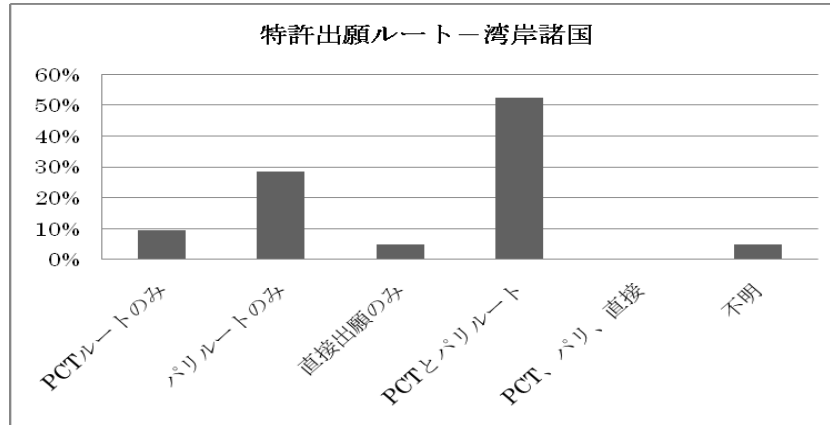
中南米

回答が得られた 29 社の内、PCT ルートのみが 37%、PCT ルート・パリルートの使い分けによるものが 57%である。ペルー、チリが PCT に加盟したばかりのため、ロシアと比べて、PCT のみを選択した企業の割合が低くなったと推察される。



湾岸諸国

回答が得られた 21 社の内、PCT ルートのみが 10%、PCT ・パリルートの併用が 52%、であり、これに加えて、パリルートのみと回答した企業も 29%あった。PCT に加盟している国が、湾岸諸国 6 ヶ国中、バーレーン、オマーン、アラブ首長国連邦の 3 ヶ国しかないこと、および GCC 特許庁については、PCT ルートを選択することができないことがあり、ロシアや中南米と異なる結果になったと推察される。



(2) 特許出願ルートの使い分け理由

ロシア

回答が得られた 17 社の内、4 割弱 (37%) の企業が国数 (費用) によって使い分けしていると回答し、約 6 割 (61%) の企業が権利に応じて使い分けしていると回答した。

中南米

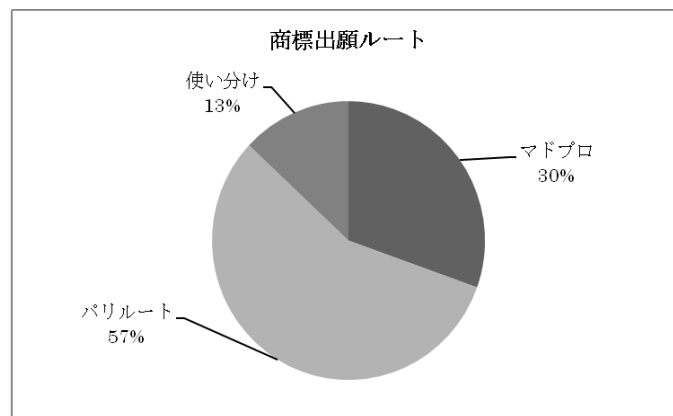
回答が得られた 18 社の内、35%の企業が国数 (費用) によって使い分けしていると回答し、63%の企業が権利に応じて使い分けしていると回答した。ロシアとほぼ同一傾向。

湾岸諸国

回答が得られた 10 社の内 18%の企業が国数(費用)によって使い分けしていると回答し、58%の企業が権利に応じて使い分けしていると回答した。外部弁理士のアドバイスによる企業が 14%。不明が 1 社。

(3) 商標出願ルートとその理由

回答企業 23 社のうち、パリルートが 57%、マドリッド・ブルトコルが 30%、ルートを使い分ける企業が 13%となった。今回の調査対象国の中で、マドリッド・プロトコルに加盟している国は、ロシア・バーレーン、オマーンのみのであるため、必然的にパリルートが多くなったと推察される。

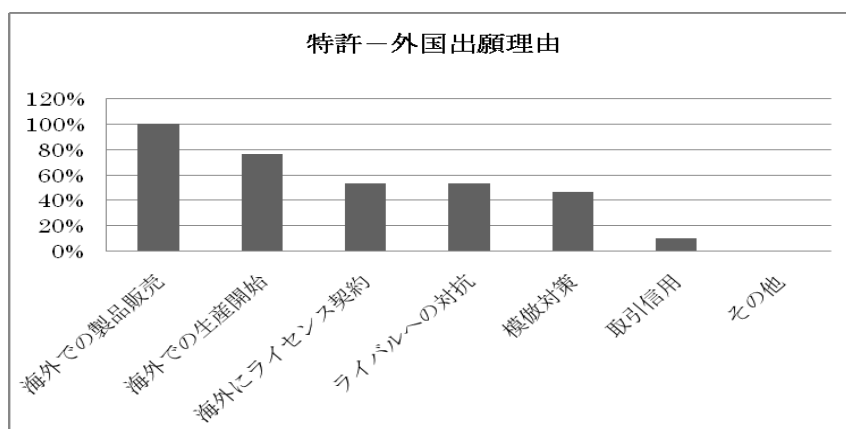


商標の出願ルートについて、直接出願とマドリッド・プロトコルを併用している場合、その使い分け理由は、権利に応じて使い分ける企業が7割と多く、国数によるとした企業が3割である。この傾向は、ロシア・地域によらず、ほぼ同様な傾向を示している。

設問 4 . 出願の理由

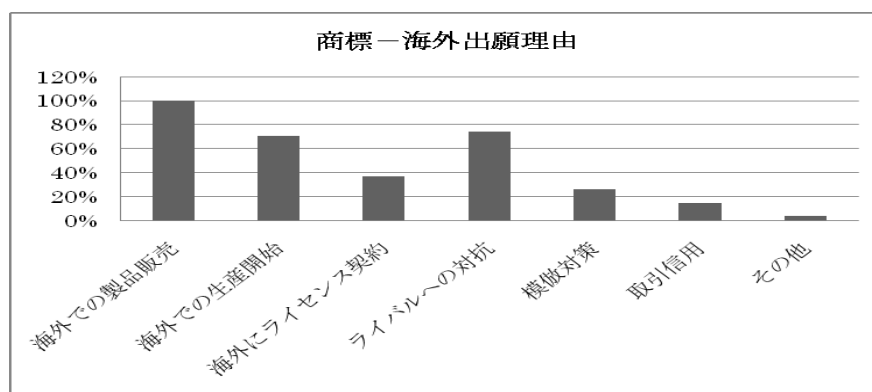
(1) 特許

出願の理由について、複数の選択肢を用意したところ、回答が得られた 30 社の内、製品販売を理由に挙げた企業が 100%と多く、以下、現地生産（77%）、ライバル会社対抗（53%）、ライセンス契約（53%）、模倣品対策（47%）、取引先の信用増大（10%）の順であった。



(2) 商標

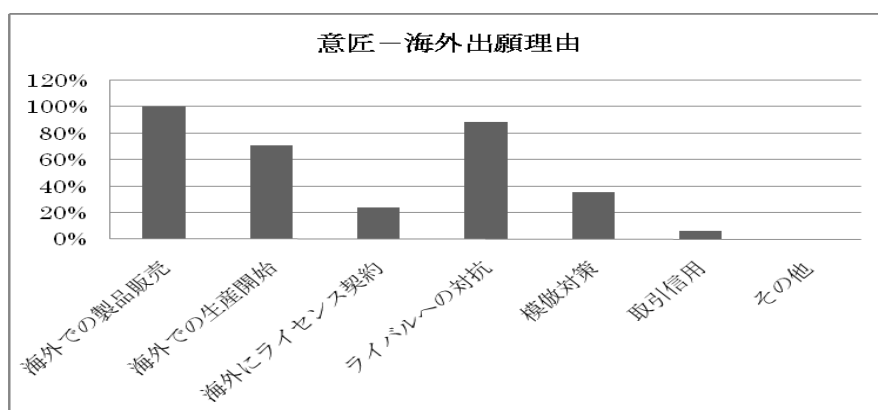
商標の場合も、特許と同じ選択肢を用意したところ、回答が得られた 27 社の内、製品販売（100%）、ライバル会社対抗（74%）、現地生産（70%）を選択した企業が圧倒的に多く、以下、ライセンス契約（37%）、模倣品対策（26%）が続いた。信用増大（15%）を選択した企業も複数社あった。ライバル会社対抗を選んだ企業が多いところが、特許・意匠の場合と異なっている。



(3) 意匠

特許の場合と同じ選択肢を用意したところ、回答が得られた 17 社の内、製品販売（100%）、ライバル会社対抗（88%）、現地生産（71%）、模倣対策（35%）を選択した企業が多く、以下、ライセンス契約（24%）、信用増大（6%）という理由であり、特許とほぼ同一の結果

となった。



特許・意匠・商標を通じて、製品販売が最大の理由であった。特許ではその他の選択肢を選んだ（生産、ライセンス契約、模倣品対策、ライバル会社対抗。ただし、信用増大を除く）企業が満遍なくあったが、意匠、商標の場合にはこれらの回答でも多寡があり、製品販売、ライバル会社対抗、生産が次いで多い。

設問 5．進出事例

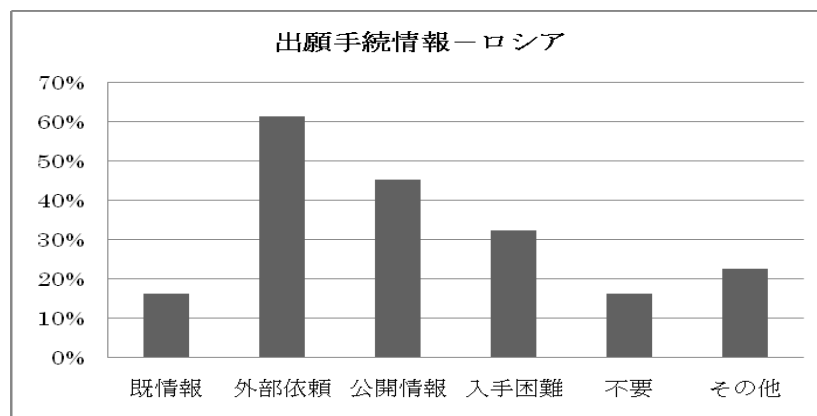
進出事例の回答は 15 社と約半分であり、企業戦略上の質問の理由からと思われるが、内容については明確には記載されていなかった。回答としては、ロシアへの進出が 14 社、中南米への進出が 13 社、湾岸諸国への進出が 10 社という結果であった。

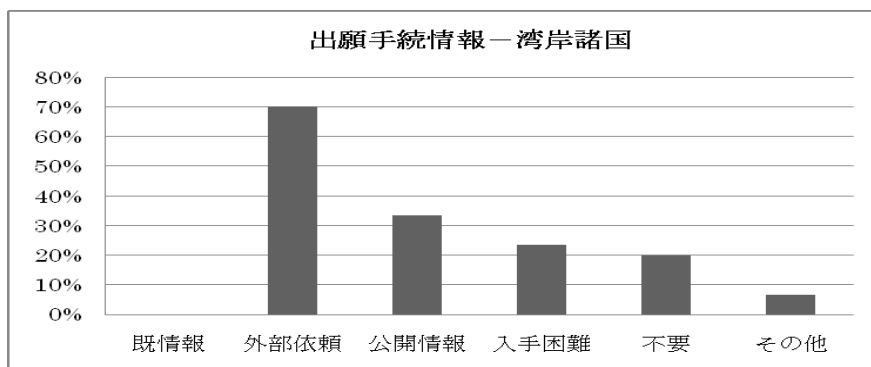
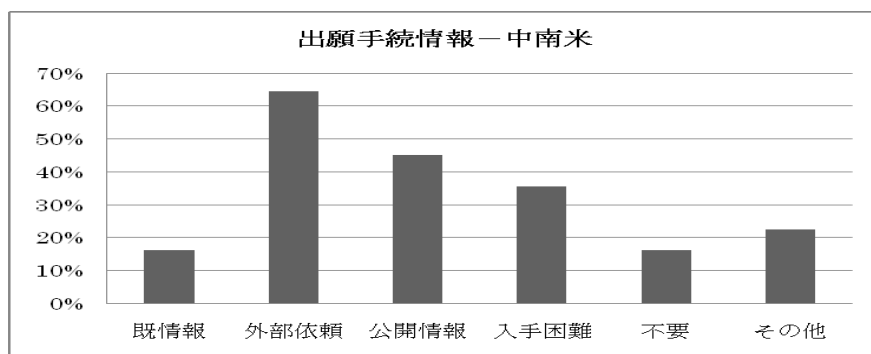
設問 6．情報収集

（１）「出願手続」情報

出願手続に関する情報については 6 割強の企業が外部専門家や国内外代理人、特許事務所から情報を入手していると回答した。さらに、ホームページやマニュアル等の公開情報も 5 割弱の企業が利用していると回答した。

ロシアと中南米は、ほぼ同様な状況であり、湾岸諸国のみ既に情報を入手済みはゼロであり、他の情報源も同様な傾向を示しているが、湾岸諸国は公開情報がアラビア語であること、またホームページ情報等も十分でないことから、公開情報からの入手が、10%以上低いと推察される。外部依頼によるものも、他と比較し、6 割強ではなく、7 割に達している。

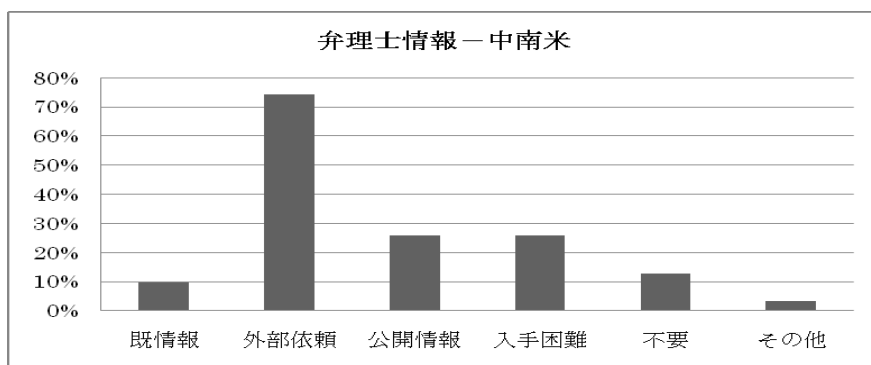
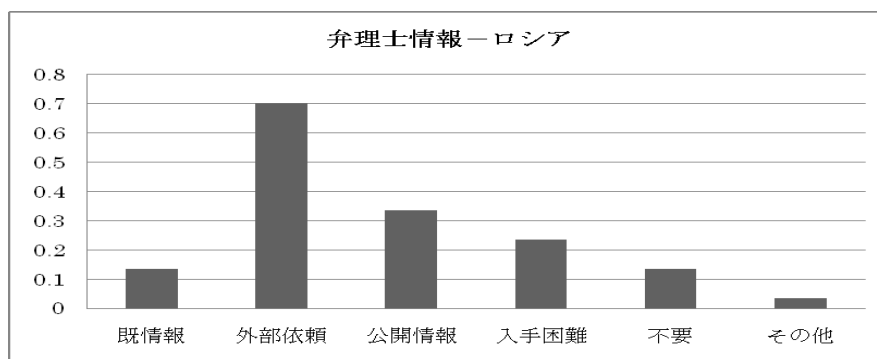


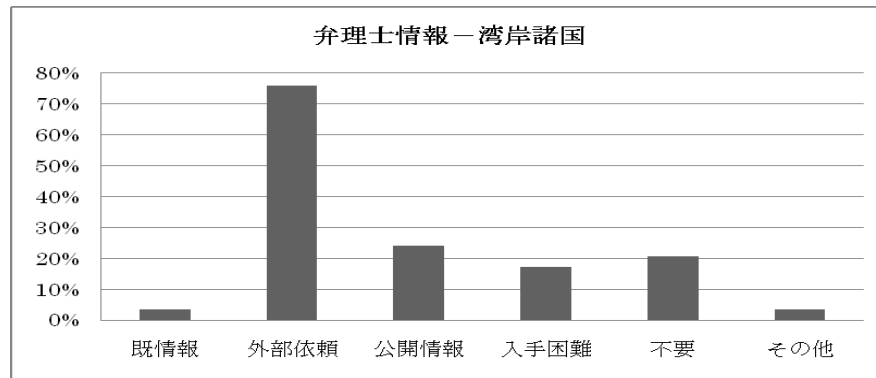


ロシア、中南米および湾岸諸国とも同様な傾向を示しているが、湾岸諸国については、既に情報を持っていると回答した企業が皆無であった。

(2) 出願のための「諸外国の弁理士」情報

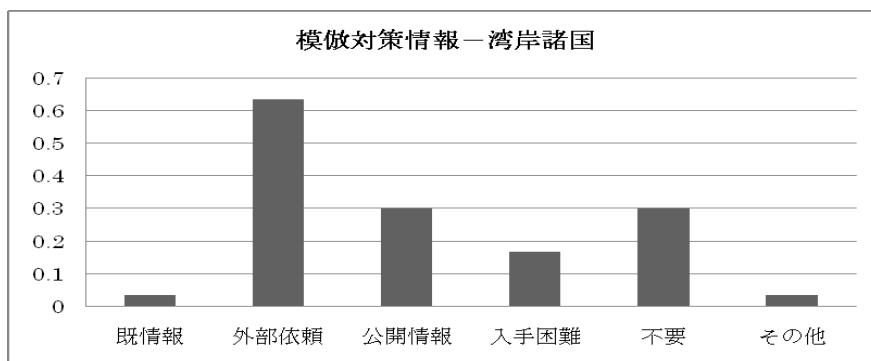
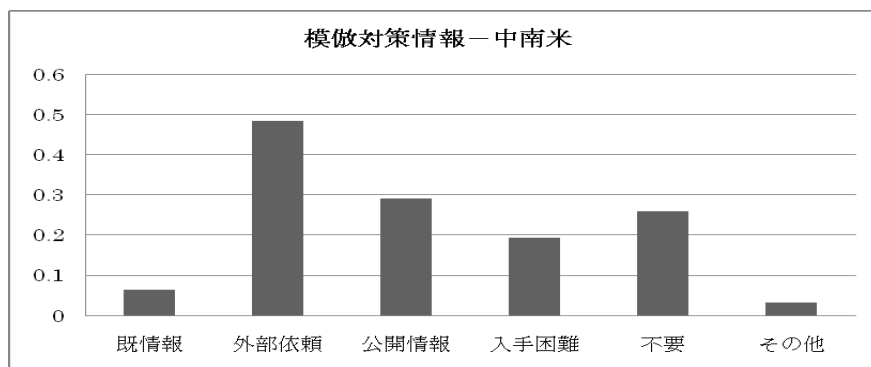
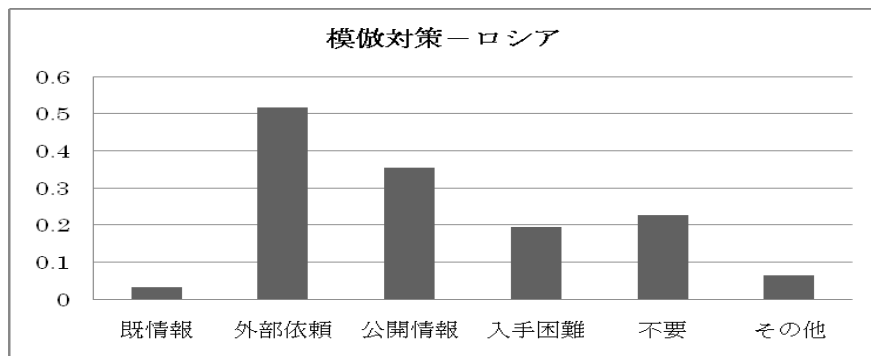
諸外国の代理人についての情報も7割強の企業が外部専門家や国内外代理人、特許事務所から情報を入手していた。中南米、湾岸諸国に若干その傾向が強い。また、公開情報による入手も中南米、湾岸諸国で若干少ない傾向が見られる。





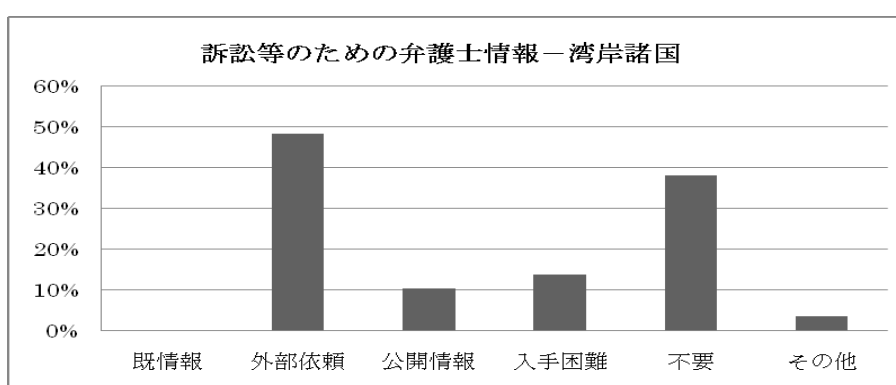
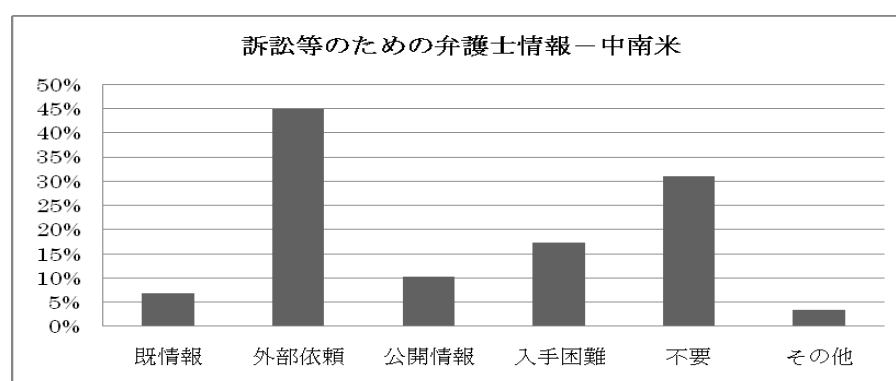
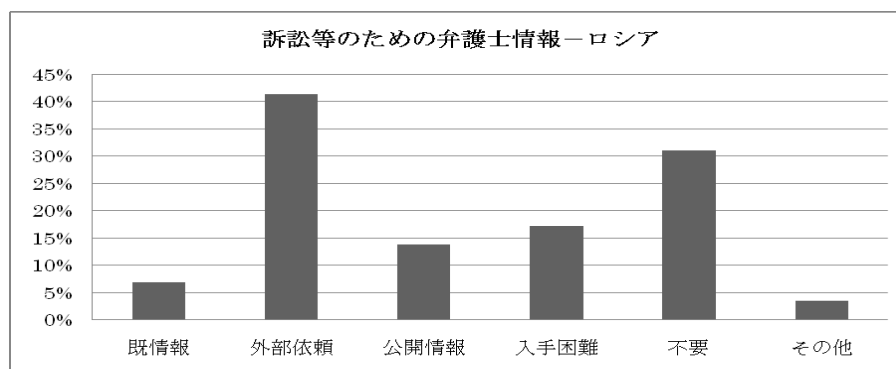
(3) 「模倣品等権利侵害品取締」情報

模倣品等の問題に関する情報も、上記と同様に外部専門家や国内外代理人、特許事務所から情報を入手していると回答した企業が一番多かったが、その割合は湾岸諸国（63%）を除いては48%（中南米）から52%（ロシア）に低下している。



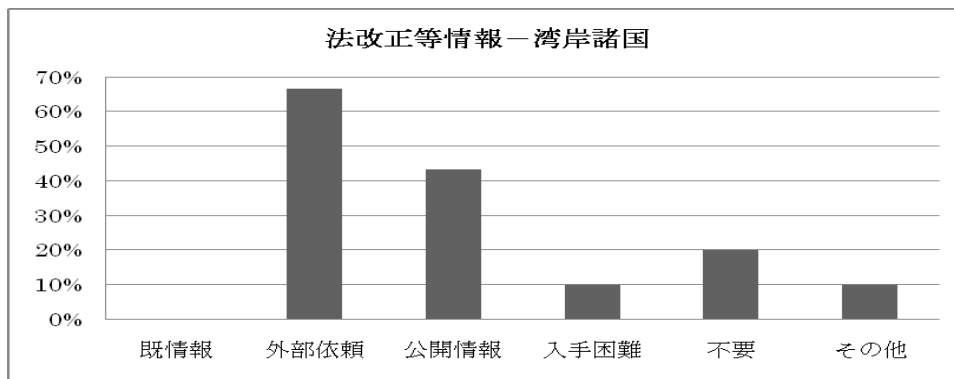
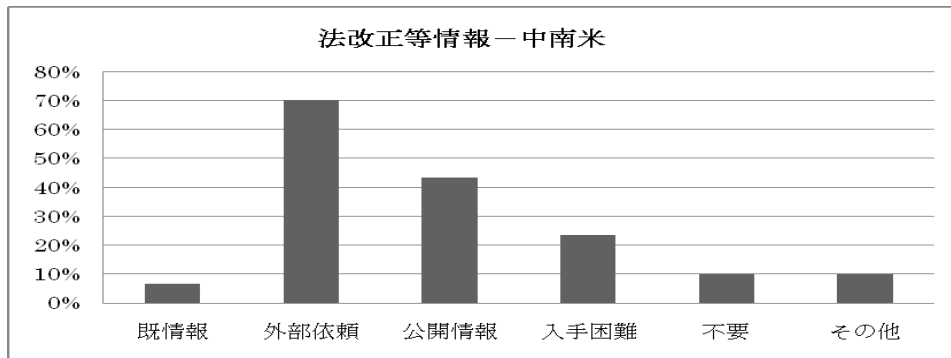
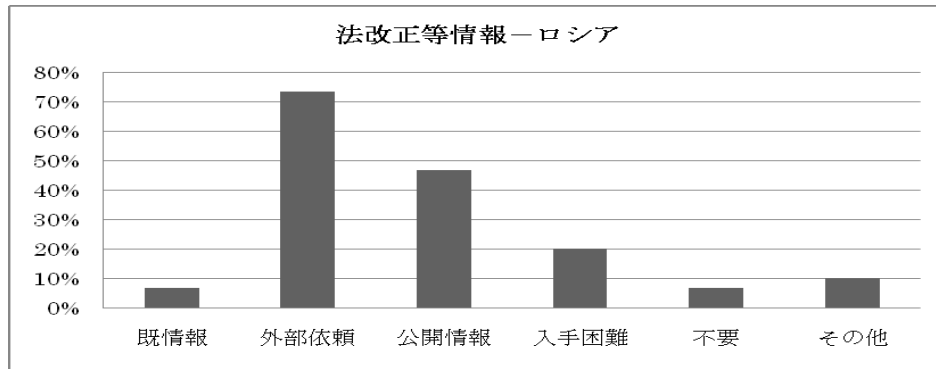
(4) 訴訟等のための「諸外国の弁護士」情報

訴訟のための諸外国の弁護士情報についても外部専門家から入手していると回答した企業が41%から48%となっているが、不必要と回答した企業の割合が31%から38%と、高い結果が得られた。この理由については、実際に現地に進出していない企業については、そもそも訴訟に至る理由がないので不必要と回答したのではないかと推察される（進出していないと回答した企業が31社中、16社と半数を占める）。



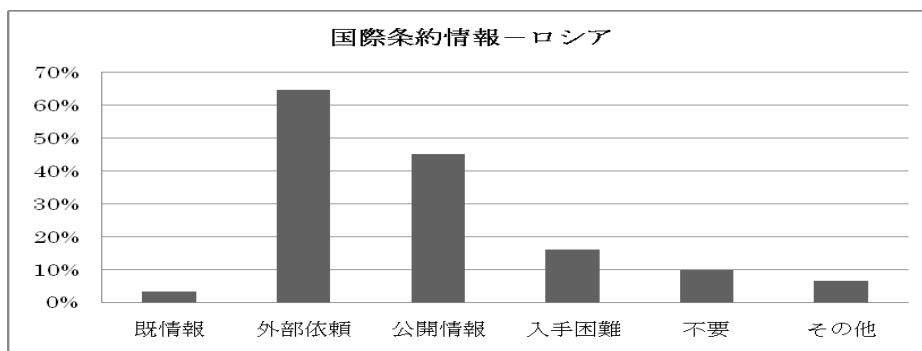
(5) 「法制度の改正」等の情報

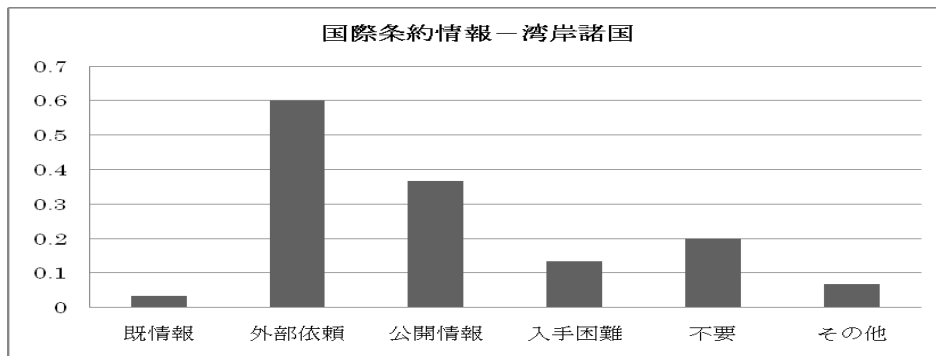
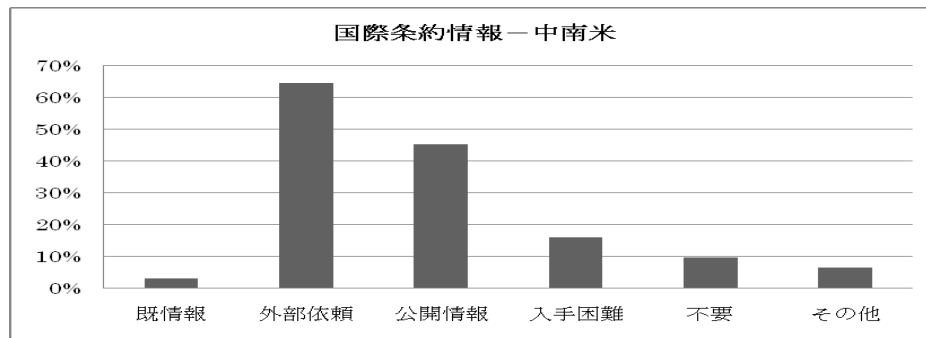
法制度の改正等の情報については67%から73%の企業が外部専門家から入手しており、これに加えてホームページ、マニュアル等から情報を入手していると回答した企業も多くみられた。



(6) 海外との審査協力等を含む「国際的な条約や国際合意」等の情報

国際的な条約や国際合意についての情報についても、外部専門家から、またはホームページ、マニュアル等の公開情報から情報を入手していると回答した企業の割合が多かった。これらの情報の入手が困難と回答した企業は13%から16%あった。ロシア、中南米は同一傾向であり、湾岸諸国でも大きな差異はなかった。



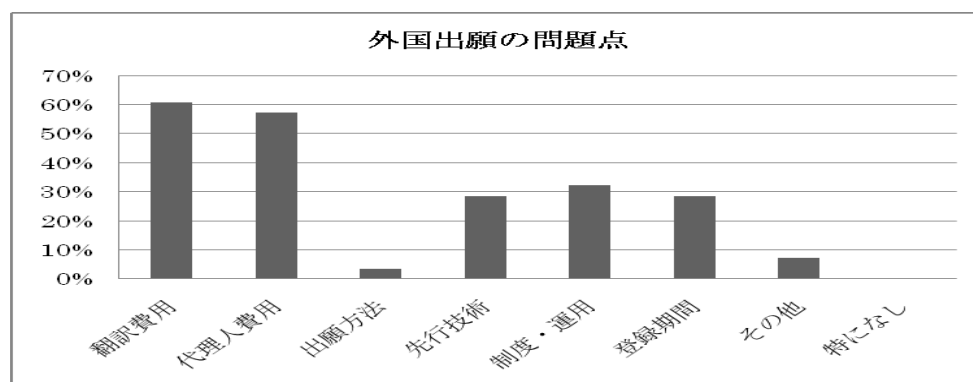


調査対象国に対する情報入手困難な情報については下記が寄せられた。

No	入手困難の情報
1	審査基準（特・意）(ロシア、中南米、湾岸諸国)
2	法改正のタイミングと内容の把握が困難（ロシア、中南米、湾岸諸国）
3	訴訟情報（統計、インパクトの大きい判例）、出願統計(ロシア、中南米、湾岸諸国)
4	Tax Free 地域があり、模倣対策上の明確な情報がほしい（湾岸諸国）
5	イラン、イラク、オマーンの情報入手がむずかしい。
6	民事訴訟手続についての実務的な情報（ロシア）
7	AIPPI から発行されているマニュアル以外のマニュアル等なく入手困難（ロシア、中南米）
8	模倣品等、権利侵害取締に関する情報（中南米）

設問 7. 問題点

指摘された問題点では費用（翻訳：61%、代理人・出願審査：57%）に関する点、次に制度・運用に対する点（32%）、登録までの時間を要する、先行技術調査が出来ない（各29%）の指摘が続く。

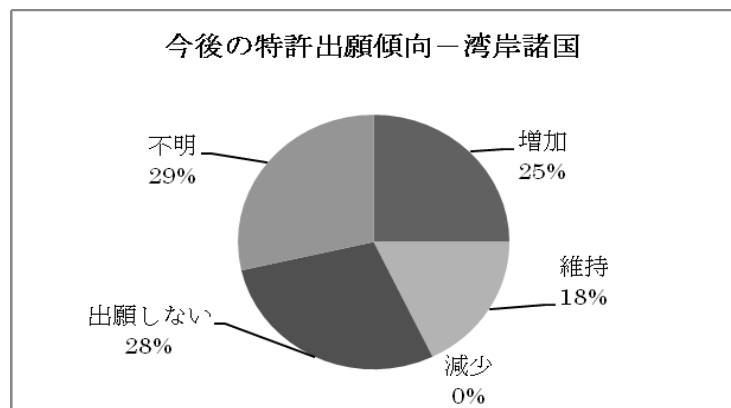
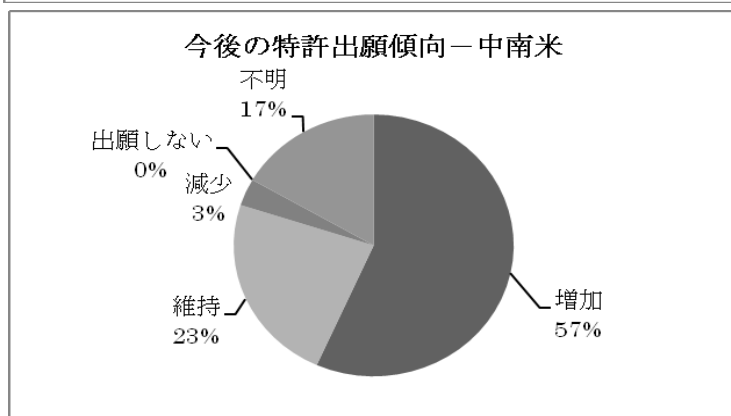
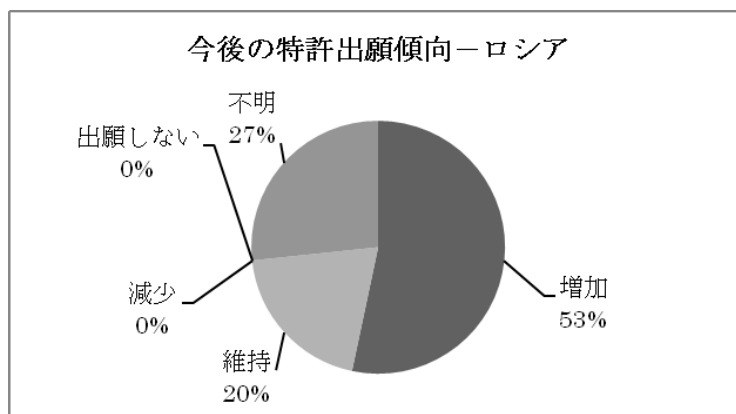


	コメント
1	翻訳の費用について ロシア・ブラジルが高い（特許）
2	代理人、出願・審査費用について 商標は全般に高いが、特に湾岸諸国、ブラジルを挙げている。特許についてはロシア、中南米で高い。
3	登録までの期間が長い ブラジルを多くの企業が挙げており、特に商標という指摘がある。 中東の商標（現在、商標出願が多いためと推察）

設問 8 . 今後の出願傾向

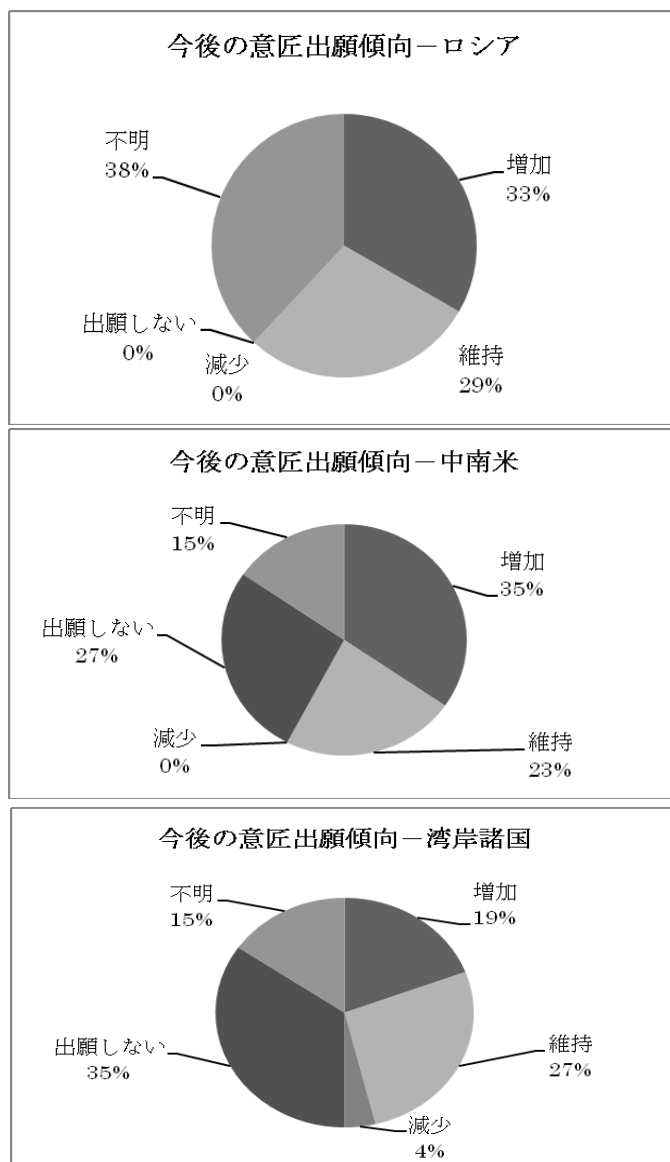
（１）特許

ロシア、中南米で、今後出願を増やす、若しくは現状維持と回答した企業は、各々73%、80%で、全体の約 3/4。出願予定なしは 0%、不明が 27%、17%あった。これに対して、湾岸諸国については、今後出願を増やす、若しくは現状維持と回答した企業が、43%、出願しないは 28%しかなく、ロシア、中南米とは異なる結果となった。



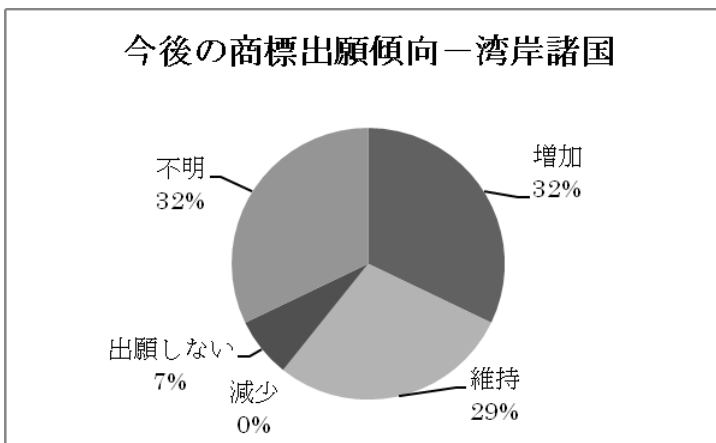
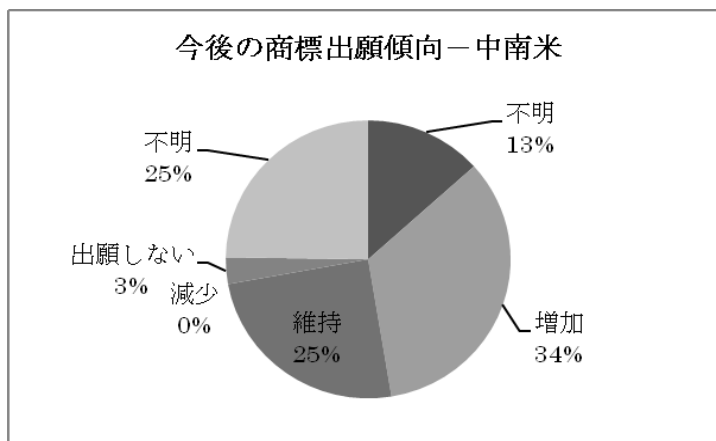
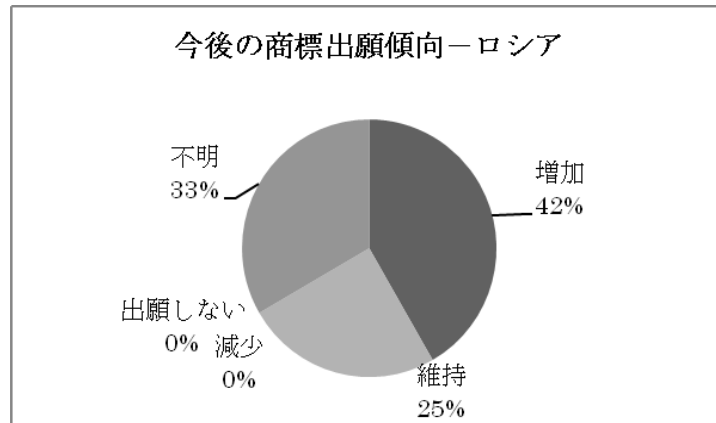
(2) 意匠

ロシア、中南米で、今後出願を増やす、若しくは現状維持と回答した企業は、約6割あった。中南米で、出願しないが24%ある。不明が各38%、15%とあり、動向を見守っている感がある。これに対して、湾岸諸国については、今後出願を増やす、若しくは現状維持と回答した企業が46%と少なく、逆に出不願しないが35%となった。



(3) 商標

商標については、特許・意匠と異なり、いずれの地域でも、今後出願を増やす、若しくは現状維持と回答した企業の割合は59%から67%となった。これらの地域の中で、ロシアでの出願意欲が特に強い結果となった。



設問 9 . 知的財産権取得・活用の実態、

この設問についても、アンケートに応じた企業 30 社の中で、コメントした企業は 12 社あった。

(1) 障害に感じたこと、又は、思いの外うまくいった事例

	コメント
1	ロシアにて、「EFLEX」を商標出願が「REFLEX」を引用して拒絶されたが、反論の末、登録となった。
2	・大きな問題ではないが、言葉のバリアがある（翻訳の手間やコスト、及び誤訳など） ・先行技術調査が十分出来ない
3	現地産業財産権の出願、登録情報を英語で検索しにくい。

4	メキシコの審査が遅い。
5	パレスチナの公証は極端に高い

(2) 障害となっている制度 (制度がないことも含めて) 運用

	コメント
1	特：ブラジルの名目実施、アルゼンチンの PCT 未加入 商：チリでは不使用取消制度がない
2	・メキシコについて、ブラジル同様に商標のコンセント制度を導入してもらいたい。 ・ペルーが当制度を導入しているか不明であるが、日系人が多いために現地で日本人名をアルファベット化した商標が取られてしまうケースがある。その際、コンセント制度があれば、日本企業にとって有益である。
3	並行輸入可否について揺れている
4	ブラジル 医薬化合物の特許出願では、特許庁のみならず、薬務当局の審査もある。
5	・代理人・庁等の応答が悪い(中南米) ・費用が高い(GCC,中南米) ・庁 HP の英語化がないか不十分
6	・強制実施権付与に前向きであること ・医薬品に関する特許期間延長制度がない国があること ・BR：医薬品の特許については ANVISA 承認が必要であること ・商標で認証はやむをえないとしても、在日公館の公証の入手など煩雑である。
7	経済産業省、JETRO による各国情報の日本企業へのさらなる提供

(3) 日本政府が (率先してあるいは他先進国と協調して) 支援・協力すべきと考えられる点

	コメント
1	IPDL の拡充
2	南米各国に、マドリッド・プロトコルに加盟するよう働きかけて欲しい。
3	保護を実効あるものとするための支援・協力
4	審査ハイウェイ的なものを拡げていって欲しい
5	現地産業財産権の出願、登録に関するデータベースの充実化への支援
6	対象国の制度情報をもっと流してほしい。
7	ロシアの商標の冒認登録
8	模倣対策、一部開始しているが、不十分。
9	・ PPH (審査ハイウェイ) 合意など審査協力体制の構築 ・ PCT 加盟等への働きかけ

(4) その他

	コメント
1	湾岸諸国の弁護士費用が高い
2	・マドプロに中南米の国は加盟してほしい。 ・公証、領事認証を不要にしてほしい (商標)

2010 年 3 月

特許庁委託 平成 21 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

**ロシア、中南米及び中東における知的財産権制度
及びその運用状況に関する調査研究報告書**

社団法人 日本国際知的財産保護協会
AIPPI・JAPAN
国際法制研究室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉センター 4 階
電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510
<http://www.aippi.or.jp/>